

早稲田大学審査学位論文（博士）

日本における「孤独死現象」のありよう

—福祉問題の实在と言説、そしてコミュニティ—

'Kodokushi(Solitary death)' as a Phenomenon in Japan

—The Reality and Discourse of the Welfare Problem, and the Community—

早稲田大学大学院社会科学研究科

政策科学論専攻 都市居住環境論研究

呉 獨立

OH Dok Lip

2020年1月

## 【目次】

第1章 序論.....	1
第1節 研究背景及び研究目的.....	1
第1項 研究背景：連帯と孤独、近代的個人化と統合の問題.....	1
第2項 本研究の対象及び用語の使い方.....	3
第3項 本研究の目的と範囲.....	6
第2節 論文の構成.....	10
第2章「孤独死現象」における「現象」の实在.....	15
第1節 発現現象の实在.....	15
第1項 [とある姿の「死」] という「实在する現象」.....	16
1-1 データに基づく「孤独死」の実態把握の实在.....	16
1-2 事例収集を通じた「孤独死」の実態把握の实在.....	19
第2項 「とある問題」として「实在する現象」.....	21
2-1 阪神・淡路大震災以前の時期.....	21
2-2 阪神・淡路大震災以降の1990年代後半.....	23
2 - 3 2000年以降の時期.....	24
第2節 政策的関心の対象としての「孤独死」.....	26
第1項 「孤立死防止推進事業」実施以前の政策の流れ.....	26
第2項 厚生労働省による「孤立死防止推進事業」実施.....	27
第3項 「孤立死防止推進事業」以降の主要政策及び流れ.....	32
第3節 学問的研究対象としての「孤独死」.....	35
第1項 「孤独死」研究の現況.....	35
1-1 「孤独死」研究の動向.....	35
1-2 「孤独死」に関する学問的関心の多様性.....	37
第2項 主要研究に関する検討.....	38
第4節 小括：[とある姿の「死」]そして「とある問題」として实在する「現象」としての「孤独死現象」.....	43
第3章「孤独死現象」における争点の多様性及び構成要素.....	47

<b>第1節「孤独死現象」における「孤独死」という用語</b> .....	<b>48</b>
第1項「孤独死現象」に関わっている用語の意味.....	48
1-1「孤独」と「孤立」.....	48
1-2「孤独死」と類似意味で使用される「言葉」.....	50
第2項 意味の曖昧性：「孤独死」という言葉の混乱.....	52
第3項「孤独死」という用語の使い方をめぐる議論.....	54
<b>第2節「孤独死」定義をめぐる争点</b> .....	<b>57</b>
第1項「孤独死」発現形態の多様性.....	57
第2項「孤独死」定義の多様性.....	61
2-1 辞典的定義.....	62
2-2 政策領域における定義.....	62
2-3 研究領域における定義.....	64
第3項「孤独死」定義で現れる争点.....	67
3-1 死亡場所.....	68
3-2 世帯類型.....	69
3-3 自殺の扱い方.....	71
3-4 生前の状況.....	72
3-5 看取りの有無.....	73
3-6 年齢基準.....	74
3-7 死後経過時間.....	75
<b>第3節「孤独死」を構成する諸要素</b> .....	<b>78</b>
第1項「孤独死」の発現要素：「社会的死」と「孤独死」.....	79
1-1「社会的死」.....	79
1-2「社会的死」としての「孤独死」における意味の複雑性.....	82
第2項 生前の状況に関連する表層的要素：「ひとり性」.....	84
第3項 生前の状況に関連する深層的要素：個人化.....	86
第4項 死後の状況に関連する表層的要素：死後処理問題.....	87
第5項 死後の状況に関連する深層的要素：コミュニティ問題.....	88
<b>第4節 小括：「近代的な死」、そして近代的「個人」と「コミュニティ」をめぐる現象としての「孤独死」</b> .....	<b>91</b>
<b>第4章 日本「孤独死現象」に関する言説展開の様相</b> .....	<b>95</b>

<b>第1節 「孤独死現象」に関わる言説の類型.....</b>	<b>95</b>
第1項 現象に関する認識の多次元性 .....	95
第2項 福祉・制度に関わる言説 .....	97
第3項 個人化言説 .....	98
第4項 コミュニティ言説 .....	99
<b>第2節 メディアの報道から見る「孤独死」言説展開の様相.....</b>	<b>101</b>
第1項 メディアの「孤独死」関連報道に関する先行研究.....	101
第2項 分析の対象と報道の推移 .....	103
2-1 分析対象 .....	103
2-2 「孤独死」関連記事の推移.....	104
第3項 「孤独死」報道の動向.....	107
3-1 1970年代 .....	107
3-2 1990年代後半（阪神・淡路大震災時期） .....	109
3-3 2000年代以後（「北九州市孤独死事件」と「団地の孤独死」） .....	110
3-4 2011年東日本大震災以後 .....	111
第4項 日本の「孤独死」言説展開の様相.....	112
4-1 福祉・制度に関わる言説の展開.....	112
4-2 個人化言説の展開 .....	113
4-3 コミュニティ言説の展開 .....	114
<b>第3節 韓国の「孤独死」言説との比較.....</b>	<b>117</b>
第1項 韓国の「孤独死現象」及び日韓比較の意義.....	118
第2項 「現象」の实在に関する日韓比較.....	119
2-1 韓国の「無縁故死亡者」統計と日本の「立会者のいない死亡者」統計の比較	120
2-2 「ソウル市孤独死統計」と東京都監察医務院の「異状死統計」の比較.....	126
第3項 韓国メディアにおける「孤独死」言説の展開様相.....	129
3-1 分析対象 .....	129
3-2 記事の推移 .....	129
3-3 韓国の「孤独死」関連記事分析.....	131
第4項 「孤独死」言説の日韓比較.....	136
4-1 「孤独死現象」における韓国的状況.....	136
4-2 「孤独死」言説の展開における日本と韓国の相違.....	138
<b>第4節 小括:「コミュニティ言説」としての日本の「孤独死現象」.....</b>	<b>140</b>



第5章「孤独死現象」をめぐる「コミュニティ言説」及び、その特徴.....	142
第1節「常盤平団地の物語」再検討.....	143
第1項「発信の中心地」としての常盤平団地.....	143
第2項 常盤平団地の「孤独死」対策.....	148
第3項 「常盤平団地の物語」に内在する特徴(1):人的要素への強い依存.....	153
第4項 「常盤平団地の物語」に内在する特徴(2):共通の集団経験による強い住民意識.....	155
第2節「無縁社会論」に対する批判的検討.....	158
第1項 流行現象としての「無縁社会論」の展開.....	158
第2項 「無縁社会論」の内在的構造:「社会的排除」と「親密圏の変容」.....	161
第3項 「無縁社会論」の問題点と限界.....	163
第3節 小括:「孤独死現象」をめぐる「コミュニティ言説」の脆弱性.....	169
第6章 福祉問題としての「孤独死現象」とコミュニティ.....	171
第1節 福祉と「孤独死現象」.....	171
第1項 「良く統合されている(well-integrated)」状態としての福祉概念.....	172
第2項 連帯と統合に対する警告:「孤独死」の「問題的」側面.....	174
第2節 近代におけるコミュニティの状況.....	178
第1項 コミュニティの基本属性:境界性、同質性、帰属性.....	178
第2項 コミュニティの近代的状況.....	180
第3節 「孤独死現象」と対応主体としての「コミュニティ」.....	185
第1項 「『ツナガリ』のコミュニティ」と「機能的ネットワーク」.....	185
第2項 「孤独死現象」と「機能的ネットワーク」としてのコミュニティ.....	191
第4節 小括:「コミュニティ」の近代的状況と福祉問題としての「孤独死現象」.....	196
第7章 結論.....	200
第1節 日本における「孤独死現象」のありよう.....	200
第2節 本研究の示唆点と意義.....	206
第3節 本研究の限界および課題.....	209
参考文献.....	211



## 【表目次】

表 2-1-1	ニッセイ基礎研究所による全国 65 歳以上高齢者の「孤独死」数推計	18
表 2-2-1	「孤立死ゼロ・モデル事業」の主要内容	30
表 2-3-1	「孤独死」関連論文の現況	36
表 3-2-1	「孤独死」の定義：辞典的定義	62
表 3-2-2	「孤独死」の定義：行政機関・自治体等	63
表 3-2-3	「孤独死」の定義：研究領域	65
表 3-3-1	「孤独死」の構成要素	90
表 4-1-1	「孤独死」に対する認識の次元と言説の類型	96
表 4-2-1	朝日新聞東京本紙記の「孤独死」関連記事数	105
表 4-2-2	朝日新聞地方版の「孤独死」関連記事数	106
表 4-2-3	「孤独死」関連記事の類型別分類(重複可)	106
表 4-3-1	韓国の無縁故死亡者数(2011～2015)	121
表 4-3-2	日本の立会者のいない死亡者数	123
表 4-3-3	日本の立会者のいない死亡者現況(年齢別)	125
表 4-3-4	韓国の無縁故死亡者現況(年齢別)	125
表 4-3-5	ソウル市の「孤独死」状況(2013年)	126
表 4-3-6	東京都区部における性・年齢別の「孤独死」状況(2013年)	127
表 4-3-7	韓国主要新聞の「孤独死」関連記事数	130
表 4-3-8	新聞社別「孤独死」関連記事数	130
表 4-3-9	「孤独死」関連記事の主要キーワード	133
表 5-1-1	常盤平団地の「孤独死」関連主要シンポジウム	144
表 5-1-2	常盤平団地の「孤独死」関連主要取材・報道(2005.4～2007.12)	145
表 5-1-3	常盤平団地の「孤独死」関連主要講演・報告(2005.3～2008.3)	147
表 5-1-4	「家賃裁判」以前の常盤平団地と公団間主要争い	155
表 5-1-5	「家賃裁判」と「福祉裁判」の主要経過	156
表 5-2-1	無縁社会に関連する主要書籍出刊現況(2011～2012年)	161
表 6-3-1	近代的な状況における「『ツナガリ』のコミュニティ」と「機能的ネットワーク」	189

## 【図目次】

図 2-1-1	東京監察医務院データに基づく「孤独死」件数の推移(2003~2017)	17
図 2-1-2	「孤独死」に関する事例収集調査票の例	20
図 2-2-1	厚生労働省の「孤立死防止対策について」の図式	33
図 4-2-1	朝日新聞の「孤独死」関連記事の推移	104
図 4-2-2	朝日新聞の阪神・淡路大震災関連「孤独死」記事の推移	109
図 4-3-1	韓国の無縁故死亡者推移	122
図 4-3-2	日本の立会者のいない死亡者推移	124
図 4-3-3	韓国主要新聞の「孤独死」関連記事の推移	131
図 5-1-1	常盤平団地の「孤独死」対策の関連図	149
図 5-1-2	常盤平団地の緊急通報体制（連絡網）	150
図 5-1-3	常盤平団地の安心登録カード	151
図 5-1-4	常盤平団地のいきいきサロン運営規則	152
図 6-1-1	社会統合像の変化のありよう	177
図 6-2-1	コミュニティの近代的状況	182

# 第1章 序論

## 第1節 研究背景及び研究目的

### 第1項 研究背景：連帯と孤独、近代的個人化と統合の問題

人間は社会の中で生まれ、社会的な生を営みながら一生を生き、死をもって社会という舞台から退場する。したがって、「人が死ぬ」という事態は、人間という一個体の「生物学的な死」であるとともに、「社会的な死」という側面までも常に含んでいる現象である。医学が人間個体の「生物学的な死」と対決しながら、生物学的に健康な「生」の維持のために奮闘してきており、またそのために絶えずに力を尽くしているとしたら、社会科学は（社会的な存在としての）人間の「社会的な死」と闘いながら、社会的に健康な「生」を維持するための道を模索することに奮闘する。「社会的に健康な生」というモノは、もちろん特定の「個人の幸せな生」のようなものとは別のモノである。生物学的な人間個体における健康というものが、有機体としての身体を構成する各要素が生命維持活動に対して正常な機能を維持していることを意味するように、社会的に健康であるということは、特定の社会が（その社会が個々人において望ましい社会として認められているのか否かとは別に）正常に維持されることに、構成要素である人間個体の生がきちんと機能しているのかに関わっているモノである。つまり、これは他でもなく、「社会統合」というなじみの社会科学用語に置き換えられるものである。

社会統合に関する問題は徹底的に近代的な問題である。前近代社会において、社会を構成する個別の人間は共同体（社会）内での機能とアイデンティティが一致されている状況で生きてきた。その意味では、社会は特に何の問題もなく、それなりの「健康さ（統合）」が維持できたとも言える。すなわち、個別の人間は「共同体」に属すること自体で「社会」の中に「良く統合された」状態<sup>1</sup>を維持することが可能であったのである。しかし、このような状況は近代という時空間によって一変する。社会（共同体）から個人が分離され、社会と個人、そして個別的な諸個人間の距離が増大する近代社会では、必然的にそのよう

---

<sup>1</sup> 本論文では、複数の単語で表現せざるを得ない概念的な言葉に [ ] (角括弧) を付けて表現する。即ち、本論文での [ ] (角括弧) は、そのまま表現した場合生じ得る誤解の可能性を避けるために用いられた視覚的な措置である。

な距離を埋めることのできる「つながり」のあり方が問題となる。従って、近代的社会科学に求められる核心的な問いの一つは、新たな社会の「ありよう」に相応しい連帯の「ありよう」及び、それによる健康な社会（社会統合）の「ありよう」に対する問いであったのである。

高い水準の労働分業および、社会構造の複雑性を特徴とする近代という状況の中で、「社会」は、相異なる特殊な諸機能の体系として、明確な社会関係の総体として把握される(Durkheim 1984: 64, 84-85)。古典的な社会学理論家として連帯に関する豊富な理論的議論を提供したデュルケム(E. Durkheim)は、「機械的連帯から有機的連帯への変化」という概念を用いて、個々人が以前の強力に密着した状態から遠ざかるようになり、そしてその状態が機能的な依存性に代替される新しい類型の社会的状況を描いた。より多様な集団の中で、より多様なアイデンティティを持って生きていかなければならない近代の人間は、同質的な集合体として、互いに強く結ばれているという認識を維持することが難しくなる。石のように堅固に君臨した規範的秩序と道徳は、マルクス(K. Marx)が表現したように、「煙と消えて」(Marx 1972)見えなくなってしまう。そして、これは社会の結束を裏付けてきた共同の意識が薄れることを意味するものである。

このように、近代は「個人」という存在を誕生させると同時に、「個人」に密着していた既存の厚いつながりをかすかにすることで、それ以前の強力な（もののように思われる）連帯から「個人」を遠ざけている。これは、一方では共同体からの個人の解放を意味するものの、他方では近代的な個人に下された孤独の宣告を意味するものでもある。その意味で、孤独に生きること、そして孤独に死ぬことは、近代的な生と死の一つの典型的な姿であると言ふべきかもしれない。つまり、近代という時代は、もしかすると「孤独死の時代」と呼べるような時代かもしれないし、「孤独死」は社会的連帯と統合における近代的な状況の断面を克明に語っている事態として見るべきかもしれない。

実際に、「孤独死」に対する認識は以上で述べたことを裏付けているように見える。「孤独死」という用語が新聞記事に登場しはじめた1970年代前半頃の「孤独死」関連記事に対する堀(2012)の分析は、当時「孤独死」という事態が投げかける一種の驚きを指摘した。ある個人の死に対して誰も気づかないまま一定の期間放置されたことは、「死、そのものに対する驚き」ではなく、死の周りに置かれている共同体の「関心や関わりの薄さに対する『驚き』」であった(堀 2012: 49)。このような「驚き」は、「孤独死」を発生させる社会的「ありよう」の存在を、「孤独死」を発生させなかった社会が消えていくことの傍証としての認識へ導いていくように見える。つまり、「孤独死」の存在は「孤独死」がなかった社会の非存在を証明する、というデカルト的な認識の姿を量産した。「孤独死」に関わる認識は、孤

独ではないモノの不在に対する証明であり、失われた連帯に対する渴望であり、消えてしまったコミュニティ（共同体）に対する郷愁（ノスタルジア）を強く訴えるようにみえた。

このような認識の姿が妥当であるかについては疑問符を付けて置くべきであるものの、「孤独死」が、正確には〔「孤独死」という名の下で現れる現象〕が、私たちが生きて行く現在の社会における統合と連帯の姿に対して問いかけている点で、これは社会科学研究の重要な対象になり得ると言える。統合と連帯の姿に対する問いは、個人と個人、そして個人と社会を結びつける「関係」についての問いでもある。しかし、このような「関係」において重要なことは、その「関係」が個人と個人との間で、そして諸個人と社会との間で果たす「機能」的な役割であろう。そして、もし「孤独死」が問題であるとするならば、この問題に対する対応におけるキーワードは、まさにそのような「機能」の回復ないしは構築となるべきであろう。しかし、実際に「孤独死」が語られる場面においては、このような「機能」よりも「関係」の回復ないしは構築が強調されている。コミュニティが解体された土壌で「孤独死」という問題が萌えだしたとするならば、再びコミュニティを復活させることで解決できる、ということは一見もっともなことのように見えるが、果たして本当にそれは可能であるのか。〔「孤独死」という名前では呼ばれている現象〕を対象にする本研究は、このような問題意識を背景として始まったものである。しかし、「孤独死」というものは、日常的な用語としても、学術的な用語としても不明瞭で曖昧な姿を見せていることが事実であり、恐らく、そのような不明瞭で曖昧なこと自体が「孤独死」であるのかもしれない。したがって、「孤独死」を明瞭で明確なものにするための議論は、もう一つの曖昧さを加えることにとどまる可能性が高いものとなる。「孤独死」と関連する有意義な議論を生産するためには、まず「孤独死」という名前では呼ばれている現象が実際にどのような姿で現れているのかを明確にする必要がある。そして、本研究はそのような必要性を踏まえた「孤独死」研究の出発点であると言える。

## 第2項 本研究の対象及び用語の使い方

「孤独死」に関する学術的研究は1990年代半ばから始まって20年以上の歴史を有している。それにもかかわらず、「孤独死」が一つの独立した研究対象として足場をかためたと見なすには、量的にも質的にも十分な結果物の蓄積がなされたとは言い難い状況である。先に言及したように、「孤独死」は定義づけにおいて難点を抱えている現象であり、それ故に明確な実態把握が困難な現象でもある。メディアの報道、関連番組、およびジャーナリストなどによって書かれた「孤独死」関連書籍は世間の関心を引き起こし、そのような作

業を通じて「孤独死」と言われる「死」の生々しい姿が（切なく衝撃的なものとして）人々の感情を刺激してきた。部屋に満ちている蠅の群れ、遺体を覆いかけ<sup>うごめ</sup>蠢いている無数の蛆虫、ゴミ屋敷のような部屋の風景など、衝撃的なイメージとともにこのような「死」が日々増加しているという証言があふれる。しかし実際には「孤独死」がどれくらい発生しているかに関しては公式的に集計されているわけではない。このような点は確かに「孤独死」を学問的な対象とすることに対する躊躇いの一つの要因であり、奥行のある研究を妨げる要因でもあろう。そのような困難さのなかで20年余り多数の研究者によって行われてきた「孤独死」研究はそれ自体としてそれなりの価値を有していると言うべきかもしれない。「孤独死」に関する先行研究については本論文の第2章を通じて検討することになるが、どの研究も「孤独死」が何であるのかに関しては納得のいく解答を提示してはいない。その現象が発現される衝撃的なイメージが広く広がっているにもかかわらず、それがどのように区分づけられるべき事態なのかに関する明確な像は提示されていないのである。これは「孤独死」に関する先行研究の限界と言うよりは、対象となる「孤独死」というものが持っている限界である。「孤独死」は明確な対象ではなく「現象」として存在する。

したがって、本研究は「孤独死」がどれほど発生しているのかについて、つまり「孤独死」の現況を把握し、これがどれほど深刻な社会問題になっているのかについては分析しない。また、本研究は、「孤独死」への対処がどのように行われているのかに関する考察とそれについての評価及び、「孤独死」を防止するための具体的な対策を模索するものでもない。すなわち、本研究は「孤独死」それ自体を対象とするものではない。むしろ、本研究の主眼点は、「孤独死」の現況がいかなる形で把握されているのか、「孤独死」はいかなる形で社会問題として扱われているのか、そして「孤独死」への対応についていかなる形で語られているのか、などにある。言い換えると、本研究の対象は「孤独死」そのものではなく、「孤独死」という名前で語られている様々なコトガラ、つまり「孤独死現象」である。

「孤独死」はある種の死に対して社会的に付けられた名称であると言えるものの、その「ある種の死」が具体的にどのようなものを意味しているかに関しては確定的なものがあるわけではない。一般的に語られている「孤独死」とは、「一人暮らしの人が誰にも看取られずに死んで、死後相当期間放置される」という死に方を意味しているようにみえるが、これは定義として非常に不明瞭なものである。「孤独死」の定義に関連する問題は本論文の第3章で詳しく議論することになるが、「孤独死」を定義することに関しては数多くの争点が存在してきており、その争点においては、未だに合意が導出されていないだけでなく、事案によっては合意そのものが不可能であるようにみえる部分もまた存在する。つまり、「孤独死」という用語を使用して語るとき、受け手によっては相異なる事態を意味するも



のとして認知される可能性が存在する。従って、「孤独死」を研究の対象にするとき、対象概念に関する認識上のこのような問題を避けるために、研究者なりの定義を提示した上で議論を展開することが一般的な論じ方であると言えるが、本研究はそのような論じ方は採用していない。その意味では、本研究は厳密に言って、「孤独死」を対象にしていないとも言える。本研究は、「孤独死」がどのような死に方を指す事態なのかについては問わない。むしろ、本研究では、それが持っている「何を指すのかについて明確に定義しがたい不明瞭な実体」であるという部分が重要であり、従って議論の主な対象になるモノは、「本当の意味での孤独死」と言うべきものではなく、「[「孤独死」という言葉で呼ばれているモノ]」なのである。

「孤独死」に関する学術的な議論を展開するためにこのような対象設定をすることは、議論の便宜性への考慮からではなく、ある種の必然性からなされたものである。「孤独死」を対象とする既存の研究では、対象となる「孤独死」についての明確な像を持たずに議論がなされるしかなかった。したがって、それらの議論は、「孤独死」に関する部分的で断片的なものにとどまる危険性から自由ではないものであった。「[「孤独死」という言葉で呼ばれているモノ]」を対象とすることは、「孤独死は何であるのか」という、現段階では依然として「答え」を見出せない「問い」から距離を置くことで、むしろ「孤独死」に関する議論をさらに明確に導ける、という利点を有している。要するに、「孤独死」そのものではなく、「[「孤独死」という名前で語られている様々なコトガラ]」を対象とすることで、本研究は、既存の「孤独死」研究よりも明確な社会科学的議論を展開できると同時に、「孤独死」に関するさらなる豊富な議論が可能になることも期待できるのである。

それ故に、本研究では「孤独死」と共に、それとは区分して「孤独死現象」という表現を使用している。本研究での「孤独死」という用語は「[「孤独死」という（時によってはそれに似たような）言葉で呼ばれる]」具体的な実在を称し、それは特定の文脈で不確かな「現象」的実体を指し示す意味、あるいは特定の定義に即した「現象」的実体に限られる意味で使われる。つまり、本論文で使用する「孤独死」という用語は、明確な類型として定義されている、ある一つのコトガラを称するものではない。そのような意味で、既存の用法と区分するために、本論文では「」を付けて「孤独死」と表記する。したがって、本論文での表記は、引用文などに登場する場合を除けば、基本的に「孤独死」を使用することになる。それに対して、「孤独死現象」という用語は「[対象になる「現象」的実体が「孤独死」という言葉で扱われる現象]」を示す広範な概念として用いられる。したがって、「孤独死現象」には非常に多様なコトガラが含まれることになる。「孤独死現象」には、「[ある種の死が「孤独死」という名前で呼ばれる]」コトを含めて、「何らかの根拠をあげながら「孤独死」

の現況を提示する] コト、[社会問題として「孤独死」が把握される] コト、[政策の対象として「孤独死」が認識される] コト、[「孤独死」が事件として新聞などのメディアを通じて報道される] コト、[「孤独死」防止などの名の下で自治会など、各種社会団体によって様々な活動が行われる] コト、[「孤独死」に関するルポなどの書籍が出版される] コト、[映画や小説などの大衆文化の中で「孤独死」が扱われる] コト、[分析の対象として「孤独死」が研究される] コト（したがって、本研究もまた「孤独死現象」の一部であると言える）、さらには[日常生活の対話の中で「孤独死」が話題になる] コトなど、数え切れないほどのコトガラが「孤独死現象」の中に包含される。したがって、「孤独死」の発生と「孤独死現象」の発生は別の次元の問題であり、「孤独死」に関しては「増加する」あるいは「減少する」という用法が可能であるが、「孤独死現象」は増加・減少するというように表現できる対象ではないと言えよう。「孤独死現象」に含まれる全てのコトガラを一つの研究の中で扱うことには限界があり、したがって本研究で扱う「孤独死現象」がこの現象のごく一部分にとどまることは言うまでもない。本研究では、「孤独死現象」に関する社会科学的議論を展開するにあたって必要な核心的なコトガラを扱うことに集中する。つまり、「孤独死現象」が実在することを示すコトと関連する現象（第2章）、「孤独死」の定義をめぐる争点と関連する現象（第3章）、そして「孤独死」がどのように語られるのかと関連する現象（第4章と第5章）が、「孤独死現象」のありようを照明するために本論文で扱う主要な対象である。ここで「ありよう」という用語を使用することには、「ありのままの様相を提示」しようとする意図が反映されている。つまり、「孤独死現象」についてのリアリティーに集中しようとする意味で借用された用語である。本論文の題名にも使用されている「ありよう」という用語は、分析的な用語としては消極的な表現であるかもしれないが、現在の研究段階においては、むしろこれは、学術的に「孤独死現象」を論じる際に最も適切な表現であると言える。なぜなら、この現象の核を握っている「孤独死」についての明確な像さえ提示されていない「孤独死」関連研究においては、何よりもまず「孤独死現象」のリアリティーから議論をはじめめる必要があるからである。

### 第3項 本研究の目的と範囲

前述した通りに、本研究は「孤独死」ではなく「孤独死現象」を対象とする。そして、「孤独死現象」を対象として見ている点において、本研究が既存の先行研究と区別されるものでもある。もちろん、同様の理由で「孤独死」がいかなるものであるのかに関する納得のいく答えは、本研究もまた提示しない（あるいは、提示できない）。本研究で見ようとする

ことは、まず「孤独死現象」がどのような姿で現れているのかに関するものである。つまり本研究は、日本の「孤独死現象」のありようは何であるのかを明らかにしようとするものである。そして、「孤独死現象」に関する議論から導き出せる社会科学的な示唆について論じようとするものである。ただし、前項で表現したように、「孤独死現象」は〔対象になる「現象」的実体が「孤独死」という言葉で扱われる現象〕として非常に広範な対象であるため、それについての全てを論じることは不可能である。したがって、本研究では「孤独死現象」と関連して、基本的に以下の3つの議論に集中して展開する。

一つ目は、「孤独死現象」が基盤とする「現象」の「実在」に関する議論である。つまり〔「孤独死」という名で呼ばれているモノ〕がいかなる形で把握され、いかなる形態で扱われるかに関連する実在を見てみようとするのである。

二つ目は、「現象」の中心に置かれている〔「孤独死」という名で呼ばれているモノ〕が、明確に定義されないことと関連していかなる争点を存在させているのかということ、および、「孤独死」というモノがいかなる要素を含めている「現象」であるかに関する議論である。

三つ目は、「孤独死現象」が日本で展開されるにあたって、現れている具体的な様相に関する議論である。これに関連しては「孤独死現象」が展開される多様な様相のなかで「言説」という側面に注目する。その理由は、対象に対する明確な定義も客観的な基準も存在しないとするならば、結局どのように語られるかが現象を導く最も核心的な要素だと判断したからである。

以上のように本研究は次の問いに対する答えを提示しようとする作業である。

- ① 日本の「孤独死現象」が基盤としている「実在」のありようは何であるのか。
- ② 日本の「孤独死現象」に関連している争点および構成要素は何であるのか。
- ③ 日本の「孤独死現象」が展開されるありようの具体的な様相は何であるのか。

これらの「問い」について本研究が仮定している結論は以下のようなものである。

日本の「孤独死現象」には、「孤独死」という名前で語られ、把握される「実在」が存在しており、この「実在」は社会的問題として受け入れられ、政策的対象として位置するモノとして「実在」し、また学問の対象としても「実在」する現象である。「孤独死現象」を規定することにおいては、その定義の多様性とともな様々な争点が存在しており、また「孤独死」は「死」という現象を前後として多次元的な要素と関連している現象である。したがって、「孤独死現象」の発現は多様な言説の形態であらわれる可能性を持ち得るものの、

実際には「関係」を中心とする言説、つまり「コミュニティ言説」にかたよってあらわれている。

このような仮定の下で、本研究は最後に次の「問い」を追加的に設定している。

- ④ 「孤独死現象」におけるコミュニティという対応主体の意味及び役割と関連する示唆点は何であるのか。

つまり、本研究は、日本の「孤独死現象」のありようを明らかにし、さらには「孤独死現象」の対応主体としてのコミュニティについての示唆点を提示することを目的とするものである。

先に述べたように、「孤独死現象」を対象とする本研究は、「孤独死現象」のリアリティーを忠実に提示することに、分析の基本的範囲を限定している。既存の「孤独死」に関する諸研究が基盤としている[社会問題としての「孤独死」]という認識を「孤独死現象」という対象の中で相対化しながらアプローチすることが本研究の基本的な方法である。つまり、「孤独死現象」として対象を相対化することによって、「孤独死」という対象に関する既存の判断を括弧に入れて留保する点で、本研究の基本的なアプローチは現象学的な観点に近い方法をとっていると言える。このような本研究は、「孤独死現象」の「実在」、争点、及び展開様相を論じるために様々な資料に依存している。「孤独死」と関連する研究文献、書籍、関連機関の報告書、政策策定過程における会議録、新聞記事資料などが分析の題材として検討される。そして、それらの資料は批評の対象というよりは、現象のあらわれとして分析される。場合によっては統計データのような形態の資料も分析に用いられるものの、それは統計的な数値に対する定量的な分析ではなく、統計データという形態で現れる現象的な実在を提示するモノとして扱われる。例えば、本論文の第4章で「孤独死現象」の展開に関する新聞記事分析及び、「孤独死」関連データに関する記述はそのような分析方法に基づいているものである。

このようなアプローチから、本研究が基本的に社会学的な観点に基づいていることは確かである。しかし、社会的連帯と統合という問題意識を根底におきながら、「孤独死現象」が有している福祉問題としての「問題性」を否定しない点で、本研究の考察が福祉学の観点から切り離されているとは言い切れないであろう。同様に、「孤独死」に関連している政策を扱う箇所においても、政策展開の詳細な分析や政策の効果に関する是非を評価しないと同時に、「孤独死」を防止するための政策的な提言や具体的な取り組みの提案もしない。しかし、コミュニティという対応主体に関する最後の「問い」についての本研究の考察は、

政策または「孤独死」への対応方式についての一つの方向性ないしは示唆として読み取れる点で、政策的含意への可能性をも有しているものである。このように、「孤独死現象」を対象とする研究作業が、社会科学の多方面にわたる議論の発展に繋がる豊富な知的資源を提供できることは、本研究を通じて提示しようとする、副次的なものではあるものの、非常に重要なもう一つの目的でもある。

## 第2節 論文の構成

本論文は、全体の序論に該当する第1章と、本論の部分に該当する5つの章及び結論の部分から構成される。具体的には以下のような総7章の構成になっている。

### 第1章 序論

第1節 研究背景及び研究目的

第2節 論文の構成

### 第2章「孤独死現象」における「現象」の实在

第1節 発現現象の实在

第2節 政策的関心の対象としての「孤独死」

第3節 学問的研究対象としての「孤独死」

第4節 小括：[とある姿の「死」]そして「とある問題」として実在する「現象」としての「孤独死現象」

### 第3章「孤独死現象」における争点の多様性及び構成要素

第1節 「孤独死現象」における「孤独死」という用語

第2節 「孤独死」定義をめぐる争点

第3節 「孤独死」を構成する諸要素

第4節 小括：「近代的な死」、そして近代的「個人」と「コミュニティ」をめぐる現象としての「孤独死」

### 第4章 日本の「孤独死現象」に関する言説展開の様相

第1節 「孤独死現象」に関わる言説の種類

第2節 メディアの報道から見る「孤独死」言説展開の様相

第3節 韓国の「孤独死」言説との比較

第4節 小括：「コミュニティ言説」としての日本の「孤独死現象」

### 第5章「孤独死現象」をめぐる「コミュニティ言説」及び、その特徴

第1節 「常盤平団地の物語」再検討

第2節 「無縁社会論」に対する批判的検討

第3節 小括：「孤独死現象」をめぐる「コミュニティ言説」の脆弱性

### 第6章 福祉問題としての「孤独死現象」とコミュニティ

第1節 福祉と「孤独死現象」

第2節 近代におけるコミュニティの状況

### 第3節 「孤独死現象」と対応主体としての「コミュニティ」

#### 第4節 小括：「コミュニティ」の近代的状況と福祉問題としての「孤独死現象」

## 第7章 結論

### 第1節 日本における「孤独死現象」のありよう

#### 第2節 本研究の示唆点と意義

#### 第3節 本研究の限界および課題

本論の部分で最初に議論するのは、第1章の第1節で提示した本研究の「問い」の中で、日本の「孤独死現象」が基盤とする「現象」の「実在」に関するものである。[「孤独死」という名で呼ばれているモノ]は[とある姿の「死」]という「実在する現象」から発生する。第2章では、「孤独死現象」を発現させる「実在する現象」に関する議論から始めて、「孤独死現象」が「政策的・学問的対象」という「現象」として実在するモノであることを示すことになる。「発現現象の実在」を扱う第1節では、「孤独死」という名で呼ばれているモノが発現される2つの形態の実在を確認する。「孤独死として把握される死」の実在と「問題として認識される現象」の実在に関して論じるこの節は、「孤独死」という死の発生に関する実態把握が如何なる資料に基づいて行われているのかについての議論と、「孤独死」と呼ばれる現象が[社会問題としての「孤独死」]というフレームで認識されてきた過程についての議論を扱う。続いて第2節では、政策対象としての「孤独死現象」の実在に関して論じる。ここでの議論は、「孤独死」が政策の対象として明示的に扱われるようになった2007年の「孤立死防止推進事業」の実施を中心に、それ以前と以降の期間を含めて政策的な流れを検討する。第3節は「孤独死」が学問的な対象として扱われている現象であることに関する分析である。ここでは、1990年代半ばから登場し始めた日本の「孤独死」関連先行研究の動向を概括し、それらの研究の中であらわれる特徴を検討する。そうした検討から学問的な関心及びアプローチの多様性を指摘し、代表的な研究の具体的な内容を提示する。2018年までの「孤独死」関連学術論文99件を検討の対象にするこの部分は、本研究において「先行研究の検討」の役割も兼ねている部分である。

第3章では、日本の「孤独死現象」に関連している争点及びその現象を構成すると考えられている諸要素に関する「問い」に答えようとする。「孤独死」は様々な定義で表現されると同時に、如何なる定義によっても完全には表現できないコトとしてある。そして「孤独死」は単に「死」に関する一つの形式的な類型にとどまらず、広範な社会現象との関連性の中で存在するモノでもある。「孤独死」のそのような側面との関係で、第3章では「孤独死」に関する既存の多様な定義をめぐる争点と、「孤独死」に関わっている諸要素につい

て検討を行う。まず第1節では、「孤独死現象」において「孤独死」という言葉と関わっている用語としての「孤立死」、「独居死」、「異状死」、「無縁死」に関して検討する。そしてまた「孤独死」という言葉の使い方において現れるある種の混乱と争点を概括する。第2節では、「孤独死」定義をめぐる具体的な争点について論じる。具体的には、まず「孤独死」として現れる多様な発現現象の事例を紹介し、また「孤独死」の定義として使われている具体的な事例を「辞典的定義」、「政策領域の定義」、「学問領域の定義」に分類して提示する。そして、それらの諸定義に関する検討から、「孤独死」を定義するにあたっての争点になる項目として、①「死亡場所」、②「世帯類型」、③「自殺の扱い方」、④「生前の状況」、⑤「看取りの有無」、⑥「年齢基準」、⑦「死後経過時間」を提示する。「孤独死」の構成要素に関する第3節の考察では、既存の多様な「孤独死」定義の内容を考慮して「孤独死」を暫定的に5つの項目（①「一人暮らし」、②「孤独にいき」、③「死んだ後」、④「誰にも知られず」、⑤「相当期間放置された後に発見」）に分けて提示し、これらの項目が、「孤独死」における発現要素及び表層的・深層的要素に対応していることを論じる。「孤独死」を構成する諸要素に関する第3章の考察を通じて、「孤独死」は社会的なモノとしての「死」という要素を中心に、「死」以前における個人と関連する要素と、「死」以後の個人の周辺と関連する要素が包括的に関わっている現象であることを提示する。

日本の「孤独死現象」が展開されるありようの具体的な様相に関する「問い」は、第4章と第5章の分析を通じて扱う。「孤独死」という出来事が明確な定義もなく、それと他の死との間に一線を画するための客観的な基準も定められていないモノであること、そして「孤独死」という出来事が「死」を中心としてその前後に関わる多様な要素によって構成される現象であることは、「孤独死」が多様な語り方で語られる可能性を意味するものである。すなわち、「孤独死現象」においては、現象の中心的な対象である「孤独死」をめぐる、いかなる語り方で語られているのかが、この現象の特徴に関する核心を見せてくれるモノであると言えよう。そのこととの関連で、第4章では日本の「孤独死現象」を導いている言説展開の様相を考察する。そのためまず第1節では、「孤独死」という出来事に対する認識の次元を概括し、各々の認識次元に関わっている「孤独死」言説を、①「福祉・制度に関わる言説」、②「個人化言説」、③「コミュニティ言説」、といった3つの類型として提示する。第2節では、日本の「孤独死現象」に現れる言説展開の様相をメディアの「孤独死」関連報道を介して考察する。ここでは2015年まで朝日新聞で報道された「孤独死」関連記事を対象として分析を行う。その結果として「孤独死」関連記事の推移と「孤独死」報道の動向を提示し、前述した3つの「孤独死」言説との関係で日本の「孤独死」言説展開が見せている様相を明らかにする。「孤独死」報道の動向に関しては、1)新聞記事上に「孤



「孤独死」という言葉が観察され始めた 1970 年代、2)「孤独死」関連記事の数において最初の頂点を見せている 1990 年代後半（阪神・淡路大震災以降）、3)「北九州市孤独死事件」や「団地の孤独死」が注目される時期であり、厚生労働省の「孤立死防止推進事業」が策定される時期でもある 2000 年代後半、4)2011 年東日本大震災以降、という 4 つの時期に分けて検討することにする。第 3 節では、日本の「孤独死現象」に現れる言説展開の様相に関して第 2 節で得られた結果をさらに明確にするために、日本と同様に「孤独死」という用語が語られている韓国の「孤独死」言説展開を検討する。まず韓国で「孤独死」が語られる際に最も頻繁に提示される資料である、韓国の保健福祉部の「無縁故死亡者」統計と韓国のソウル市福祉財団が提示する「ソウル市孤独死現況」データを日本の「立会者のいない死亡者」と東京都監察医務院の「異状死統計」と比較検討する。それを通じてこれらの資料が、韓国における「孤独死」の実態に関して語っているモノとして、日本と同様に韓国の「孤独死現象」が「とある姿の「死」」及び「とある問題」としての実在性を有していることを見せているモノであるのかを明らかにする。また、韓国の主要新聞で報道される「孤独死」関連記事の分析を通して韓国の「孤独死現象」に現れる言説展開の様相を検討する。分析には 2016 年まで韓国の日刊紙 11 種に紙面記事として掲載された「孤独死」関連記事を対象とする。

第 4 章の分析結果として提示される核心的な部分は、日本の「孤独死現象」において「コミュニティ言説」による言説展開がその中心的様相になっていることである。第 5 章は、そのような「コミュニティ言説」の代表的な事例である「常盤平団地の物語」と「無縁社会論」について批判的に検討するものである。千葉県松戸市に位置する常盤平団地は、2000 年代以降「団地の孤独死」に関する一連の言説において、その始発点であり、核心を占める位置にある存在であった。そのような常盤平団地に関する議論を展開する第 1 節では、「孤独死」に関する「発信の中心地」としての常盤平団地の具体的な様相と「孤独死」に対する常盤平団地の対策について概括する。そして、「孤独死」言説として「常盤平団地の物語」が内包している特徴を、「人的要素への強い依存」と「共通の集団経験による強い住民意識」という 2 つの側面に光を当てて分析する。日本の「孤独死」言説においても一つの代表的なコミュニティ言説である「無縁社会論」を扱っている第 2 節では、2010 年以降一つの流行現象になった「無縁社会論」の展開について検討し、その言説の内在的な構造に関して論じる。そして「無縁社会論」の問題点を検討しながらコミュニティ言説に内在する限界点に関して近代性の観点から分析する。

日本の「孤独死現象」の展開における主要な様相をなしている「コミュニティ言説」についての第 4 章と第 5 章の考察に加えられる、本論の最後の部分である第 6 章は、「問題」

としての「孤独死」とその対応主体としての「コミュニティ」に関する示唆点を考察する。「コミュニティ言説」において主人公とも言える「コミュニティ」は「孤独死」という問題に対応すべき主体であると同時に、それ自体が問題解決のための治療剤としての役を務めているものであった。しかし「孤独死現象」における「コミュニティ」言説が有している内在的な脆弱性は、このような物語が語っている通りに、「コミュニティ」がこの問題に対応する主体として成功的な結果を導き出せるのかについて疑問を投げかけている。果たして今日のコミュニティは「孤独死」という問題における対応主体になれるものであるのか。第6章はこれに関する議論の端緒を提示しようとする試みである。そのために、第1節では「福祉」という概念が「社会統合」の概念に基づいて把握され得るモノであることを提示し、「孤独死」が社会統合に対して問題を提起する現象である点で「福祉の問題」としての問題的現象であることを論じる。続いて第2節では、境界性、同質性、帰属性といったコミュニティの基本的属性について検討した上で、前近代社会から近代社会への移行の中で行われた、コミュニティにおける「関係」と「機能」の断絶ないし分化という近代的状況に関して論じる。それらの議論を踏まえて、第3節では近代的な状況の中で現れるコミュニティの2つの側面を『ツナガリ』のコミュニティと「機能的ネットワーク」という概念で提示し、「孤独死問題」の主要な対応主体としてコミュニティを捉える際に、この2つの側面の中で「機能的ネットワーク」が持つ意味について考察する。

## 第2章「孤独死現象」における「現象」の实在

「孤独死」という現象に関する定義及び、それをめぐっての争点については第3章で扱うことにするが、第2章に入る前に言うべきことは、何を「孤独死」と呼ぶのかに関する客観的で明確な基準を設定することが困難であるという点であり、従って「孤独死」は様々な定義で表現されると同時に、如何なる定義によっても完全に表現できない現象であるという点についてである。これは、「孤独死」ということが「実際に存在するか」という「問い」を含めて、はじめから根本的に問いなおさなければならない事態を引き起こすように見える。しかし、「孤独死」という名で呼ばれているモノは、例えば「宇宙人」のような概念とは明らかに次元を異にする事態であると言える。即ち、「孤独死」ということの実態が何かについて語ることに難点が存在しているとしても、だからといって、それは如何なる実体的な基盤もなしに、ひたすら抽象的な思考の論理作用のみで導出された（一種の可能性としての）事態ではないモノなのである。言い換えれば、「孤独死」と呼ばれる事態は（具体的に合意された規定は無いとしても）[とある姿の「死」]という「实在する現象」から発生する。本章は、「孤独死現象」を発現させる「实在する現象」に関する議論から始めて、「孤独死」が[「政策的・学問的対象」という「現象」として实在するモノである]ことを提示する。本章の議論を通じて結論的には「孤独死現象」が[「社会問題」として扱われている「現象」]として实在することを提示しようとはするものの、ここで注意すべきことは、そのような結論が[「孤独死」は実際に「社会問題」であるか否か]に対する答えを内包するものではないという点である。

### 第1節 発現現象の实在

本節では、「孤独死」という名で呼ばれているモノが発現される二つの形態の实在を確認する。つまり、何らかの形で把握されている[とある姿の「死」]という实在と、「とある問題」という形で認識される实在を確認する。これらは「孤独死」の实在を意味するものではなく、さらには、「孤独死問題」の实在を意味するものではない。それらは、「孤独死として把握される死」の实在、「問題として認識される現象」の实在を意味する。

## 第1項 [とある姿の「死」] という「実在する現象」

「孤独死」の件数を直接把握できるデータは存在していない。しかし、それにもかかわらず、「孤独死」の発生件数、増減などは何らかの数字とともに私たちの前に現れている。本項では、そのような数字の実在を含めて、「孤独死」と言われる現象の実在が「ある」と把握される二つのパターンを検討する。

### 1-1 データに基づく「孤独死」の実態把握の実在

「孤独死」が議論されるとき、「孤独死」の発生現況として最も頻繁に登場する数値は、東京都監察医務院の提示する資料に基づいたものである。東京都監察医務院は「死体解剖保存法(昭和24年法律第204号)第8条及び東京都監察医務規程(昭和25年訓令甲第73号)第1条の規定に基づき、東京都の区の存する地域内で発生したすべての異状死について、死体の検案及び解剖を行い、死因等を明らかにしている」(東京都監察医務院 2013: 5)<sup>2</sup>。2007年5月から東京都監察医務院は、「孤独死問題に関する行政上の対策に資することを目的とした孤独死の統計的実体を把握するために」、世帯別異状死統計を集計・分析し、公開している。東京都監察医務院は、東京都23区内で異状死と判断された遺体の中、単身世帯で、自宅で死亡したケースを「孤独死」とみなしている(東京都監察医務院 2010: 1)。東京都監察医務院の資料によって提示される「孤独死件数」の推移(2003～2017年)を見ると図2-1-1の通りである。このような東京都監察医務院のデータは、それが「孤独死」を的確に捉えているか否かとは別に、「孤独死」の実態に関して語っているモノとして「孤独死現象」の中に位置している。「年間孤独死3万人」という、よく言われている数字も多くの場合この東京都監察医務院のデータに基づいている。例えば、高尾(2017: 226)は東京都監察医務院による2014年の「孤独死」データを東京都の人口で割って計算した発生率から算出すると全国的に2万9,210人という数字になると述べている<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 日本の監察医業務の始まりについて澁川(2014)は次のように整理している：「日本の監察医業務の始まりは、GHQが東京都民生局に対して、飢餓・伝染病・栄養失調等による死亡者についてはGHQ厚生課員の立会いの下で解剖を行い厳密な調査を実施すべきと指令したことによる。この指令により、『東京都変死者等死因調査規定』(昭和21年4月)が制定された。アメリカのメディカル・エグザミナー制度にならった変死体の検案・解剖業務が開始されたのである。当時、浮浪者の死体は腫れ物のため、栄養失調のためと片付けられている場合もあり、死因ははっきりとさせ、統計資料とすることが考えられた。その後、『死因不明死体の死因調査に関する件』(昭和22年厚生省令第1号)が公布され、当初、監察医制度は7都市(東京都・区部、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、福岡市)に設置された。7都市に設置されたのは、全人口の3分の1が都市に集中しているためである」(澁川 2014: 144-145)。

<sup>3</sup> 高尾(2017)が示している計算は、東京都監察医務院の「孤独死」件数の中65歳以上の「孤独死」数値(3,116件)を東京都の人口で割っているため、計算結果が少なくなっている。

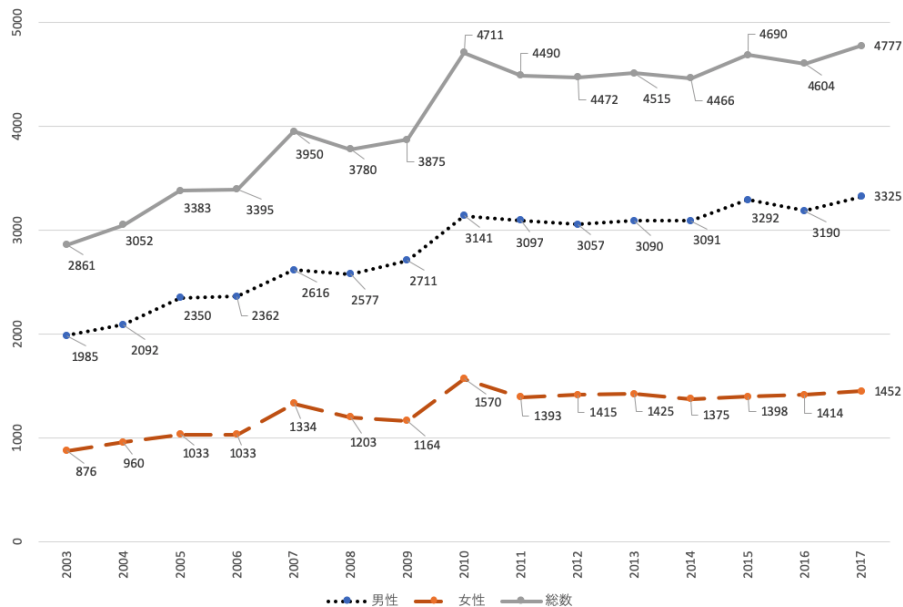


図 2-1-1 東京監察医務院データに基づく「孤独死」件数の推移(2003~2017)

出典：東京都監察医務院公表統計資料から作成<sup>4</sup>

「孤独死件数」に関する全国推計としてよく引用されるニッセイ基礎研究所(2011)も東京都監察医務院のデータに基づいている。ニッセイ基礎研究所は 2009 年の東京都監察医務院データと人口動態統計（厚生労働省）を用いて「孤独死」発生率と全国推計を算出している。ただし、ニッセイ基礎研究所（2011）は「高齢者の孤独死」を対象としているため、65 歳以上についてのみ分析していた<sup>5</sup>。特異事項は、ニッセイ基礎研究所の場合、遺体の腐敗に伴う異臭や蠅の発生する時間を勘案し、死後「2 日以上」を一次的な基準とし、「4 日以上」、「8 日以上」という 3 つの段階に分けて推計している点である(ニッセイ基礎研究所 2011: 18-20)<sup>6</sup>。表 2-1-1 で見られるように、死後 2 日以上になって発見された場合における高齢者の「孤独死数」は、全国で年間約 26,800 人となっている。「2 日以上」の基準と「高齢者」といった限定事項を考慮すると、これも 3 万という数字と近い位置にあるものとしてみなして良いであろう。また、「3 万」という数字との関係では、千葉県松戸市の孤独死データから、同市に位置する常盤平団地の自治会長である中沢卓実が算出した「年間 3

<sup>4</sup> <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kansatsu/kodokushitoukei/index.html> (2019.6.3.アクセス)

<sup>5</sup> ニッセイ基礎研究所(2011)で用いられている用語は「孤独死」ではなく「孤立死」であるが、ここでは直接引用する箇所以外には「孤独死」と統一して表記する。ちなみに、ニッセイ基礎研究所の高齢者の「孤独死」発生率は、高齢者人口を分母にするのではなく、高齢者の死亡数を分母にして算出している。

<sup>6</sup> ニッセイ基礎研究所(2011)のこのような時間的な区分については本論文の第 3 章第 2 節第 3 項で扱うのでここではこれ以上は論じない。

万 2 千人」と、阪神・淡路大震災の後、額田が仮設住宅での「孤独死」件数から全国平均「2 万数千～3 万人程度」と推定したことも参考にはなる(佐々木・NHK スペシャル取材班 2007: 29-31)。

表 2-1-1 ニッセイ基礎研究所による全国 65 歳以上高齢者の「孤独死」数推計

		(単位: 人)								
		総計	65-69	70-74	75-79	80-84	85-89	90-94	95-99	100-
2 日以上 (上位推計)	全体	26,821.3	5,814.6	5,953.5	6,102.4	4,880.3	2,961.1	945.4	146.7	17.5
	男性	16,616.8	4,730.9	4,531.4	3,623.5	2,223.8	1,133.8	321.9	51.5	0.0
	女性	10,204.5	1,083.7	1,422.1	2,478.8	2,656.5	1,827.3	623.4	95.2	17.5
4 日以上 (中位推計)	全体	15,603.0	3,873.2	3,956.4	3,462.7	2,583.7	1,379.8	294.0	53.3	0.0
	男性	10,621.8	3,219.8	3,112.5	2,305.9	1,281.5	549.2	118.6	34.3	0.0
	女性	4,981.3	653.4	843.9	1,156.8	1,302.2	830.6	175.3	19.0	0.0
8 日以上 (下位推計)	全体	8,604.9	2,521.8	2,283.7	1,863.8	1,200.8	617.9	116.9	0.0	0.0
	男性	6,311.7	2,203.0	1,846.1	1,335.0	697.3	230.3	0.0	0.0	0.0
	女性	2,293.1	318.7	437.6	528.8	503.5	387.6	116.9	0.0	0.0

出典: ニッセイ基礎研究所(2011)『セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握と地域支援のあり方に関する調査研究報告書』p.22. 図表 6.

もちろん、「年間 3 万人」という数字には実体としての意味はない。その数字が算出される計算が事実としての意味を持つとするならば、むしろそれは「孤独死」の問題化を否定することに資するかもしれない。なぜなら、1990 年代の後半に額田が推定した「年間 3 万人程度」という数値が（この推定が正しいという仮定の下で）2000 年代にも同じく維持されているということになっているとするならば、それは一つの「社会的な事実」としてみなすべきコトガラになってしまうからである。その数字が意味のあるものとして認識されるのは、おそらくそれが年間自殺者の数値に匹敵するという意味合いとの関係からであろう。

ニッセイ基礎研究所(2011)も指摘しているように、東京都 23 区の「孤独死」発生率を全国に一律に適用することは、地域的な変数を見逃している点で問題を抱えている。例えば、山形県警察の異状死データ<sup>7</sup>と東京都監察医務院のデータを比較分析している山崎・田宮(他)は、東京都区部と山形県の間には独居高齢者の異状死における有意義な差があることを見せていた。つまり、比較的小規模な都市と農業地帯から構成されている山形県よりも大都市である東京の方が高い割合を見せていたのである(山崎・田宮(他) 2009: 229)。これは、東京都のデータを基盤にして全国の数値を算出すると、実態が過剰に推計されることの可能性を示すものである。

<sup>7</sup> 分析に使用されたデータは、山形県警察本部刑事部捜査第 1 課が 2003 年から 2007 年まで 5 年間扱った異状死体（交通事故死は除く）7,660 体の中で、65 歳以上の異状死体 4,854 体の検案データであった(山崎・田宮(他) 2009: 229)。

東京都監察医務院のデータ以外に、兵庫県監察医務室のデータや大阪府監察医務事務所のデータも「孤独死実態」を見せる資料として用いられてきた<sup>8</sup>。また、監察医制度のない地域においては、しばしば警察の変死者データが「孤独死の数」の根拠として示されていることが確認できた<sup>9</sup>。

## 1-2 事例収集を通じた「孤独死」の実態把握の実在

「孤独死」の実態把握におけるもう一つの形態は、事例収集によって直接的に対象を把握するものである。自治体を中心に行われている事例収集は、地域包括支援センターや民生委員などからの報告、警察署や消防署などからの情報提供など、様々な方法で行われている。

例えば、さいたま市の場合は、「孤独死」と疑われる件について、現場に出動した救急隊から報告された情報を消防署が市へ提供する仕組みになっている。2012年7月から導入された、さいたま市のこの仕組みは、市（福祉総務課）への情報提供において、①対象者が単身者と思われる場合、②救急隊員が本市消防局の判断基準に基づき、死亡と判断していること、③救急隊が確認した時点における傷病者の状況、といった簡易的な基準を設けている（野村総合研究所 2013: 13）。また、より一般的には地域包括支援センターの担当者や生活保護担当者などが収集した情報から事例を把握するケースが多く見られる。この場合は図2-1-2のような「個別事例調査票」などを用いて対象者本人の状況、家族状況、各種サービスへのアクセス状況などの情報を収集することになっている。

しかし、ニッセイ基礎研究所の調査が報告しているように、「孤独死」に関する事例を収集している自治体は全体的にみると少数であり<sup>10</sup>、事例収集を行っている自治体の場合もさまざまな限界を抱えているのが実情である。例に挙げたさいたま市の場合においても、消防署からの情報のみでは不十分であり、警察などからの情報提供が求められるものの、捜査情報であるなどの理由で拒否されるなどの限界が指摘されている（野村総合研究所 2013: 13）。また、地域包括支援センターの担当者や自治体の福祉関連職員などによる情報の収集

<sup>8</sup> 兵庫県監察医務室のデータを使用しているものとしては、上野・浅野(他)(1998)と田中・高橋(他)(2009a; 2009b; 2010)などを例として挙げられる。また、大阪府監察医務事務所のデータを用いた例としては、反町(2014)が挙げられる。

<sup>9</sup> 例えば、徳島県警察の検視資料に基づいて徳島県の「孤独死」と自殺死の推移を検討している原田(1995)、奈良県警察の資料を用いている新井(2013)などを例に挙げられる。

<sup>10</sup> ニッセイ基礎研究所は2010年12月から2011年1月にかけて全国自治体の高齢者福祉担当課を対象とする調査を行い、調査に応じた1,036ヶ所（回収率59.2%）の中で70%の自治体が事例収集を「行っていない」と報告している。「行っている」と応答した233自治体においても、収集した事例に関するデータ管理を行っている自治体は24.9%にとどまっていた（ニッセイ基礎研究所 2011: 61）。

においても限られた範囲の情報しか届かないという問題を抱えている。つまり、何らかの形で行政のサービスと関わってきたケース及び行政に連絡が届いたケースのみに限って把握されがちである。

No.	例A	例B	
基礎項目	氏名	立川 太郎	東京 花子
	性別・年齢	性別 : 男 年齢 : 80	性別 : 女 年齢 : 75
	住所	××町×-×-× ×-30×	△△町△-△-△ 10△
	住宅の種類	都営住宅	民間アパート
	発見者	長男、民生委員	知人、警察、消防
	死亡(推定)日	H24.2.2	H24.3.1
	発見された日	H24.2.3	H24.3.4
	死因	心不全	不明
1 要介護度	要介護1	未申請	
2 介護サービス	通所介護、訪問介護	—	
3 持病・病歴等	糖尿病、高血圧	なし	
4 生活状況	介護保険サービスを利用しながらの在宅生活。	自立しており、特に関わりがないので、不詳。	
5 親族等の状況	近隣市に長男と〇〇県に次男。長男とは定期的に交流があった。	〇〇県に兄いるが、付き合いは疎遠。	
6 経済状況	生活保護受給	年金	
7 独居・同居の別と理由	独居	夫他界後に独居となる。	
8 住居内での死亡場所	寝室	浴室	
9 発見に至った経過や住居の状況等	雨なのに洗濯物が干しっぱなしの状況。心配した民生委員が近隣に住む長男に連絡して発見に至る。	ポストに新聞がたまっているのを知人が心配し、警察に通報した。室内からテレビの音が聞こえていた。	
10 地域・近隣との交流	地域のイベントには参加していた。	近隣に友人多く、頻りに交流していた。	
11 自治会加入	未加入	加入	
12 老人クラブ加入	未加入	不明	
13 民生委員との関り	定期的な訪問あり	不明	
14 見守りネットワーク事業	なし	なし	

図2-1-2 「孤独死」に関する事例収集調査票の例

出典：立川市高齢福祉課「孤立死・孤独死の個別事案調査票」(2012年8月)  
野村総合研究所(2013)『「孤立死」の実態把握のあり方に関する調査研究事業報告書』  
p.20から再引用。

自治体以外に、研究者によって個別的に、行政役員、民生委員、あるいは関連機関での



聞き取りから収集された事例、自治会もしくは地域住民から収集した事例など、個別研究の領域でも、様々な形での「孤独死実態把握」の試みがなされていることが確認できる<sup>11</sup>。

## 第2項「とある問題」として「実在する現象」

〔「孤独死」という名で呼ばれているモノ〕が発現される現象においては、〔とある姿の「死」〕という「実在する現象」とともに「とある問題」という形で認識される現象も含まれている。これはいわゆる〔社会問題としての「孤独死」〕というフレームとして存在する現象の実在を意味する。本論文では、構築主義的な視点で「孤独死」が社会問題としてどのように構築されて行くのかに関する本格的な議論には立ち入らない。本論文での主な関心は〔「問題」として発現される現象〕が実在していることにある。「孤独死」が社会的な問題として政策的また学問的な関心の対象として把握され、対応される面については本章の第2節と第3節を通じて詳述する。したがって本項では〔「問題」として発現される現象〕に関する概略的な流れを提示する。

### 2-1 阪神・淡路大震災以前の時期<sup>12</sup>

〔社会的「問題」としての「孤独死」〕という現象の発現は、1970 年前半まで遡ることができる。この時期は「孤独死」という言葉がメディアに初めて露呈される時期でもある（第4章参照）。その言葉自体の持つ基本的なイメージから考えると当然の帰結かもしれないが、「孤独死」は、望ましい事柄というよりは避けるべき、残念な、悲惨な事柄、つまり「問題」としてのニュアンスを強くにおわせる現象として語られる。もちろん、1970 年代前半にメディアを中心になされた「孤独死」に対する問題提起は、その初期段階から「個人的な」ものではなく「社会的な」事柄としての問題提起であった。特に、「ある個人の死」について誰も気づかないようになった社会的な現実に対する憂慮と批判が表面化していた。しかし「孤独死」という現象は、単に〔とある姿の「死」〕という実在だけが存在していて、一つの独立した問題として具体化するには概念的な基盤が存在しておらず、またそのよう

<sup>11</sup> 例に挙げられるのは、松宮(2012)の愛西市に関する研究、川口と高尾(2013)の千葉県八千代市の団地に関する分析、茨城県常陸大宮市を扱っている小曾根(2016)などである。

<sup>12</sup> 「孤独死」が社会問題として認識される現象に関連して、既存の研究ではだいたい3つの時期に区分して議論してきた(松宮・新美(他) 2008; 黒岩 2012 など)。それは、「孤独死」がメディアなどを通じて登場し始まった1970年代前半と阪神・淡路大震災以降の1990年代後半、そして2000年代半ば前後の時期である。これらの時期は本論文の第4章で見られるように、「孤独死」に関連する報道においても重要な時点になっている時期である。

な具体化の動きも見せていなかった。すなわち、「孤独死」は「問題性」を有する現象として見なされながらも、「問題視されている社会」を「もやもやと浮遊している問題」のような状況であったとも言える。

このような「孤独死現象」を「社会問題として認識される」具体的な実在として発現されるように導いたのは、当時社会的に関心が高まっていた「高齢者問題」というフレームであった。1963年の「老人福祉法」の誕生にもかかわらず、1960年代全般にわたって高齢者問題への関心は高いとは言い難い状況であった<sup>13</sup>。しかし1960年代後半になって、行政側内部の福祉政策を推進しようとする一連の集団は高齢者問題に対する政策的な関心を想起し、それを貫徹する資源確保のため、戦略的に動きはじめる。そして、その代表的な例は1968年の「居宅寝たきり老人実態調査<sup>14</sup>」や1970年の「豊かな老後のための国民会議」であった。それらの動きはメディアとの協力のもとで、一般大衆の関心（だけでなくいわゆる知識層の関心も）を得るのに成功したといえる。このような関心の誘導とともに、高齢者たちの置かれた実際的な問題もまた高齢者問題への関心を促進した。つまり、当時既に高齢者になっていたり、高齢期に向かっていたりする世代の場合、年金保険料の納付期間が不足または皆無であったことから、年金保険制度の外に置かれてしまう人々の問題が、当事者だけでなく一般の人々にも理不尽なことのよう感じられる雰囲気を作り出したのである。これに加えて、1969年、東京からはじまった老人医療費無料化の動きは決定的な役割を果たすようになる。あれこれ複雑なサービス政策ではなくて、医療費無料という非常にシンプルな方式（払い戻し方式ではなく、医師や病院に直接支払われる方式であった）の政策は大衆たちに即座にアピールすることができた。そして、日本の最大の自治体であり、メディアの中心地である東京で行われた点は、その影響力をさらに大きいものにした<sup>15</sup>。結局1973年、「老人医療費無料化」は全国的に実施されるようになり、高齢者問題への関心は一つの頂点をなすことになる(Campbell 1992: 105-138)。このような雰囲気のなかで、「孤独死」は高齢者問題の一つとして扱われるようになり、初めて「孤独死」という表現を用いた実態調査結果が1974年に「孤独死老人追跡調査報告書」<sup>16</sup>の形で発表されるに至

<sup>13</sup> 政府が推進した年金制度はあくまでも現役労働者の退職後の生活保障に向けられており、消費よりは投資を重視する経済成長優先政策のもとで、政府の高齢者に対する関心は高くはなかったと言うのが適切であろう。実際に老人福祉法の制定以降（当時）厚生省社会局内に設けられた老人福祉課が、設置年度である1964年から1968年まで主導した唯一な施策は、敬老の日を国家の祝日として定めたことのみであるという事実は、これを象徴的に示す部分である。

<sup>14</sup> 全国社会福祉協議会(1968)「居宅寝たきり老人実態調査報告書」。この調査結果は高齢者問題を本格的に扱っている、昭和45年版『厚生白書』にも掲載されている(厚生省 1970)。

<sup>15</sup> 制度開始の3ヶ月後行われた全国調査において、社会保障政策（特に高齢者対策）に対する国民の期待は急に大幅の上昇を見せていた(19.5%から34.2%)。

<sup>16</sup> 全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員協議会(編)(1974)「孤独死老人追跡調査報告書」。この報告

った。つまり、1970年代前半に「孤独死」は「寝たきり高齢者問題」、「独居高齢者問題」としての〔社会問題として発現される現象〕の実在性を与えられるようになったのである。

## 2-2 阪神・淡路大震災以後の1990年代後半

1970年代の〔社会問題としての「孤独死」〕は「高齢者問題」の一環として「実在性」を持っているものではあったが、一つの固有のカテゴリとしての「問題性」は明確ではなかった。それ故、1970年代以降「孤独死」は「高齢者問題」の影に隠されており、その存在感は薄いものであった。本論文の第4章の分析からも分かるように、メディアの報道においても「孤独死」は、1970年代の登場以降1990年代の阪神・淡路大震災の時期まであまり現れない状態が続いていた。

しかし、1995年に起こった阪神・淡路大震災を契機に、「孤独死」は再び社会的問題としての実在性を有するようになる。災害の後、多くの被災者たちの居住空間として建設された仮設住宅での一連の「死」は、「孤独死」という名で語られながら注目を浴びようになる。このような「死」は仮設住宅という特定可能な場所で起こった点で比較的容易に把握可能であった。もちろん阪神・淡路大震災以降、「孤独死」とは何かということに関する問い掛けが本格的に提起されることは確かであるが、それにもかかわらず「孤独死」を特定できる明確な定義が導出されたことはなかった。したがって、仮設住宅で起こった「孤独死」の数値を正確な「孤独死統計」として位置づけることが不可能である点で、「正確な孤独死実態を容易に把握できることになった」とは言えない。しかしこのような死の実在が少なくない数値として可視化されることにより、それ自体が一つの「問題」の対象になったのである。この時期においては、「孤独死」は依然として「高齢者問題」の影を振り払えなかったが、仮設住宅で生ずる死のありようは「貧困問題」、「医療問題」、「心理的な孤立問題」など、より多彩なスペクトルの社会問題と関連して注目され始めた。しかし、何よりも〔問題としての実在性〕を「孤独死」に与えたのは、災害と仮設住宅といった明確な時空間的境界線を通すことによって、「孤独死」が、極めて具体的で可視的な「対象」となったことである。つまり、それまでの「孤独死」は「高齢者問題」の包括的な範疇内に一つの位置を占めるものであったが、〔仮設住宅での「孤独死」〕という独立した対象としての実在性を確保するようになったのである。これは〔仮設住宅での「孤独死」〕という「問題」現象の下に様々な社会問題が包摂されることのできる、位置変化を意味するものでも

---

書は、1972年に死亡した65歳以上の独居者（9県1市を対象とした）に関する民生委員の追跡調査結果を報告したものである。

ある。また、「仮設住宅」という環境は、既存のコミュニティが解体され、被災者たちがこれまで親しんできた人間関係から断絶した生活を余儀なくされていることを浮き彫りにした。このような状況についての認識が「仮設住宅での「孤独死」と結びつけられ、「コミュニティ」は「孤独死」が社会問題として認識されるにあたって、重要なキーワードとして位置付けられることになる<sup>17</sup>。

### 2-3 2000年以降の時期

阪神・淡路大震災の被災地における仮設住宅が撤去された2000年を基点に被害復旧の状況が安定期に入ると、「仮設住宅での「孤独死」という「問題」もまたその実在性が薄くなり始める。「仮設住宅での「孤独死」の代わりに、「孤独死」に「問題としての実在性」を与えたのは、2000年代前半から浮き彫りになった「団地での孤独死」であった。もちろん、「孤独死」への一般の関心が再び増加したことに関しては、2000年から実施された介護保険が、ある程度の時間の経過とともにその明暗が現れ始めたことと、2005年以降の医療費自己負担の増加傾向などとの関連も、背景として看過できないことではある。とはいえ、2005年「一人 団地の一室で」というNHKの番組が千葉県常盤平団地の「孤独死」を扱って大きな反響を呼び起こすなど、「団地の孤独死」が直接的な契機として作用したと言える。それとともに、2005年から2007年にわたって起こった北九州市での一連の餓死事件<sup>18</sup>なども「孤独死」問題を再び注目させることとなった。特に「団地の孤独死」という実在は、「仮設住宅での「孤独死」が有していた、「災害」という特殊な事態に関わる「非日常的な状況」での実在性を「日常的」で「普遍的な状況」に引きずり下ろした点で意味深い。すなわち、自分が住んでいる生活空間の周りで「孤独死現象」が日常的に生じているという事実は、一般の人々の持つ、「孤独死」に対する心理的な距離を大いに縮小させたと言える<sup>19</sup>。また、仮設住宅で象徴的に現れた、コミュニティの解体をキーワードとした「関係」の問題は、被災地といった特殊な状況に限られた問題ではなく、社会全体の普遍的で一般的な生活環境においても同様の問題であるという認識が強調されるようになった。

<sup>17</sup> 実際に、中越地震と東日本大震災が発生した時、「コミュニティ」を考慮した仮設住宅施策が行われるようになった。

<sup>18</sup> 北九州市の八幡東区(2005年1月7日)、門司区(2006年5月23日)、小倉北区(2007年7月10日)で生じた餓死事件は、福祉行政におけるいわゆる「水際作戦」への強い批判を呼び起こした。北九州市の餓死事件に関しては福田(2013)など参照。

<sup>19</sup> このような「団地の孤独死」と関連する一連の言説において、その始発点であり中核を占める位置に存在するのが千葉県松戸市に位置する常盤平団地であった。「孤独死現象」に関わる「常盤平団地の物語」については本論文の第5章で扱う。

〔社会的問題としての「孤独死」〕は、もはや〔仮設住宅での「孤独死」〕ではなく、言い換えると「XXXでの」、「〇〇〇としての」孤独死ではなく、それ自体「孤独死問題」という形での実在性を持つようになったのである。そしてこのような「問題」の「実在」は、次の節を通じてさらに見られるように、厚生労働省によって政策的な対象として明示的に示されながら、その姿を固めるようになったのである。

## 第2節 政策的関心の対象としての「孤独死」

本節では、政策対象としての「孤独死現象」の存在に関して論じる。本節では、まず厚生労働省による2007年の「孤立死防止推進事業」以前の「孤独死」関連政策に関して概括する。そして、2007年の「孤立死防止推進事業」に関して検討し、最後に、2007年以降の関連諸政策と流れを論じる。ただし、本節の目的は「孤独死」が社会問題として「政策対象になってきた」というその事実の存在を見せることにあるのであって、「孤独死関連政策」に関する綿密な分析を行なうことではない。

### 第1項 「孤立死防止推進事業」実施以前の政策の流れ

前節で論じたように、1970年代前半の「孤独死現象」は、「一人暮らしの高齢者問題」として発現される側面を有していた。政策の領域において、この時期の一人暮らし高齢者政策の主要な関心は、その高齢者たちが抱えている「孤独感」におかれていた。これに関連する具体的な政策としては、都市地域の一人暮らし高齢者を対象とした「老人福祉電話センター」の設置と「老人福祉相談員制度」などがあげられる。「老人福祉電話センター」は一人暮らし高齢者に対する相談と低所得世帯に対する福祉電話の貸与などを内容とし、1971年から人口10万人以上の都市をモデルケースとして始まった政策である。「老人相談員制度」もまた同年に郡部の一人暮らし高齢者を対象に実施され始めた(黒岩 2008: 66)。

黒岩は1976年から1996年の間に一人暮らし高齢者の孤立政策において一種の空白期を見せていることを指摘する。黒岩によると、この時期には高齢者に対する政策的な期待が、サービスを受けることからサービスを担当することへと移っており、政策における問題認識の中心は高齢者の孤立状態よりは介護状態にあった(黒岩 2008: 67)<sup>20</sup>。あいにくこの時期は、前にも言及したように、「孤独死」と関連する報道における空白期と一致する時期である。政策の目的及び対象が「孤立」から「介護」に変化した理由としては、①目標を数値で示すことが簡単で、明確な政策目標の設定が容易である点、②「孤立」した高齢者よりも要介護高齢者の方が把握し易い点、③介護家族団体などによる、要介護家族からの圧力などが指摘された(黒岩 2008: 69)。

---

<sup>20</sup> 黒岩は一人暮らし高齢者政策変化と関連して「厚生白書」の政策記述上の優先順位変化に注目していた。つまり、「1971年から1973年までは独自の項目として『一人暮らし高齢者』の対策が記述されていたのが、1976年以降は独自の項目としては記述されなくなる」のであり、『「援護を要する老人」のための対策という項目の中で、事業の対象の『要件』として触れられているに過ぎなくなった」と指摘する(黒岩 2008: 68)。

「孤独死」に関連する政策は、1997年以降介護保険法の制定とかみ合って介護予防・生活支援事業の中に位置付けられるようになる。介護予防・生活支援事業は1998年に始まった在宅生活支援事業を基盤として、要介護高齢者に対して展開されていた各種の支援及び事業を統合・再編したものである。「孤独死」と関連する代表的な例としては「ふれあい・いきいきサロン」の推進があげられる。全国社会福祉協議会が1994年に提案して1996年からモデル事業が実施されて以降、ふれあい・いきいきサロンは2000年に「生きがい活動支援通所事業」として高齢者介護予防事業の中に位置するようになり、それ以降全国に多く拡大されるようになった<sup>21</sup>。

以上のように、2007年に厚生労働省によって「孤立死防止推進事業」が本格化される以前の「孤独死」に対する政策的関心は、高齢者を中心にする政策展開の中の一部として位置付けられていた。したがって「孤独死」に関連する具体的な政策的内容は高齢者政策に対する関心の変化に従属的であるしかなかった。

## 第2項 厚生労働省による「孤立死防止推進事業」実施

厚生省（当時）の社会・援護局長の私的諮問機関である、「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」は、2000年12月8日の最後の検討会で提出した報告書で、現代社会における新たな社会福祉の主要対象と関連して次のように記述している。

従来の社会福祉は主たる対象を「貧困」としてきたが、現代においては、

- ・「心身の障害・不安」（社会的ストレス問題、アルコール依存、等）
- ・「社会的排除や摩擦」（路上死、中国残留孤児、外国人の排除や摩擦、等）
- ・「社会的孤立や孤独」（孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力、等）

といった問題が重複・複合化しており、こうした新しい座標軸をあわせて検討する必要がある。

（社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会 2000: 3）

すなわち、「孤独死」は自殺や家庭内の虐待・暴力とともに「社会的孤立（孤独）」の問題として、福祉の対象と位置付けられることが明示されているのである。政策決定の主体側において「孤独死」が福祉対象の一つとして認識されていることに関する端緒は、この

<sup>21</sup> 「介護予防生活支援事業」は2003年に「介護予防地域支え合い事業」と名称が変更された。

報告書を通じて読み取れることが事実ではあるものの、そのような認識が直ちに福祉政策の策定につながったとはいえない。

「孤独死現象」と関連して 2000 年代半ばに注目を浴びた常盤平団地自治会が、2006 年 8 月に団地地区社会福祉協議会とともに厚生労働大臣を相手に行った陳情活動は、厚生労働省の「孤立死防止推進事業」の創設における直接的な契機の一つになった。陳情の具体的な内容は次のようなものであった。

- ① 孤独死の実態を踏まえ、地域で支え合えることができる環境づくりの支援
- ② 地域包括支援センターの孤独死の可能性のある独居高齢者の把握と支援
- ③ 孤立して生活する高齢者の実態把握、など

(黒岩 2007: 123-124)

この陳情活動に対する答えとして厚生労働省は、総務省及び国土交通省などと連携して「孤独死問題」の解決のために総合的な対策を模索し、モデル事業の実施を決定するようになる。そして「孤立死防止推進事業（「孤立死ゼロ・プロジェクト）」のため、2007 年度予算(案)の中に約 1 億 7,295 万円を策定するようになる<sup>22</sup>。つまり、「孤独死」を明示的な対象とする政策が初めて政府によって推進されたのである。

「孤立死防止推進事業」のために、2007 年に厚生労働省の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議を通して「高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）」が発足した（以下、「推進会議」と表記）。この「推進会議」は 2007 年 8 月から 2008 年 3 月まで行われたが、4 回にわたる会議の主要な流れは以下の通りである。

まず、2007 年 8 月 28 日に行われた第 1 回「推進会議」は、関係施策の現状に関する議題を中心になされた。この第 1 回「推進会議」で厚生労働省は「孤立死防止推進事業」の目的として、「都市部を中心に、地域から孤立した高齢者や単身高齢者の死亡が増加」する中で「こうした高齢者の孤立死を防止する観点から、国、地方自治体等が主体となって総合的な取組みを推進」することを提示している（厚生労働省 2007a:資料 1-①）。それとともに、①推進会議の設置、②「孤立死ゼロ・モデル事業」の推進を事業の内容とすることを明らかにしている。この会議では厚生労働省をはじめとして、総務省、国土交通省、警

---

<sup>22</sup> もちろん、この予算が高齢者福祉分野において計上されることになった点は、「孤独死現象」を高齢者問題の一環として認識する傾向が反映されていることであり、したがって政策の対象が高齢者に限定される余地が存在した。



察庁、新宿区、UR 都市機構、全国民生委員児童委員連合会、全国社会福祉協議会などによって提出された資料をもとにして各主体が関わってきた施策に関する議論がなされており、議論にはこれらの主体以外にも、日本 NPO センター、日本介護支援専門員協会、全国老人クラブ連合会、高層住宅管理業協会、全国自治連合会の関係者及び医療、建築分野の有識者など、様々な主体が「推進会議」の委員として参加していた。

2007 年 12 月 11 日の第 2 回「推進会議」は「取組事例に関するヒアリング」と意見交換等を議題として行われた。特にこの会議には千葉県常盤平団地の自治会長である中沢卓実が参加し、常盤平団地独自の「孤独死」対策に関する報告がなされた。常盤平団地以外にも愛西市からの「孤立死ゼロ・モデル事業」に関する報告及び厚生労働省による岐阜県飛騨市、三重県熊野市、岡山県美作市の「孤立死ゼロ・モデル事業」事例が報告されている(厚生労働省 2007b)。

2008 年 2 月 19 日の第 3 回「推進会議」では、個人情報提供に関連する問題が大きく取り上げられており、また「推進会議」の提言をまとめるための論点の整理がなされていた(厚生労働省 2008a)。それに基づいて 2008 年 3 月 18 日の第 4 回「推進会議」では、「推進会議」の最終報告書案が提出され、その整理が行われた(厚生労働省 2008b)。

以上の 4 回にわたる議論の末に整理された最終報告書は、「孤独死」を人間の尊厳を傷つけるものとみなして、「こうした、人の尊厳を傷つけるような悲惨な『孤立死』を未然に防ぐためには、『寂しさ』に沈潜した『孤独』な一人暮らしを解消する必要がある」と述べている。そしてそのためには「『孤立生活』をしている人に、その地域でなんらかの社会関係や人間関係が築かれ、『孤立』に陥らないように」する必要があり、「地域の低下したコミュニティ意識を掘り起こし、活性化することが最重要である」と指摘する(厚生労働省 2008c: 11)。この最終報告書は「孤立死」予防型コミュニティづくりを提言しながら、①「孤独」の解消と高感度のコミュニティ・機動的なネットワークを中心にするコミュニティづくり戦略を提示するとともに、②「『孤立死』ゼロ作戦と高齢者虐待と認知症対策さらに災害予防対策を一体的に考えること」と、③「『孤立死』防止ネットワークのさまざまなツールや見守りシステムの開発と継続的な運用」を強調している(厚生労働省 2008c: 12-19)。

2007 年、全国 78 カ所のモデル自治体で実施された「孤立死ゼロ・モデル事業」の主要内容は表 2-2-1 のとおりである。

表 2-2-1 「孤立死ゼロ・モデル事業」の主要内容

区 分	主な取組み
実態把握等の取組み	<p><b>(孤立死事例等調査関係)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身高齢者の孤立死事例の実態調査</li> <li>・県内孤立死発見者や関係者等への現地ヒアリング調査</li> <li>・県警への孤独死実態把握調査、県内防犯指導状況調査</li> </ul> <p><b>(単身高齢者世帯等実態調査関係)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単身高齢者世帯実態調査（65歳以上を対象）</li> <li>・単身高齢者世帯及び高齢者夫婦世帯の実態調査（65歳以上を対象とする「高齢者生活状況調査」、「介護予防チェックリスト」）</li> <li>・単身高齢者世帯調査（65歳以上又は虚弱等で日常生活に心配があると思われる人を対象）</li> <li>・単身高齢世帯実態調査（緊急時連絡先登録カードの郵送、収集（70歳以上を対象）</li> <li>・孤立死のハイリスク層把握のために高齢者名簿の見直し、情報の共有（地域包括支援センター、民生委員、行政関係所管課）</li> <li>・高齢者の孤立に関する調査（65歳以上高齢者、民生委員、居宅介護支援事業所を対象）</li> </ul> <p><b>(孤立死防止対策調査関係)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間マンション管理者に対する孤立死防止対策実態調査</li> <li>・単身高齢者世帯及び高齢者のみ世帯の実態調査からの孤立死のハイリスク要因の分析</li> <li>・県内外の実態調査や分析、地域普及実施に向けた効果的な対策手法等の研究分析（研究機関への委託実施）</li> <li>・県内市町村における取組事例調査（文書調査）</li> <li>・県内市町村における先進的取組事例調査（訪問調査）</li> <li>・県内全民生委員への孤立死に関する実態アンケート調査</li> <li>・県内市町村等関係機関への独居高齢者対策についての状況調査</li> <li>・県内老人クラブへの友愛訪問活動状況調査</li> <li>・市町村が見守りの実態をどの程度把握しているのかについての調査</li> <li>・単身高齢者世帯等の台帳、支援マップの整理</li> <li>・民生委員、老人クラブ、社会福祉協議会の見守り実態調査</li> <li>・うつ病に罹患している可能性がある高齢者や自殺リスクのある高齢者をアセスメントツールを用いて発見する「アセスメントプログラム」</li> <li>・見守りネットワーク実施者、協力者調査</li> <li>・単身高齢者等台帳の取扱いマニュアルの策定</li> </ul>
普及啓発等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立死防止のための啓発パンフレット、リーフレット、ちらし等の配布</li> <li>・市町村広報紙等を通じた啓発</li> <li>・社会福祉協議会会報等を通じた啓発</li> <li>・孤立死ゼロ研修会の開催（地域ケアシステム相談員等対象）</li> <li>・高齢者の孤立防止にかかる講演会の開催（学識経験者の講演及びモデル市町村取組発表）</li> <li>・孤立死ゼロ・モデルシンポジウム、フォーラム等の開催</li> <li>・コミュニティサポートグループ活動事例集の作成（住民同士が見守りをできるコミュニティの形成を目的とした事業の活動成果の事例集）</li> <li>・うつ病や自殺の問題について、地域住民が主体的にこころの健康問題へ取り組むことが出来るような「普及啓発プログラム」の実施</li> <li>・事業者説明会の開催</li> <li>・賃貸住宅（市部マンション）の管理者及び住民に対する緊急時の連絡体制整備の啓発</li> <li>・職員向けの対応手引きの作成</li> <li>・地域見守り活動調査、検証報告書の作成</li> <li>・県内市町村における取組内容のとりまとめ</li> </ul>

<p>安否確認システム等の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員の訪問</li> <li>・民生委員による地区社協の実態調査を兼ねた友愛訪問</li> <li>・地区社会福祉協議会による安否確認</li> <li>・見守り推進員活動マニュアルの策定（地域包括支援センターに4職種目の専門職として、地域見守りを担当する見守り推進員を配置）</li> <li>・KD（孤独死）委員会、バスターズ（自主防犯パトロール隊）の見守り</li> <li>・新聞店に見守り依頼等</li> <li>・向う3軒両隣運動の見守り、呼びかけ</li> <li>・環境協業組合とのごみ処理の覚書</li> <li>・「ふれあい協力員」の見守り</li> <li>・郵便局外務職員による月2回の定期的な安否確認、励ましやいたわりの声かけ</li> <li>・単身高齢者への情報誌の訪問配布（実態調査、安否確認、見守り及び高齢者の日常生活に関する情報提供）</li> <li>・住民参加による継続的な見守り活動、安否確認の実施</li> <li>・宅地建物取引業協会との連携による賃貸住宅における独居高齢者の安否確認</li> <li>・往復ハガキによる定期的な安否確認</li> </ul>
<p>緊急情報システム等の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間対応電話、緊急システム（地域包括支援センター）</li> <li>・緊急連絡カード、あんしん登録カード等の配布</li> <li>・ダイヤル119「緊急連絡先一覧」の提示依頼</li> <li>・孤独死110番</li> <li>・鍵業者との覚書</li> <li>・「緊急時連絡先カード・暮らしに便利な電話番号簿」を配布</li> </ul>
<p>サロン等集う場の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マンションでのサロン開催（一定期間の居住・利用者すべての世帯を対象）</li> <li>・いきいきサロン等</li> <li>・専門員による訪問</li> <li>・小学校区にある地域会館等に高齢者が集うサロンを設置</li> <li>・食事会・いきいきサロン・ふれあい喫茶等の開催</li> </ul>
<p>ネットワーク構築等の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし高齢者等孤独死解消推進会議</li> <li>・孤独死防止ネットワーク会議</li> <li>・孤独死予防センター</li> <li>・「見守り、声の訪問」ネットワーク</li> <li>・地域支援ネットワークの整備（行政、社協、地域包括支援センター、民生委員等が中心となるネットワークの構築）</li> <li>・高齢者孤立対策検討会等の設置（学識経験者、行政の関係機関、民生委員、地域包括支援センター、社会福祉協議会、老人クラブ、NPO団体、警察等が地域の実情に応じて参画）</li> <li>・地域支援ネットワーク構築のための勉強会</li> <li>・ソーシャルサポートの資源となる住民レベルでの多様な地域活動を支援し、発展させていくための「さまざまな地域活動の強化」の実施</li> <li>・孤立死の防止に関する調査研究委員会の設置（学識経験者、民生委員、老人クラブ員、介護サービス事業者等を委員とした研究委員会を設置し、孤立防止対策について検討）</li> </ul>
<p>相談事業等の取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉よろず相談</li> <li>・テレホン相談</li> <li>・社会福祉協議会に連絡相談窓口の設置</li> <li>・専門員による相談</li> <li>・精神科医や関係スタッフによる相談窓口の設置により、メンタルヘルスの専門的な「相談プログラム」を実施</li> <li>・専門職が、介入ニーズのある高齢者の住まいを定期的に訪問し、個別的な心理社会的ケアを実践する「訪問ケアプログラム」の実施</li> <li>・相談場面等を利用し多職種からなる「チームによるケースマネジメントプログラム」の実施</li> </ul>

その他の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内他実施地区との情報交換</li> <li>・「心のケアサポーター」養成講座の開催</li> <li>・「一人暮らしの便利帳」の配布</li> <li>・平成 20 年から、各市町村に対し、見守りネットワークの構築を働きかけるために、見守り関係団体の代表者を集めた協議会を開催し、合意</li> <li>・市町村におけるネットワーク構築の課題となる個人情報の取扱いに関するガイドラインの策定及びネットワーク構築の参考資料を集めたマニュアルの作成</li> </ul>
---------	--

出典：厚生労働省(2008c)『高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議(「孤立死」ゼロを目指して) 報告書』 pp.32-37.

### 第3項「孤立死防止推進事業」以降の主要政策及び流れ

「孤立死防止推進事業」の実施は2008年度『高齢社会白書』の中で「健康・福祉」の一分野として言及されており、それ以降『高齢社会白書』には持続的に「孤独死」が載せられるようになる。これは国の政策対象として「孤独死」が一つの独自の項目を持つようになったと読み取れる部分であるが、同時に、依然として[社会問題としての「孤独死」]は「高齢者問題」のフレームに縛られていることを見せるものでもある。ただし、前項の2008年の「推進会議」報告書に現れたように、「孤立死防止推進事業」は「コミュニティづくり」という側面を強調しながら、「孤独死問題」において「地域福祉」というキーワードを浮き彫りにするものであった。このような点は、「推進会議」とほぼ同時期に設置された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」が、同様にほぼ同時期(2008年3月)に提出した報告書で「高齢者の孤立を防ぐためのコミュニティづくり」という、「推進会議」の提言と概ね異なっていない結論を具体化していることから見て取れる(厚生労働省 2008d)。

こうした脈絡で、2008年以降の主要な政策的動きを見てみると、まず2008年度で補助事業として創設された「地域福祉活性化事業」をあげることができる。これは「地域福祉活動を調整する専任の担当者を市町村に設置するとともに、ふれあい拠点づくり、見守り活動などネットワーク活動、ケース支援調整会議など」を事業の内容とするものであった。

また、厚生労働省は「『悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり』を目指して<sup>23)</sup>」、2009年から3年間「安心生活創造事業」を実施した。この事業は全国58カ所の市町村で実施されたモデル事業であったが、一人暮らし高齢者、障害者、高齢者及び障害者夫婦世帯など、地域で生活するにあたって家族などの支援が期待できない世帯を対象として、見守り支援、買い物支援などを行なうことを事業の内容としたものである(厚生労働省 2012a)。

<sup>23)</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/anshin-seikatu/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/anshin-seikatu/index.html) (2019年5月31日アクセス)

「安心生活創造事業」に続いて行われた政策活動としては、2011年から始まった「地域支え合い体制づくり事業」があげられる。この事業は自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者などとの協力を通じて、見守り活動チームなどの人材育成、地域資源を活用したネットワーク整備、先進的事業への支援などを中心的内容にしていた。

2012年、厚生労働省が都道府県等を宛に出した「孤立死の防止対策について」の通知及び事務連絡では、情報の一元化、関係団体との連携強化、個人情報保護の適用外になることについての理解促進、地域づくりの推進など、「孤独死問題」への対処との関わりで政策側が抱えている主な課題を見ることができ<sup>24</sup>（図2-2-1参照）。

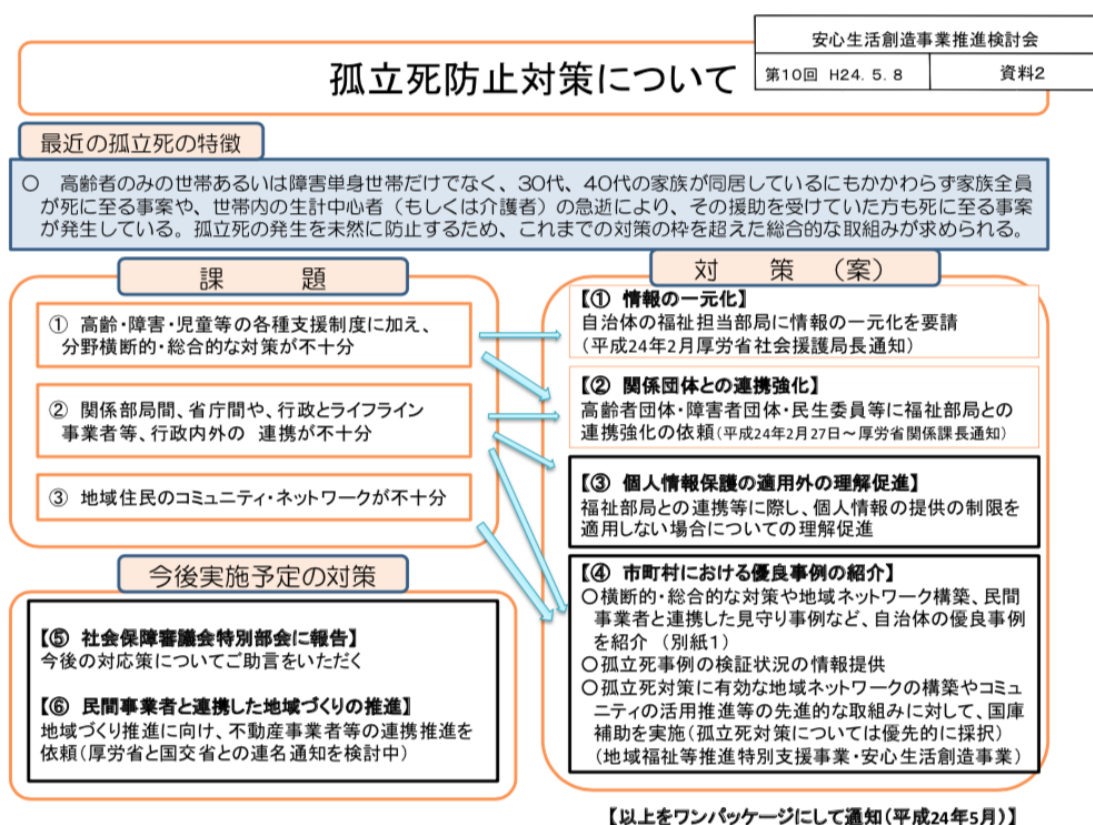


図2-2-1 厚生労働省の「孤立死防止対策について」の図式

出典：厚生労働省(2012b)「第10回あんしん生活創造事業推進検討会」資料2。

2013年に、厚生労働省援護局地域福祉課は全国で行われている「孤立死防止政策取組」をまとめて279事例を紹介している(厚生労働省2013a)。それらの取組に関して厚生労働省は、見守りの実施主体別に3類型（①協力員活用型、②事業者等との協定締結型、③ネ

<sup>24</sup> 「孤立死の防止対策について都道府県などに通知」（平成24年5月11日、平成24年7月31日）参照。

ットワーク構築型)、また見守りの手法別に5類型(①要援護者台帳の作成及びマップづくり等を活用する型、②機器等を活用する型、③副次的効果型、④総合相談窓口の設置型、⑤その他)に分類して整理し、各々の事例及び成果を提示している(厚生労働省 2013b)。

以上のような政策的な動き以外にも自治体や自治体の後援による「孤独死」関連フォーラムなどが全国各地で絶えずに開催されている<sup>25</sup>。

---

<sup>25</sup> 例えば、大阪市住吉区の「孤立死フォーラム」、東京都調布市の「孤立死防止フォーラム」、大阪府交野市の「市民フォーラム 孤立死を防ぐために」など、自治体や自治体の後援による「孤独死」関連フォーラムは数多く催されている。

### 第3節 学問的研究対象としての「孤独死」

本節では、日本で「孤独死」が学問的な対象として扱われている現象であることを論じる。そのため、1990年代後半から登場し始めた日本の「孤独死」関連先行研究の動向を概括し、それらの研究の中からみられる特徴を検討する。そうした検討から学問的な関心及びアプローチの多様性を指摘し、代表的な研究の具体的な内容を提示する。

#### 第1項「孤独死」研究の現況

本項では、まず日本の「孤独死」関連研究の動向に関して述べる。そして、それらの研究がどのような特徴を見せているのかに関して検討する。本項での議論のための検討対象になっている先行研究は、CiNii(Nii 学術情報ナビゲータ)を通して収集された「孤独死」関連学術論文 99 件 (2018 年まで) である<sup>26</sup>。

##### 1-1 「孤独死」研究の動向

「孤独死」に関する学問的な研究論文が出始めるのは 1990 年代半ばからである。CiNii(Nii 学術情報ナビゲータ)から抽出した文献の中で、「孤独死現象」を本題に据えて取りかかっている学術論文の年度別現況をみると表 2-3-1 の通りである。

1990 年代後半の「孤独死」研究は、1995 年の阪神・淡路大震災を背景として、災害地の仮設住宅での「孤独死現象」を主な対象としており、医学的な関心を中心になされていた(伊佐(他) 1996; 上野 1996、1998、1999; 上野・浅野(他) 1998; 上野・西村(他) 1998)。

2000 年から 2005 年以前までは、医学的な観点での研究は若干見られるものの(近藤・大島 2001; 清水・塩野(他) 2002)、「孤独死」研究の出現においては小康状態を見せている。

しかし、2000 年代半ば以降には、研究論文が持続的に登場しており、研究の内容においても多様化が図られている。

2000 年代半ば以降には、第 2 節で述べたように、「孤独死」が福祉政策の対象として位置付けられるようになり、そういう背景の中で福祉及び政策関連研究が主としてなされて

---

<sup>26</sup> CiNii 検索キーワードとしては、「孤独死」、「孤立死」、「独居死」、「無縁死」を使用した。もちろん、「孤独死」は「社会的孤立」をはじめとして「高齢者福祉」、「地域福祉」などの福祉の様々な領域における研究の中でも扱われている。したがって、ここでの 99 件の研究が「孤独死」に関する先行研究の全てを意味することではない。しかし、「孤独死現象」を中心的な対象としている、また直接に扱っている研究という意味では(全てではなくとも)この 99 件の数は概ねの研究を含んでいる。

いる。特に「孤独死予防政策」との関係で「見守り」をテーマにする研究(齊藤 2010; 前原・川井 2010; 舛田・田高(他) 2011; 高田・永野(他) 2012、等)が多数目についている。それとともに建築、法、医学などさまざまな学問領域から「孤独死」研究がなされているのが重要な特徴である。

表 2-3-1 「孤独死」関連論文の現況

年度	件数	年度	件数
1995	1	2007	2
1996	2	2008	8
1997	1	2009	5
1998	3	2010	10
1999	3	2011	10
2000	0	2012	7
2001	1	2013	13
2002	1	2014	7
2003	0	2015	4
2004	0	2016	6
2005	2	2017	7
2006	2	2018	4

また、災害地(高橋・塩崎(他) 2005; 峯本 2010; 小山・山中(他) 2013; 三井 2015、等)、団地(高尾 2008; 中沢 2008c; 川口・高尾 2013; 新井 2013; 田中・森實 2016、等)、ニュータウン(中庭 2007; 橋爪 2008; 新井 2010)などの事例をはじめとして、様々な地域に関する事例研究が盛んになり<sup>27</sup>、研究者による多様な調査結果に基づいた実証研究<sup>28</sup>も蓄積されている。

<sup>27</sup> 例えば、愛西市に関する松宮・新美(他)(2008)、鷺野・松宮(2011)、松宮(2012)、和歌山県に関する根本(2009)、古橋・金川(他)(2011)、山形県に関する山崎・田宮(他)(2009)、東京都杉並区に関する吉岡(2011)、東京都世田谷区に関する澁川(2014)、新潟県の長岡市と新潟市に関する池田・樋口(他)(2017)などがある。

<sup>28</sup> こういう研究としては、八巻(2006)、橋爪(2008)、小谷(2008)、猪狩・尚代(2010)、齊藤(2010)、前原・川井(2010)、福川・川口(2011)、舛田・田高(他)(2011)、福島(2013)、新井(2013)、松村(2016)、今野・大塚(2016)等が挙げられる。



## 1-2 「孤独死」に関する学問的関心の多様性

前述したように、「孤独死」研究は福祉学的な研究以外にさまざまな学問からなされている。まず、初期の「孤独死」研究において顕著であった医学的なアプローチが指摘できる。「孤独死」したと見なされる人々の死因を医学の見知から究明し、特にアルコール依存症との関係を強調する伊佐(1996)、上野(1998; 1999)などと、法医解剖事例に関する分析を通じて精神疾患との関係を分析する入井・岩楯(他)(2013)、及び法医学に基づいている一連の研究(松澤・田宮(他) 2009; 山崎・田宮(他) 2009; 山崎・羽田(他) 2015; 森田・西克(他) 2016)が例として挙げられる。

また、「孤独死」に関わっている課題とそれに関する制度及び実践などを社会的な文脈で見ようとする新田(2013)の研究のように、社会学の立場からの研究も「孤独死」研究の重要なアプローチとして位置している<sup>29</sup>。

「孤独死」研究における重要な視点の一つとして、「孤独死現象」を居住環境との関係で議論する、建築または都市計画的な観点のアプローチも目立つ。建築・住居環境に関するそれらの研究は、主に災害地に建てられた仮設住宅及び復興住宅を対象としてなされている。「阪急仮設住宅と災害復興住宅」での「孤独死」と居住環境に関する高橋・塩崎(他)(2005)の研究と、同様に阪神・淡路大震災後の仮設住宅及び復興住宅を対象としている田中らによる一連の研究(田中・高橋(他) 2009a、2009b、2010; 田中 2010; 田中・上野 2011)が代表的な例として挙げられる。

そして、比較的最近の研究の中で、死後処理に関わる問題として相続財産及び遺骨の扱いに関する法的な側面からのアプローチを試みている、中村(2014)、岩本(2017)、神山(2018)の研究も「孤独死」研究における学問的な多様性の一端を見せている。

学問的な背景の多様性ととも、「孤独死」研究の中で扱われている題材においても多彩な姿が見てとれる。例えば、地域福祉に基づいている議論(黒岩 2007; 橋爪 2008; 田中・中野(他) 2015 等)、メディアでの報道関連分析(小辻・小林 2011; 堀 2012; 中森 2013、等)、「孤独死定義」関連議論(上田・上原(他) 2010; 新井 2014; 高尾 2017; 山崎・逸見 2017、等)、セルフ・ネグレクトとの関係(岸 2013a、2013b; 斉藤・岸(他) 2016; 山崎・逸見 2018、等)、社会的排除を用いる議論(八巻 2006)、生存権の観点からの議論(玉置(2012))、障害者とその家族を観点として扱う分析(井土 2013)など、多様な角度からのアプローチが存在する。それ以外にも、技術的な側面を扱うもの(桜井 2008; 坂本 2012)やマンションの「孤独死」対策(杉谷 2014)など、実に多彩な学問的な関心のもとで「孤独死」研究はなされてき

<sup>29</sup> 高尾(2008)、中森(2011)なども社会学的分析として注目に値する。

たのである。

## 第2項 主要研究に関する検討

本項では「孤独死」に関する代表的な研究の具体的な内容を検討しながら、「孤独死」研究が見せている観点と題材の多様性を示す。

原田(1995)は「孤独死」に関する初期の研究として、徳島県の地域別高齢者の「孤独死」および自殺に関して考察している。原田は徳島県警察本部検視資料の中、1977年から1994年まで18年間の65歳以上高齢者検視データを用いて時系列的分析を試みる<sup>30</sup>。分析の結果として、原田は徳島県内において1977年から1994年まで自殺および「孤独死」が生じていない地域が存在すること発見し、その地域には「藩政の時期から地域の老いを支えるネットワークが今に残っていた」と指摘する(原田 1995: 150)。

前項で述べたように、1990年代後半の「孤独死」研究は主に阪神・淡路大震災以降の災害地における「孤独死」に関して医学的に分析するものであった。言及すべき代表的研究としては、1998年の上野・浅野(他)の研究が挙げられる。上野・浅野(他)は阪神・淡路大震災の1年前である1994年から災害1年後である1996年までの兵庫県監察医検視記録を手がかりとして、神戸市における「孤独死」の推移、年齢分布、死因などを分析している。上野・浅野(他)の研究は、「孤独死」が災害以前の神戸市でも年間約350件が発生していたこと、この中には中年男性の死亡が多くあり、その死因にはアルコール性肝疾患の割合が高いこと、また件数は減少したもののそのような傾向は災害後にも続いていることを明らかにしている。この研究は、「孤独死」が災害地の「仮設住宅だけの問題ではなく、一般住宅の独居の人にも同様に起こっている現象」(上野・浅野(他) 1998: 283)であることをこの時期に主張している点で印象的なものであるとも言える。

仮設住宅と復興住宅の住居環境を「孤独死」との関係で研究したものとしてあげられるのは、高橋・塩崎(他)(2005)の行った、1995年から2003年までの9年間を対象とした、兵庫県監察医の死体検案書とその他の文献に基づいた分析がある<sup>31</sup>。仮設住宅の住居環境と「孤独死」に関するこの研究の結論としては、①ふれあいセンターのある場合は「孤独死」の発生率が低い、②大規模団地であるほど「孤独死」発生率が低い、③ふれあいセンター

<sup>30</sup> しかし、原田は「65歳以上の老人の死亡状況のうち、看取られない状態の死(原田 1995: 135)」として「孤独死」を規定してはいるものの、データの具体的な抽出に関しては言及していない。

<sup>31</sup> 高橋・塩崎(他)は9年間の検案事例9,894件の中、仮設住宅での「孤独死」91件と復興住宅での「孤独死」190件を分析の対象としている(この中には自殺(各10件と18件)も含まれている)。

のある場合は死後1週間以内に発見された人の割合が少ない<sup>32</sup>、④大規模団地であるほど死後1週間以内に発見された人の割合が低い、ということであった。興味深いことは、復興住宅の住居環境と「孤独死」に関しては反対の結果が示されていることである。つまり、規模が大きい団地の方が「孤独死」の発生率も高く、死後1週間以内に発見される割合も高い、という結果であった<sup>33</sup>。

神戸市の復興住宅の住居環境と「孤独死」との関係については、同じ資料に基づいた後続研究(田中・高橋(他)2009a)によって提示された。この研究は「規模」以外に、団地の「立地(既成市街地/郊外・臨海部)」と「居住階(1~7階/8階以上)」という要素を加えて分析しており、また「就職状態」や「社会関係レベル<sup>34</sup>」といった、対象者の社会的属性をも考慮している。居住環境に関する結論としてあげられるのは、大規模と高層といった環境が死後発見までの経過時間の長期化に影響しているということである。しかし、研究者たちは、それが特定の人々に限定される影響であると指摘している。つまり、住居環境は人々の社会的状況を相互干渉するものであって、経済的・身体的に不利な人、社会的な接点がない人の場合、発見における深刻な遅延が生じやすいと述べている(田中・高橋(他)2009a: 1819)。

2007年の厚生労働省による「孤立死防止推進事業」以降、モデル事業の実施地域を対象とする事例研究が数多く行われるようになった。松宮・新美(他)による2008年の研究はその典型的な研究とも言える。この研究は厚生労働省の「孤立死ゼロ・モデル事業」実施地域である愛知県愛西市を対象とし、「孤独死」をめぐる問題状況の確認と「孤独死」に対する対処の状況を検討するとともに、愛西市でのモデル事業の内容と具体的な取り組みを提示している。2007年以降の愛西市の取り組みに関しては、同研究者たちの後続研究(鷲野・松宮2011)によってまとめられている。この研究での考察における重要な論点としてあげられるのは、「一人暮らしの高齢者ばかりでなく、高齢者世帯の高齢者の中にも、親友や友人との交流、近所付き合いなどから孤立している人がいる」ことと、「近所とのつながりを大切に考えながらも、お互いにプライバシーを守りながら生活したいという気持ちから、近所づきあいにはあまり積極的ではない」ことである(鷲野・松宮2011: 76)。また、松宮

---

<sup>32</sup> この③の結果に関しては次のように述べている：「ふれあいセンターが建設された団地の多くが規模の大きい仮設住宅団地であったことを踏まえると、ふれあいセンターでの活動は住宅内に引きこもる人々を減らしコミュニティ形成の拠点となったことで孤独死の発生を抑えたが、団地の規模が大きかったために個々の住宅に目が行き届かず、ひとたび住宅内で異変が起こった場合に発見に時間がかかったものと考えられる」(高橋・塩崎(他)2005: 1514)。

<sup>33</sup> しかし、この結果に関して研究者たちは明確な説明を提示してはいない。

<sup>34</sup> 「社会的関係レベル」の変数化は「発見の契機」に基づいて操作的に行われている。例えば、発見の契機が「異変・異臭」の場合は「社会的接点がほとんどない」とみなし、「社会関係レベル0」と規定している。一方で、訪問・電話などに応答がなかったことが発見の契機になった場合には「社会的接点あり」とみなし、「社会関係レベル3」と規定している(田中・高橋(他)2009a: 1817)。

は同地域の事例に関する 2012 年の研究で、「つながりがあっても、そして見守りのサービスの利用があっても、安否確認の仕組みが整っていない場合は機能しない」ことを指摘しながらコミュニティ強化を中心にする対策モデルの限界を主張している(松宮 2012: 22)。松宮は、分析対象になった事例において、近隣住民によって発見された「孤独死」事例の割合が低いこと、そして福祉サービスの担当者によって発見され救助できたケースが多かったことから、単純に近隣関係の重要性を強調することに疑問を投げている。松宮は、愛西市の対処を論じた後に、行政責任の明確化と選択可能なネットワークの構築がさらに重要であると述べている(松宮 2012: 26)。

全国自治体を対象とする調査研究の中で、福川・川口(2011)の研究は自治体の「孤独死」に対する捉え方を示している点で注目に値する。福川・川口は全国自治体(2008年時点で1,811市町村)から回収された調査票(961件(回収率53.1%))を人口規模別に4つのカテゴリに区分して分析している<sup>35</sup>。分析の結果の中で注目される部分は、まず大規模の自治体の場合は「孤独死」問題を「最優先課題」として認識はしているものの、実態調査を行っている割合は低いことである。また、対策関連項目において「孤独死」に特化している対策の実施状況は極めて低く、高齢者対策と重なっている項目に対する応答が多いことである。これは、各自治体が「孤独死」を従来の高齢者福祉問題の延長線上で捉えていることとして理解できる結果でもある。

「無縁死」概念に対する社会学的な意味を問うている中森(2011)の研究は、「死」をめぐる理論的な議論を展開している点で興味深い。中森は、従来の「孤独死」研究では「孤独死した後の人間が置かれる状況についての詳細な記述はほとんど見られない」ことを指摘し(中森 2011: 158)、死んだ人の生前の孤独だけでなく「死後の孤独」に着目する。そして、その意味で意義を見出せる概念としての「無縁死」に関して論じている。特に「死の社会学」という観点で「社会的死」概念を批判的に検討している作業として、「孤独死」研究の中でユニークな位置にあるとも言える。

具体的なケースを中心に分析している研究としては、1996年の池袋餓死事件を扱っている玉置(2012)と2012年札幌死で起こった知的障害者の凍死事件を扱っている井土(2013)、赤星(2013)が代表的なものである。玉置は、「孤独死」が「誰の身にも起こりうることだとすれば、日本国憲法第25条に謳われている『健康で文化的な最低限の生活を営む権利』が、実際には何人にも保障されていないという由々しき事態だ」と問題を提起し「生存権保障」

---

<sup>35</sup> 分類の基準は、人口「1万未満」、「3万未満」、「10万未満」、「10万以上」となっている。ちなみに、調査項目は、①孤独死調査の実施状況、②高齢者福祉施策における孤独死問題の位置づけ、③孤独死発生件数、④孤独死判定基準、⑤孤独死事例における情報把握、⑥孤独死予防対策の実施状況、⑦孤独死予防対策遂行上の利点と難点である(福川・川口 2011: 960-961)。

の観点で予防策の必要性を主張する(玉置 2012: 25)。玉置は、1996年4月東京都池袋のアパートで餓死した77歳の女性<sup>36</sup>の残した日記の内容を詳細に分析し、この事件が『疾病』、『介護』、『転落』、『貧困』、『孤立』、『支援拒否』などの諸要因が複合化した『孤立死』の典型であると指摘する(玉置 2012: 34)。

井土は、2012年1月、北海道札幌市白石区で起こった知的障害者の凍死事件<sup>37</sup>の事例を通じて福祉行政及び関連法律における申請主義の問題を指摘している。井土は、「当事者と支援者と行政との3者間に福祉権利の分断性がある」と結論づけながら、「利用契約制度の導入や従来からの保護や扶養を重視する法制度をみる限り、本質的には家族福祉に力点を置く国家政策を続けてきた」と指摘し、「『家族が』支えるのではなく、『個人を』または『家族を』支える社会福祉支援の確立」を求めている(井土 2013: 33-34)。同事件を扱っている赤星(2013)の場合、玉置(2012)と同様に憲法25条を言及しながら公的責任を強調している。赤星は札幌市知的障害者凍死事件に関して行われた、福祉事務所幹部と記者との対話を分析し、生活保護法における申請の原則と権利保護をめぐる議論を展開する。赤星(2013)と玉置(2012)の研究は事例に関わる具体的なレトリックを題材として分析している点で特徴的である。

「孤独死」におけるセルフ・ネグレクトの問題については、岸によって強調されてきた。全国自治体の地域包括支援センターと生活保護課を対象として行われた調査データ<sup>38</sup>から、岸は「セルフ・ネグレクトの高齢者を社会が放棄・放任することで、8割が孤立死につながる可能性があり、セルフ・ネグレクトは孤立死の予備軍とも考えられる」と述べている(岸 2013a: 41)。また、斉藤・岸(他)(2016)は、全国地域包括支援センターを対象に公益社団法人「あい権利擁護支援ネット」が行った調査のデータを用いてセルフ・ネグレクトと「孤独死」に関する分析を遂行した。斉藤・岸(他)はデータに関する非階層的クラスター分析を通じてセルフ・ネグレクトの7類型を抽出し<sup>39</sup>、その中でサービス拒否と地域からの孤立に該当する「拒否・孤立型」が「孤独死」と有意な関連を示していることを提示している(斉藤・岸(他) 2016: 5)。

<sup>36</sup> 1996年4月27日、東京都豊島区池袋で77歳の母親と41歳の長男がともに餓死し、死後20日以上経過して発見された。当時部屋には母親によって書かれたノート10冊分量(1993.12.24~1996.3.11)の日記が残されていた。

<sup>37</sup> この事件は同居していた姉が先に病死し、その後知的障害者である妹が凍死した事件である。死亡の前に福祉行政機関との相談があったにもかかわらず起こったため、福祉行政に対する批判を呼び起こした事件である。

<sup>38</sup> このデータはニッセイ基礎研究所(2011)によって収集されたものである。岸はニッセイ基礎研究所(2011)の研究に参加した研究者の一人である。

<sup>39</sup> 抽出されたセルフ・ネグレクトの類型は次のようである：①不衛生型、②不衛生・住環境劣悪型、③サービス拒否型、④不衛生・住環境劣悪・拒否型、⑤拒否・孤立型、⑥複合問題・近隣影響ない型、⑦複合問題・近隣影響あり型(斉藤・岸(他) 2016: 3)。

本節で検討した「孤独死」研究(99 件)を全体的に見るなら、約 4 割の研究が高齢者問題を基盤としていた。しかし、1990 年代後半の医学的な研究においては特に「高齢者」だけに焦点をしばってはいない点が見て取れた。また、「孤独死」の予防・対策に関しては、コミュニティ、地域再生、つながり、見守りなどを言及するものが多かったものの、それに対しての問題を提起している研究もなされてきた(小谷 2008; 高尾 2008; 橋爪 2008; 鷺野・松宮 2011、等)。

本節で検討したように「孤独死」研究は様々なアプローチの視点と扱う題材においてごく多様な姿を見せているが、全ての研究は例外なく「孤独死」を「問題」として捉えている点においては共通していた。

#### 第4節 小括：[とある姿の「死」]そして「とある問題」として実在する「現象」としての「孤独死現象」

「孤独死」は、実際に生じたある種の「死」に付けられた名前である。本章では、この「死」が「孤独死」という名の下で扱われる諸現象としての「孤独死現象」が具体的にどのような形の実在をもっているのかについて論じた。

「孤独死」という名で呼ばれるモノ]に関する現象の発現には、まず[とある姿の「死」]で把握される実在が存在した。「孤独死」の発生件数を直接的に把握することが可能なデータは存在しないものの、それにもかかわらず「孤独死」と言われる実在が「ある」ことは、何らかの数値を伴って語られている。日本で「孤独死」が議論される際に提示される数値として最も頻繁に登場するのは、東京都監察医務院が提供している「単身世帯の異状死」資料に基盤を置いたものである。世間に広く言われている「年間孤独死3万人」という数値も東京都監察医務院の資料から導出できるものであり、また「孤独死」件数に関する全国推計としてしばしば引用されているニッセイ基礎研究所(2011)の推算もこの資料に基づいて行われていた。「孤独死」に関する数値が語られる際に用いられる資料としては、東京都監察医務院の資料以外にもいくつかのものが確認できたものの、「孤独死」の定義が明確に定められていない状態では、いずれもデータとしての的確性を持っているものとは言い難い。ただし、それらの資料が「孤独死」を的確に把握しているかどうかとは別に、それらが「孤独死」の実態について語っているモノとして「孤独死現象」の中に位置しているということが本章の関心において重要な点であった。「孤独死」と言われる実在が「ある」と語られるもう一つの形態は事例収集による直接的な対象把握であった。これは自治体及び研究者たちによる個別研究領域で行われており、地域包括支援センターや民生委員、自治会及び行政役員や関連機関などからの情報収拾からなされるのが一般的であった。「孤独死」という名で呼ばれているモノ]が発現される現象においては[とある姿の「死」]という「実在する現象」とともに「とある問題」という形で認識される現象も含まれている。これはいわゆる[社会問題としての「孤独死」]というフレームとして存在する現象の実在を意味するものであった。[社会問題としての「孤独死」]という現象の発現は1970年代まで遡ることができた。1970年代前半から「孤独死」は「個人的な」ものではなく「社会的な」事柄として問題視され始めた。しかしこの時期の「孤独死」は、単に[とある姿の「死」]という実在だけが存在していて、一つの独立した問題として具体化するには概念的な基盤が不在であった。このような「孤独死」現象は、当時社会的に関心が高まっていた「高齢者問題」というフレームによって「社会問題として認識される」具体的な実在として発現

された。つまり、1970年代前半における「孤独死」は「寝たきり高齢者問題」、「独居高齢者問題」としての「社会問題として発現される現象」の実在性を与えられるようになったのである。

1970年代の「社会問題としての「孤独死」」は「高齢者問題」の一環として「実在性」を持っているものではあったが、一つの固有のカテゴリとしての「問題性」は明確ではなかった。それ故、1970年代以降「孤独死」は「高齢者問題」の影に隠されており、その存在感は薄いものであった。しかし、1995年に起こった阪神・淡路大震災を契機に、「孤独死」は再び社会的問題としての実在性を有するようになる。災害の後、多くの被災者たちの居住空間として建設された仮設住宅での一連の「死」は、「孤独死」という名で語られながら注目を浴びるようになる。「高齢者問題」は依然として「孤独死」の捉え方の中心的なフレームであったが、仮設住宅で生ずる死のありようは「高齢者問題」以外にも多彩な社会問題との関連で「孤独死」を捉えようとする姿をもみせていた。しかし、何よりも「問題としての実在性」を「孤独死」に与えたのは、災害と仮設住宅といった明確な時空間的境界線を通して極めて具体的で可視的な「対象」となったことであった。それによって「高齢者問題」の包括的な範疇内の一つとして位置していた「孤独死」は「仮設住宅での「孤独死」」という独立した対象としての実在性を確保するようになった。

2000年代に入って、「仮設住宅での「孤独死」」の代わりに、「孤独死」に「問題としての実在性」を与えたのは、2000年代前半から浮き彫りになり始めた「団地での孤独死」と、2005年から2007年にわたって起こった北九州市での一連の餓死事件などであった。特に「団地の孤独死」という実在は、「災害」という特殊な事態に関わっていた「非日常的な状況」での実在性を「日常的」で「普遍的な状況」に引きずり下ろした点で重要な意味を有していた。「社会的問題としての「孤独死」」は、もはや「仮設住宅での「孤独死」」のような形ではなく、それ自体「孤独死問題」という形の実在性を持つようになった。そしてこのような「問題」の「実在」は、厚生労働省が「孤独死問題」を政策的な対象として明示化することとともに、その姿を固めるようになったのである。

2007年に厚生労働省によって「孤立死防止推進事業」が本格化される以前にも、明示的ではないものの「孤独死」と関連する政策的な流れは存在していた。しかしその政策的関心は、概ね高齢者を中心にする政策展開の中の一部として位置付けられていた。したがって「孤独死」に関連する具体的な政策的内容は高齢者政策に対する関心の変化に従属的であった。

「孤独死」が政府の公式的な文献に明示され始めたことは2000年代初期から確認されているものの、正式な政策として策定されたのは2007年の「孤立死防止推進事業」によ



てである。この事業のための4回にわたる「推進会議」を通じてとりまとめられた最終報告書は、「孤立死」予防型コミュニティづくりを提言しながら、①「孤独」の解消と高感度のコミュニティ・機動的なネットワークを中心にするコミュニティづくり戦略を提示するとともに、②「『孤立死』ゼロ作戦と高齢者虐待と認知症対策さらに災害予防対策を一体的に考えること」と、③「『孤立死』防止ネットワークのさまざまなツールや見守りシステムの開発と継続的な運用」を強調していた。

「孤立死防止推進事業」の実施は2008年度『高齢社会白書』の中で「健康・福祉」の一分野として言及されており、それ以降『高齢社会白書』には持続的に「孤独死」が載せられるようになる。これは国の政策対象として「孤独死」が一つの独自の項目を持つようになったと読み取れる部分であるが、同時に、依然として[社会問題としての「孤独死」]は「高齢者問題」のフレームに縛られていることを見せるものでもある。ただし、「推進会議」報告書で現れたように、「孤立死防止推進事業」は「コミュニティづくり」という側面に強調点を置きながら、「孤独死問題」において「地域福祉」というキーワードを浮き彫りにするものであった。こうした文脈で、2008年以降には「地域福祉活性化事業」(2008年)、「安心生活創造事業」(2009年)、「地域支え合い体制づくり事業」(2011年)などにつながる政策的な流れを見せていた。

「孤独死」に関する学問的な研究論文が出始めるのは1990年代半ばからである。1990年代後半の「孤独死」研究は、1995年の阪神・淡路大震災を背景として、災害地の仮設住宅での「孤独死現象」を主な対象としており、医学的な関心を中心になされていた。2000年から2005年以前までは「孤独死」研究の出現において小康状態を見せていたが、2000年代半ば以降には、研究論文が持続的に登場しており、研究の内容においても多様化が図られている。2000年代半ば以降、「孤独死」が福祉政策の対象として位置付けられることを背景に、福祉及び政策関連研究が主としてなされている。また、被災地、団地やニュータウンなどを中心とした具体的な地域の事例に基づいた実証研究も蓄積され始めた。「孤独死」研究は福祉以外にも、医学的な観点、社会学、建築及び都市計画的な観点、関連法律に関する観点など多様な学問的な観点からなされてきており、研究で扱われる具体的な題材においても多彩な姿を見せてきた。また、本章で検討した「孤独死」研究文献の中で約4割は高齢者問題に基盤を置いており、「孤独死」の予防・対策に関しては、コミュニティ、地域再生、つながり、見守りなどに言及するものが比較的多い数を占めていた。重要な点は本章で検討した全ての研究は例外なく「孤独死」を「問題」として捉えている点においては共通していた、という点である。

本章での議論から分かるように、「孤独死」という名前で呼ばれるモノに関する現象

は、[とある姿の「死」]として把握される実在が存在しているとともに、「とある問題」、特に[社会問題としての「孤独死」]という形で認識される現象としての実在性を持っているものであった。また、本章で論じた「孤独死」関連政策の展開様相の中で読み取れるように、「孤独死現象」が「社会問題」の対象として認識されることにおいては、「関係」の側面が主要な形で位置付けられてきており、時間がたつにつれて、「関係」という問題に対する対応主体として「コミュニティ」が政策の中心的なキーワードになっていたことが指摘できる。本章で見たように、1970年代前半から、「孤独死」は高齢者問題の一環として政策的な関心の対象になりはじめた。この時期の政策的な内容においては、コミュニティが明示的なキーワードとして示されてはいないものの、高齢者の「孤立感」という面が強調されていた点では、「関係」の問題が主要な位置を占めしていた。1995年の阪神・淡路大震災以降、仮設住宅といった状況を背景として、コミュニティは「孤独死現象」における主要なキーワードとして位置付けられるようになった。大震災の被災者たちは、既存のコミュニティが解体された仮設住宅の生活を余儀なくされた。そのような状況の中で生じるある種の死が「孤独死」という名の下で浮き彫りになり、コミュニティ問題は「孤独死現象」の主要な背景として注目された。そして、これは2000年代以降には、被災地といった特殊な環境を超えて、普遍的な生活環境へ拡大される。2007年の「孤立死防止推進事業」は、このような流れに関連する明示的な表出とも言える。先に言及したように、「孤独死」防止のために「推進会議」が提示した提言の中心には「コミュニティづくり」が位置していた。つまり、「孤独死」との関連で、地域での社会関係、人間関係の構築に対する必要性が強調されており、このような「関係」構築の核心主体として「コミュニティ」が政策の前面に出されたのである。それ以降にも、「地域福祉」という名前とともに、コミュニティは「関係」の問題に関する認識の中での主要なキーワードとして政策の中で存続し続けている。

### 第3章「孤独死現象」における争点の多様性及び構成要素

第2章を通じて、「孤独死」が〔とある姿の「死」〕という「発現的な実在」を持ちながら「社会的な問題として政策的・学問的対象になっている現象」として実在するモノであることを提示した。本章では、このような「孤独死」に関連する諸現象の具体的な要素を把握するための議論を展開する。

第2章で見たように、政策的・学問的対象として扱われてきたにもかかわらず「孤独死」に関する合意された明確な定義が導出されていないことは事実である。このことは「孤独死現象」が持っている内的な要因に一次的な原因があるといえよう。すなわち、「孤独死現象」は、客観的に明確な基準線を引くことにおいて、内在的な曖昧さを持っているのである。それゆえに「孤独死」には実態把握の困難さが潜んでいるとも言う。「孤独死」が政策的な対象として扱われるに際しては、これは大きな弱点であるとも言える。しかし、政策との関わりにおいては、これは副次的な問題である。つまり、「自殺」と同様に「何が孤独死であるか」に関する厳密な定義の有無が「政策の対象」になるための必要不可欠な条件ではないからである。より重要な問題は、「孤独死現象」が単に一つの死の類型を超えて非常に広範な社会現象との関連性の中で存在するものということにある。即ち、「孤独死現象」を理解するには、「死」に到るまでのある個人の置かれていた社会的状況及び、「死」以降に生じる「現象」をめぐっての社会的意味全てを含む視野が求められるのである。しかし、「孤独死現象」に関してなされている今までの議論は、「孤独死」と関わっている諸現象の中でもごく一部に限定し、皮相的な議論にとどまっていることが実情である。従って、「孤独死」が分析的な概念として社会科学の学問的対象になるためにも、そして政策的にもより生産的な議論を展開するためにも「孤独死現象」を構成する諸要素に関する、さらに深い考察が求められるのである。

このような問題意識で、本章では「孤独死」に関する既存の多様な定義及び、「孤独死現象」と関わっている諸要素についての再検討を行う。もちろん、言うべきことは、ここでの議論は「孤独死現象」を構成する要素をより明確に考察しようとする作業であって、「孤独死」の厳密な定義を導出しようとするものではないということである。

「孤独死現象」を構成する諸要素に関する本章の議論を通じて、「孤独死現象」は社会的なモノとしての「死」という要素を中心に、「死」以前の個人と関連する要素と、「死」以後の個人の周辺と関連する要素が包括的に関わっている現象であることを提示することに

なる。

## 第1節「孤独死現象」における「孤独死」という用語

「孤独死」の定義に関わっている様々な争点と「孤独死」という現象を構成する諸要素を論じる前に、本節では「孤独死現象」における「孤独死」という用語と関係する議論を提示する。まず、「孤独死現象」に関わっている用語として、「孤立死」、「独居死」、「異状死」、「無縁死」について検討を行う。そして「孤独死」という言葉の使い方において見られる混乱と議論のありように関して概括的に論じる。

### 第1項「孤独死現象」に関わっている用語の意味

#### 1-1 「孤独」と「孤立」

社会科学で「孤独」と「孤立」が扱われる場合、一般的に「孤独」は主観的な感情を称するものとして、そして「孤立」（特に「社会的孤立」）は客観的な状態を指すものとして捉えられてきた。このような概念的区分はタウンゼント(P. Townsend)によって初めて行われたと言われている(河合 2009: 21)。タウンゼントによると「孤独 (loneliness)」は「仲間づきあいの欠如あるいは喪失による好ましからざる感じ(unwelcome feeling)をもつこと」として主観的なものであるのに対し、「社会的孤立 (social isolation)」は「家族やコミュニティとほとんど接触がないということ」として客観的な指標で測定可能なものである(Townsend 1970: 188)<sup>40</sup>。しかし「孤立」の概念から主観性を排除するという認識に対してはもちろん批判の余地もある。例えば石田は「孤立」を「人間関係を結んでいない状態」ではなく、行為者にとって「頼りにする相手がいない状態」として把握する。石田は、「孤立」を客観的な状態としてのみ把握する場合、「マイナスの関係に取り囲まれた人も『孤立していない』と判断される」恐れがあることを指摘しながら次のように述べている(石田 2011: 73)。

行為者が「頼りにできる」と想定する相手と、実際のサポート環境は必ずしも一致しない。行為者が「誰にも頼れない」と感じていても、サポートの相手はたくさんいたり、「頼れるはず」と感じていても、実際にはあてにならないという状況は珍し

---

<sup>40</sup> タウンゼントの「孤立」と「孤独」に関する研究としてはタウンゼント(1968)も参照できる。

いことではない(石田 2011: 73-74)。

つまり、「孤立」においても結局主観的な認知の問題が重要であり、したがって「真に客観的な孤立を抽出することは、ほぼ不可能である」(石田 2011: 74)ということである<sup>41</sup>。それ以外にも、「孤独」と「孤立」を排他的に対立するものとして区分するよりは、包括的な概念の内に共に存在する構成要素として把握しようとする観点も存在する。例えば、タンストール(J. Tunstall)は社会的孤立(social isolation)と孤独(loneliness)に、独居(living alone)とアノミー(anomie)を加えた4つの類型を包括するものとして「alone」を提示していた(タンストール 1978: 53-57)<sup>42</sup>。

「孤独」と「孤立」の概念的区分に関わる様々な視覚を反映するように、「孤独死」という現象に関連する用語の使用においても、「孤独死」と「孤立死」とが混用されている。「孤立死」という用語が提案されたことには、「客観的な状態」として「孤立」と捉えようとする認識と「孤独死」という現象が有する主要な要素として「社会的孤立」を強調しようとする考え方が主な基盤をなしていた。特に厚生労働省によって「孤立死」という用語が使用されるようになるに連れて、自治体や行政機関においては「孤独死」より「孤立死」が定着されたものとしての姿を見せている<sup>43</sup>。しかし、厚生労働省の「孤立死」使用については議論の余地が存在することも事実である。厚生労働省の「孤立死」用語使用についての批判としては、次のような点が指摘されている。つまり、「孤独死」と区分して「孤立死」を使いながらも、「孤立死」に関する明確な概念定義は提示されず、「社会から『孤立』した結果、死後、長期間放置されるような『孤立死』といったゆるやかな表現を」用いるなど、事実上既存の「孤独死」という用法と区別されない側面が存在する(新田 2013: 116)。従って、「孤独死」と「孤立死」を併記している論者も存在しており<sup>44</sup>、研究領域においては「孤立死」より「孤独死」を用いているものがより多くの数を占めていることも事実である。また、内閣府が毎年発行している『高齢社会白書』においての用語の使い方をみると、行政側による「孤立死」という言葉の使い方が、「孤独」と「孤立」という用語が持っている意味上の本質的な相違についての深みのある考慮に基づいているとは言い難いようであ

<sup>41</sup> 孤立と関連する認知の不一致に関する研究としては、クラックハート(Krackhardt 1987)、マースデン(Marsden 1990)などが参照できる。

<sup>42</sup> タンストールの著作を訳した光信隆夫は、タンストールの「alone」を「孤独」と訳しており、「loneliness」には「孤独不安」という訳語を与えていた。

<sup>43</sup> 本章の第2節第2項で提示している「孤独死」定義の例にも見られるように、自治体の場合「孤独死」と区分して「孤立死」の定義を提示している場合が少なくない。

<sup>44</sup> 例えば、松宮・新美(他)は、「孤独死」と「孤立死」が「現象としてはほぼ同じものを指しているため」、論文の中でこの2つの言葉を併記していると記している(松宮・新美(他) 2008: 43)。

る。『高齢社会白書』でいうなら、2008年に厚生労働省の「孤立死防止推進事業」と関連する内容が「孤立死防止対策の推進」という項目で掲載されることで、「孤立死」という表現が登場し始めた(内閣府 2008: 97)。しかし2010年度以降の『高齢社会白書』では「孤立死」あるいは「孤独死」が単独に表記された箇所と「孤立死(孤独死)」という形の併記が同時に見られるなど、この2つの言葉の使い方に関する明確な立場を読み取るには難点が存在することが事実である<sup>45</sup>。

## 1-2 「孤独死」と類似意味で使用される「言葉」

「孤立死」以外にも「孤独死現象」においては「孤独死」と類似な意味で用いられるいくつかの言葉が見られる。まず、「一人暮らし」という形式的な側面に焦点を当てる「独居死」という言葉が挙げられる。額田(1999)は、一人暮らしであっても肉親や社会との交流のある人が、心臓発作などによって誰にも看取られず突然死することを「独居死」として区分しており、斉藤もそれと同様に「普段は家族や近隣住民、見守り関係者等との交流があるなかで、突然の事故や疾病により一人で亡くなる場合」(斉藤 2010: 177)として「独居死」を定義している。「独居死」という言葉は、「孤独死」を単純に一人で暮らしていた人の死という文脈で捉える場合には「孤独死」と同一の意味で使用されることもある。しかし、額田や斉藤の叙述からもわかるように、「孤独死」を把握するにあたって社会的孤立という要素を考慮に入れる場合、「独居死」は一人暮らしではあっても社会的な関係を有している者の(あるいは社会的関係の有無とは関係ない)死を意味するものとして使用される傾向を見せている。

また、本論文の第2章で言及したように、日本の「孤独死」実態が語られる際に最も頻繁に用いられたのは、東京都監察医務院が提示している「単身世帯の異状死」データであった。「異状死」の取り扱いは医師法(昭和23年法律第201号)第21条の「医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検査して異状があると認めた時は、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」という規定に基づいていると言われている(根本 2009: 77; 新井 2014: 113)。しかし医師法は「異状死」に関するいかなる概念定義も提示していないばかりか、実際にこの法律内には「異状死」という明確な文言さえ存在しない。日本法医

<sup>45</sup> 『高齢社会白書』に「孤立死(孤独死)」という併記が初めて見られるようになったのは、2010年度版の「孤立死の増加」という項目の中での「誰にも看取られることなく息を引き取り、その後、相当期間放置されるような悲惨な『孤立死(孤独死)』」(内閣府 2010a: 57)という記述からである。このような併記は2010年以降の『高齢社会白書』で持続的に使用されており(内閣府 2011: 69; 2012: 54; 2015: 47; 2017: 50; 2018: 52、など)、2017年度の『高齢社会白書』では「孤独死」という言葉が単独に使用されている箇所も見られる(内閣府 2017: 50、52)。

学会は、「異状死」に関する明確な定義が不在であることによる実務的な混乱を防ぐために、実務的な側面を重視した「異状死」の具体的なガイドラインを提示した。そのガイドラインによると「異状死」は、① 外因による死亡（診療の有無、診療の期間を問わない）、② 外因による傷害の続発症、あるいは後遺障害による死亡、③ ①又は②の疑いがあるもの、④ 診療行為に関連した予期しない死亡、およびその疑いがあるもの、⑤ 死因が明らかでない死亡、として定義されている（日本法医学会 1994: 357-358）。しかし、日本法医学会の「異状死」定義に関しては、医学会全体の合意された定義として見なされ難いという指摘もまた存在するのが実情である（高木 2010: 33）。このように「異状死」という概念はそれ自体においても議論の余地があるように見えるものであり、これが「孤独死」と呼ばれる死を称する用語として使用されることには無理があることも否定できない。ただし、このような「異状死」と関連するデータの一部が「孤独死」の実態を示すモノとして用いられること背景には（もちろん不明瞭で、部分的なものにとどまらざるを得ないものではあるものの）「孤独」という事柄を内包する「死」の一部が「異状死」という範疇の死の中に存在している、という認識及び数値化可能な便宜的な理由が存在しているのである。

「孤独死」との関係で言及すべきもう一つの言葉としては、「無縁死」が挙げられるであろう。これは2010年のNHK番組を通じて「孤独死」と深い関係を結んでいる言葉として提示されはじめたもので、そこで用いられた「無縁死」は身元不明で引き取る者がいない状態で発見された死を意味するものであった。このような「無縁死」概念と「孤独死」について中森は「『無縁死』の概念とその議論は、一見すると従来の孤独死の議論と軌を一にしており、内容的にもそれほど変わらないものに見える」と述べながら、「その意味では、『無縁死』とは孤独死をより印象的な言葉で言い換えたものに」過ぎないと指摘する（中森 2011:157）。しかし、もちろん「無縁死」が「孤独死」と言い換えられる概念であると言い切ることは難しいであろう。「孤独死」と呼ばれている死の全てが「遺体の引き取り手のない死」として現れているものではないからである。前述した意味での「無縁死」は、法律的には「行旅死亡人」という名称で扱われるものである。「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」（明治32年法律第93号）によれば、「行旅死亡人」は「住所、居所若しくは氏名が知れず、かつ引き取り者なき死亡人」<sup>46</sup>と定義されている。「行旅死亡人」が発見されると、一般的には当該市町村によって火葬が行われるようになり、遺骨の引き取り手を探すために官報を通じて死亡者についての基本情報を公告する。しかし、新井が指摘しているように、「今日の公告内容はそもそも旅行中と推測できる者は少なく、住所、もしくは居所を

<sup>46</sup>「住所、居所若ハ氏名知レス且引取者ナキ死亡人ハ行旅死亡人ト看做ス」（行旅病人及び行旅死亡人取扱法第1条第2項）。

持っている者と思われるケースも多くあり」、従って「現在の行旅死亡人公告は、『行旅病人及び行旅死亡人取扱法』制定当初に想定していた旅行中の行き倒れ者の引き取り手を探す目的から、社会的孤立した果てに死亡した者の引き取り手を探す目的に変わってきている」という事情を見せているとも言えよう(新井 2012: 70)。「行旅死亡人」に基盤を置いている「無縁死」概念と「孤独死」と呼ばれる現象との共通分母はこのような意味と関連したものとして理解することができるのであろう<sup>47</sup>。

以上のように、「独居死」、「異状死」、「無縁死」は「孤独死現象」において「孤独死」という死の現象と関連する言葉として位置している。これらの言葉が指している死の諸類型は「孤独死」と呼ばれる死の現象と一定部分の共通分母を有していると認識されているのは確かである。特に、これらの死の諸類型は数値化されたデータを提供できる点において、ある種の便宜性をも持っているものである。しかし、「孤独死」はこれらの用語だけでは表現できないモノであり、「孤独死」に関する定義が明確ではない状態におけるこれらの用語が称する死の諸類型が「孤独死」とどれくらい合致するのかを判断することは、それ自体可能ではないことである。

## 第2項 意味の曖昧性：「孤独死」という言葉の混乱<sup>48</sup>

メディアの報道などを通じて語られている「孤独死」という言葉の使い方を見てみると、その意味をめぐるある種の混乱が持続的に観察されている。「孤独死」に関する明確な定義が存在しない状況での用語使用の問題は、新聞記事などで「孤独死」という言葉が出現し始めた1970年代から持続している現象である。例えば、死亡場所との関係で言うならば、新幹線や電車の中で死亡した出来事においても「孤独死」という表現が使われることが観察された(朝日新聞「新幹線で老人孤独死 乗客気づかず」(1977年10月22日);朝日新聞「また、孤独死 夜の中央線座席」(1992年2月14日))。そして、自殺に関連してもある種の混乱が見受けられる。朝日新聞の1998年4月24日付の記事を見ると、公園で起こった自殺が「室内でだれにもみとられずに亡くなった人を孤独死としている」といった定義に基づいて「孤独死」とはならなかったことを報道しているが<sup>49</sup>、僅か一ヶ月後の記事(朝

<sup>47</sup> 行旅死亡人の実態に関連する研究としては、上畑(1999)、鈴木(2009; 2010; 2011)、新井(2012)などが参照できる。特に新井は2009年の官報に掲載された行旅死亡人公告データを分析しながら、その数値がNHKの「無縁死」数値と一致しないことと、行旅死亡人の公告がその内容において統一性を欠如している問題点を指摘している(新井 2012: 69)。

<sup>48</sup> 本項の記述は『社会学論集』第29号に掲載した論文「新聞記事からみる『孤独死』言説：朝日新聞記事を中心に」の一部分(呉 2017a: 129-130)に基づいて作成したものである。

<sup>49</sup> 朝日新聞「仮設の男性、公園で自殺」(1998年4月24日)。



日新聞「仮設住宅で男性自殺 孤独死 215 人に」(1998 年 5 月 30 日)では、仮設住宅内での自殺を「孤独死」とみなしているように表現されている。また同紙の 1996 年 3 月 22 日付の記事では、生前に周囲の人たちに支えてもらいながら生活してきた人の死は「孤独死ではない」という言及がなされているなど<sup>50</sup>、「孤独死」と報道される出来事に対する認識が分かれていることが分かる。そしてこのような様子は 2000 年代以後にも続いている。次に紹介する、朝日新聞に掲載された 2013 年の一連の投書記事を通じて行なわれている意見のやりとりはこのことを端的に見せているものである。

2013 年 1 月 11 日付の朝日新聞の投書記事を見ると、「孤独死」という表現に対する高齢者たちの抵抗感を指摘しながら、「孤独死」の代わりに「『自然死』とか『平穏死』などという柔らかい表現に変えてもらいたい」<sup>51</sup>という意見を開陳しており、同紙の 2 月 3 日付の記事では、「孤独死」は「見方を変えれば、最後の日まで病気で入院することもなく、自立して生きてきたことを如実に語る言葉」なので「自立死」と呼ぶことを提案している<sup>52</sup>。そして、これに同調する記事<sup>53</sup>及び異議を申立てる記事が引き続いて登場し、同紙の 3 月 30 日付の記事では「自立死」という言葉が当事者にとっては不当であるとの意見を開陳、「自立死」や「孤独死」ではなく他の言葉への代替必要性が言及されている<sup>54</sup>。同様に、朝日新聞の 4 月 10 日付の記事を見ると、独居が必ずしも孤独を意味することではないものの、「自立死」という用語に対しての違和感を指摘しながら「独居死」ないしは「単身死」といった用語を提案するが、これとともに敢えて独居者の死を区別する必要があるのかに対する疑問を提起している点は興味深い<sup>55</sup>。このような観点は同紙の 4 月 25 日付の記事にも登場、「孤独死」が独居者本人より遺族のための言葉ではないかと疑問を提起<sup>56</sup>、7 月 3 日付の記事にもまた「孤独死」という表現に対する疑問を表明すると同時に新聞報道で「孤独死」という表現を使用する際の注意を促している<sup>57</sup>。

このように「孤独死」という言葉は、使用する側においても、それを受け入れる側においてもある種の混乱をもたらし続けているものと言える。本章の第 2 節の第 2 項で提示しているように、「孤独死」に対する学術的な分析または行政的な対処において使用されてき

<sup>50</sup> 朝日新聞「90 歳女性の死 (仮設住宅 鹿の子台から)」(1996 年 3 月 22 日)。

<sup>51</sup> 朝日新聞「(声)『孤独死』とは呼ばないで」(2013 年 1 月 11 日)。

<sup>52</sup> 朝日新聞「(声)『孤独死』を改め『自立死』に」(2013 年 2 月 3 日)。もちろんここで登場する用語とやりとりは、あくまでも新聞上に現れる読者意見の形態なので専門的なやりとりとは別の問題である。「自立死」に関する主張はアメリカの「孤独死」について論じる矢部(2012)の議論が参考にできる。その他用語及び定義に関する議論としては、山口(2008)、上田・上原(他)(2010)などが挙げられる。

<sup>53</sup> 朝日新聞「(声)『自立死』への言い換え望む」(2013 年 2 月 21 日)。

<sup>54</sup> 朝日新聞「(声)『孤独死』に代わる語、探ろう」(2013 年 3 月 30 日)。

<sup>55</sup> 朝日新聞「(声) 独居は必ずしも孤独でない」(2013 年 4 月 10 日)。

<sup>56</sup> 朝日新聞「(声)『孤独死』、遺族のための言葉」(2013 年 4 月 25 日)。

<sup>57</sup> 朝日新聞「(声)『孤独死』表現にやはり疑念」(2013 年 7 月 3 日)。

た定義だけでも実に様々であり、その事態そのものが、「孤独死」という現象の持つ実体の流動性や曖昧さを裏付けているとも言える。つまり「孤独死」を定義することには、客観的な特定類型の死を定義するという単純な問題を超越する難点が存在するのである。なぜなら、そこには、死の当事者と死の周りといった観点の分節または混在、そしてそれとともに現象のポイントが「孤独」か「死」か、または結果としての孤独かそれとも孤独に帰結する諸過程なのかなど、多様な観点が混在しているからである。

### 第3項「孤独死」という用語の使い方をめぐる議論<sup>58</sup>

1970年代前半から新聞などのメディアに本格的に登場しはじめた「孤独死」という用語は、1995年の阪神・淡路大震災を契機にその使用が爆発的に増加するようになった。阪神・淡路震災地で医師として活躍した額田は、「孤独死」に関する著書の中で次のように述べている。

大震災から二か月あまり後の四月五日、地元の神戸新聞に「孤独死」という言葉が登場して以来、たちまち短時日にそれが被災地で広く流行していったのには理由がある。震災直後、肉親、住居などなにもかも喪失して、厳しい逆境を強いられた被災者が“孤立”の果てに死んで行くことへの哀悼の言葉として、孤独死は言い知れぬ適切な響きをもったといえよう。そのためなんら定義もなされぬまま“孤独死”という情緒的な言葉が独り歩きしていった。

(額田 1999 : 46-47)

このような額田の指摘は、阪神・淡路大震災以降の災害地に限るものではなく、「孤独死」という用語の使い方における典型的な特徴の一面を語っているものである。即ち、個人の主観的かつ情緒的状态を指す「孤独」と「死」との結合である「孤独死」という用語は、特定類型の死を「概念的」に区分するために「定義された」用語として用いられる以前に、情緒的な（特に、「寂しい」、「悲惨な」などのように否定的な脈絡での）用法が著しいものであった。従って、「死」という実体を称することにおいて「孤独死」という用語の使い方は、しばしば非一貫的な姿を見せてきたのが事実である<sup>59</sup>。

<sup>58</sup> 本項の記述は『社会学研究』第32号に掲載した論文「『孤独死』現象を構成する諸要素に関する考察」の一部分(呉 2018: 32-34)に基づいて作成したものである。

<sup>59</sup> 本節の第2項参照。

他方で、阪神・淡路大震災以降急増した「孤独死」に関する関心は、堀(2012)が指摘するように、「孤独死」についての認識に対する新たな動きを導き出したことも否定できない。つまり、「孤独死」は何であるのか、何を「孤独死」と呼ぶかということに対して真剣に問われるようになったのである。阪神・淡路大震災以降、「孤独死」に関する学問的な研究が本格化するに伴って、研究対象としての「孤独死」に関する定義が積極的に模索されるようになり、このような動きは、2000年代に入って「孤独死」が政策の関心対象になると同時にその実態把握への要求が高まっていくことによってさらに活発になった。これは主観的かつ情緒的概念ではなく、「客観的」に把握可能な概念として「孤独死」を扱うことに対する要求を意味するものである。「孤独死」という用語の代わりに「孤立死」の使用が提案されたのは、これに関連する代表的な現象である。つまり、主観的な孤独(loneliness)と区分される客観的な状態としての孤立(isolation)の概念を借用して、「孤独死」現象を客観的な状態を指す対象として扱うために「孤立死」という用語が用いられたのである(ニッセイ基礎研究所 2011: 17)。本節の第1項で言及したように、このような「孤立死」という用語は、厚生労働省によって「孤独死」の代わりに用いられるようになり、少なくとも行政機関においては「孤独死」より一般的な用語として定着している。

また、否定的な情緒に結びついた「孤独死」という用語の使い方に対する再考も様々な形で提起されてきた。人は誰でもひとりで死ぬという意味で、「孤独死」を「問題的」な現象としてみることにしている(特に宗教界を中心にする)根本的な問題提起と、「孤独死」を否定的な意味から切り取って単に一人で死ぬことを意味する用語として使用しようとするのが、その代表的なものである(市川 2012)。その他にも、「孤独死」という用語によって称される現象の中には否定的なイメージで一括できない現象が区別されずに混在しているという認識に基づいて、「孤独死」と区分して別の用語で表現することが提案されてきた。例えば、社会的なつながりを持っている中で、一人暮らしを楽しんできた人が一人で死んだ場合、「孤独死」の代わりに「自立死」と呼ぶこと(矢部 2012)、および同様の脈絡で看取りのない死であっても身体的・精神的な自立が確保された状況で迎える死に対しては「満足死」と呼ぶこと(野尻 2015)についての提案などが代表的なものである。

もちろん、阪神・淡路大震災以降「孤独死」に対する認識の地平が広がったことは、「孤独死」現象に関する議論においては紛れもなく評価すべきものだといえよう。しかし、「孤独死」に対する客観的な定義への要求は、他方で額田が懸念したように、「孤独死」の意味を矮小化する傾向につながる側面をも持っていることは見逃すことのできないものである。額田は阪神・淡路大震災以降、「孤独死」の意味が「プレハブ家屋内での死という狭い範囲にのみ矮小化される見方が定着してしまった」と指摘しながら、一般的には「孤独死」と

して見なされない「むごいむごい死にざまでありながら直前に病院へ収容されるような死」などのように、自宅以外で、決して一人ではない状態で迎えた「死」に対しても注意を喚起させている(額田 1999: 79)。それだけでなく、医療から疎外されている孤立、窮乏の中で生じる病死を「孤独死」という枠の中で捉えようとしながら、そのような「死」に対して「ゆっくりと自分を死へと追いつめていった、緩慢な自殺」(額田 1999: 69)と称している額田の視覚は、「孤独死」が単純に一個人の死に対する皮相的な類型を指すという意味を超える、多様な社会的現象との関わりの中で存在する出来事であることを示唆するのである。

## 第2節「孤独死」定義をめぐる争点<sup>60</sup>

「孤独死」に対する学問的及び政策的な関心の増大とともに、研究者や政策関連機関などによって様々な形の定義が提示されてきた。しかし、「孤独死」という同一の現象を称しながらも、各々の定義はその具体的な内容においては一致しない要素を内包している。「孤独死」に関する定義の中で争点になっているそれらの要素は、「孤独死」の定義付け作業における合意の導出の困難さを見せるものでもあるが、他方でそれは「孤独死」現象を構成する諸要素を理解するにあたって考慮すべき項目に関する手がかりを与えてくれるものでもある。本節では、まず「孤独死」と認識される具体的な姿を見た上で、「孤独死」の定義として用いられている様々な定義を検討する。そして、それらの定義において争点になっている要素に関しての議論を展開する。

### 第1項「孤独死」発現形態の多様性

次の事例<sup>61</sup>（【事例1】～【事例4】）は「孤独死」として現れる発現形態の典型的な姿を見せている。つまり「孤独死」は、「高齢」、「一人暮らし（独居）」、「異臭」、「孤立」などを表に出しながら発現されているように見える。

#### 【事例1】

70代後半男性。古いアパートに独居。近隣住民より「異臭がする」と民生委員に連絡。警察に通報して発見。病死。死後3日経過。もともと対人関係に拒否的で、近所つきあいをせず、大きなトラブルはないが、周囲からも「つきあにくい」と思われていた方。生活は自立。地域包括支援センターへ自分から連絡することもあり、月1回程度のやりとり。呼吸苦、心疾患あったが、気が向けば受診するという感じで、必要な治療には至らず<sup>62</sup>。

#### 【事例2】

70代後半男性。独居。隣人が臭いの異変に気づき、警察に通報。警察官の立ち入り

<sup>60</sup> 本章の第2節及び第3節は『社会学論集』第32号に掲載した論文『「孤独死」現象を構成する諸要素に関する考察』（呉 2018）に基づいて作成したものである。

<sup>61</sup> 本項で提示している事例は、「孤独死」関連研究と報告書の中で「孤独死」事例として提示された事例および、「孤独死」として報道された新聞記事から、「孤独死」の多様な発現形態を見せるために選別したものである。各事例の出所については引用末尾の注を参照。

<sup>62</sup> ニッセイ基礎研究所(2011: 33)から引用。

で発見。死後3日経過。妻と別れ、子供とも交流がない状態で、近隣住人と接することなく孤立した状態で生活。数年前からマンション管理費を滞納するようになり、マンション内でも「問題のある人」という見方をされ、更に孤立化。1年程前の火傷を治療せず、入浴ができなくなり悪臭あり。地域包括支援センターが関わり始めた頃には、第三者の関わりはなく、包括職員も数回会うことができたのみ<sup>63</sup>。

### 【事例3】

北茨城市の災害公営住宅で一人暮らしの70代の女性が病死。死後2週間ほどたって発見されていた。健康状態に特に問題がなかったため、周囲には外出していると思われるにいたらしい。女性が住む災害公営住宅の自治会から（市の）建設課に「自治会費を集金に行っても2月下旬から不在で会えない」と連絡があった。課員が女性と顔見知りだったため周辺を捜すなどしたが、見つからず、2日に高萩署に連絡。署員が女性の部屋に入り、こたつで亡くなっているのを見つけたという。死亡推定日時は2月20日ごろで、病死だった。

女性は沿岸部に一人で住んでいたが、東日本大震災時の津波で自宅が全壊。仮設住宅で暮らしたあと、災害公営住宅が昨年（2014年）9月に完成したため入居。健康状態に問題はなく、一人でよく外出していたという<sup>64</sup>。

### 【事例4】

守谷市は10日、市内の一戸建て貸家で生活保護を受けていた一人暮らしの男性(63)が、死後3カ月経った状態で自宅で見つかったと発表した。市によると、虚血性心不全の疑いによる病死という。10日朝、地元の民生委員から市に「生活保護の変更通知を持参したが、応答がない」と連絡があり、市職員が安否確認のため訪ねたところ、遺体を見つけたという。鍵は開いた状態で、1月7日以降の新聞がたまっていた。市は4カ月に1度、男性宅を訪問しており、今月は訪問する予定だった<sup>65</sup>。

しかし、「孤独死」を示している数多くの事例（として報告されているもの）を見ると、「孤独死」という「死」の発現形態は幅広いスペクトルを有していることがわかる。例えば、次の【事例5】と【事例6】は、いずれも高齢者ではない、中年男性の死である。

<sup>63</sup> ニッセイ基礎研究所(2011: 33)から引用。

<sup>64</sup> 朝日新聞「災害公営住宅で孤独死 北茨城の70代女性」（2015年3月28日）。

<sup>65</sup> 朝日新聞「63歳男性、孤独死か 安否確認の市職員発見」（2012年4月11日）。

### 【事例 5】

2001 年春、59 歳男性の白骨遺体が発見された。男性は死後 3 年が経過しており、台所の板の間で亡くなっていた。男性が住んでいた家は電気がついたままで、電気のメーターも回っていたので、近所の人もずっと生活しているものと思っていたが、家賃の督促に訪れた者によって男性の遺体が発見された<sup>66</sup>。

### 【事例 6】

2002 年、50 歳男性の遺体が発見された。男性は死後 4 か月が経過しており、コタツに入ったままの状態で見つかった。部屋は散らかった状態でコタツの電源は入ったままであった。男性が亡くなっているのではないか、という噂が広がったことがきっかけで発見された。また、男性はリストラや妻子との別居などにより、ひとりの生活を送っていた<sup>67</sup>。

また、【事例 7】と【事例 8】で見られるように、「一人暮らしの死」という形態を取らない場合も少なくない。特に【事例 7】のような高齢夫婦または高齢者のみで構成されている世帯、そして【事例 8】のような障害者と同居している場合は「一人暮らし」でなくても「孤独死」の発現として見なされるケースが少なくない。

### 【事例 7】

横浜市戸塚区の県営原宿団地の一室で、この部屋に住む夫婦の遺体が見つかった。県警は妻が病死した後、夫が自力で生活できなくなり、衰弱して孤立死したとみている。亡くなったのは61歳の夫と、57歳の妻。司法解剖の結果、妻は約1カ月半前、消化管出血で亡くなった。夫は死後2～3週間経っていて、死因は餓死とみられる。2人の遺体は2012年6月18日、見つかった。同日、県営住宅を管理する県住宅営繕事務所に「夫婦を最近見かけなくなった。郵便物もたまっている」と団地の自治会長から連絡があり、同事務所が通報した。戸塚区役所や横浜市原宿地域包括支援センターによると、夫は2011年11月、脳梗塞で倒れ、要支援2の認定を受けた。同年12月20日に退院。夫は、家の中でつかまりながら歩くことができていたという。退

---

<sup>66</sup> 厚生労働省(2008c: 1)から引用。

<sup>67</sup> 厚生労働省(2008c: 1)から引用。

院後は、訪問介護などのサービスは受けず、妻が自宅で夫の面倒を見ていたとみられる<sup>68</sup>。

#### 【事例 8】

横浜市旭区の民家で70代の母親が死亡し、その数日後には障害のある40代の息子も死亡しているのが2011年12月に発見された。ともに病死で、親子2人で暮らす家庭での孤立死とみられる。2011年12月6日午後3時45分ごろ、同区中希望が丘の民家の台所で住人の女性(77)が、トイレで息子(44)がそれぞれ死亡しているのを同署員が確認した。解剖の結果、女性が11月末ごろに解離性大動脈瘤（りゅう）破裂で死亡した後、12月5日ごろには息子も肺気腫による呼吸不全で死亡したとみられるという。

息子は小児まひなどがあり、昨年9月ごろまでは福祉施設に通っていた。施設の男性職員が12月6日、母親と連絡がつかないことを心配して自宅を訪問。トイレの窓を開けて中を確認したところ、裸であおむけの状態で倒れている息子の姿が見えたため、110番通報した。父親は昨年7月に亡くなり、女性と息子は2人暮らし。息子は自分で歩いたり食事をしたりすることはできず、母親が1人で世話をしていた<sup>69</sup>。

次の【事例 9】と【事例 10】は、近隣との良好な関係を保っており、行政のサービスにもつながっていた事例である。このような事例は、「孤独死」が必ずしも「孤立（または孤独）」あるいは「セルフネグレクト」といった形で発現されているものではないことを語っている。

#### 【事例 9】

80代前半女性。独居。訪問介護サービス利用日で、いつもなら鍵も開けて待っていてくれるが、玄関が閉まっていた。電気は灯いているが応答なく、異常に気づいた。浴場で溺死。死後半日経過。自分自身には家族がいないが、近隣との関係がよく、人の出入りは頻繁にあったが、あまり迷惑をかけたくないという気持ちがあり、一人で無理をする傾向にあった<sup>70</sup>。

<sup>68</sup> 朝日新聞「61歳・57歳の夫婦孤立死 妻病死、夫餓死か 横浜・戸塚区の県営団地」（2012年6月23日）。

<sup>69</sup> 朝日新聞「77歳母・44歳息子、自宅で孤立死か 横浜、2人暮らし」（2012年3月17日）。

<sup>70</sup> ニッセイ基礎研究所(2011: 32)から引用。



### 【事例 10】

70代前半。独居。親族なし。要支援1。13歳の時に長崎で被曝（被爆者手帳あり）。喘息があり治療中。週に1度、ヘルパー（家事支援）利用中。カラオケなどの友人も多く、一人で外出していた。ヘルパーの利用日に訪問すると応答がなく、地域包括支援センターからも2回程連絡するが繋がらないため、複数の地域包括支援センター職員にて訪問。以前より「身内もいないし、何かあったらこの鍵で入って欲しい」と言われていたため、隠してあった鍵で入室。トイレと台所の間の床に倒れ、すでに死後硬直していたため、警察へ連絡。市の地域支援チームへも連絡。緊急連絡先など必要情報を警察に提供し、遺体は警察搬送となった<sup>71</sup>。

それ以外にも、「孤独死」発現形態における多様性は、様々な側面で指摘できる。ここであげた事例だけを見ても、発見までの経過時間、発見のきっかけ、最初発見者などにおいて多様性を見せている。例えば、発見までの時間を見ると死後半日で発見されたケースもあれば（【事例 9】）、死後3年経過したケース（【事例 5】）もあり、その時間的幅が大きい。また、「異臭の感知（【事例 1】と【事例 2】）」、「家賃の督促（【事例 5】）」、「郵便物がたまっている（【事例 7】）」など発見の契機になる事柄も多様であり、それ故、最初の発見者または最初の通報者も隣人、自治会役員、民生委員、訪問ヘルパー、地域包括支援センター職員など様々である。言うまでもなく、ここであげられている事例は「孤独死」の発現形態のごく一部にすぎず、実際に報告されている「孤独死」の発現形態はここで言及していること以外にも、極めて多様な様相を見せているのである。

## 第2項「孤独死」定義の多様性

以上のような「孤独死」の発現形態の多様性は、「孤独死」という実体の捉え方における多様性につながる。そしてそれは「孤独死」に対する厳密な定義づけを困難にする。「孤独死」定義をめぐる具体的な争点を論じる前に、まず本項では「孤独死」の定義として用いられてきた既存の様々な定義を提示する。

### 2-1 辞典的定義

---

<sup>71</sup> 新井(2011: 11-12)から引用。

2000年代半ば以降、「孤独死」という用語は、辞典にも載るようになる。表3-2-1で見られるように、「孤独死」の辞典的な定義は、看取られずに一人で死ぬ事柄としては共通の捉え方を取っているものの、細部的には曖昧な部分を有している。つまり、年齢、疾病、死後経過時間等に関わる表現には共通したものがないか、あるいは曖昧な表現になっているのである。もちろん、定義としての是非とは別に、「孤独死」という言葉が辞典の中に入れられたことは、ある意味では、「孤独死」が日本語として日本社会に完全に定着したとも言える。

表3-2-1 「孤独死」の定義：辞典的定義

出典	内容
大辞林第三版 (2006)	だれにもみとられずに、死亡すること、特に、一人暮らしの高齢者が自室内で死亡し、死後しばらくしてから遺体が発見されるような場合についていう。
広辞苑第6版 (2008)	看取る人もなく一人きりで死ぬこと。
ウィキペディア	主に一人暮らしの人が誰にも看取られることなく、当人の住居内などで生活中の突発的な疾病などによって死亡することを指す。特に重篤化しても助けを呼ばずに亡くなっている状況を表す <sup>72</sup> 。
デジタル大辞泉	だれにも気づかれずに一人きりで死ぬこと。独居者が疾病などで助けを求めることなく急死し、しばらくしてから見つかる場合などにいう <sup>73</sup> 。

## 2-2 政策領域における定義

第1節で見たように、「孤独死」と「孤立死」という言葉に関する政策側の使い方にある種の混同が見られるものの、基本的に政策領域においては「孤立死」のほうが選好されている。しかし、「孤立死」の定義に関する国レベルでの明確な提示はなされていない。した

<sup>72</sup> <https://ja.wikipedia.org/wiki/孤独死> (2019年5月27日アクセス)。

<sup>73</sup> <https://kotobank.jp/word/孤独死-503029#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89> (2019年5月27日アクセス)。「デジタル大辞泉」に乗っている「孤立死」は次のように説明されている：「社会から孤立死した状態で亡くなり、長期間気づかれないこと。独居高齢者や老老介護世帯だけでなく、若年層の家族がいる世帯や生活困窮世帯でも起こっている」<https://kotobank.jp/word/孤立死-677845#E3.83.87.E3.82.B8.E3.82.BF.E3.83.AB.E5.A4.A7.E8.BE.9E.E6.B3.89> (2019年5月27日アクセス)。

がって、実際に自治体レベルでなされている「孤独死」の捉え方も明確な定義に基づいていない場合が多い。全国自治体を対象にしてなされたニッセイ基礎研究所の調査結果によると、「孤独死（孤立死）」に関して「特に定義を設けていない」と応答した自治体は 84.9% に達していた(ニッセイ基礎研究所 2011: 59)。公式的な定義はないとしても、一部の自治体はそれなりの定義を定めて提示している。表 3-2-2 で提示したいくつかの自治体の例をみると、自治体の場合「孤独死」と「孤立死」を区分して捉える傾向が強く見られる。しかしその区分の仕方においては自治体によって偏差がある<sup>74</sup>。

表 3-2-2 「孤独死」の定義：行政機関・自治体等

	内 容
内閣府 高齢社会白書 (2010)	誰にも看取られることなく息を引き取り、その後相当期間放置されるような悲惨な「孤立死（孤独死）」
厚生労働省 (2008)	人の尊厳を傷つけるような悲惨な「孤立死」（つまり、社会から「孤立」した結果、死後、長期間放置されるような「孤立死」）
監察医務院 (2010)	孤独死：異状死の内、自宅で死亡した一人暮らしの人
UR 都市機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧定義(2007): 孤独死とは病死又は変死事故の一態様で、死亡時に単身居住している賃借人が、誰にも看取られることなく、賃貸住宅内で死亡した事故をいい、自殺又は他殺を除く。</li> <li>・改定定義(2012): 団地内で発生した死亡事故のうち、病死又は変死の一態様で、死亡時に 単身居住している賃借人が、誰にも看取られることなく 賃貸住宅内で死亡し、かつ相当期間（1 週間を超えて）発見されなかった事故（ただし、家族・知人による見守りが日常的になされていたことが明らかな場合、自殺の場合及び他殺の場合は除く）。</li> </ul>
さいたま市 (さいたま市役所保健福祉局福祉部福祉総務課) <sup>(1)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立死：親族、近隣住民等との交流、住民登録や行政への相談などの行政情報がないため、生きているうちに情報から孤立化し、死亡後、発見までに相当の時間を要した場合の死。</li> <li>・孤独死：親族、近隣住民、民生委員、福祉関係などの市職員、ヘルパーなどとの交流があったものの、死亡した時点で孤独であり、死亡後、発見までに時間を要した場合の死。</li> </ul>
立川市 (立川市役所福祉保健部高齢福祉課) <sup>(1)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤独死：死亡の際に一人であった（死亡時の看取りが無い）死亡。</li> <li>・孤立死：死亡の際に一人であった事に加え、生前に周囲との十分な交流がなかった死亡。</li> </ul>

<sup>74</sup> 表 3-2-2 で見られるように、自治体によって「孤独死」と「孤立死」の定義が微妙に異なっていると同時に、各々の定義のなかでは「孤独死」と「孤立死」とがどのような関係であるのかが明確ではない。つまり、場合によって「孤独死」は「孤立死」と包括する事柄のようにも、あるいは「孤立死」とは別の事柄のようにも見える。

横浜市 (横浜市孤立予防対策検討委員会) (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立化：家族・親族、行政、地域等との関わりが著しく乏しい状況。いざという時に必要な支援やサービスを受けることができない、又は求められない状況を指す。</li> <li>・孤立死： 家族・親族、行政、地域等との関わりが著しく乏しい状況下にある方が、相当期間放置されるような死。</li> </ul>
北九州市 (保健福祉局地域支援部のちをつなぐネットワーク推進課) (1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独居死：一人暮らしの人で、親族や近隣住民、見守り関係者等との交流がある中で、突然の事故・病気などにより一人で亡くなった場合。</li> <li>・孤立死：周囲との交流がなく、地域や社会から孤立して必要な支援を受けられない状況の中で、誰にも看取られず一人で亡くなった場合。</li> </ul>
大阪市住吉区(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立死：地域との日常的な関わりがなく、誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後発見された場合。</li> </ul>
東京都新宿区(3)	孤独死対策の検討に先立ち、区が孤独死対策を講ずべき対象者を「二週間毎程度に見守る者がいない、独居又は高齢者のみ世帯の高齢者」とする。
愛西市(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立死：自宅内でひとりで亡くなっている状態を発見されたケース。</li> </ul>
岸和田市(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立死：親族や地域住民等との関わりが薄く、本人に必要な介護・保健・医療サービスが利用できていない社会的に孤立している方が、自宅等で亡くなられた際に、誰にも気づかれることなく遺体があるままとなり、相当日数を経過してから発見されるケースのこと。</li> <li>・孤独死：主に一人暮らしの方が誰にも看取られることなく、自宅等で突発的な疾病等によって、自分で助けを呼べずに亡くなられるケースのこと。親族や地域住民等との関わりのある方や、適切な介護・保健・医療サービスを利用している方であっても、孤独死となる可能性がある。</li> </ul>
東海市(6)	ひとり暮らしの人が誰にも看取られることなく、生活中的突発的な疾病等により死亡する「孤独死」や、社会的孤立のために死後誰にも気付かれずに遺体があるままになる「孤立死」
東京都世田谷区 (世田谷区地域福祉部高齢福祉課) (7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立死：高齢者が誰にも看取られずに自宅で死亡し、死後数日を経過し発見されたもので、区及びあんしんすこやかセンターにて把握できたもの</li> </ul>
和歌山県 (孤立死防止検討委員会) (8)	高齢者の孤立死とは、一人暮らしの高齢者が、経済的な困窮、慢性疾患などに罹患、または引きこもり (Self Neglect) などの状態で社会的にも地域からも孤立した状態で死亡した場合、また劣悪な環境で死亡した場合、あるいは家族と同居しているが看取られずに死亡後発見された場合などをいう。

出典：(1)野村総合研究所(2013)、(2)関西総合研究所(2014)

(3)厚生労働省(2007a)、(4)厚生労働省(2008a)

(5)<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/31/koritsushi.html> (2019.5.17 アクセス)

(6)<http://www.city.tokai.aichi.jp/19187.htm> (2019.5.17 アクセス)

(7)澁川(2014)、(8)古橋・金川・中尾(2011)

## 2-3 研究領域における定義

研究の領域においては、主に中森(2013)のように「最大公約数的な定義」に基づいて議論

を進める研究が見られている。また、特定地域を基盤とする調査や実態把握を図っている研究の場合には、該当地域の自治体が提示する定義を借用するか、あるいはデータを収集した機関（例えば監察医務院）の定義に基づいていることが多く見られる。それ以外に、本研究で検討した「孤独死」関連研究から、研究者によって何らかの形で提示されている定義を抽出してみるならば次の表3-2-3のようである。

用語の表現においては、「孤立死」より「孤独死」のほうが選好されている点で政策領域とは異なっているが、研究によっては「孤独死」と「孤立死」が併記されているものもある。

表3-2-3 「孤独死」の定義：研究領域

	内 容
原田（1995）	65歳以上の老人の死亡状況のうち、看取られない状態の死
額田（1999）	孤独死：①ひとり暮らしの被災者が仮設住宅内で誰にも看取られずに死亡、事後に警察の検死の対象となる異常死体。②低所得で、慢性疾患に罹病していて、完全に社会的に孤立した人間が、劣悪な住居もしくは周辺領域で、病死および自死に至った場合。 独居死：一人暮らしであっても肉親や社会との交流のある人が、心臓発作などによって誰にも看取られず突然死すること。
厚生労働問題研究会（2004）	社会的に孤立し十分なケアがないまま看取る人が無く死亡
高橋・塩崎・堀田（2005）	自宅内で誰にも看取られずに亡くなった自死を含む死
大澤（2006）	ひとり暮らしや家族がいても不在時に誰にも看取られず死を迎えた場合
岩田（2007）	すでに社会関係が絶たれていて、その結果誰も死に気づかず、死後かなりたってから、第三者に発見された場合
黒岩（2007）	誰にも看取られず死亡し、死後数日（から数ヶ月）経って発見される死
高尾（2008）	日常的に社会的つながりを絶っており、日頃から行政などのフォーマルおよび親族や近隣などのインフォーマルなケアを受けることなく孤立状態であり、誰にも看取られず居宅で死に至り、死後しばらく経てたら発見される状態（自殺は含めず）
松宮・新美・鷲野（2008）	孤独死・孤立死：社会的に孤立している一人暮らしの状況におかれた人が、自宅で誰にも看取られずに亡くなること
橋爪（2008）	年齢は問わず、ひとり暮らし世帯であるがゆえに誰にも看取られずに死に至ったもの。また、ひとり暮らし世帯もしくはひとり暮らし世帯に限らず、所得保障、医療ならびに介護等生きていく上での必要なサービスにアクセスできない、もしくは取敢えてアクセスしないといった原因が基本にあった上で死に至るとき

田中・高橋・上野 (2009a)	経済的・身体的により不利な状況にある被災者が、社会的接点を次第に減少させるなか、大規模・高層といった居住環境におかれることによって周囲の人びとと没交渉に陥るだけでなく、その存在さえも認識されない境遇へと導かれ、社会的孤立の果てに死に至ること
上田・上原(他) (2010)	社会との交流が少なく孤立し、誰にも看取られず自宅で、死し、死後発見される場合
田中・高橋・上野 (2010)	未婚の中老年層など孤立化のリスクを抱えた被災者が、遠隔地や大規模団地へ移転したあと、新たなコミュニティでの人的なつながりを形成できないまま単独で死亡し、数日以上を経て発見されること
斎藤 (2010)	孤独死：従来から周囲との交流がなく、地域からも社会的に孤立している状況のなかで、誰にも看取られずに一人で亡くなる場合 独居死：普段は家族や近隣住民、見守り関係者等との交流があるなかで、突然の事故や疾病により一人で亡くなる場合
ニッセイ基礎研究所 (2011)	孤立死：自宅で誰にも看取られずに亡くなった65才以上高齢者で、発見までに4日以上経過したケース
鷲野・松宮 (2011)	孤独死・孤立死：自宅で一人誰にも看取られないまま亡くなり、誰にも気づかれずに数日が過ぎた後に発見される
舛田・田高・臺有(他) (2011)	孤立死：地域から孤立し、誰にも看取られずに死亡したり、死亡後何日も周囲から気づかれずに放置されたりする高齢者の孤立死
玉置 (2012)	孤独死(solitary death)：別居家族や近隣などと疎遠になりがちな単身者が、持病や急病などによって死亡した後、数日以上経ってから居宅内などで発見された事例 孤立死(isolated death)：単身もしくは2名以上同居の世帯などが、失業、離別、疾病、障がい、貧困などの複合的要因によって孤立無援に陥り、衰弱死や自死もしくは心中などの後、数日以上経ってから居宅内などで発見された事例
大坂府民生委員児童委員協議会連合会地域福祉部会 (2013)	孤立・孤独死とは主に一人暮らしの人が誰にも看取られる事無く、当人の住居内等で生活中的突発的な疾病等によって死亡すること。また社会的に孤立してしまった結果、住居内で死後しばらく周囲の社会に気が付かれず放置されていた状況をいう
入井・岩楯・青木 (2013)	独居死：死因不明で法医解剖の対象となった例のうち、独居者が自宅において死亡状態で発見された場合
久禮・平峯 (2013)	社会的に孤立し、十分なケアを受けられない状態の中での死
中森 (2013)	誰にも看取られずに死を迎え、死後しばらく経ってから発見されること (最大公約数的な定義)
反町 (2014)	自宅で死亡した単身生活者でありかつ死体検案時点で死後1週間以上経過していると監察医が判断した
山崎・羽田・水野(他) (2015)	「看取られずに死亡した死」「死亡後発見されるまでに長期間経過している死」
日本災害看護学会 (2016) <sup>75</sup>	従来から周囲との交流がなく、地域から(社会的に)孤立をしている状況の中で、誰にも看取られず一人でなくなった場合
田中・森實 (2016)	高齢者が医療、看護、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や住まいで生活を送り続け、病状の悪化、変化の対応の遅れなどによって誰にも看取られることなく息を引き取ること

<sup>75</sup> 山崎・逸見(2017)から再引用。

小曾根 (2016)	自宅で発見された異常死のうち独居者または独居にきわめて近い状態(2世帯住宅, 同一敷地内離れ)の方の病死自然死, および自殺死
今野・大塚 (2016)	孤立死: 死後に発見される日数にかかわらず、死ぬ瞬間に誰も立ち会わずに亡くなること
高尾 (2017)	社会的に孤立状態にあつて誰にも看取られずに亡くなった場合

ここで提示した「辞典的定義」、「政策領域での定義」、「研究領域での定義」以外にも、しばしば用いられているメディア側の定義として、東京新聞(2006)の定義<sup>76</sup>やNHK取材班の定義(2007; 2010)<sup>77</sup>もあげられる。また、特殊清掃の立場では死後処理の観点に基づいて別の形の定義を提示している。代表的には「遺体を引き取る人が誰もおらず、火葬や特殊清掃をふくめた費用を誰が出すのかを揉めているような死」(高江 2012)などがあげられる。

### 第3項「孤独死」定義で現れる争点

「孤独死」の定義に関連する問題を分析的に扱っている代表的な研究としては上田・上原(他)(2010)が参考になる。上田・上原(他)は「孤独死」に関する11個の定義を主要定義として選別して、それらの定義から「孤独死」定義における共通のキーワードとして、1) 自宅での死亡、2) 看取りなし、3) 一人暮らし、4) 社会的孤立、5) 自殺の有無を提示している(上田・上原(他) 2010: 113)。これらのキーワードの中で「看取りなし」に関する内容は11個の定義全てに現れていたが、そのほかのキーワードにおいては定義間にその内容が一致していないか、または共通的に言及されていないでいた。つまり、死亡場所、世帯類型、生前の状況、及び自殺の扱い方などは、「孤独死」定義をめぐる論争的な要素であるといえよう。

高尾(2017)も15種の定義を検討しながら、既存の「孤独死」定義が見せている共通している概念として「単独世帯」、「社会的孤立」、「誰にも看取られない死」、「死後時間の放置」が存在していると述べている。また、高尾はそれらの定義に関連して「居住の場」、「高齢者」、「貧困」などが付随しており、「自殺」の扱いに関しても議論が存在することも指摘している(高尾 2017: 359)。

山崎と逸見は、1999年から2008年までの「孤独死」定義を扱っていた上田・上原(他)の議論から検討対象を1994年から2016年までに拡張して定義を分析している。その結果

<sup>76</sup> 東京新聞は「孤独死」を「ひとり暮らし高齢者で誰にも看取られず自宅で死亡」として定義している。

<sup>77</sup> 「ひとり暮らしで誰にも看取られず自宅で亡くなった場合(自殺は含まず)」(NHKスペシャル取材班・佐々木 2007)、「ひとりで孤独になくなり引き取り手もない死」(NHKスペシャル取材班 2010)。

として山崎と逸見が提示している「孤独死」定義のキーワードは、「自宅での死亡」、「看取りなし」、「一人暮らし」、「社会的孤立」、「自殺の有無」、「死後しばらくの放置」、「高齢者」であった(山崎・逸見 2017: 68)<sup>78</sup>。

以下では、前項で提示した定義と「孤独死定義」に関しての既存の研究での指摘を踏まえて、1)「死亡場所」、2)「世帯類型」、3)「自殺の扱い方」、4)「生前の状況」、5)「看取りの有無」、6)「年齢基準」、7)「死後経過時間」といった争点事項について具体的に検討し考察する。

### 3-1 死亡場所

堀(2012: 51)が指摘したように、阪神・淡路大震災以降、「孤独死」の認識において一つの重要な特徴は、「自宅での死亡」という条件を考慮して「孤独死」を把握しようとする傾向が強くなったことである。第2項で提示した52種の定義の中で自宅(あるいは「住居内」、「自宅等」などの表現も含めて)の死を明示しているのは21個の定義であった。上田・上原(他)が扱っている11個の「孤独死」定義においても、自宅での死亡が言及されているものは7個で、多数を占めていた(上田・上原(他) 2010: 113)。しかし、他方で、「自宅での死亡」を言及していない定義も多数存在しているという事実は、「孤独死」を特定の場所で死亡する現象に限定して把握することにおいて合意されがたい要素が存在する、ということも意味する。額田が提示している次の事例は、この問題に関する重要な争点を見せている。

「(Kさん)は、震災後一人で黙々と酒ばかり飲み続け、他の住民と行き来するでもなく、テレビとだけ会話するような毎を送り、ほんとうに孤独に一年を過ごした。しかし、最後は集中治療室のベッドサイドに毎日医師、看護婦など多くの人たちが次々とやってきてその人たちに見まもられて死んだので、「孤独死」として報じられることはなかった。大震災からちょうど三百六十五日後の死。…(略)…まるで一年後にいっそう無残な死をとげる運命だったかのようである。なにかゆっくりと自分を死へと追いつめていた(後略)」(額田 1999: 69)

引用文のKさんのように、死亡時点で自宅ではない場所で死亡した場合を一律に「孤独

---

<sup>78</sup> 山崎と逸見は、本論文で提示しているように、「孤独死」の定義を辞典的定義、行政による定義、研究者による定義と区分して紹介しているものの、それらの定義をめぐる争点までには詳しく議論していない。また、「孤独死」に関する研究文献を原著論文の推移に注目して、「孤独死」に関する学術的な研究が2015年以降に現れたと述べている点(山崎・逸見 2017: 69)では議論の余地があると言わなければならない。



死」から排除する問題は、「孤独死」の把握においての観点に関する争点を浮き彫りにさせるものである。すなわち、死亡した当事者の「死」という「事実」だけでなく、「死をめぐる」状況を視野に置きながら把握した場合、最終的な「死」が自宅の内に限って行われる必要性はないと見ることもできるであろう。その反面、「孤独死」を、当事者が死亡した後に発生する、「周辺」への影響の観点で捉えようとする場合、「自宅」という要素はもっと説得力を持つものになるのであろう。言い換えると、死亡場所に関する合意の不一致は、「孤独死」に関する一致されていない観点の必然的な帰結とも言える。そして、当然のことはあるが、この点は以下の項目においても同様に指摘できるものである。

### 3-2 世帯類型

前項で提示した定義の中で「一人暮らし」を「孤独死」の基準として言及しているものとしては17種の定義が見られた。しかしそれらの定義においても「主に一人暮らし」(大坂府民生委員児童委員協議会連合会地域福祉部会 2013、など)あるいは「独居にきわめて近い状態」(小曾根 2016)など曖昧な形で表現されている場合もあった。「孤独死」が「一人暮らし」、つまり主に単身世帯で発生する現象であることは、「自宅死亡」と同様に多数の定義で言及されている要素ではあるものの、これもまた一致された合意を見せる事項ではない<sup>79</sup>。

一人で生きていく人の数が増えれば一人で死ぬ人も増えるということは、極めて当たり前の命題のように見えるかもしれない。しかし、単身世帯の増加と「孤独死」現象との関係を単線的なものとしてみなすことには議論の余地が存在する。例えば、反町(2014)の大阪単身生活者の「孤独死」に関する分析は、単身世帯の増加と「孤独死」との関係についての重要な論点を提示している。反町によると、大阪市の単身世帯あたり「孤独死」の比率は、1985年から1995年まで1.00から1.90まで増加している。これは明らかに単身世帯の増加より「孤独死」増加の方が高いことを意味するものである。また、反町は同様の方法でなされたスウェーデンの調査結果を提示し、スウェーデンの場合は同時期の「孤独死」の数及び孤独死率がほとんど増加しなかったことを見せている(反町 2014: 20)。つまり、これは「孤独死」の増加が単身世帯の増加とは関係なしに、別の要因によって発生する現象であるという解析の可能性を意味する<sup>80</sup>。

---

<sup>79</sup> 上田・上原(2010)が提示した11個の定義の中で、「一人暮らし」を言及している定義は「自宅死亡」と同様に7個であった。

<sup>80</sup> ちなみに、矢部(2012)もまた単身世帯の割合に関する2010年のOECDデータをあげながら、ノルウェー、フィンランド、デンマークなどの国は日本より単身世帯の割合が高いにもかかわらず、独居者の孤立や「孤独死」が社会的な問題にはなっていないことを指摘している。

また、高齢者のみの世帯、または寝た切り状態の高齢者の中で行われる「死」の場合、同居家族の存在だけで「孤独死」から排除することには議論の余地が存在する。

新井(2011)は一人暮らしの高齢者だけでなく家族と同居している場合においても援助拒否などによって、見守りなどの支援ができなかった事例が存在することを示し<sup>81</sup>、「地域から孤立する場合には世帯構成に関わりなく、『世帯丸ごと』地域から孤立することもあり得る」(新井 2011: 13)と指摘した。

山崎・羽田(他)も同居人がいるにもかかわらず死後1週間以上発見されなかった事例に関して、その背景及び要因を報告している<sup>82</sup>。山崎・羽田(他)は、「先に死亡した死者に依存した生活を送っていたところ依存されていた死者は先に死亡し、残された同居人が事後処理や今後の生活に困窮し後を追って自殺した場合」、「自殺企図・念慮のある同居人が共に死亡してしまった場合」などをあげながら「これらは家族間に依存関係がある上に、家族以外の住民や福祉行政と孤立していたことも要因と考えられ『孤独死』の範疇にはいるものと思われる」と述べている(山崎・羽田(他) 2015: 228)。

また、小木曾(2008)が指摘したように、「野宿者の孤独死可能性の増大」及び、地域社会から「孤立」、「疎外」された家族内での虐待によって死亡した児童についての「孤独死」の適用可能性など、「単身世帯」といった類型とは別に「孤独死」を把握しようとする議論は、「一人暮らし」が必ずしも「孤独死」の必需項目であるとは言えないことを示唆する。

ちなみに、東京都世田谷区の「孤独死」事例を分析した澁川(2014)は、「ひとり暮らし高齢者」の捉え方に関連して「同居する者がいる場合においても、高齢者と同居している者が18歳未満の者であるとき、又は65歳未満の障害者で緊急時に介護し、及び通報することができないものであるときは、当該高齢者は、ひとり暮らし高齢者に該当するものとする」(澁川 2014: 149)と提示している。このような捉え方は、同居家族がいる場合を定義の段階で考慮する一つの可能性を示唆しているとも言える。

「孤独死」への「心理的不安」という側面では、単身世帯との関係がより明確にあらわれているように見えるが(内閣府 2010b)、これに関しても注意深く考える必要がある。「孤独死の不安」に関する福島(2013)の分析結果をみると、死別や離別の場合に比べて未婚の方が「孤独死の不安」を少なく感じる事がわかる。これは、そもそも一人で生活することに慣れている人々の場合は「孤独死の不安」の表出が相対的に少ないという解析も可能に

---

<sup>81</sup> また、新井は2014年の研究の中でも、単身世帯ではなく同居家族のいる世帯で「孤独死」が多数発生していることを見せている(新井 2014)。

<sup>82</sup> 山崎・羽田(他)は、2010年から2014年まで山形大学法医学講座で法医解剖が実施された遺体743体の中で、同居人がいるにもかかわらず、最終生存確認日時から死体が発見されるまで1週間以上経過していた事例19体を対象として分析を行っている(山崎・羽田(他) 2015: 224)。

することであって、言い換えれば、これは未婚率の増加による単身生活者の増加は「孤独死」に対する不安を必ずしも増加させることではないということを示唆するものである。

### 3-3 自殺の扱い方

「孤独死」に関する既存の定義を見ると、自殺を含む問題をめぐっての相反する認識が存在することがわかる。額田(1999)、高橋(他)(2005)、玉置(2012)、小曾根(2016)などによる定義は明示的に自殺を含めて「孤独死」を定義している反面、UR 都市機構(2012)、佐々木(2007)、高尾(2008)などは「孤独死」の定義の中で自殺を明示的に除外している。「孤独死」に自殺を含めることについて新井は「孤独死研究が学術研究の途上にあり、孤独死の原因が不明確な段階で、孤独死に自死(自殺)を含むと、孤独死に至った原因が不明確になる可能性が高い」(新井 2014: 115)と指摘している。また「自殺に関しては既に統計的データがあり、その対策も多数あることから、孤独死においては含めない方が妥当と思われる」(上田・上原(他) 2010: 115)という指摘も存在する。それに対して、「孤独死」と自殺の関連性を認めるべきであると主張する見解として、「高齢者の社会孤立は心理的孤立をもたらし、抑うつ状態や自殺のリスク要因になる」(本橋・金子(他) 2011: 677)という指摘や、地域コミュニティの再構築に対する挑戦という側面で、自殺と「孤独死」が共通点を有している点から両者を一緒に扱うべきだと指摘する見解(小谷 2008)も存在する。

もちろん、自殺を認める立場といっても、全ての「自殺」を「孤独死」に等値させることではない。しかし、ある個人が「自ら死を選ぶ」という要素を別にするならば、相当数の「自殺」において「孤独死」と呼ばれる現象との共通分母が見えるとも言えることも事実である。つまり、「死」に到るまでの「状況」と「死」の後の死後処理問題などにおいて、自殺と「孤独死」は重なっている部分を多く見せている。そういうことを考慮すると、自殺を「孤独死」から除外する主張を無条件的に受け入れることも困難である。

このように「自殺の扱い方」における相反する立場は、自治体の「孤独死判定基準」においても如実にあらわれている。福川・川口(2011)の分析によると、分析対象になっている自治体<sup>83</sup>の中で人口 10 万人以上の自治体の場合、46.2%が「孤独死判定基準」に自殺を含めており、判定基準から自殺が除外される場合とあまり大きな差を見せてはいない。

---

<sup>83</sup> 分析対象になった自治体は、調査票を郵送した全市町村の中、調査票が回収された 961 の自治体中、人口データが得られなかった一つの自治体を除外した 960 の自治体であった(福川・川口 2011: 960)。

### 3-4 生前の状況

「孤独死」の定義においては、死の形態に規定されるのみではなく、死亡者の生前の状況に関する要素を包含させることもまた重要な争点となっている。もちろん、「孤独感」といった主観的な心理状態を定義に組み込まないことについては、少なくとも学術的または政策的領域においては概ね一致を見せているものの、比較的客観的な指標で把握可能な要素を定義の中に入れ込む場合においても論争の余地は存在する。

生前の状況を考慮している「孤独死」定義の中で最も頻繁にあらわれる要素は「社会的孤立」を意味する内容物である。前項で提示した定義の中で半分程度の定義が明示的に「社会的な孤立状況」を内容として含めていた。その中には、「社会的孤立」についての具体的な内容物を示さず、単に「社会的孤立」という表現のみであって、それが何を指しているのか曖昧なものが多数見られる(厚生労働問題研究会(2004)、大坂府民生委員児童委員協議会連合会地域福祉部会(2013)、久禮・平峯(2013)、高尾(2017)の定義等)。また、「社会的孤立」の具体的な内容を示している場合においては、親族、近隣住民、地域との交流の断絶、つながりや関係の断絶などをその内容とするものが多く見られる(高尾(2008)、斎藤(2010)、上田・上原(他)(2010)、日本災害看護学会(2016)の定義等)。

ある個人の持つ社会的関係の大きさは、確かに彼(彼女)らが置かれている状況の意味を大きく左右する要素である。例えば、湯浅の次のような表現のように、「いざとなったら頼れる人がいるという月収十五万と、いざとなっても頼れる人がいない月収十五万は、金額は同じでも内容はぜんぜん違う」ものである(湯浅 2007: 8-9)。単身化や貧困のような要因が「孤独死」に直結するものではないかもしれないけれども、それらが社会的関係性の希薄化につながると「孤独死」の危険性が高くなることは、極めて自然な成り行きともいえよう。そのこととの関係で、「孤独死」問題の解決ということは関係性の問題の解決で可能なことのように位置づけられ、その意味で、コミュニティの再構築は「孤独死」防止のための必須条件のように見えるのである<sup>84</sup>。

しかし、地域の自治会などに積極的に参加してきた人の「孤独死」など、社会的な「孤立」状態とは程遠い人に発生する「孤独死」現象も多数存在する。そして、日本の場合、他の OECD 諸国に比べて隣近所との交流は密であるものの、実際に病気の時には近所の人たちと助け合うことが多くないという事実は<sup>85</sup>、「孤独死現象」に関連して地域コミュニテ

<sup>84</sup> 「孤独死」防止においてコミュニティの構築が持つ肯定的な側面を指摘する議論としては今野(2001)、西村(2011)などが参考になる。

<sup>85</sup> OECDによると、日本の場合「近所の人たちに物をあげたり、もらったりする」人が 51.6%もいるにもかかわらず、「近所の人たちと病気の時に助け合う」人は 9.3%にすぎない。それに反してアメリカの場合

ィに再考の余地があることを語ってくれる。つまり、社会的孤立と「孤独死」との間に明確な関係があると結論づけることには議論の余地があると言えよう。

例えば、松宮は、定期的な親族の訪問など、つながりを有していながらも「孤独死」に至った事例が見られることから、「つながりが保持されていることが、『孤独死』・『孤立死』防止の絶対条件とはならない」(松宮 2012: 23)と指摘しており、また「孤独死」の寸前に救助された事例の分析から近隣関係より福祉サービスの利用が重要であることを主張する(松宮 2012: 23-24)<sup>86</sup>。しかし、福祉サービスを利用しながらも「孤独死」に至ったケースも少なくなく報告されているのが現状である。松橋も、関係性の貧困が極端にあらわれる現象が「孤独死」であるといえるが、この関係性の貧困の解消に対し、コミュニティの強化、特に「旧来の地縁関係支援を基盤とするコミュニティ強化」が「適切な処方箋」となり得るかについては疑問を提起する(松橋 2012: 12)。

また、「社会的孤立」という要素については、社会的な人間関係に限定されずに、貧困、住居環境、医療及び制度的な環境など、多様な社会的脈絡で考慮しなければならないことを考えるならば、「孤独死」を規定するために、果たしてそれが「孤独死」定義の中でどの範囲まで含まれるべきなのかは非常に難しい問題であることは間違いない。

### 3-5 看取りの有無

先に述べたように、「看取りなし」は 上田・上原(他)の研究で提示している 11 個の「孤独死」定義全てにおいて採用されている要素ではある。また、第 2 項で提示した定義においても 34 個の定義が明示的に「看取りなし」と示していた。しかし、「孤独死」に関する全ての定義がこれを採用していることではないことも事実である(例えば、厚生労働省(2008)、監察医務院(2010)、入井・岩楯(他)(2013)、久禮・平峯(2013)、反町(2014)の定義等)。

看取りとは、一般的に「病人のそばにいて世話をすること。また、死期までに見守り看病すること」(大辞林第三版)を意味する。「孤独死」においては、実際に、「看取り」の有無を「孤独死」の判断基準とすることについての疑問は様々な観点から提起されてきた。「孤独死」を「看取り」の有無ではなく、個人の「自立の有無」で区分すべきだと主張する野尻(2015)の議論は、そのような観点の一例といえる。野尻は、「孤独死」と「満足死」の区

---

は、前者は 21.8%と少ないが、後者は 36.2%と日本の 4 倍に達している(矢部 2012:165)。

<sup>86</sup> 福島(2013)の調査結果においても「孤独死の不安」と近所付き合いの程度との間には有意義な関係がなかった。

分を提案しながら、「孤独死」を見分けることは「看取りの有無」ではなく個人の自立の問題であると主張する。野尻は「孤独死」という用語の使い方に関して、個人の自立がない状態で迎えた「死」の場合には、仮に「看取り」があったとしても「孤独死」として分類されるべきであると論じている(野尻 2015: 100-101)。そして、先の3-1で提示した引用文に登場している K さんの場合のように、死亡直前に病院へ搬送され、病院のスタッフによって看取られるケースもまた、「孤独死」に関連して、「死亡場所」の問題だけでなく「看取りの有無」においても争点を提起するものである。

また、今野・大塚(2016)が提示している次のような看取りの定義は、「孤独死」定義における「看取り」の問題について示唆を投げかけている。今野・大塚は、看取りを「周囲の人がひとり暮らし高齢者の死期が近いことを予測したうえで、死を迎えることに対する本人の死の準備を意識した支援をすること」(今野・大塚 2016: 29)と定義している。このような柔軟な定義に基づいて、死の瞬間にそばで見守ってあげることが必須事項ではなく死を予測し、それに備えて行われる支援という観点から看取りを捉えると、看取りなしに迎えた死において多くのケースが、実際には「看取りのある死」として解析できる余地を与える。つまり、「看取り」それ自体も定義における争点を有しているのである。

### 3-6 年齢基準

「孤独死」は年齢を問わずに生じうる現象であるものの、メディアなどを通じて「孤独死」という表現が登場しはじめた時期から、「孤独死」現象は「高齢者問題」の延長線上で捉えられる傾向が強かった。1970年代になされた、「孤独死」に関する最初の実態調査が65歳以上の「独居老人死亡者」を対象にしていたことからこのような傾向を垣間見ることができる(全国社会福祉協議会 1974)。阪神・淡路大震災以降、高齢者以外の年齢層で発生する多数の「孤独死」現象が注目を浴びようになり、「孤独死」が年齢とは無関係に定義されるべき現象であるという認識が拡散されたが、それにもかかわらず「孤独死」に関する一部の定義の中には特定の年齢層、または「高齢者」を指す表現が含まれている。例えば、千葉県松戸市で発表している「孤独死」データの場合には「50歳以上」という年齢基準を適用しており(中沢 2008: 27)、原田(1995)、田中・森實(2016)などの定義は高齢者をその内容としている。

本節の第1項で引用した、【事例 5】と【事例 6】のように高齢者ではない「孤独死」事例は多数報告されている。全日本民医連によって2006年に行われた「孤独死」実態調査では60歳未満の「孤独死」が全体の21%を占めていた(山田 2008: 44)。また、高尾も千葉

県八千代市に所在する団地の事例を分析するなかで高齢者だけでなく40歳未満の事例が存在することを特徴として指摘している(高尾 2017: 368)。そして、田中・高橋(他)は「孤独死」事例のなかで「無就業」層の場合60歳未満が相当の割合(38.6%)で存在しているとしている(田中・高橋(他) 2009a: 1816)。

また、年齢との関係において、高齢化率が高いことが必ずしも「孤独死」の発生を高めることではないという見解も目につく。和歌山県の事例を分析した根本は<sup>87</sup>、対象地域の中で「一人暮らし高齢化率の上位10市町村の中には、第10位に一人暮らし高齢者孤独死率第1位の市町村が入っているのみ」であり、一人暮らし高齢化率を20位まで拡大してみても「一人暮らし高齢者孤独死率が高い市町村は2つしか入っていない」ことを提示している。そこで根本は「高齢化率のみによって孤独死の危険度を考えること」には注意が必要であることを指摘する(根本 2009: 78)。同様に、新井も分析対象になっているニュータウンの「居住地区別孤独死発生率」を分析した結果、「高齢化率」と「孤独死発生率」の間には相関関係が見られないとしている(新井 2010: 86-87)。

もちろん、「孤独死」の現況を報告している多数の資料が、「孤独死」の中で高齢者の割合が高いことを示していることは事実である。しかし、より若い年齢層における「孤独死」が一定程度報告されていることも事実であり、死後発見までの時間が長くなる問題においてはむしろ若年層の方がより深刻な危険性を持っているという指摘もなされている。例えば、森田・西(他)の研究は、高齢者において死後の発見時間が早い傾向を有していることを明らかにしている(森田・西(他) 2016: 40)。つまり、これは「孤独死」において若年層の場合、早期に発見される可能性が高齢者より低くなる危険性を示唆している。

### 3-7 死後経過時間

死後、相当期間放置され腐敗、または白骨化した状態で発見されることは、「孤独死」現象に対するイメージを構成する典型的な要素ともいえよう。「死後経過時間」は公衆衛生の側面以外にも、死亡者の生前の社会的孤立との関係で重要な意味を示唆するものとしてみなされており、多数の「孤独死」定義に含まれている要素でもある。しかし、前項で提示した定義の中でも多数見られるように、「相当期間」、「長期間」、「死後しばらくしてから」、「死後かなりたってから」などの形で表現されることが多い。つまり、「孤独死」を規定する具体的な時間的区分線を示している定義はごく一部であった。

---

<sup>87</sup> 分析の対象は、和歌山県における2004年1月から2009年12月まで、「変死」扱いされた(殺人は除く)、65歳以上の高齢者729事例である(根本 2009: 78)。

具体的に時間的な基準を示している定義としては、反町(2014)、ニッセイ基礎研究所(2011)、UR都市機構(2012)などがあげられる。反町は「死体検案時点で1週間以上経過している」ことを基準としていた。反町は社会的な孤立という観点から、「他者と密接な関係にあった事例の場合、死後数日以内に発見されることが多く、1週間以上発見されないまま放置されることはまれであると想定される」(反町 2014: 19-20)と述べているものの、それ以上具体的な根拠は提示していない。より具体的な理由をあげて時間基準を定めているものはニッセイ基礎研究所(2011)である。本論文の第2章で紹介したように、ニッセイ基礎研究所は「孤独死」を「2日以上」、「4日以上」、「8日以上」の3つの段階に分けて推計している。ニッセイ基礎研究所が定義を定めるとき考慮したのは、①法医学的見地と、②社会経済的な損失の発生可能性であった。つまり、24～48時間が経過すると腐敗による変色が見られ、それに伴う「異臭」や「蛆虫・蠅の発生」などは近隣に社会経済的な被害を及ぼすことから、まず「2日以上」を一つの基準とした<sup>88</sup>。しかしニッセイ基礎研究所は、「2日以上」という基準は、「日ごろから見守りしている家族がたまたま所用のために週末の2日間、不在にしている間に突然死した場合に結果的に発見が遅れてしまったケースなども含まれる」など、「孤独死」が過剰に評価される可能性があるので「孤独死」の基準としてはやや厳しいと判断している。そこで分析の中心を「4日以上」に置いて議論を進めているのである(ニッセイ基礎研究所 2011: 17-19)。法医学的な基準は、しばしば死後発見時間の短縮のための基準としても言及される。例えば森田・西(他)は、発見時間に関して「独居世帯に対しては現実的な目標値として3日以内の発見、が1つの目安になる」と提案するが、その根拠の一つとして提示したのも「法医学的に腐敗変化が顕著となるのは概ね3日以降であること」であった(森田・西(他) 2016: 41)。UR都市機構の定義については、旧定義の中には時間基準が存在しなかったが、定義を改めて定めることによって「1週間」という基準が入れられるようになった。この1週間という基準の根拠も曖昧であるが、もっと重要なことは、このように定義を変えることによって「孤独死」の件数が減少したかのように見せかける可能性が存在する点である<sup>89</sup>。これについて新井は「実際は何も変わっていない

<sup>88</sup> 法医学的な根拠としては次のように提示している。「関西医科大学法医学講座の講義資料によれば、時間の経過に伴う死体の変化は、地域や季節によって異なるが、一般的には死後24時間程度を経過したところから腐敗が開始し、24～48時間経過すると腐敗を原因とした変色がみられ、その後さらに腐敗が進むとともに体内にガスが溜まって死体が膨張していくとされている。すなわち、腐敗や変色、膨張といった死亡者の死後変化が死者の尊厳を冒す状態像であり、『孤立死』に該当すると考えるならば、死後発見までが『2日以上』という基準は孤立死の一つの基準と設定することができる」(ニッセイ基礎研究所 2011: 17)。

<sup>89</sup> UR都市機構が提示する2008年度と2009年度の「孤独死」件数をみると、各々613件と665件(旧定義適用)であったが(内閣府 2011: 69)、2010年度の「孤独死」件数は「1週間」という基準を入れた新しい定義に基づいて集計した結果184件になっている(内閣府 2012: 55)。2010年以降には新定義を適用した数値のみを報告しているため、旧定義に基づいた時系列的な検討自体が不可能になっている。



にも関わらず、孤独死予防対策が前進したかのような誤解を招き、社会問題となってきた孤独死問題が再び水面下に隠れる可能性がある」(新井 2014: 115)と指摘した。

これらの定義のように、死後経過時間に関する具体的な時間基準を設けているものは確かに存在しているものの、一致した基準を提示するところには至っていない。「孤独死」を規定するために客観的な時間的基準線を引くことは至難の業であるが、そもそも死後経過時間を推定すること自体も曖昧さを抱えている。「孤独死」と想定される死亡が発見された場合、死後経過時間は警察による遺体解剖の結果から判断される。しかし日本の場合、誤認検視の割合が高いという問題が指摘されてきており<sup>90</sup>、予算などの問題もあって実際の解剖率は低いことが実情である<sup>91</sup> (岩瀬・柳原 2007)。また、上野が指摘したように、死亡時刻の推定が実際には現場の痕跡からなされることも少なくない(上野 2010: 15)。つまり、推定された死後経過時間そのものに曖昧さが存在しているのである。

他方で、このような時間的な基準を設定すること自体に対する否定的な見方も存在する。例えば、野村研究所(2013)は、「孤独死」を定義することによる新たな排除の可能性が研究委員会の議論のなかでなされたことに言及しながら次のように述べている。つまり、「孤独死」を『死後長時間経って発見された』と定義する場合、長時間の基準を『遺体が腐敗し、社会経済的損失(住宅価値の毀損など)を与える』という基準が採られる可能性が高いが、そうすると、『腐敗しなければ孤立していても良い』という誤った認識が定着してしまう危険性をはらんでいる」(野村研究所 2013: 29)ということである。

---

<sup>90</sup> 変死体が発見されると、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第229条第1項によって、犯罪性の有無を判断するために「検視」が行われる。しかし発生している変死体全体に対応するには、検視官の数が極めて少ない。岩瀬・柳原によると全国の都道府県警に配属されている検視官は2005年137人に過ぎず、「137名で年間15万体にのぼる変死体の検視をすべてできるはずはなく、結局、よほどの大事件でない限り、所轄の、いわば特別な研修を受けていない警察官が変死体の検視にあっているのが実情」(岩瀬・柳原 2007: 15)であると指摘される。

<sup>91</sup> 岩瀬・柳原が2006年度の「都道府県別死体取扱い状況」データから計算した法医解剖率(警察に届け出のあった「異状死体(交通事故を除く)」のうち法医解剖(司法解剖と行政解剖)された死体の割合)を見ると、最も高い数値を見せている神奈川県の場合においても31.2%にすぎず、全国平均は9.41%という極めて低いことがわかる(岩瀬・柳原 2007: 33)。

### 第3節「孤独死」を構成する諸要素

「孤独死」に関する定義の中には互いに一致できない複数の争点が含まれていた。「孤独死」に関する既存の全ての定義を包括する最大公約数を見つけようとするならば、もしかすると「死」という要素以外には何も残らないと言うべきかもしれない。すなわち、「孤独死」を規定することにおいては「死」という発現現象を中心に極めて多様な争点が存在するのである。結局「孤独死」という現象は、それをどのように定義するのか以前に、それが果たして定義できる現象であるのかに対する熟考が優先されるべき現象であるかもしれない。そして、ある現象が明確に定義し得ない状態であることは、その現象を構成している諸要素が互いに相反する性質の観点を抱えているとも言えることである。

既存の多様な「定義」に含まれる内容となるものを考慮して「孤独死」を暫定的に構成してみるなら、次のような5つの項目に関連する要素の組み合わせとして整理することもできる<sup>92</sup>。

- (a) 一人暮らしで
- (b) 孤独に生き
- (c) 死んだ後
- (d) 誰にも知られずに

<sup>92</sup> 「孤独死」を構成する要素として澁川(2014)は、東京都世田谷区の「孤独死」事例 147 件から抽出した次の 15 個の項目を提示する。1)身体状況、2)世帯状況、3)家族・親族状況、4)疾病、5)サービス利用状況、6)ADL(日常生活動作)、7)居住状況、8)配偶者状況、9)精神状況、10)拒否、11)近隣状況、12)経済状況、13)友人・知人状況、14)うつ病、15)連絡・連携状況(澁川 2014: 150)。しかし、澁川が提示している項目はすべて生前の状況に関するものであって、「孤独死」の構成要素としては狭い範囲に限定されている。本節で提示する項目に近いものを提示している先行研究として注目に値するのは新井(2014)である。新井は8種の「孤独死」定義が見せている構成要素を「誰にも看取られなかった」、「単身世帯に限定」、「生前の社会的孤立」、「自死(自殺)」、「死後、発見までの期間」といった5つの項目に分けて次のように提示している(新井 2014: 113)。

提唱者	誰にも看取られなかった	単身世帯に限定	生前の社会的孤立	自死(自殺)	死後、発見までの期間
広辞苑	○	○	-	-	-
東京新聞	○	○	-	-	-
額田(孤独死)	○	○	○	○	-
岩田正美	-	-	○	-	○
新宿区	-	×	○	×	-
北九州市	○	-	-	-	○
都市再生機構	○	○	-	×	○
厚生労働省	-	×	○	-	○

注)「○」…含む、「×」…含まない、「-」…未記載

(e) 相当期間放置された後に発見

すなわち、「孤独死」は「死」という契機を通して発現するものであるが、「死」の前後、つまり「生」と「死」に関わる社会的意味までもも全て含む現象である。先に提示した5つの項目は「死」という要素を前後にして、生前と死後の状況における「孤独死」を構成する表層的/深層的要素と対応している。その対応関係の具体的な内容は以下のようになる。

## 第1項「孤独死」の発現要素：「社会的死」と「孤独死」

「孤独死」という現象が、(具体的には規定し難いとしても)「死」と関係する現象であることには疑問の余地がないであろう。つまり、「死」という要素は「孤独死」を構成する必須要素には間違いなさそうである。したがって、先述の議論でも見たように、具体的な「死」の特徴—死亡場所、死亡時の状況など—が「孤独死」を規定する際に主な議論内容の一つになることも当然の成り行きかもしれない。しかし、「孤独死」における「死」という要素は、単純に「形式的な死」だけでなく、「死」そのものに対する社会的な意味脈絡との関連性においてさらに深い意味を持っているといえる。すなわち、一個人の「死」が社会的な出来事として捉われ、その「死」の原因と結果における社会の持ち分を問うという点での「死の社会化」は「孤独死現象」において非常に重要な部分である。「孤独死」の発現要素である「死」について論じようとする本項では、「死」の社会的な面に注目する「社会的死」という概念を中心に議論する。

### 1-1 「社会的死」

「社会的死」という概念は、「死」に対する社会学的な分析から概念化された。この概念は1960年代に登場し、「死の社会学」という分野の主要概念として位置付けられている。

「社会的死」の概念に関連する先駆的な研究としては、アメリカの社会学者、サドナウ(D. Sudnow)によって行われた、病院での患者の死に関するエスノメソドロジ的な研究を代表的なものとしてあげることができる。その研究で、サドナウは「死」を「臨床的死」、「生物学的死」、「社会的死」と区別しながら、「社会的死」を「病院という環境の中で、患者が『生物学的』そして『臨床的』にはおそらくまだ生きているにも関わらず、本来は死体になされるものである取り扱いをうけている時点で現れる」モノとして定義している

(Sudnow 1967=1992: 128)<sup>93</sup>。つまり、「社会的死」は「一連の評価-判断プロセスの産物」(Sudnow 1967=1992: 109)で、周囲の人々による判断に基づく「社会的な事実」として把握される。このような「社会的死」の概念は、以降 1990 年代にイギリスで行われた一連の「死の社会学」関連研究の中で新しいアプローチを見せる。マルケイ(M. Mulkey)などの議論がその代表的な例に当たる。マルケイは、サドナウの議論に対して、医療スタッフの視点に限定されがちで、病院という場所に限られており、また「社会的死」が「生物学的死」あるいは「臨床的死」に先行する事例に限定されがちである点をあげて批判する。そのような批判の上で、マルケイが提示した「社会的死」は、「他者の生活の中で、生き生きとした活動者であることを停止すること」(Mulkey and Ernst 1991: 178)として、社会的な関係が断絶され、忘れられる事態を意味するものであった。このような視点は、「死にゆく者」の社会的な関係の断絶とそれによる存在意義の喪失に関して論じたエリアス(N. Elias 1990)の観点とも脈をとともにするものだと言えよう。このような「社会的死」の概念に関わる一連の研究は、近代社会における「社会的死」が前近代社会とは異なって、生物学的死に先行する傾向を見せていると指摘する(澤井 2005: 112; 中森 2011:163)<sup>94</sup>。すなわち、近代社会に比べて前近代社会では、死は生者の生活にいつそう密接な関係にあったのであり、死者は生物学的死によってその存在意義が消えることではなく、その後にも長く続ける儀礼などを通じて、共同体内の生者の生の記憶の中で社会的に生きていた。しかし、近代社会では、死を生者の生活と密接に結びつけてきた共同体そのものが弱体化し、「共同体において共有されていた『死の物語』は希薄化」(澤井 2005: 116)する。これは、生物学的死の後、長期にわたって行われた共同体による「社会的死」のプロセスが断片化(個人化)すると同時に、もうこれ以上そのプロセスが作動し難い状況への変化を意味する。共同体の弱体化に伴って進行する個人化の進展の中で、個々人が結ぶ社会的関係は「忘れられがち」な存在としての生のありようを量産しており、従ってマルケイが例を挙げているように、定年退職などでそれまで維持されてきた関係から離れて、社会との接点がますます失われていくと、結局のところ生物学的死に至る前にすでに社会的に忘れられる、即ち社会的死を迎えることになるのである。

もちろん、近代社会における死を、常に生物学的死に先行する社会的死だけで説明することには議論の余地が存在する。近代社会においても配偶者の死や子供の死を経験した者

<sup>93</sup> サドナウの研究以外に、グレイザーとストラウスの研究(Glaser&Strauss1965)も「社会的死」の概念に関する代表的な研究として扱われている。グレイザーとストラウスが提示する「社会的死」の概念化は、ゴッフマンの「非人格(non-person)」(Goffman 1959=1974:177-178)という概念に影響をうけて行われたものである(澤井 2005: 113)。

<sup>94</sup> 生物学的死に先行する「社会的死」に関しては、マルケイ(1993)、スウィーティングとギルフーリ(H. N. Sweeting & M. L. M. Gilhooly 1992)、ウォルター(T. Walter 1994)などによって議論されている。

にとって、配偶者の死や子供の死は生物学的死の後にも少なからぬ時間とプロセスが求められる場合は存在する。従って、このような区分に対して、「近代社会の死」または「前近代社会の死」といった用語によって表現するよりは、「近代的死」・「前近代的死」という表現を用いたほうが適切であろう。

これに関して澤井は、死の様相に関するジャンケレヴィッチ(V. Jankélévitch)<sup>95</sup>の区分を借りて、2人称/3人称の社会的死という表現を用いながら重要な示唆を提供している。澤井は、近代社会は死をタブー視する社会としての特徴を有しているとみなしており、そのような社会とは「死者を早く忘れようとする社会」を意味すると指摘する。そして、まさにこれが、近代社会における3人称(即ち、一般化された他者、あるいは親密でない他者)の死に対する社会的死のプロセスの特徴であると彼は主張する。一方で、親密な他者、つまり2人称の社会的死は、相変わらず長期間持続するプロセスとしてあり続ける可能性が存在する。この可能性は、前述した「前近代的な社会的死」と共通点を持っているものであり、同時に、澤井が提示するように、近代的時空間の中でも共存しているものである。ただし、差異が存在するとするならば、それは、近代社会での2人称の社会的死は前近代とは異なって多元化・個人化する点においてである(澤井 2005: 118)<sup>96</sup>。

「孤独死」という「死」の現象に関連して、ここで注目する点は、生物学的死に先行して行われる社会的死(たとえそれが近代におけるあらゆる死のありようを代弁するモノではないとしても)が近代的死の一形態として認められるという事実とともに、社会的死の持つプロセスとしての性格と(2人称・3人称の死に関わって澤井が論じたように)それに関連している時間性の部分である。

---

<sup>95</sup> ジャンケレヴィッチ(1978:24-36)の人称による死の区分に関して嶋根は次のように整理している:『三人称の死』とは抽象的で無名の死である。それは誰もが代替可能で、誰かが退場すると、すぐに別の誰かがその場所を占めるようなものである。『二人称の死』とは、身近な人の死に代表されるような、掛け替えのない人の死である。この死は、自我の一部の死にもたとえられる。そして自分の死ではないにもかかわらず自分自身の死にもっともよく似ており、自分の死を強く思い起こさせる『一人称の死』については、科学的に語ることはできない。なぜなら、それはまさしく『私の死』だからであり、主体の消滅であるからである」(嶋根 2005: 104)。

<sup>96</sup> 澤井は生物学的死と社会的死の前後関係に関する議論(彼の用語で言うならば、先行・後続説)に関して次のような主張を披瀝している:「前近代社会において、社会的死は、生物学的死に後続していたというよりは、むしろ、生物学的死をも包含する長期的なプロセスとしてあったということである。先行・後続という表現がはっきりとしたかたちで可能になるのは、むしろ一元的な臨時的・法的死の定義が導入されることによってである。そして、近代社会において、社会的死は、生物学的死に先行するというよりは、むしろ、多元化・個人化している。社会的死は、見る者の視点によって、臨時的・法的死に先行することもあれば、後続することもあるものとなっている」(澤井 2005: 117)。

## 1-2 「社会的死」としての「孤独死」における意味の複雑性

中森が言及したように、「孤独死」は「生物学的死に「社会的死」が先行する典型的な事例であるかのように映るから」近代的な意味の『社会的死』概念は一見すると孤独死のような事態」と「前提を共有している」ように見える(中森 2011: 163)。もし我々が、「孤独死」を生物学的死が発現される瞬間に完結する現象として見ようとするならば、そのような認識はそれなりの正当性を有するものとみなしても良いかもしれない。しかし、「孤独死」はそこにとどまらない現象であり、中森の表現を借りていうならば、「死後の孤独」(中森 2011: 165)までを包括する「死」であるから、話は単純ではない。つまり、「孤独死」という現象は、生物学的死の時点の前後に、二つの社会的死が置かれている事態ともいえるであろう。

「孤独死現象」において、生物学的死以前の社会的状況として頻繁に言及される「社会的孤立」状況は、ある個人が家族、友人、同僚など、いわゆる社会的関係から孤立した末に、社会的に生きている存在として認知されない事態に至るという意味での、社会的死(の過程)に関わっているといえる。このような社会的死は、明らかに「生物学的死に社会的死が先行する」社会的死であって、前述した「近代的死」の一形態としての特徴と関連している死である。

しかし、「孤独死」は、生物学的死が発現される「その」瞬間に完結する現象ではなく、その生物学的死の「発見」という特徴が求められる現象である。すなわち、ある一個人の死が生物学的に完了したとしても、誰もそれを発見しない限り、厳密な意味でその個人の社会的死は完了されていない状態というべきであろう。その個人の死が社会的に完了されるのは、その死が認知されるまで留保されなければならない。これは「孤独死」が別の形の「社会的死」とも関連していることを意味するものである。このような「社会的死」は、生物学的死の後に「発見される」ことによって完了する死であって、「死」(生物学的死、しかし時間的に時点がずれている)という事態の発見によって、初めて当事者が社会的に認知されると同時に完了される死の形をとるのである。これはプロセスではなく、単に死に対する社会的認知に関連するものであって、コミュニティ、近隣住民などの(死の)当事者をめぐる(死に対する)社会的関係者たちにとっては、彼(彼女)は始めから「死んだ者」として認識されるという特徴を持つのである。特定の一時点に、すでに完結した状態で認知される社会的死という点で、これは前に言及した(生物学的死の以前になされる)「プロセスとしての」社会的死とは対照的である。このような社会的死は、形式的には生物学的死が社会的死に先行してはいるものの、それにもかかわらず前近代的死とは区分す

べき近代的死の一形態として扱わなければならないであろう。この社会的死が有する「一時点」という時間的要素は、長期間持続するプロセスとしての前近代的な社会的死とは対照的であり、死をタブー視かつ忌避する中で早く忘れようとする近代的死に内在されている時間的な諸要素と繋がっている特徴ともいえる。

また、「孤独死」における「死」という要素は「死の社会化」に関する別の意味で捉えることも可能にする。それは近代という社会的空間の中で、「死」が日常的な空間から病院に代表される社会的空間に分離されていく側面での「社会化」と関連する。現代社会での大多数の「死」は日常的な生活空間ではなく病院という社会的空間を通じて行われる<sup>97</sup>。つまり、現代人において「死」は日常的な経験の中では体験し難い非日常的な出来事である。「孤独死」が人々にある種の当惑感を与えたとしたら、そこには、意識的に分離しておいたはずの「死」が日常の空間で極めて日常的に生じているものであるという事実とも関係があるかもしれない。法医学的に「孤独死」は、しばしば「異状死」として分類されるものの、むしろ概念としてはその正反対の方が正しいではないだろうか。つまり、「死」は常に特別な場所で行われる特別な出来事であるはずであるにもかかわらず、それとは正反対の脈絡で生じてしまったものが「孤独死」である。このような生活世界へ浸透する「死」に対する反発心理、これは「孤独死現象」との関連で無視できない意味を持っているかもしれない。社会的領域から日常的領域へと転移する「死」<sup>98</sup>という「孤独死」の一面と、皮肉なこ

<sup>97</sup> 病院を媒介に行われる死の認知と管理といった面における死の社会化に関しては、アムストロング(D. Armstrong 1988)が代表的にあげられる。アムストロングが病院を公的な空間として把握しているのに対して、近代社会における「死のタブー化」に関連する議論の中では、病院を公的な領域から死を私的に隠蔽する空間として捉えようとする傾向が強く存在してきたのも事実である。そのような観点を代表する議論として、メラーとシリングによる死の「公的な不在と私的な現存」という図式があげられる(Mellor and Shilling 1993)。彼らが注目しているのは、死が公的領域から私的領域に隔離されることであったが、そのような隔離が死を日常生活の空間に移転させたことと簡単に結論づけることには難点がある。病院という空間が公的領域なのか私的領域なのかに関しては観点によって異なる判断ができるであろう。しかし、ギデنزが指摘したように、「隔離」の対象になった死が日々の日常性から隠蔽されることを考慮すれば(Giddens 1991: 161-162) (実際にメラーとシリングの主張の根底には、ギデنزの議論が用いられている)、死をめぐる空間的な議論を私的領域の概念よりは非日常的な空間への隔離という面で把握することがより適切に見える。そして、このような非日常性に関してはアリエス(P. Ariès)の記述は参考に値する。アリエスはタブー視される死に関する主張の中で次のように指摘している。「あえて死を口にすること、そのようにして社会関係の中に死の存在を認めること、それは昔は日常茶飯事の枠内のことであったが、今はもうそうではなく、例外的で途方もない、しかも常に悲劇的な状況を惹き起すことなのである。かつて死は見なれた顔であり、…(略)…今日ではただその名を言うだけで、日常生活の規則正しさと相容れない感情的な緊張を誘発させてしまう」(アリエス 1983: 217-218)。また、アリエスは、近代社会における病院での死について、「死は看護の停止により生じる、つまり医師と看護スタッフがある程度はつきり認められた決定により生じる、技術上の現象」になっており、「一連の小さきみな段階に解体、細分され、最終的にはどれが真の死であるかわからなくなって」しまい、このような「小さきみな静かな死が、死の大きな劇的行為にとって代り、それを消滅」させると述べている(アリエス 1983: 71-72)。アリエスによると、近代社会における病院での死は、死に関する主導権が医師と看護スタッフに移ったことを意味するものであった(アリエス 1983: 72)。

<sup>98</sup> 「孤独死」が「高齢化」との関係でよく言われている点を考えると、「死の日常化」とも呼べるこのよ

とにこれが社会的問題として認識されるという「孤独死現象」は、「死」をめぐる哲学的な意味だけでなく、多様な次元の社会科学的問いを提起する複雑な現象でもある。

## 第2項 生前の状況に関連する表層的要素：「ヒトリ性」

「一人暮らし」という要素は、文字通りの意味で、一次的には「孤独死」を構成する人口社会学的要素に関係する。すなわち、家族形態の変化による、一人で生活する人々の増加という形式的な側面との関連である。

「一人暮らし」は世帯構成の形式的な側面から見ると「単身世帯」を意味するものとして認識されやすいが、正確に言うならば「一人暮らし」と「単身世帯」は同一のことを意味する用語ではない。「単身世帯」に関する総務省「国勢調査」の定義を参照して見ると、単身世帯は、①一戸を構えて住んでいる単身者、②住居を共にして別に生計を維持している間借り人や下宿人などの単身者、③会社・官公庁などの寄宿舍・独身寮などで居住している単身者の世帯をいう。つまり、概念的には、「一人暮らし」ではない単身世帯が存在する。しかし2015年の単身世帯全体の中で、「間借り人や下宿人などの単身者」の割合は1.9%であり、「会社・官公庁などの寄宿舍・独身寮などで居住している単身者」は3.3%であった<sup>99</sup>。すなわち、単身世帯の9割以上が「一人暮らし」であることがわかる。

日本の単身世帯数は持続的に増加して、2015年10月1日現在、1,841万7,922世帯で、一般世帯全体の34.6%を占めている(総務省統計局2017:5)。国立社会保障・人口問題研究所の2018年推計によると、単身世帯はこれからも増加を続け、2032年以後ようやく減少に転じるが、2023年以降一般世帯の総数も減少に転じ、その結果全体一般世帯総数に占める単身世帯の割合は増加を続け、2040年には39.3%に達すると予測している(国立社会保障・人口問題研究所2018:8-9)。また、1965年以降増加し続けている生涯未婚率及び離婚率などもこのような単身化の傾向を裏付けている。

しかし、本章の第2節で述べた定義に関する争点事項から見られるように、実際に一人で生活しているか否かという問題は、「孤独死現象」におけるの必須要素とは言い難いであろう。第2節第1項で引用した【事例7】と【事例8】は「一人暮らし」ではない形態を取っているものであった。「一人暮らし」という要素を(世帯構成という形式にはこだわらないにしても)文字通り「一人で住む」といった形式的意味のみで把握するならば、先に言及した事例のような、「孤独死」と呼ばれている多くの事態が「孤独死」に該当しないよ

---

うな現象は、特に高齢化が進展するほど著しくなるという面においても意味深いと言える。  
<sup>99</sup> 総務省統計局「平成27年国勢調査(人口等基本集計)」。



うになるのであろう。それとともに、このような形式的な側面ばかりに基づいて捉えることは、「一人で暮らすこと」そのものが直ちに「孤独死」へつながる、という飛躍的なイメージないしは認識の突出をそそのかすだけである。

しかし、「孤独死現象」は「孤独」という呼び方においても、また実際に「孤独死」という名前で発現されている実在の死においても、それが「ひとり」というコトと関係が深いことを見せている。「孤独死」を構成するのは、単にひとりで居るから「孤独」である、もしくは「ひとりであるとき」に訪れてきた死という側面よりは、周りに誰かがいるにもかかわらず「ひとりである」あるいは「ひとりであるしかない」事態と、周りに誰かがいるにもかかわらず、何らかの関係が存在しているにもかかわらず「ひとりで死ななければならない」事態、というコトである。

したがって、「一人暮らし」という要素は、その形式的な面から一步下がってより広く捉える必要がある。「一人で生きることと差異がない」、「(社会的) 他者から遠ざかっている」あるいは「疎外されている」などの意味要素に結びつけることができる。この意味要素を「暮らす」という形式的な要素ではなく、「ひとり」という意味に、より抽象的な側面に重点をおく、という意味でそれを「ひとり性」と表現するならば、「孤独死」と呼ばれる現象にはまさにこの「ひとり性」が一つの表層的要素として含まれていると言える。

つまり、一人で死ぬ場合においても、死ぬ時誰かと一緒であった場合においても、いずれにしても「孤独死」と呼ばれる現象においては、多くの場合、物理的な意味であれ関係性の意味であれ、生前における「ひとりで遠く離れている状態」と関連する要素が内に込められているのである。

このような「ひとり性」には、概念的には本章の第1節で言及したタンストールの「alone」概念と類似した面が存在する。つまり、独居という形式的な意味での「一人暮らし」とともに、社会的孤立、さらに孤独感までも包括するタンストールの「alone」概念は、「孤独死現象」において「ひとり」ということが有する意味を的確に捉えているものであると言える。黒岩はタンストールの「alone」概念を踏まえて、①一人暮らし、②物理的孤立、③関係的孤立、④孤独感という4つの類型を包括する概念を「孤立(alone)」と提示している(黒岩 2010)。しかし、ここで「孤立」という表現を使用しない理由は、多くの場合において基本的に「孤立」は、主観的な状態としての「孤独」と区別される客観的な状態を示す用法として位置づけられるからである。「ひとり性」とは、客観的な状態だけを称するものではない。それは、客観的には「ひとり」ではないにもかかわらず「ひとりである状態」に置かれていることまでも意味するものである。

### 第3項 生前の状況に関連する深層的要素：個人化

「孤独死」において「ヒトリ性」という表層的要素の下には、近代的な個人化と関連する深層的な社会心理学的要素が存在している。それは、まさに「孤独に生きる」という表現と関わっている要素である。「孤独に生きる」という表現における「孤独」という事柄には、それを個人の主観的な心理状態として捉えても、あるいは個人が置かれている一種の客観的な状態として捉えても、いずれにしてもそこには、近代社会が創り出した社会的状況が個々人に与える、ある種の心理的な負担が関係していると言える。

「孤独」ということの基本的な属性は「孤独でない状態」に対立する心理としての側面を持つ。つまり、「孤独」は「ひとりではない状態」、重要な他者(significant other)との関係に自分のアイデンティティが根差していた状態の(自発的、あるいは非自発的)喪失(ないしは遠く離れている状態)を伴う心理である。重要な問題は、近代社会に入ってから、そのような重要な他者との関係において変貌が起こったことについてである。互いに細々しく私的なプライバシーまでも共有していた地域共同体は、ドラマを通じて懐かしがるべきものになっていく。信頼と同僚愛に満ちた職場での強固な紐帯感もまた酒席の思い出話になりつつある。家族というものさえも、完全に自分を支えてくれる、という期待と信頼から遠ざかっており、さらには、そもそも家族自体をつくろうとしない人々が増えているのである。

このような諸関係の喪失が近代の人々に求めることは、とある集団の「誰か」としてのことではなく、ただの一「個人」としての人間であることである。近代的資本主義が自由な賃労働者をその前提としたように、近代的個人主義は自由な「孤独な個人」をその前提とするものである。しかし、逆説的に、輝かしい個人主義の近代社会は、そのような個人主義を支える高度な分業によって、他の人がいないとどうも生きていけない社会ともなっている。個人主義的な自由は、「私」を規定するのは「私」であると言わんばかりに声を高めるが、そういうコピー文句のような言葉の中にはいかなる真実も存在しない。相変わらず人々は、人々のなかで与えられる名前を通じて自分自身を見つけ出すしかない。変わったことといえば、早く変化することと、極めて多様であるということ、ただそれだけである。ところが、まさにその点が近代の人々を混乱させる。人々は早く変化するものに心を置こうとはしない。心の置き場がなくなった人々が流れて行きやすい心理的な終着点は、他でもなく「孤独」である。パーガーによって「homeless」、「rootlessness」(Berger et. al. 1973: 76-77)、と表現される近代的個人の諸状況は、まさにこういう「孤独」といっ

た近代的個人の持つ心理の一面を意味するものでもある<sup>100</sup>。

その意味で「孤独に」生きていくことは、個人化された近代的状況が日常的なものになった社会の中で生きて行く人々の「生」の一面を表現することでもあり、個人化に伴う近代的意識と根底で接していることである。つまり、「孤独死」は個人化に関連する近代的意識・文化などに関する社会学的な問いを、その一つの要素として持っているといえよう。

#### 第4項 死後の状況に関連する表層的要素：死後処理問題

「孤独死」において、死んだ後「相当期間放置された後に発見」されることは、このような「死」が、死んだ当事者の周辺に及ぼす影響と関わっている。遺体が発見された部屋の片付け及び遺品整理、遺体の引受者がいない場合の葬式などの死後処理問題は死後の状況に関連する「孤独死」における表層的要素を構成するものである。

死後処理に関連する最も優先的な問題は、何よりも遺体の扱いに関することであろう。遺体を引き取る家族などがいる場合においては問題になることはないが、家族が引き取ることを拒否した場合、あるいは引き取る家族が見つからない場合及び、そもそもいない場合などには、行政によって葬儀が行われることになる。葬儀の費用負担に関しては、原則として身元が分かる遺体に対しては「墓地、埋葬等に関する法律」(昭和23年法律第48号)が、身元が分からない遺体に対しては「行旅病人及行旅死亡人取扱法」(明治32年法律第93号)<sup>101</sup>が適用される。例えば、「墓地、埋葬等に関する法律」第9条第1項により市長または村長などが埋葬や火葬を行った場合、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」第11条に基づいて、まず死亡者の遺留品のなかで金銭や有価証券を葬儀の費用に充てることが可能であり(また、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」第13条第1項により、遺留品を売却して費用に充てることも可能である)、それらで充てられない場合には相続人、扶養義務者の順で費用を徴収することが可能である。

---

<sup>100</sup> ちなみに、「孤独」はこのような一種の「喪失」および「遊離」の状態が一時的なものではなく日常的なものになって初めて成立する心理である。例えば、親しい関係の家族または親友を事故で亡くした場合、このような「喪失」が「孤独」という心理につながるのには「喪失」したその瞬間ではない。「孤独」を感じるのはその衝撃が収まって、彼(彼女)らの不在が日常的なものになった時であるといえよう。「孤独」という心理が有するこのような特徴は「孤独」を、個人的な心理現象を超えて、社会的な心理現象として扱える非常に強力な根拠をなすものでもある。

<sup>101</sup> 本章の第1節で言及したように、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」は、行旅人や病気になったり死亡したりした場合の取り扱いに関する日本の法律である。行旅死亡人とは、行旅中に死亡し、引き取る者もいない者(行旅中死亡シ引取者ナキ者)のことである(第1条)。行旅人が病気や死亡をした場合は、所在地の市町村が救護するべきこと(第2条)、行旅死亡人あるときは、その所在地市町村は、必要な事項を記録した後、その死体の埋葬または火葬をすること(第7条)等を定める(神山2018:92)。

同様に、死亡者の遺品処理も死後処理問題の主要な事案である。死亡した人が残した家財道具などの遺品は民法第 896 条及び第 898 条の規定により、相続財産として相続人の共有に属することから、それを処分するためには相続人すべての同意が必要である。この事案においても相続人が存在し、容易に把握できる場合と比べれば、そうではない場合、問題はさらに大きくなる。「孤独死」の場合は後者のケースが多く含まれているように思われる。この場合、自治体の現実的な法的対応としては、相続管理人を選任して処分すること、あるいは特別代理人を選任して処分することがある。しかし、いずれの方法によっても税金による（高額の）費用と相当な時間がかかる、という問題を抱えている。このような問題があることから、遺品を処理せずにそのまま（あるいは倉庫などに移して）保存しておくこと（長崎県、神奈川県）、一定期間張り紙をした後処理すること（東京都）、遺品の価値によって一定金額以上の場合には相続管理人を選任し、そうではない場合には職権で処理すること（大阪市）などの方式が取られることもある。さらには、法的な手続きを取らずに遺品を廃棄する自治体（兵庫県、島根県、福岡県、佐賀県、新潟県、広島市、福岡市）も相当数存在する。当然ながら、こういう場合には責任追及の問題が常につきまとうようになる(岩本 2017: 137-138)。

相続人や家主において最も負担になる事案は、「孤独死」が生じた部屋の清掃に関わる費用などであろう。日本少額短期保険協会が「孤独死」関連保険事業を展開している業者から提供されたデータによると、「孤独死」によって発生した残置物処理費用と原状回復費用の平均額は 534,811 円(残置物処理平均費用 196,436 円、原状回復平均費用 338,375 円)であり、最も大きくかかった場合は 4,877,144 円にまで至っているケースも存在した(日本少額短期保険協会孤独死対策委員会 2017: 11)。

## 第 5 項 死後の状況に関連する深層的要素：コミュニティ問題

死亡から発見までの時間的な距離は、死亡した当事者と彼(彼女)らを囲む周りのコミュニティとの距離に関する問いを内包している。ただし、注意すべきことは、この場合、死んだ当事者の立場に即した距離ではなく、周辺におかれているコミュニティ側からの距離が問題視されることである。

死んだ者が自分の死を自ら知らせることはできないという厳然たる事実は、厳密に言って「誰にも知られずに」死が放置されたということが完全に周辺（コミュニティ）の問題として帰属せざるを得ないことを意味する。そして、実のところ死亡後の処理に関連する諸問題は（死亡者個人に責任があるとみなすか否かとは関係なく）完全に周辺（コミュニ

ティ)に残される問題であり、死亡した当事者とはもう関わることのできない問題である。言い換えれば、「孤独死」が発生したことは既にその時点で死亡者個人とは別に死亡者の周辺が問題化される。したがって、「孤独死」の構成要素としての死後処理問題の下には、「死」を（事前に、または事後早い時間のうちに）捕捉できなかったコミュニティと関連する要素が存在しているといえよう。

指摘しておかなければならないことは、コミュニティの持つ情緒的關係性の問題は、「孤独死」との関係では死んだ当事者個人が生前に持っていた関係性に関連するものであるということである。したがって、それは生前の状況に関して論じた要素と関連するものであって、ここで言おうとする死後の状況に関連する要素とは別に考える必要がある。「ひとり性」、個人化といった要素を持つ「孤独死」が発現したとき、「コミュニティ」は情緒的關係性の面ではなく、機能的な面で「孤独死」の構成要素になる。すなわち、「死」以後の状況に関連する「孤独死」の深層的要素は「コミュニティの機能的關係性の希薄化（ないしは不在）」と表現される性格のものである<sup>102</sup>。

もちろん、ここで「コミュニティ」という言葉を使っているものの、これが称するモノが具体的に何を意味するものなのか、その実体と範囲を特定することは簡単ではない。それは自治会などの地域共同体かもしれないし、地域とは無関係の別の関係を指すこともできるし、場合によっては行政そのものを意味するかもしれない。近代社会で「コミュニティ」の持つ性格に関する議論は本論文の第6章を通じて論じてはいるものの、本格的な分析のためには本論文で扱える範囲をはるかに超える膨大な議論を要するものである。ただし、あらゆる領域において「抽象化」をその特徴としている現代社会において<sup>103</sup>「コミュニティ」という実体そのものが抽象的なものになっていくことは、それ自体当然な帰結であることは言えるであろう。コミュニティの機能不全という要素は、結局現代社会での「個人」-「社会」という構図の中で固定されずに動揺するコミュニティの位置に関する問題とも関連することになり、これは「孤独死」においても重要な要素を構成する部分としてみなすことができる。

---

<sup>102</sup> 「孤独死現象」に関連してよく言われているコミュニティの弱体化・喪失といったことの本質的な意味は、関係の喪失にあることではなく「関係と機能の断絶」にあるというのが正確な表現であろう。

<sup>103</sup> 抽象的な現代社会といった明示的な表現を使用したのはザイデルフェルト(A. Zijderfeldt 1970)が代表的であるが、現代社会の抽象性に関してはマルクス(K. Marx)、ウェーバー(M. Weber)、デュルケム(E. Durkheim)、ジンメル(G. Simmel)などの古典社会学者によって既に豊富な議論がなされていた。これに関しては呉(2019)を参照。

表 3-3-1 「孤独死」の構成要素

④一人暮らしで	⑤孤独に生き	③死んだ後	①誰にも知られず	⑥相当期間放置された後発見
ひとり性	個人化	社会的死	コミュニティ問題	死後処理問題
表層要素	深層要素		深層要素	表層要素
生前（当事者）			死後（周辺）	

以上で論じたように、「孤独死」は社会的なモノとしての「死」という要素を中心に、「[死]以前の個人」と関連する要素と、「[死]以後の個人」の周辺と関連する要素が包括的に関わっている現象であるといえよう。前者は「死」の当事者に焦点が当てられて、「死」に至るまでの「生」の状況において一個人が社会と結ぶ関係に対する近代的な問いを抱えることであった。一方で、後者は個人の周辺にあるコミュニティを中心にするもので、近代的コミュニティと個人の間には存在している距離についての問いを含むものであった。つまり、「孤独死現象」は「個人」-「コミュニティ」-「社会」という、社会を構成している主要な主体の位置と機能に関する問題で構成されるものであり、したがって、それらの主体が現代社会の中で持っているアンビバレントな属性から根本的に不自由な現象であるしかない。つまり、自由を与えられたものの、それとともに不安をも背負って生きるしかない個人と、ある時には遠すぎて見えない存在のようであるが、またある瞬間には直接的に個人の前に素顔であられる社会、そしてそのような個人と社会の間でうろろろするコミュニティの存在は、それ自体が「孤独死」を確たる姿で把握することを妨げる理由になるのである。しかし、他方でこのような性格は、「孤独死」が多次元的で、多様な視覚からアプローチ可能な分析対象として、非常に興味深い社会科学の対象領域になるということの意味するものでもある。

#### 第4節 小括：「近代的な死」、そして近代的「個人」と「コミュニティ」をめぐる現象としての「孤独死」

本章では、「孤独死」に関連するいくつかの用語に関する検討とともに、既存の多様な「孤独死」定義をめぐる争点を考察し、「孤独死」を構成する諸要素について検討した。

「孤独死」と関連する用語として、「孤独死」とともに使用されている「孤立死」という言葉は「孤独」が持っている主観的な意味合いではなく客観的に把握可能な社会的孤立を強調しようとする文脈で提案されたものではあるものの、実際の使い方においては「孤独死」と明確に区分される概念的な用語として使用されているとは言い難いものであった。

「孤立死」以外にも、「孤独死現象」には「独居死」、「異状死」、「無縁死」のような、「孤独死」という死の現象と関連する用語が存在した。これらの用語が意味する死の諸類型は「孤独死」と呼ばれる死の現象と各々一定程度の共通分母を持っているものとして見なされていることは事実である。特に、これらの用語が指している死の類型は具体的な数値で現れている点で（指標としての的確性とは別に）「孤独死」の量的な実態を計るにあたって便宜性を有するものでもある。しかし、「孤独死」はこれらの言葉が指すコトガラだけでは説明できないモノであり、「孤独死」に関する定義が明確ではない状態では、そもそもこれらの言葉が意味する死の諸類型が「孤独死」とどれほど合致するのかということ判断すること自体が不可能なのである。

また、明確な定義が不在である中で、ある事柄を「孤独死」という言葉を用いて呼ぶことにおいては、ある種の混乱が持続的に見られており、「孤独死」という事柄を否定的な意味で捉えることに対する批判から代案的な言葉の使用が主張されるなど、用語の使い方をめぐる様々な議論も観察されてきた。

もちろん「孤独死」の定義が存在しなかったわけではなく、「孤独死」に対する学問的及び政策的関心の増加とともに多様な形の定義が提示されてきたことは事実である。「孤独死」はその発現現象においても極めて様々な姿を見せている現象であり、これは「孤独死」という実体を把握するにあたってのアプローチ可能な視覚の多様性にもつながるものである。そしてこれは「孤独死」に関する厳密な定義付けの困難さを意味するものでもある。それ故に、「孤独死」に関する多様な定義は「孤独死」という同一の現象を称しながらも、その具体的な内容においては一致されない論争点を内包していた。

「孤独死」に関する多様な定義を検討した結果、「孤独死」を規定するにあたって争点になっている事項として、①死亡場所、②世帯類型、③自殺の扱い方、④生前の状況、⑤看取りの有無、⑥年齢基準、⑦死後経過時間について論じることができた。各々における主

要な争点事項は以下の通りであった。

- ① 死亡場所：自宅内での死に限定するのか。
- ② 世帯類型：一人暮らしの死に限定するのか。
- ③ 自殺の扱い方：自殺を含めるのか。
- ④ 生前の状況：社会的関係の有無などの生前の状況を考慮するのか。
- ⑤ 看取りの有無：看取りがない死に限定するのか。
- ⑥ 年齢基準：高齢者の死に限定するのか。
- ⑦ 死後経過時間：死後経過時間に関する具体的な基準設定は可能であるのか。

既存の多様な「定義」の内容を考慮して、「孤独死」を暫定的に構成してみると、(a)「一人暮らしで」、(b)「孤独に生き」、(c)「死んだ後」、(d)「誰にも知られずに」、(e)「相当期間放置された後に発見」される、といった5つの項目に関連する要素の組み合わせとして整理することができた。すなわち、「孤独死」は「死」という契機を通して発現するものであるが、「死」の前後、つまり「生」と「死」に関わる社会的意味までも全て含む現象である。

「孤独死」の発現現象である「死」という要素は、単純に「形式的な死」だけに限られず、「死」そのものに対する社会的な意味脈絡との関連性においてさらに深い意味を持っている「社会的死」に関わっている。「社会的死」というものは「社会的な生」の終わりを意味するものであって、必ずしも生物学的死と同時に生じるものではない。「社会的死」の概念に関わる一連の研究は、近代社会における「社会的死」は前近代社会とは異なって、生物学的死に先行する傾向を見せていた。もちろん、近代社会における死を、常に生物学的死に先行する社会的死だけで説明することには議論の余地が存在するものの、「孤独死」という「死」の現象に関連して、ここで注目したのは、生物学的死に先行して行われる社会的死が近代的死の一形態として認められるという事実とともに、社会的死の持つプロセスとしての性格とそれに関連している時間性の部分であった。「孤独死」という現象は、生物学的死の時点の前後に、二つの社会的死が置かれている事態ともいえる。「孤独死」は、いわゆる社会的関係から孤立した末に、社会的に生きている存在として認知されない事態に至るという意味での、社会的死（の過程）に関わっているといえる。このような社会的死は、明らかに「生物学的死に社会的死が先行する」社会的死である。しかし、「孤独死」は生物学的死が発現される「その」瞬間に完結する現象ではなく、その生物学的死の「発見」という出来ごとが求められる現象でもある。このような「社会的死」は、生物学的死の後に「発見される」ことによって完了する死であって、「死」という事態の発見によって、初



めて当事者が社会的に認知されると同時に完了される死の形をとるのである。これはプロセスではなく、単に死に対する社会的認知に関連するものであって、特定の一時点に、すでに完結した状態で認知される社会的死であった。この「一時点」という時間的要素は、長期間持続するプロセスとしての前近代的な社会的死とは対照的であり、死をタブー視かつ忌避する中で早く忘れようとする近代的死に内在されている時間的な諸要素と繋がっている特徴である。

「一人暮らし」という要素は、文字通りの意味で、一次的には「孤独死」現象を構成する人口社会学的要素に関係する。しかし、「一人暮らし」という要素を形式的意味のみで把握するならば、「孤独死」と呼ばれている多くの事態が「孤独死」に該当しないようになり、また「一人で暮らすこと」そのものが直ちに「孤独死」へつながる、という飛躍的なイメージないしは認識を促すことにもなり得る。「孤独死現象」は「孤独」という呼び方においても、また実際に「孤独死」という名前で発見されている実在の死においても、それが「ひとり」というコトと関係することは確かである。「孤独死」を構成するのは、周りに誰かがいるにもかかわらず「ひとりである」あるいは「ひとりであるしかない」事態と、周りに誰かがいるにもかかわらず、何らかの関係が存在しているにもかかわらず「ひとりで死ななければならない」事態、というコトである。したがって、本章では「一人暮らし」という要素を、「暮らす」という形式的な要素ではなく、「ひとり」という意味に、より抽象的な側面に重点をおく、という意味で「ヒトリ性」と表現した。「孤独死」と呼ばれる現象においては多くの場合、物理的な意味であれ関係性の意味であれ、生前における「ひとりで遠く離れている状態」と関連する要素、つまり「ヒトリ性」という表層的要素が存在しているのである。

「孤独に生き」という要素は、「ヒトリ性」という表層的要素の下に置かれている、近代的な個人化と関連する深層的な社会心理学的要素を意味する。「孤独」という問題には、それを個人の主観的な心理状態として捉えても、あるいは個人が置かれている一種の客観的な状態として捉えても、いずれにしてもそこには、近代という社会的状況が個々人に与える心理的な負担が、ある程度関係している。その意味で「孤独に」生きていくことは、個人化された近代的状況が日常的なものになった社会の中で生きて行く人々の「生」の一面を表現することでもあり、個人化に伴う近代的意識と根底で接していることである。つまり、「孤独死」は個人化に関連する近代的意識・文化などに関する社会学的な問いを、その一つの要素として持っていると言える。

「相当期間放置された後に発見」されるという要素は、「孤独死」において、このような「死」が死んだ当事者の周辺に及ぶ影響と関わっているモノである。遺体が発見された部

屋の片付け及び遺品整理、遺体の引受者がいない場合の葬式などの死後処理問題は死後の状況に関連する「孤独死」における表層的要素を構成するものである。

「誰にも知られずに」という要素は、死後の状況に関連する深層的要素としてコミュニティ問題と関係するモノであった。死んだ者が自分の死を自ら知らせることができないという厳然たる事実は、「誰にも知られずに」死が放置されたということが厳密に言って完全に周辺（コミュニティ）の問題として帰属せざるを得ないことを意味する。「孤独死」が発生したことは、既にその時点で死亡者個人とは別に死亡者の周辺が問題化される。したがって、「孤独死」の構成要素としての死後処理問題の下には、「死」を（事前に、または事後早い時間のうちに）捕捉できなかったコミュニティと関連する要素が存在していると言える。しかし注意すべきことは、「死」以後の状況に関連する「孤独死」の深層的要素は、情緒的関係性としてのコミュニティではなく、「コミュニティの機能的関係性の希薄化（ないしは不在）」と表現される性格のものであった。

以上のように、本章では、「孤独死」が近代社会における社会的なモノとしての「死」という要素を中心に、近代的個人化を深層要素とする、「死」以前の個人と関連する要素と、近代的「コミュニティ問題」を基盤とする、「死」以後の個人の周辺と関連する要素が包括的に関わっている現象であることを示した。また、「孤独死」に関してここで指摘しておくべきことは、このコトガラが単に社会的「関係」の側面だけでなく、社会的「機能」の側面とも関連しているということである。「孤独死」は、「ひとりで生きていくこと」、あるいは「ひとりで生きていかざるを得ないこと」がますます普遍的な生き方になりつつある社会において、「社会的生」のあり方に関する問いを投げ掛けるモノであると同時に、そのような「社会的生」を支える機能的な諸要件に関する問いを含めている。つまり、「孤独死」は「関係」と「機能」という2つの側面のいずれにおいても関わっている現象である。しかし、第2章で指摘したように、日本の「孤独死現象」においては「関係」に関する側面がさらに注目される様相を見せてきた。そして、このような様相は、次章を通じて分析する「孤独死現象」の言説展開において、より明らかに露呈されることになる。

## 第4章 日本の「孤独死現象」に関する言説展開の様相

本章では、日本の「孤独死現象」がその展開において具体的にどのような様相を見せているのかに関して検討しようとする。本章で注目するモノは、「孤独死現象」の展開における「言説」の面である。第3章の議論を通じて「孤独死」という出来事が明確な定義も、それと他の死との間に一線を画するための客観的な基準も定められていないモノであることを示した。それとともに、「孤独死」という出来事が「死」を中心としてその前後に関わる多様な要素によって構成される現象であることを論じた。「孤独死」が有するこのような性格は、「孤独死」が多様な語り方で語られる可能性を意味するものである。すなわち、「孤独死現象」においては、現象の中心的な対象である「孤独死」をめぐって、いかなる語り方で語られているのかが、この現象の展開様相に関する核心を見せてくれるモノであると言えよう。したがって本章では、日本の「孤独死現象」を導いている言説展開の様相を考察する。そのため、まず「孤独死現象」と関連する言説の3つの主要類型を提示し、メディアに報道された「孤独死」関連記事の分析を通じて具体的な言説展開の様相を検討する。また、日本の「孤独死現象」に現れる言説展開の様相をさらに明確にする目的で、日本と同様に「孤独死」という用語が使用されている韓国の「孤独死」言説展開を検討する。

### 第1節 「孤独死現象」に関わる言説の類型<sup>104</sup>

本節では、「孤独死」という出来事に対する認識の多様な次元を概括し、それに関わっている「孤独死」言説を、①福祉・制度に関わる言説、②個人化言説、③コミュニティ言説といった3つの類型で提示する。

#### 第1項 現象に関する認識の多次元性

第3章の論考から見られたように、「孤独死」は単に死の一類型として容易に定義され難い出来事である。「孤独死」は「死」という発現現象だけでなくそれ以前の生の問題及び、死が発現された後の問題までをも包括する現象であった。したがって「孤独死」を一つの

<sup>104</sup> 本章の第1節と第2節は『社会学論集』第29号に掲載した論文「新聞記事からみる『孤独死』言説：朝日新聞記事を中心に」（呉 2017a）に基づいて作成したものである。

明確な定義のなかに押し入れるには、互いに合意され難い数多くの争点を抱えざるを得なかった。結局 [「孤独死」は何であるのか] に対する答えは、この現象のどの側面を中心に置きながら見るのかによって様々な形で露呈するしかない。「孤独死」が有している包括的な属性は、[「孤独死」は何であるのか] という問いに関する数多くの答えの中から何を選択すべきか、という問題に帰結できないようにする。むしろ、そのような多様性自体が「孤独死現象」を構成しているモノであり、したがって「孤独死」について語っているその声自体に注意を払うことで、我々は「孤独死現象」のありようにさらに一步近づくことができるのである。

「孤独死」は「孤独<sup>105</sup>」という事柄、つまり生前の状況に関連するある状態が「死」という形態と結びつく現象として認識される。もちろん、「孤独死」を認識することにおいてこの両者は分離できないものではあるものの、認識の焦点をどちらに置くのかによって「孤独死」が語られる姿は異なる形を取るようになる。「死」という帰結（もちろん死がもたらす結果までも含めて）に焦点を当てる認識の形態をとる場合、「孤独死」についての語り方は結局「死の防止」に関する物語へ帰結し易い。一方で、「孤独」という事柄が認識の中心に置かれると、「死」はそのような事柄にさらなる深刻さを加える副次的なモノになり、物語の中心はそのような死を発現させた生の状況に関するモノとなる。

表 4-1-1 「孤独死」に対する認識の次元と言説の類型

	孤独(孤立)の原因	孤独(孤立)の帰結(死)
当事者	個人化言説	コミュニティ言説(予防的)
周辺	福祉・制度に関わる言説	コミュニティ言説(死後处理的)

「孤独死」を認識することにおいても一つの軸をなしているものは、この現象を当事者(個人)の側面で捉えるか、あるいは周辺(社会もしくは共同体)の側面で捉えるかである。このような認識の諸側面によって「孤独」という事柄は、当事者の個人的な問題として語られたり、社会の制度的な問題で語られたりするものであり、また当事者の死を防ぐことに集中したり、あるいは死の周りに置かれている人々の問題に集中したりするのである。

<sup>105</sup> ここで用いた「孤独」という表現は、主観的で心理的な意味だけを指すものではなく、その意味を含めて、「孤独死」という現象を構成する生前の状況を包括的に称するものである。

る。言い換えると、「孤独死」がいかなる形で語られるのかは、いかなる側面を中心にして「孤独死」を認識するのかということと密接に関わっている。つまり「孤独死」に対する認識の諸側面は各々の「孤独死」と関連する言説の類型と結び付けられるものである。表4-1-1はこのような認識の諸側面と関連する「孤独死」言説の諸類型を提示したものである。

つまり「孤独死」に対する認識の次元は、(1)「孤独」という事柄の帰結として現れた「死」に焦点を当てるか、(2)「孤独」という事柄をもたらした原因の次元に焦点を当てるかによって分けられる。そして、それらは再び、(a)当事者（個人）を中心に見るか、あるいは(b)周辺（社会）を中心捉えるかによって分けられる。そしてそのように分けられた各々の認識の次元は「孤独死」に関わる言説を区分する分岐点になるのである。表4-1-1で提示したように、「孤独死」に対する認識の次元によって区別される「孤独死」の言説を各々「福祉・制度に関わる言説」、「個人化言説」、「コミュニティ言説」に類型化することができる。

## 第2項 福祉・制度に関わる言説

まず、「孤独死」という現象に対する認識が「孤独」という生前の事柄を中心になされると同時に、当事者ではなく「周辺」という次元に焦点が当てられている場合が考えられる。この場合「孤独死」についての語り方は、当事者の死というよりはある個人の死に至るまでの社会的な脈絡に注目する。つまり、ある人が一人で（ないしはそれと類似した状況のなかで）死んだことそれ自体よりは、その人がそのように生きてゆかざるを得なかった理由について、当事者ではなく社会の責任を語る。

もちろん概念的には、この類型の言説は福祉・制度に関するものに限定される必要はない。当事者を困んでいる周辺の要素としての社会的環境は単に特定領域の制度や政策的問題に局限されない。第3章でも論じたように、「孤独死現象」は近代社会の「個人化」という深層的要素とも関連するモノであった。つまり、「孤独死」は近代化がもたらした社会文化的・構造的変動と関わる言語によっても語られることができるのであり、またそのような語り方は「孤独死」が語られるにあたっての重要な部分でもある。その意味でいわゆる「近代化言説」とも名付けられる言説もまた、本項で注目している類型の認識次元と関連する言説に含めることができるであろう<sup>106</sup>。ここで「福祉・制度に関わる言説」と表現した

---

<sup>106</sup> しかし、この「近代化言説」がここで扱っている認識次元での言説を代表できないことには、それなりの理由を有している。つまり「近代化言説」は、もし「死」という側面を強調しない場合「孤独死言説」

のは、当該類型の認識次元においてそれが唯一の言説であることを意味することではなく、ただ実際にこのような認識に基づいて「孤独死」が語られるとき最も頻繁に観察される言説である、という意味で名称付与されたことである。つまり死に至るほどの深刻な「孤独（ないし孤立）」という事柄の原因ないし責任を社会的な脈絡で把握し、国・行政による制度的・政策的問題へと結びつけることが、この認識の次元で代表的に観察される様相であると言える。特に「福祉」という表現が付されているのは、第2章で論じたように、日本の「孤独死現象」が〔社会問題としての「孤独死」〕という現象として発現されるにあたって、「高齢者福祉問題」をはじめとする、主に福祉の諸問題と関連する実在性を有してきており、そのような文脈で政策的・学問的な関心の対象になってきたこととも相応するものである。

### 第3項 個人化言説

表4-1-1では、「孤独死」という現象に対する認識が「孤独（孤立）」という生前の事柄を中心になされると同時に、「当事者」、すなわち個人の観点をとる言説を「個人化言説」として示した。この言説は、全面的であれ部分的であれ、問題の原因と対処に関して個人の選択を重視する点で「個人化言説」といえよう。厳密に言うと、この言説は「社会的な問題としての」孤独死を否定する性格を持っているとも言えるが、この言説が「孤独死」という現象の社会化過程から台頭した点で、一つの「社会的な現象としての孤独死」に対する言説の地位を与えても問題はないものと思われる。

「孤独死」という現象が特殊な個人の問題ではなく社会的な現象であることは「個人化言説」でも基本的な前提になる。すなわち、「孤独死」と呼ばれる現象が高齢者にのみ現れることではなく、または災害地でのみ現れることでなく、一般的にどこでも、誰にでも起こる可能性を有するものとして、個人を超える社会的現象という認識が基本になるのである。このような一般化は、「孤独死」が他人事ではなく自分にも生じ得る出来事であるという点で、感情的移入を高めて認識の主体と対象の距離を縮小させる効果をもたらした。中森が「孤独死の一般化によるリアリティの高まり」（中森 2013: 192）と表現したこのような特徴は、次のような二つの個人化言説に繋がれる。

その一つは、「孤独」ということが特別なものではなく一般的な現象になっていけば、

---

としての性格が薄くなり、逆に「死」という認識の側面が強調されると近代化がもたらした「関係」の断絶及び喪失といった要素が浮き彫りになって、結局そういう「関係」の復活ないし再構築に関する言説へ帰結する傾向が強くなるからである。これは後に言及する「コミュニティ言説」の性格に近いものである。

それを否定的なイメージとして見るよりは肯定的に受容する必要があるとすることによって、「孤独」を個人の選択肢の一つとして肯定的に把握しようとする言説である。もう一つの「個人化言説」は、「孤独」を一層否定的なものとしてみなし、さらに高まった不安を反映するものである。これは、何らの政策や制度による解決を否定するものではないが、そのような解決が「孤独」の問題には限定的であるしかないという認識の下で、「孤独死」を避けるためには個々人の積極的な対処が必要であるという言説である。この場合も「自立」の重要性が語られる点では前者と共通点を持っているといえよう。

#### 第4項 コミュニティ言説

「孤独」という事柄の帰結として現れた「死」に焦点を当てる認識の次元は、「一人で、誰にも知られずに死んだ」という「孤独死現象」の発現現象を基盤とする認識である。このような認識の傾向が強くと現れると、「孤独死」についての語り方は「一人ではない死」、あるいは「一人ではあったが（つまり孤独ないし孤立の状況の中に置かれてはいたが）死までには至らなかった場合」をその対象から排除する。すなわち、問題とするのはあくまでも「死」という発現現象をめぐって起こる事柄である。このような認識の次元において「当事者」と「周辺」といった次元は、「どのようにして当事者の死を予防するか」と「どのようにして周りが死を早期発見するか」との意味で区別されることはできるものの、これは結局主に「孤独死」に対処する「コミュニティの問題」として語られるものであって、言説の類型を区分づけるほどの意味は持たない。つまり、「当事者の死の防止」と「死んだ人の周辺」に重点が置かれるこの認識の次元と関わっている言説は、いずれにしてもコミュニティを主軸とする現象の認識及び対処が中心をなす言説である。

もちろん、当事者の死の防止や死の周辺と関連する問題は「個人化言説」や「福祉・制度に関わる言説」として語られないモノではない。しかしその場合においても語り方は、問題の責任主体が変わるだけであって—つまり個人の責任に訴えるか、政策的・制度的仕組みを問題とするかであって—「コミュニティ」と関連する語り方をとる点においては変わりはない。その意味で、このような認識次元と関わっている「孤独死」言説について「コミュニティ言説」と表現できるであろう。

このようなコミュニティ言説は「孤独死」という「死」に対する問題に対応する（あるいはしばしば、対応すべきである）主体として「コミュニティ」という存在を想定する。ここで「孤独死」と呼ばれる「死」を防ぐこと、あるいは少なくとも早いうちに発見することにおいて核を握っているものは、堅固なつながりを有しているコミュニティの存在で

ある。そのようなコミュニティの不在及び復活（ないし実現）に関する言説は、近代という時空間において主要なテーマの一つとして位置付けられてきたものである。デランティは規範的な理想としてのコミュニティに関する主要な言説を、①「回復不能なものとしてのコミュニティという言説」、②「回復可能なものとしてのコミュニティという言説」、③「今後達成されるものとしてのコミュニティという言説、という 3 つの言説に要約している(デランティ 2012: 28-30)<sup>107</sup>。「孤独死」を語ることに於いて、しばしば「つながり」及び「絆」の足場として用いられる「コミュニティ」概念は、コミュニティを回復可能なものとして（そして回復すべきものとして）みなす言説の用法に従うものであると言えよう。

---

<sup>107</sup> デランティによってこれらの言説は各々、①は保守的な反モダニズムのイデオロギー、②は近代保守主義の主要な言説として代表的にナショナリズム及び共和主義、③は共産主義及び社会主義、無政府主義というイデオロギーと関わっているものとして提示されている(デランティ 2012: 28-30)。



## 第2節 メディアの報道から見る「孤独死」言説展開の様相

「孤独死」に対する認識上の開放性は、「孤独死現象」と関わる言説の多様な展開可能性を内包する。1970年代に社会問題として登場した「孤独死現象」は、阪神・淡路大震災と2000年代の一連の社会的な出来事との関わりの中で関係性の問題に偏る姿を見せてきた。しかし、各局面において、「孤独死」言説には多様な方向への可能性が存在したことも確かである。そのような言説の存在は、逆に言うところ「孤独死」という現象の性格をより生々しく現わせるということであり、それを見せることが本節の目的でもある。従って本節では、新聞報道という限られた材料を介してではあるものの、日本の「孤独死現象」の展開に現れる言説を究明しようとする。

### 第1項 メディアの「孤独死」関連報道に関する先行研究

1995年頃から本格的に始まった「孤独死」の研究は、特に最近10年間、量的な増加とともに注目に値する様々な成果を蓄積してきた。その中で「孤独死」に関する新聞報道分析を扱っている代表的な研究としては、青柳(2008)、高尾(2008)、小辻・小林(2011)、堀(2012)、中森(2013)の研究が挙げられる。

2008年に発表された青柳と高尾の研究は、いずれも新聞記事分析を中核としたものではないが<sup>108</sup>、議論を展開する中で「孤独死」関連記事の頻度とその内容についての検討結果を提示している。この二つの研究は、分析対象となる記事の時期的な範囲はほぼ一致しているものの、記事抽出過程での差異から、検索された記事の量的特徴において相当な差を示している。青柳の場合、朝日新聞データベースの「見出し」検索（検索語：「孤独死」）を通じて、1945年から2007年までの記事を抽出したが、東京本社発行の全国記事のみを検索条件にしたことから分析に使われた記事の総数は66件に過ぎなかった(青柳 2008: 80)。高尾は、新聞雑誌資料検索（インターネット G-search；キーワードは「孤独死」と「孤立死」）を使用しているが、論文の中で検索条件を明確に提示していないので正確には判断できないものの、2006年度だけでも600件以上の記事が存在することなど(高尾 2008: 23)、青柳とは記事検索の方法においてかなり異なっていることが分かる。このような資料収集における差は、分析内容に非常に重要な影響を与えざるを得ないのである。

---

<sup>108</sup> 青柳(2008)は「孤独死」への注目を表すために新聞記事を扱っているが、主な議論は「孤独死」の社会的背景に置かれている。また、高尾(2008)も常盤平団地を中心にした「団地の孤独死」が分析のメインであり、記事分析の部分には重点が置かれていない。

例えば、高尾は「孤独死」という用語が新聞記事で頻繁に用いられるようになったのは1980年代から1990年代前半までであると述べているが（高尾はこの時期の「孤独死」新聞雑誌記事数を60件程度と報告している（高尾 2008: 22））、青柳の資料によると1985年から1995年の間に一つの記事も検索されなかったため、高尾とは相反する主張もできるようになるのである。

小辻と小林は「孤独死報道の歴史」という題目の論文の中で朝日新聞と読売新聞記事を対象として分析を遂行している<sup>109</sup>。この研究は「孤独死」に関する新聞記事分析が中心をなす最初の研究とも言える。これは青柳の記事分析結果を踏まえた上で行われているものではあるものの、青柳の研究を「数量的分析を用いて反証」するものではなく、「青柳の研究では空白になっている1970年以前、具体的には明治以降から新聞紙上で「孤独死」の報道がどのようになされてきたのかを探る探索的なものである」（小辻・小林 2011: 123）としている。従って、小辻と小林は記事検索の範囲を明治時代まで拡大して<sup>110</sup>、今日「孤独死」と呼ばれる現象が少なくとも明治時代から新聞記事上に登場していることを明らかにしている。

「孤独死」の動向を、新聞報道を通じて分析した堀(2012)の研究も新聞記事分析を中心にした重要研究の一つである。堀は朝日、読売、毎日新聞のそれぞれの検索可能な年から2011年までの記事を検索して資料を収集し、その中で1970年から2009年までの、40年間の朝日新聞記事を中心に内容を分析する<sup>111</sup>。

また、「孤独死」関連記事の対象を投書記事に限定して分析した中森(2013)の研究も注目すべき先行研究として言及する必要がある。中森は朝日、読売、毎日新聞のデータベースを使って抽出した、1995年から2010年までの投書記事140件を対象として時系列的に分析し<sup>112</sup>、既存の取材記事中心の先行研究とは異なる分析を試みている。この研究には、資料の特性からの限界が存在するのは確かではあるが<sup>113</sup>、一般の人々の「孤独死」把握に関

---

<sup>109</sup> 記事の抽出は、朝日新聞と読売新聞のデータベースを使用し、「孤独死」「孤独」「孤立」「独居」「高齢者」「老人」といったキーワードの組み合わせで検索し（「見出し」と「キーワード」検索）、その中で「孤独死」と関連する記事を抽出する方法でなされている。

<sup>110</sup> 明治期の記事検索は朝日新聞のデータベースではできないので、読売新聞のデータベース「ヨミダス歴史館」の検索を利用している。

<sup>111</sup> 読売、朝日、毎日新聞のデータベースを利用し、検索可能な始点から2011年9月までの記事を検索しているが、各新聞に対する検索の条件が統一されていない。例えば、読売新聞記事の検索方法は「キーワード」検索であるが、朝日新聞記事の検索には「見出し」検索が使われている。その結果から発生する記事数の差異に関しての言及はなされていないまま、異なる方法で検索した結果を一つのグラフで提示するなど、資料の扱い方には疑問が残る。

<sup>112</sup> 記事収集の対象となる投書コーナーは次のようである：「声」、「ひととき」、「はがき通信」（以上朝日新聞）、「気流」、「放送塔」（以上読売新聞）、「みんなの広場」、「女の気持ち・男の気持ち」（以上毎日新聞）。

<sup>113</sup> 投書する読者が読者全体を代弁するとは言えないし、投書記事も編集者による選別過程を経て掲載されるので、「一般的かつ平均的な私たちの『孤独死』に対する意識や捉え方がそのまま反映されているとみ

する類型とその変化を追跡している点で注目に値するといえよう。

以上の研究は、「孤独死現象」の動向に対する重要な分析を提供するものではあるが、「孤独死」言説に注目した研究ではなかった。「言説」についての注目は、「無縁社会論」などの関係性の問題をめぐる社会的な言説を批判的に検討しようとする多少の研究によってなされてきた。代表的なものとしては松宮(2012)、松橋(2012)、坂井(2012)などが挙げられる。しかし、これらの研究は新聞報道を分析対象としていないものであり、松宮の研究以外は「孤独死」を直接に扱っている研究でもなかった。

## 第2項 分析の対象と報道の推移

本項では、朝日新聞の「孤独死」関連記事が見せている報道の推移を検討する。分析の対象を朝日新聞に限定することとの関係でいうならば、もちろん、「孤独死」報道に対する新聞社別の有意義な差が存在する可能性を否定することはできない。その点において、朝日新聞記事だけを対象とすることが分析結果を限定的なものにするという批判を受けざるを得ない。しかし、新聞社による各言説の扱い方の差異を究明することは、本論文の直接的な関心からある程度距離を有していることであり、それ自体膨大な作業を要する別の研究に譲らなければならないことであろう。したがって、ここでは、朝日新聞を対象を限定して分析することにする。

### 2-1 分析対象

本節の以下の分析では、「孤独死」に関連する朝日新聞の記事を対象とする。

記事検索は朝日新聞のデータベース（聞蔵Ⅱビジュアル）を使用し、堀(2012)と同様に、「孤独死」、「孤立死」、「独居死」といったキーワードで行った。記事の範囲は2015年12月31日までとし、1984年までは「見出しとキーワード検索（条件：記事、異体字を含めて検索、同義語を含めて検索）」、1985年から2015年までは「見出しと本文と補助キーワード検索（条件：朝日新聞のみ、異体字を含めて検索、同義語を含めて検索）」という設定で検索した<sup>114</sup>。検索結果 2,507 件の記事が抽出されたが、これらの記事の中には「孤独死」と関連性の低いものが相当数存在したので、確認作業を経て「孤独死」と関連する

---

なすことはできない」（中森 2013: 184）と指摘している。

<sup>114</sup> この時期区分は朝日新聞社データベース検索システム上の仕組みによるものである。朝日新聞社データベースは、1985年以前の記事は縮刷版のみの形でデータ化されているので、一括して検索するのはできない状態になっている。

記事だけを選別した。つまり、単にキーワードが言及されただけで「孤独死」とは関係ない記事 85 件と関連テーマの中でキーワードが使われてはいるものの、「孤独死」が中心的に扱われていない記事 1,755 件を除いた 667 件の記事だけを分析の対象とした<sup>115</sup>。

## 2-2 「孤独死」関連記事の推移

以上の方法によって抽出された朝日新聞の「孤独死」関連記事出現数の推移は図 4-2-1 の通りである。朝日新聞の「孤独死」関連記事は 1970 年代に登場しはじめ、以後 1990 年代前半まではあまり目立たない数であったが、阪神・淡路大震災が起こった 1995 年以降大幅な増加を見せている。記事数は、1997 年（70 件）が一つの頂点をなしているが、そのあとは減少の傾向が続いている。しかし、北九州市での「孤独死」事件が発生した 2000 年代後半に再び増加し、2007 年（49 件）2 番目の頂点を示している。記事出現の推移においても一つの頂点をなしているのは、東日本大震災の翌年である 2012 年で、分析対象期間中最も多い 82 件の記事が確認できた。

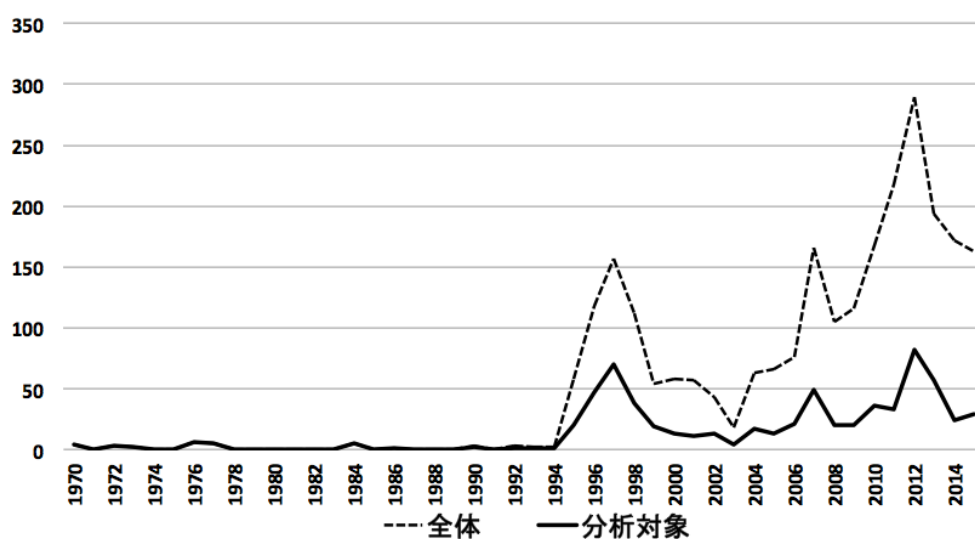


図 4-2-1 朝日新聞の「孤独死」関連記事の推移

<sup>115</sup> もちろん、「孤独死を中心に扱っている」ということには、明確な基準設定の難点が存在するので、このような選別には研究者の恣意的な判断が求められる場合が少なくなかった。従って、ここで提示した記事の数値は、厳密に言って数値としての正確性を欠いているともいえよう。にもかかわらずこのような方法を採用した理由は、本研究が緻密な量的データのもとで行われる定量分析ではなく内容分析に焦点を当てている以上、研究の対象である「孤独死現象」との関係性が低いにもかかわらずただ関連キーワードが存在するという理由だけで分析対象に入れた場合、キーワード登場頻度の傾向が「孤独死現象」の傾向として歪曲される危険性がさらに高くなるからである。従って、量的なデータとしての客観性には多少の問題があるとしても、内容的な適合性の確保のために選択した方法であることを明らかにしておきたい。

これを堀(2012)が提示したグラフと比較してみると、堀が扱っていない2010年以後の記事を除けば、「見出し検索のみ」で検索した結果と傾向自体は概ね一致することがわかる(堀2012: 46)。ちなみに、検索に用いられたキーワードを含めている記事全体(2,507件)の推移を見ると(図4-2-1の点線)、「孤独死」関連記事として抽出された667件の記事と類似の増減パターンを示すことと同時に、2000年代半ば以後全体的には増加する傾向を示していることが指摘できる。すなわち、「孤独死」との関連性が低い記事においても「孤独死」、「孤立死」、「独居死」といった言葉が記事により頻繁に登場するようになったことが分かる。

667件の記事の中で、東京本紙記事は433件、地方版の記事は234件であった。東京本紙記事の中で全国記事と地域面の記事数及び朝刊・夕刊記事数の現況は表4-2-1のとおりである。

表4-2-1 朝日新聞東京本紙記事の「孤独死」関連記事数

	全国	地域面	計
朝刊	112	289	401
夕刊	32	0	32
計	144	289	433

東京本紙地域面記事の中で最も多い記事が出現したのは兵庫面で、42件の記事が報道されてきており、その次には千葉(37件)、神奈川と北海道(各27件)、東京(23件)の順であった。兵庫面に掲載された42件の記事中、36件は「阪神・淡路大震災関連孤独死記事」であり、千葉面の場合には「団地の孤独死」に関する記事が19件で最も多い数を占めている。

表4-2-2は234件の地方版記事についての内訳で、大阪版の記事が177件、地方版記事全体の約76%をしめている。これは阪神・淡路大震災と関連する「孤独死」記事の大多数が大阪版を通じて報道されていることに起因することである。つまり、177件の中142件が阪神・淡路大震災関連記事であり、時期的にも1995年から1998年の間に多数の記事が登場している(95年-12件、96年-29件、97年-40件、98年-26件)。西部版の記事の場合は、全体42件の中で北九州市「孤独死」事件に関する記事が23件で一番多い数を占めており、特にこの23件の中で21件が2007年に集中して現れている。

表 4-2-2 朝日新聞地方版の「孤独死」関連記事数

	西部	大阪	名古屋	計
朝刊	37	130	11	178
夕刊	5	47	4	56
計	42	177	15	234

ここでわかるように、例えば阪神・淡路大震災時期の「孤独死」関連報道の場合、東京本紙の地域面である兵庫面と大阪版の記事が阪神・淡路大震災と関連する「孤独死」記事全体の約 84%をしめている。つまり、分析対象から地域面記事及び地方版記事を排除した場合（例えば、高尾(2008)）、分析の結果も非常に限定的にならざるをえないといえる。

表 4-2-3 「孤独死」関連記事の類型別分類(重複可)

分類	件数
ケース報道	185
孤独死関連対応 <sup>116</sup>	191
調査結果・公式統計資料で実態報道	91
特定の事例に基づいた実態・問題点報道	122
投書記事	43
社説・論評	12
その他 <sup>117</sup>	56

「孤独死」関連記事を類型別に分けると表 4-2-3 の通りである。「孤独死」関連記事の類型別割合は時期によって異なっている。例えば「孤独死」関連記事の一番目の頂点を見せている 1997 年の場合は「ケース報道記事」が全体 70 件の中で半数を上回る 40 件に至ったが、第 2・3 の頂点をなしている 2007 年と 2012 年には各々（49 件中）2 件、（82

<sup>116</sup> 「孤独死関連対応」記事として分類された記事の具体的な類型には次のようなものである：①実態調査着手、②見守り・安否確認・通報システム関連、③対策関連フォーラム・シンポジウム開催、④（行政などに対する）要請・提案・抗議活動、⑤（行政などの）指導・措置・意見表明、⑥自治会・自主組織などのつながりづくり活動関連、⑦（特定事件関連）会議及び調査活動、⑧その他。

<sup>117</sup> 代表的には、「孤独死」関連書籍・講演・展示会・映画の紹介記事、遺品整理業・特殊清掃などの関連産業についての記事、「孤独死」防止に寄与した個人・団体に対する表彰記事などが挙げられる。

件中) 11 件に過ぎなかった。2007 年と 2012 年に一番多い割合を示している記事は、いずれも「孤独死関連対応記事」で、各々 25 件 (2007 年) と 40 件 (2012 年) の記事が確認された。

最後に、震災に関する「孤独死」記事を見ると、阪神・淡路大震災関連記事が 213 件で一番多く、中越地震関連記事が 7 件、能登半島地震関連記事が 1 件、東日本大震災関連記事が 24 件抽出された。

### 第 3 項 「孤独死」報道の動向

本項では、朝日新聞の「孤独死」関連記事から見える報道の動向を時期別に検討する。時期は、①新聞記事上「孤独死」という言葉が登場し始めた 1970 年代、②阪神・淡路大震災が起こった 1995 年以降の 1990 年代後半、③「北九州市孤独死事件」と「団地の孤独死」を中心とする 2000 年代、④東日本大震災が起こった 2011 年以降という 4 つの時期に分けて検討する。

#### 3-1 1970 年代

「孤独死」という言葉は用いられていないとしても、「孤独死」という言葉が指し示す事柄の事例は、遡ると明治時代の新聞にも報道されていた(小辻・小林 2011)。しかし、それが一つの「社会的な問題」の性格を持つ現象として報道されはじめたのは 1970 年前後の時期である。堀が論じたように、1970 年代以前の新聞記事は「孤独死」を「『普通』の世帯とは区別したところに位置づけられた単身者の死、社会の中の『変わった事件』として扱われる」(堀 2012: 59)のものであり、また「孤独死」という言葉が用いられている事例も発見できなかったのである。朝日新聞の場合にも「孤独死」という言葉の初出記事は 1970 年 4 月 16 日付の記事であった。

ただし、自宅から 300 メートル離れたところで車にひかれた人が死後 4 時間も身元不明に置かれていた出来事についての記事 (1976 年 10 月 9 日付記事) や、新幹線の中で死んだ高齢者についての記事 (1977 年 10 月 22 日付記事) などに見られるように、「孤独死」という言葉が使われていても、これは特定の定義に基づいた概念として用いられたものではなかった。

しかし、「都会の孤独」という脈絡に限定されて語られてはいるものの、「孤独死」が単に「特別な孤独な人の死」の問題ではなく、現代都市社会の構造的な問題のように言及さ

れ始めたのはこの時期の重要な特徴として指摘することができるのである。つまり、都会での孤独（人間関係の希薄化）という問題は現代社会が生み出した一つの病理現象の一面であり、個人を超える問題としてみなされるようになったのである<sup>118</sup>。「都会の孤独」が語られている1970年代の「孤独死」関連記事<sup>119</sup>を通じて、「孤独死」という言葉が社会問題の脈絡で使われ始めたその初期から人間関係の希薄化という問題と絡み合っていたことがわかる。堀は、このような1970年代の「孤独死」記事の中から「地域の中で起こる死に対して誰も気づかないまま一定の期間を経過したことに対するものであり、周囲の関心や関わりの薄さに対する『驚き』」（堀 2012: 49）が読み取れると指摘しているが、ここで重要なことは、このような「驚き」が「死んだ当事者」に対する驚きであるというよりは、「死の周り」に対する驚き、変わった関係性に対する驚きであることに重点が置かれていることである。これは「孤独死」問題の主体がコミュニティへ偏る大きな流れの幕開きであることを意味する。

この時期「孤独死」に関わるもう一つの重要な流れは、第2章第1節で述べたように、1960年代後半からの政策側の意図的な戦略と社会経済的な環境の影響下で関心が高まってきた「高齢者問題」というフレームが「孤独死」と結びついたことである。1973年「老人医療費無料化」といった、福祉にとっての象徴的な政策とともに、同年最初の「孤独死」実態調査実施が決定されたのは意味深い。「孤独な老人の死」が福祉の対象として注目を浴びるこの流れは、「孤独死」の現象を基本的には（孤独に）「死んだ当事者」の社会的な状態で捉えるものであって、「国・行政」を対応の主体とするものである。

しかし、このように「福祉問題」の文脈での注目が存在していたにもかかわらず、「孤独な老人の死」には相変わらず「孤独」という修飾語に傍点が打たれているという印象を否定できないことも事実である。すなわち、「孤独死」は1970年代から社会問題として扱われることになるが、（少なくとも）メディアを中心になされた語り方は、「結果としての孤

---

<sup>118</sup> 1973年2月7日付の朝日新聞社説はこのような特徴を典型的に見せている。「現代の社会は、いたるところに密室を生み出している。…（略）…（この）密室性が、現代人の好みに合っているのである。だれにも邪魔されない、自分一人の空間を占有し、いつでも、好きなところへ移動できるという魅力なのだ。こうして人々が、核化し、それぞれの密室に閉じこもるようになるにつれて、数多くの問題が起こってきた。…（略）…兵庫県・尼崎市の文化住宅で、一人暮らしの四十一歳の女性が、死んでいるのが見つかった。死後約八十日、遺体はミイラ状になっていたというのである。…（略）…他の部屋の人たちは「以前からめったに顔も見たことがなかったので、あの人が姿をみせなくても別に気にも止めなかった」という。…（略）…勤め先の人も、彼女の不在について、無関心だった…（略）…職場にいる人には、管理を行届かせるが、いったん職場を離れた人には、何の関心も持たないという、それは現代管理社会のひずみの一面を示すものなのだろうか。…（略）…独居を強いられている人たちに、だれかが何らかの形で、継続的に接触するという方法を制度化することが基本なのである。」（朝日新聞 1973年2月7日）。

<sup>119</sup> 朝日新聞『『囲まれた空間』の孤独な死』（1972年1月5日）、「また孤独な『都会の死』」（1972年1月6日）、「孤独な死者」（1973年2月7日）「東京一人暮らし 無残な死の周辺」（1977年2月7日）など。



独」を中核とした「関係性」の側面が強調されていたのである。

### 3-2 1990年代後半（阪神・淡路大震災時期）

「孤独死」の報道は、1980年代から1990年代前半にわたってはあまり現れなかったが<sup>120</sup>、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに急増し、1997年には一つの頂点をなしている。図4-2-2のように阪神・淡路大震災関連「孤独死」記事は震災が起こった1995年から1998年までに集中的に報道され、災害で居場所を失った人々のための仮設住宅が撤去された2000年前後からは数としてはかなりの減少を見せているものの、2015年まで絶えず関連報道が行われていることが分かる。

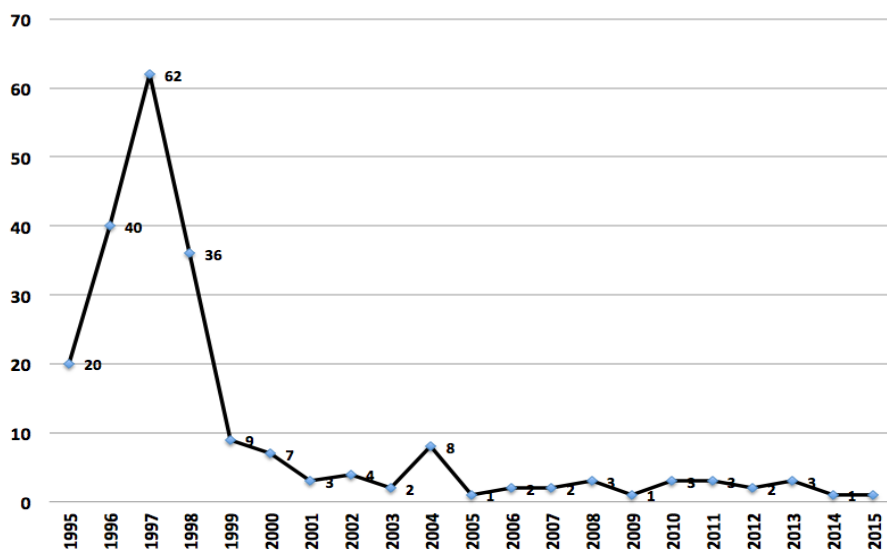


図4-2-2 朝日新聞の阪神・淡路大震災関連「孤独死」記事の推移

阪神・淡路大震災の被災者たちに生じた数多くの死は「孤独死」に関する議論に新たな局面を開く出来事であった。2000年まで、公式的な集計では233人の「孤独死」が報じられたが<sup>121</sup>、当時仮設住宅で医療活動に従事した人たちの話を参考にするならば、公式な集

<sup>120</sup> これは制度との関わりで非常に重要な分析対象になるべきである。「孤独死」についての信頼できるデータが存在していない以上、この時期実際に「孤独死」が減少したのかを検証するのは難しいが、問題の性格上本当に「孤独死」が減少したとは言い難い。新田は、「孤独死」の減少に対して73年老人医療費無料化以後いわゆる「老人病院」が雨後の筈のようにできて「入院しやすい」システムが出来上がった結果（良し悪しはともかく）病院が「孤独死」防止機能を果たしたという仮説の成立可能性を主張する（新田2013）。これは特に2000年代後半の「孤独死」に対する関心の再増加と関連してかなりの説得力を有する主張だと思われる。

<sup>121</sup> 朝日新聞「阪神大震災の仮設住宅孤独死233人」（2000年1月14日）。

計には含まれてはいないが、「孤独死」とみなされる事柄と本質的には異なっていない事例が多数存在していたことがわかる<sup>122</sup>。例えば、死亡する前に発見されて病院で看取られて死亡した場合や、事故死、自殺などは「孤独死」とはみなされないが、実際には自宅での死亡という点を除けば「孤独死」と呼ばれる死に方とあまり変わりはない場合が多かったのである。従って、「いったい孤独死とは何か」に対する答えを見つけようとする問いかけ、つまり何が「孤独死」の本質なのかに対する問いかけはこの時期の重要な特徴のひとつとして現れたのである<sup>123</sup>。

このような問いかけにもかかわらず、相変わらず「孤独死」の定義問題は解決されなかったことが事実であった。しかし、この時期の「孤独死」報道が、主に災害地の仮設住宅（ないしは復興住宅）内での「孤独死」に集中していたことから、「自宅での死亡」が「孤独死」把握に重要な要素になっていく傾向が読めることも事実である。

震災という文脈での「孤独死」に関してここで指摘しておきたいことは、この時期、被災地での「孤独死」というものが、病気の進行と悪化・生活困窮（貧困）・社会的（そして心理的）孤立という悪性サイクルとなり、死に至る実態を典型的に見せていることである。つまり、1970年代から指摘されてきた人間関係の希薄化以外にも「孤独死」の原因を多角的に模索しようとする観点が存在したのである。しかし、小辻・小林(2011)の分析どおり、この時期の「孤独死」記事を見ると、震災以降目立つようになった地域コミュニティの崩壊が「孤独死」につながったという論調を読み取れることが特徴であり、このような観点が「孤独死」対応の底辺をなすようになったのである。

### 3-3 2000年代以後（「北九州市孤独死事件」と「団地の孤独死」）

図4-2-1で見たように、「孤独死」関連記事の出現頻度がもう1つの頂点をなすのは2007年である。これは2005年から2007年にわたって登場した北九州市での「孤独死」事件に関わる報道が直接影響した結果だと言える。2005年から2009年まで現れる「北九州市孤独死」関連記事34件の中で、25件が2007年に集中していることが確認できた（年度別記事数を見ると：2005（2件）、2006（4件）、2007（25件）、2008（2件）、2009（1件））。

これとともに、2000年代の「孤独死」関連記事の中で重要な軸を担っているのは団地で生じた「孤独死」とその対応に関する記事である。「団地の孤独死」に関する朝日新聞の記

---

<sup>122</sup> 額田(1999)など参照。

<sup>123</sup> 朝日新聞の1996年1月24日付、1996年3月22日付記事など参照。

事は1999年初出し（1999年2月8日「近所のよしみで高齢者手助け/奈良の団地で孤独死契機に」）、2015年まで総42件が確認できた。その中で2004年から2010年の間に報道されたのが29件で、2000年代中・後半に多数登場していることが分かる。

2000年代後半の「孤独死」に関するメディアの関心については、かなり様々な要因の複合的な結果として把握すべきであるが、「北九州市での孤独死問題」と「団地の孤独死」といった2つの対象は、「孤独死」という現象の言説に対して非常に重要な意味を持つものである。しかし、その中で「孤独死」言説の展開において、より大きな意味を有するものは「団地の孤独死」であった。松宮の表現を借りて言うならば、「団地の孤独死」に関わる言説によって北九州市孤独死事件での「経済的貧困の視点が薄まるとともに、『関係性の貧困』がクローズアップされ、『関係性の再構築』が重視される傾向が強くなった」（松宮 2012: 17）のである。

### 3-4 2011年東日本大震災以後

東日本大震災が起こった2011年から2015年まで、朝日新聞の記事を通じて確認できる「孤独死」関連記事は225件であった。前述のどおり、2012年はここでの検討対象期間中3つ目の頂点をなしており、単一年度としては最も多い数の記事（82件）を示している。東日本大震災という未曾有の出来事は1995年の阪神・淡路大震災の被害を超える出来事であったにもかかわらず、「孤独死」に関する報道の推移では異なる様相を見せている。1995年から5年間報道された「孤独死」関連記事194件中、阪神・淡路大震災関連記事は167件で圧倒的な割合を示していたが、2011年から2015年までの5年間の記事225件の中で東日本大震災関連「孤独死」記事は24件に過ぎなかった。これらの災害関連「孤独死」記事の中で特に目立つのはケース報道記事の減少である。167件の阪神・淡路大震災関連記事の中でケース報道記事の数は105件（63%）に達していたのに対して、東日本大震災関連記事の場合は8件（33.3%）に過ぎなかった。

このように、2011年以降の記事は特定の出来事（つまり、「団地の孤独死」、「阪神・淡路大震災」、「東日本大震災」など）に限られていない記事が多数を占めており（183件）、その中で最も多い記事の類型は「孤独死」関連対応・対策記事であった。また、これらの記事の中で半分以上は安否確認・見守り・緊急通報システムに関する記事であることが確認できた。

もう一つ指摘できることは、2011年から2013年の間に25件の投書記事が確認できるが、1970年から2015年までの投書記事の総数が43件であることを考えると、投書記事がこの

時期に集中していることが分かる。

#### 第4項 日本の「孤独死」言説展開の様相

本章の第1節では「孤独死」言説の3つの類型として、①福祉・制度に関わる言説、②個人化言説、③コミュニティ言説を提示した。本項では、「孤独死」関連記事の検討結果からそれらの言説がどのように現れているのかを議論する。

##### 4-1 福祉・制度に関わる言説の展開

福祉・制度に関わる「孤独死」言説は、「孤独死」が社会的な問題として新聞記事に登場しはじめた1970年代初頭にいわゆる「老人ブーム」と言われる社会的雰囲気とともに現れた。阪神・淡路大震災時期以降においては、コミュニティを中心とする言説が記事上中心的な言説として位置付けられてはいるものの、福祉・制度に関わるこの言説が「孤独死」言説の一つの流れとして継続してきたことも事実である。1997年1月16日に報道された朝日新聞の意識調査結果を見ると、当時の仮設住宅居住者たちの「孤独死」に対する認識の重要な側面が覗かれる。報道によると「孤独死」の責任所在を問う質問に対して国家や行政当局（兵庫県、神戸市）と答えた人が最も多かったが（応答数：47）、隣近所や地域の自治組織に対する応答数（応答数：各5）は非常に少ないことがわかる<sup>124</sup>。また1997年1月23日の投書記事を見ると、「政治の貧困」といった表現を使いながら災害地での「孤独死」を「人災」とみなし、その責任所在が国家にあることを示しているが<sup>125</sup>、中森が分析したように、災害地で生じた「孤独死」の責任を全面的に政治や国家に帰属させる論調の投書記事は阪神・淡路大震災以降一つの類型をなすものであった（中森2013: 186-187）。それとともに、災害地の劣悪な住居環境で「孤独死」という名の下で起こった現象についての少なくない報告は<sup>126</sup>、これが単なる人間関係の問題だけでなく医療や貧困など、より多方面にわたる社会問題であり、国家的・制度的なレベルでの対策が求められることを明示していた。このように、「生き方の多様化に、福祉制度がついていけない<sup>127</sup>」という表現からも読み取れるように、福祉・制度に関わる「孤独死」言説は阪神・淡路大震災時期に確かな形で表出していた。

<sup>124</sup> 朝日新聞「座談会『被災者に必要な支援とは』阪神大震災2年特集」（1997年1月16日）。

<sup>125</sup> 朝日新聞「被災者の孤独死にみる政治の貧困さ」（1997年1月23日）。

<sup>126</sup> 朝日新聞1998年4月7日付の額田勲の論壇参照。

<sup>127</sup> 朝日新聞「孤独死 福祉に距離を感じ消えゆく命」（1996年12月28日）。

2005年から2007年にわたって北九州市で起こった一連の「孤独死現象」は、福祉事務所の窓口で申請を拒否する、いわゆる「水際作戦」などの福祉行政問題を表面化させた出来事であった。すなわち、この問題に関わる議論は行政の対応に対する責任を中心に展開されており、新聞記事もこのような論調を積極的に反映する姿勢を取っている。「孤独死」という言葉とともに「行政の犯罪行為」を主張する専門家の意見などが積極的に引用されており(例えば2015年5月25日付記事)、投書記事には「行政による現代版『うば捨て山』(2006年8月5日付記事)」という表現が用いられるなど、「孤独死」言説は徹底して制度と行政という脈絡の中で語られている。つまり、北九州市でのこの出来事に関しては、福祉行政に対する見直しを反映して、「福祉サービスの充実や経済的貧困に対する公的セーフティネット構築」(松宮 2012: 17)という内容を含めた福祉・制度に関わる「孤独死」言説が典型的に現れているのであった。

しかし、このような福祉・制度に関わる言説の存在にも関わらず、「孤独死」言説の展開におけるこの言説の位置は周辺的なものであった。前項で述べたように、1970年代の「孤独死」関連記事においては「関係性」の側面を問題視する語り方が強調されていたのであり、阪神・淡路大震災以降(1990年代後半)の記事においても地域コミュニティの崩壊に関連する論調がより特徴的であった。もちろん、2000年代後半の「北九州市孤独死事件」に関する言説は福祉・制度に関わる言説を中心に展開されているのが事実である。しかし、その言説は「関係性」の問題を重視する「団地の孤独死」言説によって周辺的な位置にとどまっていた。

#### 4-2 個人化言説の展開

第1節で述べたように、「孤独死」言説としての個人化言説は二つの形で現れている。その一つは、「孤独」という事柄は個人の選択の問題であって、必ずしも否定的なものとして捉える必要はないと語る形である。記事の中でこの言説は、人は誰でも死ぬときはひとりであって、その瞬間孤独を感じるかどうかは他人が判断できるものではない、という語り方をとっており<sup>128</sup>、したがって「孤独」の存在が問題ではなく、それを個人が肯定的に受

---

<sup>128</sup> 例えば、朝日新聞の2007年1月26日付記事から見られる次のような語り方はその代表的な例の一つとして挙げられる。

「人は本来、死ぬ時期も死に方も自分で決めることができない。『孤独』と感じるかどうかは周囲が判断するべきではなく、『孤独』の受け止め方もさまざまであることに思い至るべきではないだろうか。心は一人ひとり違う。そういう意味では誰しも『孤独』だ。死後何日もたってから発見されたという報道によって、亡くなられた方の一生までもが気の毒であったという先入観で見るとはしたくない。」(朝日新聞「(声) 誰もが『孤独』、心はさまざま」(2007年1月26日))。

け入れ、自分の死の方について自分が決めて準備することを促す。これは、2010年以後の「終活」や「エンディングノート」などにつながる自己責任的な言説の基盤をなすものである。

この個人化言説は記事の中で、特に「孤独死」という言葉に付きまとっている否定的な認識に対して再考を主張する形として頻繁に登場した。第3章の第1節の第2項で「孤独死」の代わりに「自然死」、「平穏死」、「自立死」などを提案する記事をあげたが、それらの記事は「孤独死」に関する個人化言説の一つの形態を見せているものでもある<sup>129</sup>。

「孤独死」言説としての個人化言説のもう一つの類型は、「孤独」をさらに否定的なものとしてみなし、それに関する不安や悲しみに対して個人が対処しなければならないことを強調する。この言説がとっている語り方は、国・行政の対策やコミュニティの対応を否定はしないものの、それだけを頼りにすることへの警戒を喚起しながら、結局個人の責任または努力を強調している。このような言説は特に「孤独死」に関する個人的な体験を語っている新聞記事を中心に見られるものであった<sup>130</sup>。

新聞記事上これらの個人化言説が目立つようになったのは2000年代半ば以降であるものの、新聞記事から見られる「孤独死」言説においてはこの言説はあくまでも中心的な言説ではないものであった。個人化言説が現れるのは概ね「孤独死」問題に対する読者投書記事に集中しており、外部の視線として語られる形をとっていたのである。

#### 4-3 コミュニティ言説の展開

日本の「孤独死」言説におけるコミュニティ言説は、事実上「孤独死」言説のメインストリームとして位置付けられてきたと言っても過言ではない。前述した通り、福祉・制度に関わる言説と個人化言説は、確かに存在してきたものの、「孤独死」言説の展開においてそれらの言説はあくまでも周辺的な言説としてとどまっていたものである。新聞記事上、コミュニティ言説の発端は、1970年代の記事からも見えるが、この言説に決定的な力を与えたのは阪神・淡路大震災であるといえよう。1995年震災発生後に被災地で行われた仮設住宅建設は、震災の被害規模が大きかったため止むを得ず順次に行われるようになった<sup>131</sup>。

<sup>129</sup> 朝日新聞「(声)『孤独死』とは呼ばないで」(2013年1月11日)、「(声)『孤独死』を改め『自立死』に」(2013年2月3日)、「(声) 独居は必ずしも孤独でない」(2013年4月10日)など。

<sup>130</sup> 例えば、2012年4月6日付の読者投書記事を見ると、自分の弟を「孤独死」させたことの悲しみを語りながら「『孤独死』はあながち、身内や行政の責任ばかりとは言い切れない」と表現している(朝日新聞「(声) 弟が『孤独死』、悲しく悔しい」(2012年4月6日))。

<sup>131</sup> 当時建設された応急仮設住宅は48,300戸で、全てが完成するには災害後半年くらいの時間がかかった(神戸新聞社2004)。

その結果、仮設住宅入所者は主に抽選制で選定されることになり、これは必然的に見知らぬ人と隣近所になるしかない状態をもたらしたのである。仮設住宅（以後復興住宅）を通して典型的に現れたコミュニティの喪失・不在という状況の中で、看取られずに一人で死亡した人々にメディアは「孤独死」と積極的に名付けて扱っており<sup>132</sup>、それによってコミュニティの崩壊と「孤独死」は自然に絡み合っただけで日常化する。災害地で起こった「孤独死現象」に対して、ケース報道記事は災害で職場や地域コミュニティなど、社会との接点を失った人の死として浮き彫りにしており、この種の記事が圧倒的な数で災害地の「孤独死」に集中している事実は、「コミュニティの喪失-孤独死」という図式に「災害」という文脈までも結合させ、震災への対処に関する一つのスタンダードとして作動する代表的な言説になる<sup>133</sup>。

2000年代の初頭から千葉県松戸市常盤平団地で行われた「孤独死」への対応を中核として現れた「団地の孤独死」は、「孤独死」に対する世間の関心を集めることにおいて大きな役割を果たした出来事であった。かつて憧れの対象であったにもかかわらず今日では老朽化と高齢化の問題で悩んでいる団地は、世界で前例のない高齢化が進んでいる日本の一面を集約的に見せているとも言えることから、団地での「孤独死」は団地を超えて広く反響を及ぼすことになったともいえよう。このような団地の「孤独死」に対する常盤平団地の取り組みは、地域コミュニティを中心にする成功的な「孤独死」対策として浮き彫りされ注目を集めた。本章で検討された朝日新聞の「団地の孤独死」関連記事42件の中で34件の記事が、この常盤平団地の取り組みに関するものであり、これは新聞記事だけでなくさまざまなメディアを通じて拡散され、コミュニティを中心にする「孤独死」言説を強化した<sup>134</sup>。

この言説は政策の動きにおいても中心的な位置を占め、第2章で提示したように、2007年の厚生労働省の「孤独死」対策には地域社会の再建が最優先的な内容になっており、これは翌年発表された報告書『高齢者等が一人で安心して暮らせるコミュニティづくり』においてもよく見られるものである。そして2010年NHKの「無縁社会：無縁死3万2千人の衝撃」が放送された後、溢れるようになった「無縁社会論」、2011年東日本大震災後の「絆」の流行は「孤独死」に関わるコミュニティ言説をさらに強化しつつあるのである<sup>135</sup>。このよ

---

<sup>132</sup> 額田(1999: 46-47)。

<sup>133</sup> これは2004年の新潟県中越地震と2007年能登半島地震の際になされた取り組みを見るとよくわかる。仮設住宅に村落単位で入居させるなど、コミュニティ重視の災害対策が前面に出されていた(峯本2010)。

<sup>134</sup> 例えば、2005年放送されたNHKの番組『ひとり団地の一室で』が呼んだ大きな反響などが指摘できる(佐々木・NHKスペシャル取材班2007)。コミュニティ言説としての「常盤平団地の物語」については第5章でさらに詳しく扱うことにする。

<sup>135</sup> コミュニティ言説としての「無縁社会論」に関しても第5章を通じて議論する。

うにコミュニティ言説は、日本の「孤独死」言説において中心的な言説として存在しており、またこれは日本の「孤独死現象」の展開を特徴付ける重要な要素でもある。

社会的現象に対する一つの言説の成立と強化には多様な要素が複合的に作用することになるから、新聞記事だけをみてその全ての要素を特定することにはもちろん限界がある。しかし新聞記事の検討結果から読み取れるように、日本の「孤独死」言説の方向がコミュニティを中心にする言説に偏ることには、阪神・淡路大震災と東日本大震災のような出来事が代表的な牽引要因として作用したことは確かであると言えよう。本節での分析は、新聞報道に限定してはいるものの、日本の「孤独死現象」の展開においては、「孤独死」に関わっている複数の言説の中で特にコミュニティ言説が中心をなしていることが確認できた。日本の「孤独死」言説の展開が示しているこのような様相をより明確にするため、次節では日本と同様に「孤独死」という言葉が語られている韓国の「孤独死現象」に関して見ることにする。



### 第3節 韓国の「孤独死」言説との比較<sup>136</sup>

「孤独死」言説は「福祉・制度に関わる言説」、「個人化言説」、「コミュニティ言説」など、多様な形で展開されることができる性格のものであった。第2節の分析を通じて明らかになったことは、日本における「孤独死現象」の展開では、これらの言説のなかでコミュニティ言説が中心的な位置を占めていたことであった。本節では、「孤独死」が語られるにあたって、このようなコミュニティ言説の位置が日本の「孤独死現象」展開の主要な様相であることをさらに明確にするために、韓国の「孤独死現象」についての検討を試みる。つまり、「孤独死」という同一の言葉が用いられている韓国において、「孤独死」言説がどのように展開されているのかをみることで日本の「孤独死現象」が見せている言説的な特徴に関する議論を強化しようとする。

そのため、韓国の「孤独死」言説に関する分析の前に、まず「孤独死」というモノが韓国で社会的に「問題視」される現象としての根拠をどれくらい有しながら語られているのかについて関連データを通じて検討する。しかし、誤解を避けるために言うべきことは、ここでなすことは「孤独死」の現況に関する両国の比較分析を試みることではない、ということについてである。本節で使用される「孤独死」関連データは「孤独死」に関する直接的な指標とするには、その限界が明確なものであって、それを通じて「孤独死」の発生現況に対するいかなる結論を導き出すことも不可能であり、さらに国家間の比較研究の根拠資料にすることもできないものである。ただし、ここでのデータ比較作業は、韓国で「孤独死が深刻である」と語られる際に提示されている根拠資料について、その「深刻さ」を検証するものではなく、深刻さが「語られ得る」、解釈の可能性をその資料が有しているのかを検討することに限定される。比較される日本の資料は、韓国より先に「孤独死」が社会問題視されてきた日本を基準とするために使用されているのみである。比較に用いられる日本の資料は、日本の「孤独死」現況を代表する資料として選択されたものではなく、あくまでも比較可能性の面で選ばれたものにすぎない。このようなデータ比較を通じて言えることは、単に、韓国の「孤独死」言説に登場する資料が、類似した日本の資料と比較してみた結果、韓国の「孤独死」が（も）深刻であるといえるものであるのか、という点である。つまり、本節で提示するデータに関連する分析は、韓国で「孤独死」が語られる際、言及される根拠資料に対する一つの解釈の可能性であって実際の実態を意味するものではない、という点に注意すべきである。

<sup>136</sup> 本章の第3節は『ソシオサイエンス』第25号に掲載した論文「韓国における『孤独死』現象及び『孤独死』言説」（呉 2019a）に基づいて作成したものである。

そのような論考を経て、本節では韓国の主要新聞で報道された「孤独死」関連記事を通じて、韓国における「孤独死」言説の展開様相に関する分析を試みる。

## 第1項 韓国の「孤独死現象」及び日韓比較の意義

2010年NHKの「無縁社会：無縁死3万2千人の衝撃」が放送されて以降、それに関連する報道及び関連書籍などが韓国に紹介されるようになり、韓国内でもメディアを中心に「孤独死」への関心が高まってきた。韓国社会は少子化・高齢化及び単身世帯の増加といった人口社会学的変動と長期化しつつある低成長・不況など、日本社会が経験してきた社会変動の軌跡を一定の時間をおきながら同様に経験している<sup>137</sup>。このような社会的状況の中で、日本で「社会的な問題」として認識されている「孤独死現象」は、韓国社会においても「直に現実化する問題（あるいは、既に現実化している問題）」として注目されているものである。このような関心の高まりを反映して2014年5月には、NHKの「無縁社会：無縁死3万2千人の衝撃」の韓国版と言えるドキュメンタリー番組が韓国の公営放送局であるKBSによって制作・放送された。「韓国人の孤独死」というタイトルで2回にわたって放送されたこの番組は、2013年に韓国で生じた「孤独死」の数を1万1002件と報告し、韓国社会において「孤独死」が非常に深刻な状況にまで至っていることを指摘していた<sup>138</sup>。番組で報告されている数値に関する解析を別にしても、少なくとも韓国社会において「孤独死」という言葉がメディアを中心に日常的に使用される用語になったといえよう。

韓国は日本と類似の人口社会学的変動の軌跡を見せており、日本と同様に「孤独死」が「社会問題」として扱われている国であることを考慮するならば、日本の『「孤独死現象」がどのようなものであるか』を理解するためにも、韓国は検討に値する対象であると言える。しかし、韓国の「孤独死現象」に関する日本国内の研究は皆無に等しいことが事実である<sup>139</sup>。

---

<sup>137</sup> IMF(2016)によると、韓国は人口構造において20年の時間的間隔をおきながら日本の特徴を追っており、速い高齢化・低い成長率・低い物価上昇率など、日本経済との同調化(parallel)現象を見せていると分析している(IMF 2016: 38-44)。

<sup>138</sup> 「KBS パノラマ：韓国人の孤独死」(2014年5月22・29日放映)。

<sup>139</sup> 「韓国の孤独死」に関する研究状況は、韓国においても事情は変わらない。韓国内の「孤独死」研究は2010年以降、断続的に登場してはいるものの、まだ注目に値するほどの成果を提示していないことが実情である。もちろん、「孤独死」に関わっている倫理的争点及び人権の側面を扱っているクォン(2013a; 2013b)の研究、「孤独死」予防のための地域連絡網などの具体的な対策及びその効果に関する研究(キム(他) 2011 など)など注目に値する研究の存在は無視できないものの、韓国の「孤独死」現象に対する全体的な現況と「孤独死」言説に関する体系的な研究は未だになされていない。

## 第2項 「現象」の实在に関する日韓比較

「孤独死」は、本論文の第3章で論じたように、合意された定義が存在しない現象であり、したがって統計的に正確に集計されていないことが現実である。その意味で「孤独死」という類型の「死」は「統計のない死」（ソウル市福祉財団 2016: 3）という特殊な性格を持つ「死」である。日本と同じように、韓国の場合も、「孤独死」実態の全国的な把握を可能とする公的な統計は存在しない。

本項で分析の対象とするデータは、韓国の保健福祉部が集計した「無縁故死亡者統計」とソウル市福祉財団の『ソウル市孤独死実態把握及び支援方案研究』（ソウル市福祉財団 2016）で使用された「ソウル市孤独死統計」である。

もちろん、これらのデータは、「孤独死」に関する客観的な実態を把握するデータとしての適格性を有していると言いうるには限界を持っていることも事実である。「無縁故死亡者統計」の場合、死亡時点で看取ってくれる人が不在のまま一人で死を迎えた人々を意味している点では「孤独死」現象と関連性を有していると言えるが、データの対象とされている「無縁故死亡者」が、①自宅・路上・病院などで死亡した人の中で遺族のいない人、または、②遺族が遺体の引き取りを拒否したため、死亡した地域の自治体によって火葬された人々のことを意味するという点で、「孤独死」した人と直接的に一致するものとは言い切れないことも事実である。ソウル地方警察庁の変死事件データに基づいているソウル市福祉財団のデータについても、「遺体が腐敗するほど放置される」ことを「孤独死」の核心的な特徴として把握していることから、その対象が「孤独死」と言われる現象の一部に限定されるという指摘は避けがたい。従って、これらのデータを分析した結果だけでは、韓国で実際に生じている「孤独死」に関する客観的な結論に結び付け得ないことは自明である。

とはいえ、「孤独死現象」に関する「客観的な実態」を把握できるデータが存在しない中で、韓国での「孤独死」が実際にどれくらい発生しているのかを明らかにすることは、それ自体が不可能であること、さらには、本論文の目的にも沿っていないという点で、上記の問題は副次的なものであると考えられる<sup>140</sup>。

本項でこれらのデータを分析の対象にする理由は、韓国のメディアで「孤独死」が語ら

---

<sup>140</sup> 本項で扱っている韓国の「無縁故死亡者」及び日本の「立会者のいない死亡者」資料は、「孤独死」を示す資料としての妥当性において疑問の余地が存在することは確かである。従って、本節では資料が「孤独死」を指す「資料としての妥当性を持っているのかということ自体」に関する議論には立ち入らず、韓国のメディアが「社会問題」として「孤独死」を語るときに用いている資料から導き出せる「解釈の可能性」に議論を集中する。

れる際に、根拠資料として最も頻繁に言及されるデータである点にある<sup>141</sup>。そのこととの関係で、韓国のメディアで「孤独死」が「社会問題」として語られるにあたって、これらのデータが、果たして根拠にするほどの「現象」を示していることになるのかに関する「分析対象」としての妥当性は有していると考えられる。もちろん、一つの現象が「問題」としての深刻性を持っていることを示すためにどの程度の指標が求められるのかを論じることとは容易ではなく、場合によっては多様なアプローチが可能であろう。以上を踏まえ、本節で採る方法は、韓国より以前から「孤独死現象」が「社会問題」としてメディアに登場し、福祉政策の一つとして語られている日本を比較の準拠にする方法である。すなわち、本節の主眼点は、日本における類似のデータと比較することによって、韓国のメディアで語られる「社会問題」としての「孤独死」が「問題現象」としての「現象的」基盤を持って語られているのかを判断しようとするものである。

## 2-1 韓国の「無縁故死亡者」統計と日本の「立会者のいない死亡者」統計の比較

韓国の保健福祉部によって集計される「無縁故死亡者」統計は韓国政府の公的な資料ではあるものの、一般に公表されるデータではない。ただし、国会で国会議員からの要請がある場合には、資料提供の義務を根拠として当該国会議員に提供される。前に言及したように、「無縁故死亡者」が実際に「孤独死」した人と一致しているかに関する問題は残存するものの、韓国のメディアにおいては、「無縁故死亡者統計」が「孤独死実態」を表す指標としてみなされ、「孤独死」と区別されずに使用される場合が多い<sup>142</sup>。以下の分析で使用されるデータは、「孤独死」問題に関心を有してきた韓国の一部の国会議員たちによって作成された公開報道資料から収集したものであり、その報道資料は国政監査時に保健福祉部から提供された資料に基づいたものである。その資料に基づいて、2011年から2015年までの5

---

<sup>141</sup> 本節の第3項での分析対象になっている、韓国主要日刊紙で報道された2016年までの「孤独死関連記事」の中で、「孤独死」に関する具体的な統計値を提示している記事は47件である。その中で韓国保健福祉部の「無縁故死亡者統計」を引用している記事は37件に達している。ソウル市福祉財団の「ソウル市孤独死実態把握及び支援方案研究」の結果が公開された2016年7月（報告書の刊行は2016年11月）以降において、「孤独死」の統計値を提示している記事7件の中でソウル市福祉財団のデータを引用した記事の数は6件である（その中で1件は「無縁故死亡者統計」とソウル市福祉財団のデータを同時に提示）。

<sup>142</sup> 先に言及した「無縁故死亡者統計」を引用している記事を見てみると、「孤独死」に関する公式統計が存在しないことを言及しながらも「無縁故死亡者」を通じて「孤独死」の実態を類推できるという姿勢を取っており、「無縁故死亡者」を「孤独死」と等値させている記事も少なくなかった。つまり、「無縁故死亡者」は記事の中で「無縁故孤独死」（国民日報（2013年7月24日））、「縁故者が遺体を放棄した孤独死」（朝鮮日報（2011年7月14日））、「孤独死する人」（中央日報（2014年10月13日））などと表現され、「孤独死」と区分されずに使用されている。

年間の韓国無縁故死亡者現況を整理すると表4-3-1の通りである。

表4-3-1に見られるように、韓国の無縁故死亡者の数は2011年から2015年まで毎年増加しており、2011年と比べて2015年には82.55%増加の1,245人を記録している。このような無縁故死亡者の絶対数の増加は、単身世帯数の増加による結果に過ぎない可能性もあるため、結果については単身世帯の増加を考慮して判断する必要がある。2011年に約438万世帯であった韓国の単身世帯は、毎年4%程度の増加率で増加している。2015年の韓国の単身世帯数は約518万世帯であり、これは2011年に比べて18.26%増加した数値である<sup>143</sup>。つまり、韓国の無縁故死亡者の増加率は単身世帯の増加率を大きく上回る水準であることが分かる。

表4-3-1 韓国の無縁故死亡者数(2011～2015)

年度	男性	女性	性別不明	総
2011	542	120	20	682
2012	562	135	22	719
2013	702	159	17	878
2014	764	244	0	1008
2015	931	220	94	1245

出典：キム・チュンジン（김춘진、韓国の元国会議員）(旧) 共に民主党保健福祉委員長の報道資料により作成<sup>144</sup>。

2011年から2015年までの韓国の無縁故死亡者増加率が見せている重要な特徴は図1に見られるように非線形放物線の形をとっている点である<sup>145</sup>。これは後に見る日本の場合とは異なった特徴であり、韓国の無縁故死亡者の数がさらに急激に増加することを予測可能にするものである。図4-3-1の性別のグラフが示しているように、このような急激な増加を導いていることは特に男性無縁故死亡者の増加である。つまり、「速さの問題」とともに「男性の危険性」が高まっていることが推測できる。

<sup>143</sup> 韓国統計庁国家統計ポータルサイト

[http://kosis.kr/statisticsList/statisticsList\\_01List.jsp?vwcd=MT\\_ZTITLE&parentId=A](http://kosis.kr/statisticsList/statisticsList_01List.jsp?vwcd=MT_ZTITLE&parentId=A)（アクセス 2017/8/29）

<sup>144</sup> <http://blog.naver.com/kimcj334>（アクセス 2017/7/20）

<sup>145</sup> 本論文で提示するグラフの関数式はexcelプログラムの回帰分析機能で計算されたものである。韓国の無縁故死亡者推移の近似曲線は線形で推定した場合にも高い適合度を見せているものの( $R^2=0.94778$ )、二次曲線の場合の $R^2$ 値はほぼ1に近い数値であり( $R^2=0.99432$ )、さらに高い適合度を見せていた。ちなみに、線形で推定した関数式の傾きは141.5であった。

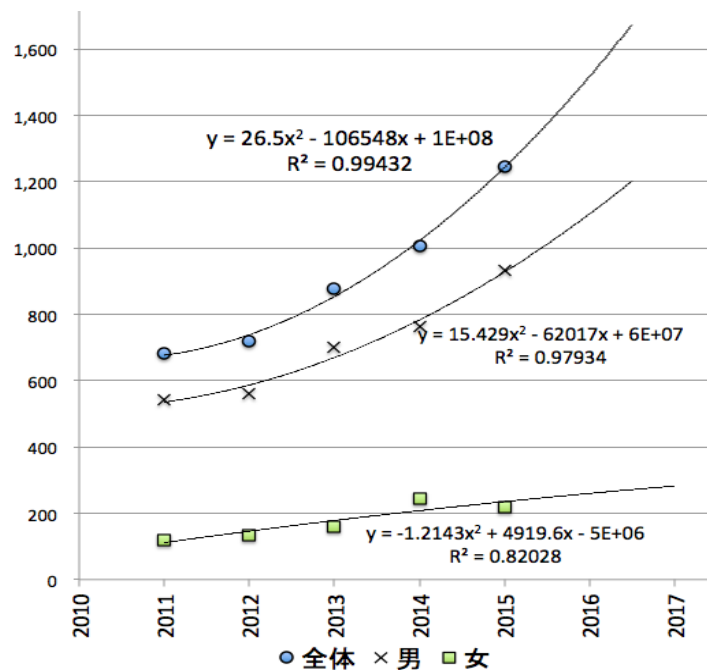


図 4-3-1 韓国の無縁故死亡者推移

韓国の「無縁故死亡者」データと比較するための日本のデータとして、本節では日本の厚生労働省の『人口動態統計』の死亡関連統計中「立会者のいない死亡者」統計を使用する。「立会者のいない死亡者」は死亡時立会者がいなく、死因を特定できない死亡者で、これもまた「孤独死」を直接的に示すデータとは言えないし、「無縁故死亡者」ともその対象が一致するとは言い難い。にもかかわらず、本節で日本の「立会者のいない死亡者」統計を比較データとして扱う理由は、この資料が原因不明の死亡に限定されていることなどの限界はあるものの、韓国の「無縁故死亡者」データとの比較可能なものとして、全国的で時系列的なデータを提供する唯一の資料であるからである。

日本の『人口動態統計』の「立会者のいない死亡者」項目は1995年度の資料から登場しており、1995年から2015年までの具体的な死亡者数を見てみると、1995年の326人から2015年の2,433人という、6倍以上の大幅な増加を見せていることが分かる(表4-3-2)。同期間中、日本の単身世帯の増加率は46.72%であり<sup>146</sup>、韓国と同様に「立会者のいない死亡者」の増加率は単身世帯の増加率を大きく上回っていた。

<sup>146</sup> 厚生労働省ホームページの「国民生活基礎調査」データによれば、1995年921万3千世帯であった日本の単身世帯数は2015年には1,351万7千世帯となっていた。厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/> (アクセス 2017/7/20)。

表 4-3-2 日本の立会者のいない死亡者数

年	男	女	総	年	男	女	総
1995	244	82	326	2006	1013	305	1318
1996	218	68	286	2007	1087	345	1432
1997	282	84	366	2008	1376	466	1842
1998	330	122	452	2009	1569	453	2022
1999	496	169	665	2010	1951	553	2504
2000	734	293	1027	2011	1777	527	2304
2001	949	305	1254	2012	1622	465	2087
2002	849	280	1129	2013	1851	520	2371
2003	741	231	972	2014	1740	511	2251
2004	874	270	1144	2015	1922	511	2433
2005	926	285	1211				

注：厚生労働省の『人口動態調査』データにより筆者作成<sup>147</sup>。

1995年から2015年までの日本の「立会者のいない死亡者」の推移は、図4-3-2に見られるように線形的に増加していることが分かる<sup>148</sup>。これは前述したように、二次曲線の形をとっている韓国の場合とは異なっている特徴であり、日本の「立会者のいない死亡者」の場合には、一定の増加率を維持しながら増加してゆくことが予測できる。また図4-3-1と図4-3-2のグラフと数式を見ると、増加率自体も日本に比べて韓国の方が高いことが指摘できる。そしてこのような増加率の差は、対象とする期間を2011年から2015年に統一した場合にはさらに著しくなる<sup>149</sup>。それに加えて、2011年から2015年までの5年間に増加した日本の「立会者のいない死亡者」の数は129人であり、5.6%程度の増加率に過ぎなかった。これは同期間の日本の単身世帯増加率14.68%の半分以下の水準であることを意味しており、その点においても韓国の場合とは対照的である。

<sup>147</sup> 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/> (アクセス 2017/7/20)。

<sup>148</sup> 日本の「立会者のいない死亡者」データの近似曲線推定の場合も二次曲線で推定すると  $R^2$  の値が増加したが、その増加値は 0.92992 (線形) から 0.93035 といった微小なものであり、推定された二次曲線の形もほぼ直線に近いものであった。

<sup>149</sup> 1995年から2015年までの日本の「立会者のいない死亡者」データの近似曲線が見せる傾きは 116.58 であったが、2011年から2015年に期間を限定すると傾きは 42.2 になる。

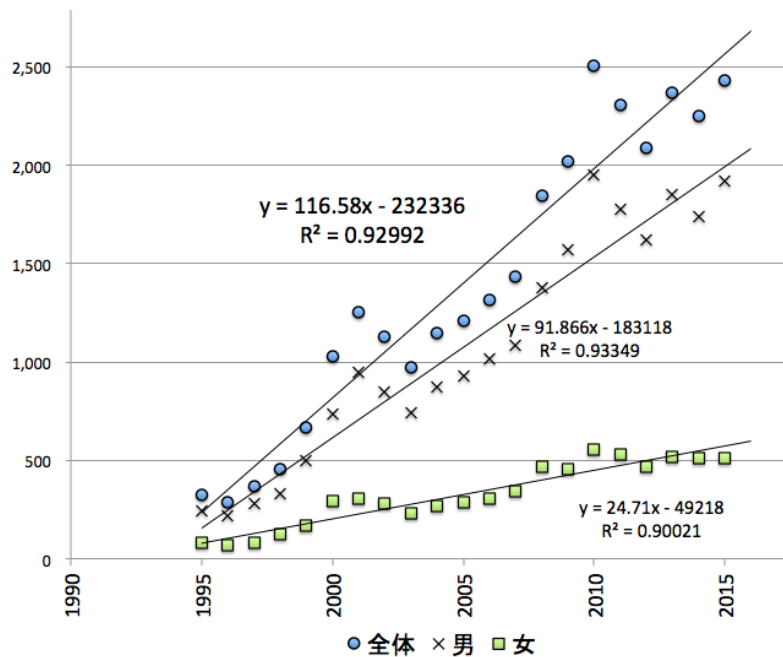


図 4-3-2 日本の立会者のいない死亡者推移

性別に関連する特徴を見てみると、韓国の「無縁故死亡者」の場合は男性が女性より約4倍多い割合を見せており、この比率はあまり変化せずに維持される傾向を示していた。このような性別による比率は、日本の「立会者のいない死亡者」の場合と大きく異なっていない特徴である。しかし、2011年から2015年までの5年間における性別による増減を見ると相当な差が見られる。2011年から2015年までの日本の「立会者のいない男性死亡者」が8.16%増加しているのに対して、韓国の「男性無縁故死亡者」の増加率は71.77%であり、日本と比べて極めて高い数値を見せている。女性の場合はさらに対照的な結果を見せている。韓国の「女性無縁故死亡者」の増加率は5年間83.33%であり、増加率においては男性の数値を上回ってはいるものの、日本における5年間の「立会者のいない女性死亡者」の数はむしろ3%程度の減少を見せている。

年齢に関しては、本研究で扱っている韓国の「無縁故死亡者」データにおいて2011年と2012年の年齢別情報が存在しないため、2013年から2015年までの3年間の推移を、同じ期間の日本の「立会者のいない死亡者」データと比較した。



表 4-3-3 日本の立会者のいない死亡者現況（年齢別）

年齢	2013	2014	2015	計
40 未満 (増-%)	101 (-5.6)	111 (9.9)	99 (-10.8)	311 (-2.0)
40～49	199 (-2.0)	197 (-1.0)	196 (-0.5)	592 (-1.5)
50～59	372 (11.7)	329 (-11.6)	363 (10.3)	1064 (-2.4)
60～69	744 (20.4)	668 (-10.2)	715 (7.0)	2127 (-3.9)
70 以上	839 (20.5)	851 (1.4)	958 (12.6)	2648 (14.2)
不明	116 (-10.8)	95 (-18.1)	102 (7.4)	313 (-12.1)
計	2371	2251	2433	7055

表 4-3-3に見られるように、2013 年から 2015 年までの 3 年間の日本の「立会者のいない死亡者」は年齢が高くなるにつれて高い割合を示しており、70 歳以上の年齢層が 2,648 人（全体の 37.5%）で一番高い数値を見せている。3 年間に増加した比率を見ても、70 歳以上の年齢層が 14.2%というもっとも大きい増加率を示している。また、50 歳未満の若い年齢層の場合には、（2%以下の低い減少率ではあるが）2013 年に比べて 2015 年の死亡者数が減少していることが分かる。

表 4-3-4 韓国の無縁故死亡者現況（年齢別）

年齢	2013	2014	2015	計
40 未満 (増-%)	27 (-)	55 (103.7)	50 (-0.1)	132 (85.2)
40～49	90 (-)	132 (46.7)	172 (30.3)	394 (91.1)
50～59	253 (-)	280 (10.7)	368 (31.4)	901 (28.8)
60～69	199 (-)	247 (24.1)	282 (14.2)	728 (41.7)
70 以上	153 (-)	205 (34.0)	267 (30.2)	625 (74.5)
不明	156 (-)	89 (-43.0)	106 (19.1)	351 (-32.1)
計	878	1008	1245	3131

これに対して、2013 年から 2015 年までの 3 年間の韓国の「無縁故死亡者」数（表 4-

3-4) は、日本とは異なり、全体の 3,131 人の中で 50 歳代が 901 人（約 28.8%）と最も大きい割合を占めている。また、3 年間の年齢別増加率を見ると、40 歳未満が 85.2%、40 歳代が 91.1%と高い増加率を見せている。つまり、50 歳未満の若い年齢層の「無縁故死亡者」の増加が著しくなっていることが分かる。もし、「無縁故死亡者」、「立会者のいない死亡者」を「孤独死」現象に関わっている関連指標として認めるならば、このような結果は、韓国の場合には日本とは異なって、高齢者ではなく、50 歳代を中心にする壮年層の「孤独死」が最も深刻な状況であり、また 50 歳以下の若者たちの「孤独死」が恐ろしいスピードで増加していると解釈することができるであろう。

## 2-2 「ソウル市孤独死統計」と東京都監察医務院の「異状死統計」の比較

韓国のソウル市福祉財団が提示する 2013 年のソウル市孤独死現況データは、ソウル地方警察庁所属警察署の 2013 年度の変死事件報告書 6,433 件及びソウル市が無縁故死亡者遺体を処理した 283 件に関する公開資料をもとに作成されたものである<sup>150</sup>。

表 4-3-5 ソウル市の「孤独死」状況（2013 年）

年齢	確実事例	疑われる事例	計
20 未満	0	11	11
20-29	5	97	102
30-39	16	210	226
40-49	34	306	340
50-59	58	466	524
60-69	32	336	368
70-79	12	373	385
80 以上	3	293	296
不明	2	89	91
計	162	2,181	2,343

注：ソウル市福祉財団(2016)に提示された資料に基づいて再構成

ソウル市福祉財団の報告書(2016)では「死体が腐敗するまで放置された事例」を「孤独死」

<sup>150</sup> この統計資料はソウル市福祉財団が直接調査して作成したものではなく、2014 年 5 月に放送された KBS パノラマ「韓国人の孤独死」の取材班から提供された資料に基づいたものである。

の核心的な特徴として捉えて、「一人暮らしの人が一人で死亡した後、一定の時間が経ち、遺体が腐敗したケース」を「孤独死確実」事例と分類、「死体が発見された当時の具体的な状況及び腐敗の程度などに関する記述はないものの、一人暮らしであり一人で死亡したまま放置され、後になって発見されたケース」は「孤独死と疑われる」事例として分類している(ソウル市福祉財団 2016: 41)。その結果、2013年にソウル市で発生した「孤独死」は「確実事例」162件と「疑われる事例」2,181件を合わせて総2,343件であった(表4-3-5参照)。

東京都監察医務院は「孤独死」問題に関する対策に資するために、東京23区内で発生した異状死のうちで、自宅で死亡した単身世帯の死亡者数についての性別、年齢別、地域別(23区)、死後経過時間別の統計資料を毎年提供している。東京都監察医務院の資料とソウル市福祉財団のデータは「異状死の内、自宅で死亡した一人暮らしの人」という基準によって「孤独死」の数を集計している点、そして、東京とソウルといった対象地域の類似性など、「孤独死」に関連して両国の特徴を比較するにあたってのある程度の適合性を整えている資料として見ることができる。しかし、ソウル市福祉財団のデータの場合は東京都監察医務院の資料とは異なり、2013年単一年度に限られている点で限界が存在する。

ソウル市福祉財団のデータとの比較を試みるために2013年度の東京都監察医務院のデータにある性別・年齢別現況を整理するなら表4-3-6の通りである。

表4-3-6 東京都区部における性・年齢別の「孤独死」状況(2013年)

年齢	男性	女性	計
20未満	2	1	3
20-29	61	33	94
30-39	112	40	152
40-49	256	57	313
50-59	484	77	561
60-69	936	178	1114
70-79	790	380	1170
80以上	449	659	1108
計	3,090	1,425	4,515

出典：東京都福祉保健局ホームページの「東京都監察医務院で取り扱った自宅住居で亡くなった単身世帯の者の統計(平成25年)」により作成<sup>151</sup>。

<sup>151</sup> 東京都福祉保健局ホームページ

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kansatsu/kodokushitoukei/kodokusi25.html> (アクセス2017/7/20)。

韓国の「無縁故死亡者」統計と日本の「立会者のいない死亡者」統計からみることができ、特徴と同様、韓国のソウル市と東京 23 区で 2013 年に生じた「孤独死」は、年齢別にみられる特徴において類似した相違点を見せている。すなわち、これらの資料を介してわかることは、東京 23 区の場合は 60 歳以上の年齢層で多くの「孤独死」が発生している反面、韓国のソウル市の場合は 50 歳代の「孤独死」が最も高い比率を示しているということである。このような特徴は、「孤独死」の地域的な分布においても同様であった。東京都監察医務院のデータによると、東京 23 区の中で千代田区を除いた全ての区域で 60 歳代と 70 歳代の「孤独死」が最も高い比率を示しており<sup>152</sup>、韓国のソウル市の場合も全体 25 区の大部分の地域で 50 歳代の「孤独死」の割合が高く現れている<sup>153</sup>。

性別による「孤独死」の数においては、共通して男性の割合が女性より高い数値を示している。特に、ソウル市の「孤独死確実」事例 162 件の場合、男性「孤独死」の数は女性「孤独死」21 件の 6 倍以上の 137 件に至っていることが特徴的である（性別不明 4 件）。

以上、本節で見た関連データを総合して韓国の「孤独死」現象に関する現況を整理すると、韓国の「孤独死現象」は日本に比べて①さらに速いスピードで進行している点、②高齢者だけではなく青壮年層の「孤独死」問題がさらに深刻化している点、特に 50 歳代が最も危険性の高い年齢層になっており、50 歳未満の「孤独死」増加率が他の年齢層より著しく大きかった点、③男性の「孤独死」が女性より顕著な現象は共通していたものの、韓国の男性「孤独死」の場合、その量的な比率と速度においてさらに著しい点を指摘することができる。もちろん、「孤独死現象」に関する正確なデータが収集できない現在の状況の中で、「孤独死」に関連する指標の数値がどのレベルに至ると問題の深刻性として客観化できるのかについての判断は難しい。しかし、「孤独死」現象が「社会的な問題」として語られながら、政策的な課題の一つとして扱われている日本の状況を一つの基準として考えることが可能だとしたら、「孤独死現象」に関して本項で見てきたデータは、少なくともそれが、韓国社会が経験するかもしれない明日の問題ではなく、日本以上に深刻な問題として扱われても決しておかしくない水準に達していると言える解釈の可能性を見せている。

---

<sup>152</sup> 東京都監察医務院のデータに提示されている東京都千代田区の 2013 年の「孤独死」発生件数は 15 件で 23 区の中で最も低い数値を見せており、その中で発生頻度が最も高い年齢層は 80 歳代（4 件）、その次は 50 歳代（3 件）であった。

<sup>153</sup> 韓国のソウル市 25 区で 2013 年に発生した「孤独死」の中で、50 歳代の「孤独死」の割合が 1 位を示している区は 12 区、2 位を示している区は 8 区であった。

### 第3項 韓国メディアにおける「孤独死」言説の展開様相

このような状況の中で、「孤独死」は韓国のメディアで、果たしてどのように語られているのか。その問いに答えるために本項では韓国の主要日刊紙の記事を手掛かりにして検討する。

#### 3-1 分析対象

検討対象は韓国の検索ポータルサイト「NAVER」の記事検索サービスで検索できる 11 種の日刊紙の紙面記事としており、該当検索サービスを通じて 2016 年までの記事の中で「孤独死」という単語を含めている記事を抽出した。ただし、「NAVER」記事検索サービスに過去の紙面記事を提供していない「朝鮮日報」と「中央日報」の記事は各々の新聞社ホームページで提供している記事検索システムを用いて同一条件で記事を抽出した。抽出された記事のうち、単に「孤独死」という単語が使用されるだけで「孤独死」とは関連性を持たない記事を除外した 422 件の記事を検討の対象とした。これらの記事については、「孤独死」について関連テーマの中で言及されてはいるものの記事の中心的内容を占めてはいない記事と、「孤独死」が記事内容の中心となっている記事に分類した。その結果「孤独死」が記事内容の中心をなしている記事（以下「孤独死」関連記事と表記）として分類された 189 件の記事を内容分析の対象とした<sup>154</sup>。

#### 3-2 記事の推移

検索結果、韓国の主要日刊紙に掲載された記事の中で「孤独死」という言葉が登場したのは 1996 年からであった。

2016 年までの年度別記事の出現件数及び各新聞社別「孤独死」関連記事数は表 4-3-7 と表 4-3-8 の通りである。

---

<sup>154</sup> 検討対象になった 442 件の記事のうち、「孤独死」関連記事 189 件以外の 253 件の記事は「孤独死」現象を中心に扱ってはいなかったものの、「高齢者問題」、「単身世帯」、「独居老人」、「福祉政策」などに関わっているテーマの中で「孤独死」を言及していた。

表 4-3-7 韓国主要新聞の「孤独死」関連記事数

年度	全体	孤独死関連
1996-2010	19	7
2011	51	18
2012	62	26
2013	94	52
2014	61	23
2015	67	28
2016	88	35
計	442	189

表 4-3-8 新聞社別「孤独死」関連記事数

新聞名	記事数	新聞名	記事数
朝鮮日報	38	文化日報	16
ソウル新聞	25	ハンギョレ新聞	13
中央日報	23	東亞日報	7
世界日報	22	明日新聞	5
京郷新聞	18	韓国日報	4
国民日報	18	計	189

検索された記事の中で「孤独死」が初めて言及されている記事は、阪神・淡路大震災に関して神戸市長と行われたインタビューを扱っている 1996 年の朝鮮日報の記事（朝鮮日報 1996 年 1 月 14 日付）であり、最初の「孤独死」関連記事としては「孤独死」に対する日本の悩みを扱っている同年 9 月の中央日報の記事（中央日報 1996 年 9 月 13 日付）であった。しかし、1996 年の登場以降、2010 年まで韓国の主要日刊紙に「孤独死」が登場することは極めて稀な出来事であり、新聞記事に「孤独死」が本格的に言及されるのは 2011 年からである（図 4-1-5）。

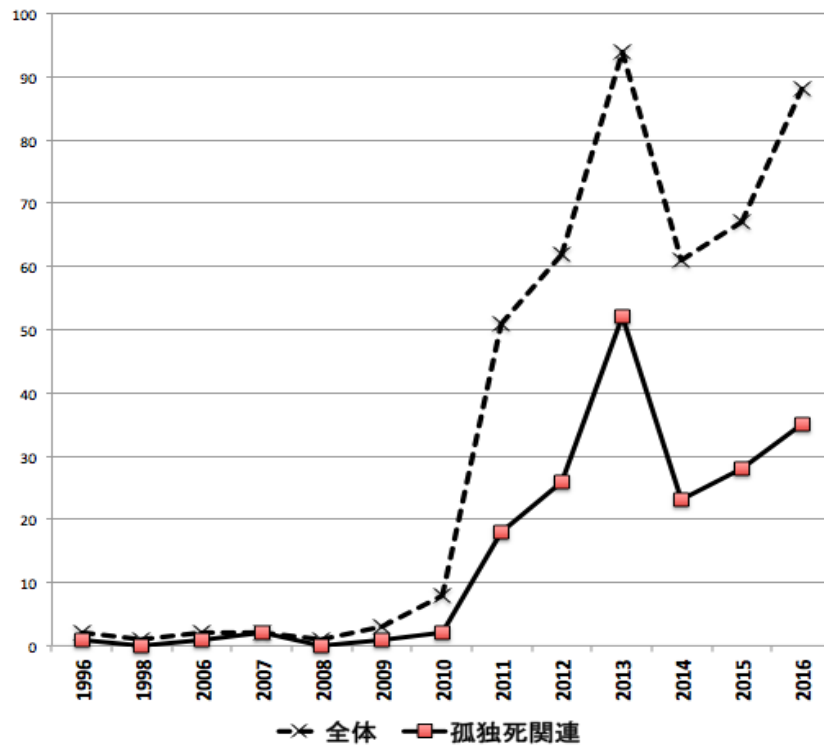


図 4-3-3 韓国主要新聞の「孤独死」関連記事の推移

2010年以降、韓国で「孤独死」を言及する記事が急増することの背景には日本の影響が大きかったと言えよう。2010年NHKの「無縁社会：無縁死3万2千人の衝撃」が放送された後、日本の「孤独死」に関する報道が韓国でも頻繁に行われるようになり、韓国のメディアにおいての「孤独死」は耳慣れた言葉として位置付けられることになったのである。そして、2013年に韓国の「孤独死」関連記事が急増したことの背景にも、2010年の放送の後に出版されたNHKの書籍（NHKスペシャル取材班 2010）が2012年6月に韓国語に翻訳されたことが重要な比重を占めていたとみなしても差し支えないであろう。

### 3-3 韓国の「孤独死」関連記事分析

このように、韓国の「孤独死」関連記事において言及しなければならないことは日本関連記事の存在である。189件の「孤独死」関連記事の中で、日本の「孤独死」を中心に扱っている記事、または紙面のある程度以上を日本の「孤独死」に割いている記事は33件で、一つの類型としてみなしてもいいほどの量を占めている。日本に関する「孤独死」関連記事で見られる語り方は基本的に次のような構造を有している。すなわち、韓国は日本と類

似の社会構造的変動過程を経験しており、したがって、日本の現在を見ると韓国の10年後の予測ができるというものである。さらに言うなら、現在の日本社会が直面している社会問題は、韓国社会においても経験する問題であるから、日本の対処法を参考にして準備する必要があるということである。2011年6月に韓国の朝鮮日報に掲載された一連の企画記事「10年後の我らの姿、一人で生き一人で死ぬ社会、日本」は、その典型的な例としてあげられるものである。2011年6月21・22日に掲載された朝鮮日報のその企画記事の小見出しは次のようなものであった。

- ・韓国は...我が国も単身世帯23%...孤独死急増、疎外階層になるほど孤独・人脈の両極化はさらに深刻化(2011年6月21日)
- ・「死後を頼む」金なしに一人で老いていく日本、エンディングノート流行、死んでも悲しむ人がいない(2011年6月21日)
- ・東京死亡者の30%が「直葬」-高齢化、不況の中新社会現象...死後まで自分で準備(2011年6月21日)
- ・30代、20年後には-日本、男30%・女20%、シングルで生き、シングルで死ぬ(2011年6月22日)
- ・不況が生み出す生涯シングル族...彼らが結局「孤独死予備軍」-恋愛・結婚年給が左右、30~40歳非正規社員男性結婚率30%、正社員の半分(2011年6月22日)

続いて朝鮮日報は2011年6月23日に「一人で生き一人で死ぬ日本人、明日の我らの姿」という見出しの社説を掲載していた。他にも日本の終活、エンディングノート、遺品整理業などの紹介や日本の「孤独死」対応に関する記事が多数登場しており、「孤独死」という言葉を言及している関連テーマの記事においても日本関連記事はほぼ同じ比率で登場していた<sup>155</sup>。つまり、韓国で「孤独死」が語られる時に日本という要素は明らかに一つの重要な軸をなしていると言える。

韓国で「孤独死」がどのような言説を中心に語られているのかをさらに具体的に見るために、「孤独死」関連記事の中で「孤独死」という言葉と同時に使用されている主要キーワードを分析した。キーワードの抽出は、189件の「孤独死」関連記事のうち、「孤独死」予防のために自治体などで実施している事業の内容を単に紹介している記事および「孤独死」関連書籍・公演などを紹介している記事を除いた131件の記事を対象にして行った。その

---

<sup>155</sup> 「孤独死」関連記事を含めて、全体422件の記事のうち、日本関連記事は79件であった。



結果収集された主要キーワードの頻度は表 4-3-9 の通りである<sup>156</sup>。

表 4-3-9 「孤独死」 関連記事の主要キーワード

キーワード	記事数	キーワード	記事数
貧困	83	自殺	27
疾病	59	社会問題	27
家族関係断絶	57	青壮年の孤独死	27
国家・政府・制度の問題	54	高齢化	25
独居老人	46	単身世帯	25
無縁故	46	社会安全網	20
社会関係断絶	40	老人孤独死	20
寂しさ	40		

韓国の「孤独死」関連記事の中で、「孤独死」という言葉が使用されながら、共に語られているキーワードに関する分析を通じて明らかになった事実は以下の通りである。

① 韓国の「孤独死」関連記事には「関係」の問題に関わっているキーワードが頻繁に使用されてはいるものの、「コミュニティ」に関する表現は少ない。

韓国の「孤独死」関連記事でよく現れるキーワードを見ると、「家族の連帯が断ち切れる」、「家族解体」、「家族から捨てられる」、「親族との関係が切れる」など、「家族関係断絶」を意味する表現（57 件）および「隣近所との交流がない」、「対人交流忌避」、「地域社会との断絶」、「社会と断絶」など、「社会関係断絶」を意味する表現（40 件）、そして同じ脈絡で「無縁」、「無縁故」などの表現（46 件）が「孤独死」と一緒に高い頻度で語られている。つまり、「孤独死」現象が血縁、地縁、社縁など、既存の社会的関係からの断絶およびその

<sup>156</sup> 抽出したキーワードは、記事に使用された単語、語節の意味を研究者の判断によってカテゴリー化したものである。例えば、「家族解体」、「家族から捨てられる」、「親族との関係が切れる」、「家族との連帯が切れる」などの表現については「家族関係断絶」というキーワードでカテゴリー化し、「社会関係断絶」は「隣近所との交流がない」、「対人交流忌避」、「地域社会との断絶」、「社会と断絶」などの表現が使われた場合を意味するカテゴリー化である。ここで使われたキーワード分析は、韓国の新聞記事において「孤独死」がどのような言説とともに語られているのかを概観するための作業に限定するため、特定のキーワードが一つの記事の中で複数に現れる場合およびキーワード間の相関関係に関する計量的な分析は排除した。

ような関係の解体と関連する現象として多く語られたということである。日本の「孤独死」関連記事においても、「孤独死」を既存の社会関係を支えてきた「共同体の崩壊」から起因した出来事として語ることは一般的な語り方であった。そしてそれは「共同体の回復」などの必要性を中心にする言説構造の中でよく現れることでもあった（本章の第2節）。しかし、韓国の「孤独死」関連記事の場合に注目すべきことは、「社会的関係の断絶」に関わっている表現が頻繁に使用されているものの、「共同体の崩壊」、「共同体の回復」などの表現はそれほど現れていないことである（8件）。韓国の「孤独死」関連記事においては「共同体（コミュニティ）」という表現の代わりに、むしろ「社会的安全網」という表現（20件）がより頻繁に使用されている。そして、この「社会的安全網」という表現は「貧困」および「国家的次元の政策的代案」のような表現とともに頻繁に使用されるなど<sup>157</sup>、自治会などの地域コミュニティの次元での対処というよりは政府の制度・政策的な次元の対応を強調する脈絡で使用されていることが特徴である。

### ② 韓国の「孤独死」関連記事は「家族構造の変化」など、社会構造的な変化の側面について頻繁に言及しつつ、「孤独死」現象を「社会問題」として扱っている。

「1人家口（世帯）」、「独身家口（世帯）」、「一人暮らし」など「単身世帯」を意味する表現および、表4-1-13には提示されていないものの、「核家族」（11件）、「未婚（非婚）（率）」（9件）、「少子化」（2件）、「離婚（率）」（7件）など、「家族構造の変化」に関わっている表現もまた「孤独死」とともに言及される主要キーワードとして現れている。このような「家族構造の変化」に関連するキーワード以外にも、「高齢化」（25件）、「都市化」（5件）、「両極化」（4件）などの社会構造の変化と関わるキーワードを「孤独死」とともに使用しながら「孤独死」現象を「社会問題」（27件）として扱う表現が著しい。

### ③ 韓国で「孤独死」が言及される時、「貧困」関連キーワードが非常に高い比率で同時に現れる。

表4-3-9に見られるように、韓国の「孤独死」関連記事において最も頻繁に登場するキーワードは「貧困」である。「低所得」、「極貧状態」、「基礎生活受給者<sup>158</sup>」、「貧民層」、「経済難」、「不況」など、個人の貧困状態を表す表現だけではなく、韓国の社会経済的な状況とも関わっている「貧困」のキーワードは分析対象記事131件中83件の記事で使用されて

<sup>157</sup> 「社会的安全網」という表現が使用されている20件の記事のうち、18件の記事が「貧困」関連キーワードと一緒に使用していた。「社会的安全網」と「国家・政府・制度の問題」に関するキーワードがともに使用されている記事は10件であった。

<sup>158</sup> 日本の生活保護費受給者に該当する。

いる。つまり、これは韓国の「孤独死現象」に関する言説が「貧困問題」と非常に強い関連性をもっていると解析することができる。もちろん、これは一方では「孤独死現象」が経済的な「貧困」と関連性の強い現象として認識されている側面を示していることではあるものの、他方では言説の側面において、「貧困」という問題が韓国社会において有している強度を反映していることとも言える。

**④ 韓国の「孤独死現象」は「制度・政策的な問題」として「国家・政府」に対する責任及び対処を要求するキーワードを伴う傾向が強い。**

「孤独死」が、人口・家族構造のような人口社会学的な変動、または経済的な構造に関わっている「貧困」のキーワードとともに頻繁に語られている中で、この現象の原因および対処に関する語り方の「<sup>ま</sup>的」が国家・政府に向けられることは当然の帰結であるかもしれない。実際に、韓国の「孤独死」関連記事の中では「国の責任」、「政府の福祉制度の死角（穴）」、「制度的装置の不足」、「制度整備・改編の必要」、「国家次元の支援」などの表現が頻繁に使用されている。このことは韓国の「孤独死現象」に関連する言説が「孤独死」というものを特定の「個人の次元」でアプローチすべき問題としてではなく、「制度・政策的な次元」の問題として扱う傾向が強いということを意味していると言える。

**⑤ 韓国で「孤独死」が語られる時、「高齢者」に関わっているキーワードを伴う場合が多い。**

前述したように、韓国の「孤独死現象」においては、50歳代が最も高い危険性を持つ年齢層であることと50歳未満の若い年齢層で見られる「孤独死」の増加速度が非常に高いことが特徴であると解釈できる可能性が存在した。表4-3-9に見られるように、このような青壮年層の「孤独死」が韓国の「孤独死」関連記事において重要なキーワードの一つとして位置付けられていることは事実ではあるものの（27件）、「独居老人」（46件）、「高齢化」（25件）、「老人孤独死」（20件）などのような表現とともに、「孤独死現象」が「高齢者」との関係で頻繁に語られていることも否定できないことである。

**⑤ 韓国で「孤独死」が語られる時、「自殺」に関するキーワードは無視できない要素である。**

最後に言及すべき重要な特徴は「自殺」に関する部分である。本論文の第3章で論じたように、「自殺」を「孤独死」の中に入れることに関する問題は、「孤独死」の定義の問題として合意されていない事項の一つである。したがって、「自殺」と「孤独死」が区別され

ずに報道されるケースは日本の「孤独死」関連記事でも見られるものであった（呉 2017a: 129）。本論文で分析対象としている韓国の「孤独死」関連記事においても「自殺」を「孤独死」として報道している記事は多数存在しており<sup>159</sup>、本節の第2項で検討した「ソウル市孤独死データ」の場合も、「孤独死」の全体数の24.5%が「自殺」に該当する事例であった<sup>160</sup>。しかし、ここで注目しようとするのは、「自殺」とは関係のない「孤独死」関連記事においても「自殺（または自殺率）」に関する言及が決して少なくない頻度（27件）で行われていることである。このこともまた、前述した「貧困」と同様に、韓国社会における「自殺」問題の持つ強度の側面で理解すべき問題であると考えられる。

#### 第4項 「孤独死」言説の日韓比較

##### 4-1 「孤独死現象」における韓国的状況

前述したように、「無縁故死亡者」、「立会者のいない死亡者」を「孤独死」現象に関わっている関連指標として仮定するならば、韓国の「孤独死」現象に関する現況は速度において既に日本を超えており、特に「孤独死」において50歳代が占める高い割合及び50歳未満の年齢層が見せる高い増加率を特徴としていたという解釈も可能であることがわかる。つまり、日本で一つの社会問題として扱われている「孤独死」現象は、既に韓国においても日本以上に社会的問題として扱われるのに十分な「現象」としての存在を持っていると言える。

しかし、このような「現象」に対する認識の側面においては、韓国の「孤独死」現象に対する認識が、実在する「現象」に基づいて能動的に始まったというよりは、外部から輸入された認識の枠に基づいて行われた側面が強いと言えるであろう。つまり、2010年を起点に急増する韓国の「孤独死」言説は、韓国よりも以前に「孤独死現象」を社会的言説として経験した日本からの輸入品であり、そして、この輸入品は高齢者を中心とする社会問題として既によく完成されていた完成品であった。したがって、韓国で「孤独死」が語られるとき、これの持つ定義上の曖昧さにもかかわらず、特に異論を提起することもなく日本の「孤独死」概念をそのまま借用する形態を有していた。

しかし、「孤独死」言説が展開される様子においては、日本とは対照的であった。1970

<sup>159</sup> 代表的なものとして、国民日報(2013.10.1)、京郷新聞(2013.11.2)、文化日報(2016.1.4)、中央日報(2016.8.30)などがあげられる。

<sup>160</sup> ソウル市福祉財団の報告書は「自殺型孤独死」という表現を使用しながら「自殺」を「孤独死」類型の一つとしてみなしている(ソウル市福祉財団 2016: 53)。

年代の初頭から登場した日本の「孤独死」言説は、初期の言説においては「コミュニティ言説」と「福祉・制度に関わる言説」がある程度混在していたものの、1995年の阪神・淡路大震災と2000年代の「団地の孤独死」およびそれに対する地域コミュニティ中心の対応の浮き彫り、そして2011年の東日本大震災以降の「絆ブーム」を経ながら「コミュニティ言説」を主軸にする言説として位置付けられてきた。それに対して、韓国の「孤独死」言説においては、一貫して「福祉・制度に関わる言説」が相対的な優位を見せていた。これは、二つの大震災で代表される日本の「コミュニティ言説」の牽引要因が韓国社会には不在であったということと、OECD諸国の中で最上位を記録している老人貧困率<sup>161</sup>と自殺率<sup>162</sup>、34%に至っている体感青年失業率<sup>163</sup>などで代弁される韓国の社会的状況が「福祉・制度に関わる言説」の牽引要因として働いたことの結果として生じたものであると言える。個人的な努力とは関係なく、努力しても貧困層に転落することに対する恐怖と、その末に自分で命を捨てるのが決して珍しくない出来事になっていく韓国の社会的状況は、さらに多くの韓国人をして「自分の生存」以外に目を配ることのできない状況に追い込んでいく。また、階層の梯子をのぼる機会さえ許容しない若者の労働市場状況は、彼ら（彼女ら）をして、結婚、子供、家など、かつての同世代にとっては自然に享受できたことを諦めるようにさせている。そしてこれは「금수저(クムスジョ：金の匙)、흙수저(フッスジョ：土の匙)<sup>164</sup>」、「헬조선(ヘル朝鮮)<sup>165</sup>」といった表現で代表される既成世代および彼らが構築した社会に対する反感を拡大させていく。つまり、「孤独死」言説が展開されている2010年以降の韓国の社会状況は、先に言及した「コミュニティ言説」牽引要因の単純な不在を超えて、むしろ正反対の方向性を持っている要因が強力な牽引力を発揮していると言える。すなわち、2011年の東日本大震災以降の日本の「絆ブーム」のような共同体的連帯の雰囲気

---

<sup>161</sup> 韓国の社会公共研究院の報告書によれば、2013年の韓国の老人貧困率は49.6%でOECD諸国の中で最も高い数値であった。ちなみにこの数値は2013年度OECD平均値の4倍に該当するものであった(社会公共研究院 2015)。

<sup>162</sup> OECD(2015)によれば、2013年の韓国の自殺率は人口10万人あたり約30人でOECD諸国の中で1位を記録した。また、韓国の自殺率は2013年時点で10年間1位を維持していた(OECD 2015)。

<sup>163</sup> 韓国の現代経済研究院は、2015年8月時点で韓国政府が公表した公式青年失業率は8.0%であったものの、実際体感失業率は34.2%に達していたと分析している(現代経済研究院 2016)。それに加えて、IMF(2016)は国全体所得の中で上位10%の国民が占める比率において、韓国の場合45%に達していると報告しており、これは調査対象になったアジア23カ国の中で最も高い数値であった。

<sup>164</sup> 韓国で流行している「금수저、흙수저」(いわゆる匙階級論)という表現は、親から引き継いだ富が社会の階級を決定するという意味の自嘲的な表現である。「금수저」とは、高い財力を持っている親に恵まれて、自分は努力しなくても競争において有利な立場に立つ人を意味する。それに対して「흙수저」とは、貧しい家庭で生まれ、親から譲り受けるもの(社会的資源)がほとんどなく、自分が努力して現状を改善するには、スタートから不利な位置に立っている人を意味する。このような流行語は韓国社会が直面している、個人がコントロールすることのできない偶然的な要素による不平等の固着化を反映する。

<sup>165</sup> 地獄(hell)のような韓国社会という意味の流行語で、韓国社会の不条理を地獄に比喩した表現である。韓国のインターネット・コミュニティサイトを中心に2010年頃から登場した新造語である。

気とは正反対に、韓国社会では世代間の不信および階層間の分裂などが前面に噴出する社会的な雰囲気はむしろ一つのブームになったのである。このような状況の中で、「関係」の問題は解決ではなくむしろ「葛藤」の要因として認知される傾向に呑み込まれており、既存の社会的な関係に対する疲労を吐露する言説が社会的に支持されていることが実情である<sup>166</sup>。そういう中で、一人で死んでいく個人に対する問題がコミュニティの回復のようなものによって解決できるという言説は、説得力を得ることが困難である。その結果として、韓国社会での「孤独死」言説は、個人の生存を保障すべき国家の制度的・政策的な責任の問題として構成されることになるのである。

#### 4-2 「孤独死」言説の展開における日本と韓国の相違

本章の第1節で論じたように、「孤独死」現象に関する言説は、現象の原因、結果、対処のそれぞれに対する認識の次元によって「個人化言説」、「福祉・制度に関わる言説」、「コミュニティ言説」に分類することができた。「個人化言説」が「孤独死」現象認識の中心を「孤独（孤立）の原因」に置きながら死亡した当事者個人の選択を強調する側面で問題の原因および解決を語る言説であるとしたら、「福祉・制度に関わる言説」は現象認識の中心を「孤独（孤立）の原因」に置きながらも個人ではなく社会の制度的・政策的問題へ結合させる言説であると言える。「コミュニティ言説」の場合には、「孤独（孤立）の帰結」である「死」を中心に現象を認識しており、この場合言説の主軸をなすものはコミュニティ（人間関係）を中心にする現象の認識および対処を特徴にするものになる。

前述したように、韓国で「孤独死」が語られる際に際立っている特徴は、「孤独死」が個人的な選択の問題であるよりは、社会の構造的変化と関わっている社会的な問題であり、したがってその対処と解決に対する優先的な責任は公的な制度と政策にあるという語り方をとっている点である。つまり、韓国の「孤独死」言説は「福祉・制度に関わる言説」が中心的な位置を占めていると言える。もちろん、韓国の「孤独死」言説においても人間関係の問題およびその回復を特徴にする「コミュニティ言説」的な要素は無視できない。しかしこの場合においても「人間関係」、「社会的関係」などの問題を指摘しながら、最終的には国家や政府の制度的・政策的対応に関する問題に帰結する構造をとっている場合が多

---

<sup>166</sup> 既存の社会的関係を拒否し、自発的孤立を選んで一人で食事、飲酒、旅行などを楽しむ韓国のひとり文化に関する言説が代表的なことで、「ひとり」を意味する韓国語「혼(ホン)」という接頭語を使用した「혼밥(ひとり飯)」、「혼술(ひとり酒)」のような新造語が最近韓国社会で流行っている。

くみられた<sup>167</sup>。これは NHK の「無縁社会論」をはじめとして、日本の多くの「孤独死」言説が社会保障などの制度および政策に関連する問題を指摘しながらも、最終的には人間関係上の問題に帰結されてしまうこととは正反対の姿である(佐々木・NHK スペシャル取材班 2007; NHK スペシャル取材班 2010; NHK クローズアップ現代取材班 2010)。

---

<sup>167</sup> このような特徴は「安否確認」、「見守り運動」のような、典型的にコミュニティを基盤にする対策を報道している記事においても著しく現れることであった。つまり韓国の場合、このような対応策が基本的に地域コミュニティを主体にして語られるよりは「政府の政策的な事業」というフレームを中心に語られる場合が多数であった。

#### 第4節 小括：「コミュニティ言説」としての日本の「孤独死現象」

本章では、日本の「孤独死現象」が見せる具体的な様相として、言説展開の様相に注目して検討した。

「孤独死」言説は「孤独死」に対する認識の次元によって3つの代表的な言説に分けてみることができた。つまり「孤独死」を、「孤独」という事柄の帰結としての「死」に焦点を当てて捉えるか、あるいは「孤独」という事柄をもたらした原因の次元で把握するかによって、そして当事者（個人）を中心に捉えるか、あるいは周辺（社会）を中心に把握するかによって、「孤独死」言説は「個人化言説」、「福祉・制度に関わる言説」、「コミュニティ言説」と分けてみることができた。「個人化言説」とは、現象認識の中心を孤独（孤立）の原因に置きながら、「当事者」、すなわち個人の観点をとる言説を意味するもので、問題の原因及び解決に関して個人の選択（または努力）を強調する言説だと言える。一方で、「福祉・制度に関わる言説」は現象の核を孤独（孤立）の原因に置きながら「当事者」でなく「周辺」の観点到立つ言説であり、問題の原因及び結果を社会的なものとして把握し、国家・行政に関わる制度的・政策的問題に結びつかせるものである。「コミュニティ言説」は、先の二つの言説とは異なって、「孤独」という事柄の帰結（死）を中心に現象を把握する言説で、コミュニティ（人間関係）を中心にする現象認識及び対処を特徴にするものである。

日本における「孤独死」言説展開の具体的なありようを見るために、本章では朝日新聞で報道された「孤独死」関連記事（2015年までの667件の記事）を分析した。朝日新聞の「孤独死」関連記事は、1970年代に登場し始め、1990年代前半までは記事数においてあまり目立たなかったが、1995年の阪神・淡路大震災を契機に大幅な増加を見せていた。1997年に報道数における一つの頂点を見せた後には減少の傾向であった「孤独死」関連記事は、2000年代半ば以降再び増加し、2007年に二つ目の頂点を見せており、東日本大震災の翌年である2012年には最多の記事数を見せると同時に、記事登場頻度において三つ目の頂点をなしていた。

記事分析の結果、「福祉・制度に関わる言説」は1970年代から日本の「孤独死」言説において一つの流れとして存在してきており、「個人化言説」も2000年代半ばから目につく言説の一つとして登場していることが確認できた。しかし日本の「孤独死」言説の展開において最も中心的で圧倒的な位置を占めているのは「コミュニティ言説」であった。「コミュニティ言説」は、「孤独死」に関連する記事が登場し始めた時期から、「人間関係」の問題を訴えかける形で発現され、「福祉・制度に関わる言説」とともに「孤独死」言説の一形態として位置付けられた。しかし阪神・淡路大震災以降、仮設住宅という環境の中で浮き



彫りになったコミュニティの喪失・不在という状況は「コミュニティ言説」をして「孤独死」言説におけるスタンダードな位置に立つようにした。2000年代に入ってから、「団地の孤独死」が話題にのぼる現象の裏面には、地域コミュニティを中心とする「孤独死」対応に浴びせられた注目が置かれており、「孤独死」言説においてこれは「コミュニティ言説」をさらに強化させるものであった。このような言説は2011年の東日本大震災を前後にして登場した無縁社会論の形を取りながら日本における「孤独死」言説の中心的な位置を固めていた。

日本と人口社会的に類似の傾向を見せている韓国の「孤独死現象」は、その言説展開の様相において日本とは異なる姿を示していた。

韓国で「孤独死」が語られる際に根拠を示す資料として主に言及される「無縁故死亡者統計」と「ソウル市孤独死統計」を検討した結果、少なくともこれらの資料に基づいて語られる限りでは、日本よりも早い速度で「孤独死」が増加しており、特に50歳代の高い「孤独死」リスク及び50歳代未満の「孤独死」増加率が著しく高いと言えるほどの結果を見せていた。つまり、これらの資料は韓国における「孤独死」の実態に関して語っているモノとして、日本と同様に韓国の「孤独死現象」が「とある姿の「死」」及び「とある問題」としての実在性を有していることを見せているものであった。

しかし、実際に「孤独死」が語られる姿においては日本と韓国は差異を示していた。韓国の主要新聞に報道された「孤独死」関連記事を分析した結果、韓国の「孤独死現象」における言説展開は「コミュニティ言説」よりは「福祉・制度に関わる言説」を中心に行われていることが分かった。そこには、日本における二つの大震災のような、「コミュニティ言説」への牽引力を持つ要因が不在であったこととともに、貧困、自殺、失業などに関連する韓国の社会経済的な状況が関わっていた。言説展開におけるこのような差異は、「コミュニティ言説」的な「孤独死」言説展開を日本の「孤独死現象」が有している固有の様相として表現できる可能性をさらに高めるものとして見なすこともできるであろう。

つまり、「孤独死」は社会的「関係」と「機能」、その両者を包括するコトガラであり、したがって「孤独死」が語られる際に使用される言説においても、これらの側面を反映した諸言説の展開可能性が存在する。しかし、実際に日本の「孤独死現象」の中で現れる言説展開の様相は「関係」を中心にする「コミュニティ言説」の方へその重心が置かれていたのである。

## 第5章「孤独死現象」をめぐる「コミュニティ言説」及び、 その特徴

日本の「孤独死」言説において「コミュニティ言説」が全面に浮き彫りになったきっかけは、1995年の阪神・淡路大震災であった。地震の後、被災地に建設された仮設住宅（及び復興住宅）であらわれた数多くの「孤独死」現象は災害によって家族や職場を失い、地域コミュニティとの関係が切れた状況での死として頻りに言われており、その中で「孤独死」言説はコミュニティの消失という言説を主軸としはじめた。この時期の「孤独死」関連「コミュニティ言説」における最も重要な要素は、仮設住宅という要素と密接に関わっているものであった。つまり、コミュニティ消失を圧縮的に見せていた仮設住宅団地での死は、一方では一般大衆に同じ状況に置かれると自分自身も孤独死するかもしれないという警戒心を喚起したが、それにもかかわらず、まだその状況は日常的なものではない（災害による）特殊な状況であった。

この特殊な状況を普遍的な状況に引き下ろしたのは、2000年代に入ってから浮き彫りにされた「団地での孤独死」であった。すなわち、自分の居住している、または身の回りにありふれている「団地」で「孤独死」現象が日常的に発生しているという事実は、一般的な人々の持つ「孤独死」に対する心理的な距離を大いに縮小させたと言えよう。そして「団地の孤独死」に関連する一連の言説において、その始発点であり、核心を占める位置に存在するものが、まさに千葉県松戸市に位置している常盤平団地であった。常盤平団地で行われた、自治会を中心にした活発な「孤独死」対応戦略は重要な成功モデルとみなされ、様々なメディアの注目を集めながら拡散された。常盤平団地は「団地の孤独死」に関する議論において欠かせない主人公であると同時に、特に地域コミュニティに重点が置かれている言説において一つの象徴的な物語になっていた。

コミュニティ言説の代表選手のようになった「常盤平団地の物語」は、2007年から実施された厚生労働省の「孤独死」対策に直接的に影響を与えながら「コミュニティ言説」強化の役割を引き継ぐようになり、ひいては2010年NHKの「無縁社会：無縁死3万2千人の衝撃」放送以降の代表的な「コミュニティ言説」である「無縁社会論」にもつながることになる。血縁、地縁、社縁の弱化を特徴にする「無縁社会」言説は一つの流行現象になって広がっていき、関係の喪失及び社会的紐帯の不在から湧いてくる不安感への認識を主な流れとして展開していった。特に2011年に見舞われた大震災はそのような流れへの推進

要因として積極的に作用することになった。

本章では、このような日本の「孤独死現象」における代表的な「コミュニティ言説」である「常盤平団地の物語」と「無縁社会論」について批判的な検討を試みる<sup>168</sup>。

## 第1節 「常盤平団地の物語」再検討

「孤独死」に関する「コミュニティ言説」において一つの象徴的な物語とみなされる常盤平団地は、団地誕生以来半世紀を超える時間を経て（他の団地と同様に）初期とは全く違う姿に変貌してきた。常盤平団地の入居がはじまった1960年の『経済白書』に登場した「団地族<sup>169</sup>」という言葉が示しているように、常盤平団地は比較的収入が高くて若い家族が入居者のほとんどを占め<sup>170</sup>、周りからの羨望の的になる住居地であった。しかし時間が経つにつれて高齢化と老朽化を経験することになった結果、2000年代に入った時点での常盤平団地は、高齢者および単独世帯の増加<sup>171</sup>、そして生活弱者（つまり、社会的に排除されやすい者）の増加を特徴にする空間になっていた<sup>172</sup>。このような状況が「孤独死現象」の発生とある程度関連性を持っていることは事実であるが、「孤独死」と関連して常盤平団地が注目を集めたのは、何よりも常盤平団地が「孤独死」に関する情報や議論の場を提供する発信の中心地としての役割を積極的に果たしてきたからである。

### 第1項 「発信の中心地」としての常盤平団地

常盤平団地が「孤独死」問題に力を尽くすことになった発端は2001年（死後3年経過後発見）と2002年（死後4ヶ月経過後発見）に団地内で発生した2件の「孤独死」であった。集合住宅で「孤独死」が発生した場合、敢えて公然と口にせずタブー視することが一般的な傾向であるものの、常盤平団地の取った姿勢はむしろ「孤独死」に対する正面对応であった。団地自治会長中沢卓実は次のように語っている。

<sup>168</sup> 第5章の論考は、『社会学論集』第30号に掲載した論文「コミュニティ言説と孤独死：『常盤平団地』物語の再考察」（呉 2017b）に基づいて作成したものである。

<sup>169</sup> 「世帯主の年齢が低く、小家族で共稼ぎの家族もかなりあり、年齢の割に所得水準が高く一流企業や官公庁に勤めるインテリ、サラリーマン」（『経済白書』1960年度）。

<sup>170</sup> 入居初期、申込者（本人）の大多数を占めたのが20-30代（20代43%、30代42%）であり、当初の家賃5,500円（2DK基準）の5.5倍という収入条件を満足させる場合に限って申請することができた（ちなみに、当時大卒者の初任給は14,000円程度）（高尾 2008: 29）。

<sup>171</sup> 2007年の常盤平団地の高齢化率は29.2%で、同年度松戸市の全体高齢化率17.6%を大きく上回っている。特に65歳以上の高齢者単独世帯の割合が約27.9%に達していた（高尾 2008: 29-30）。

<sup>172</sup> 1996年「公営住宅法」の改定によって加速化したこのような現象のもつ危険性については森（2006）、および佐々木（2007）の指摘があげられる。

マンションや団地においては、評判や住居価値などを気にして、公にしたがらないのが普通ではないでしょうか。しかし私どもは、思い切って、団地住民へ「孤独死」の問題を投げかけてみることにしました。「団地内では、このような問題を抱えている」と団地住民みんなで事実を認識して、それらの課題を共有してもらおうと思ったのです(中沢 2008a: 14)。

すなわち、常盤平団地自治会を中心に「孤独死」に関する情報をさらに広く共有し、活発な議論の場を構築して情報発信の泉としての役割を自ら要望したのである。

2002年に生じた「孤独死」の3ヶ月後(2002年7月17日)に開催した「第一回『孤独死』を考えるシンポジウム」をはじめ、持続的に「孤独死」問題に関する発信の場が設けられることになり(表5-1-1)、自治会長である中沢を中心にした講演、インタビュー、書籍刊行などを通じて一般市民や各種メディアへの露出が積極的に行われた<sup>173</sup>(表5-1-2、表5-1-3参照)。

表5-1-1 常盤平団地の「孤独死」関連主要シンポジウム

開催日	シンポジウム名
2002.7.17	第一回「孤独死」を考えるシンポジウム
2003.8.18	第二回「孤独死」を考えるシンポジウム
2004.6.5	第三回「孤独死」を考えるシンポジウム (厚生労働省副大臣(森英介(当時))基調演説、北波孝補佐(当時)参加)
2005.12.17	地域福祉フォーラム「孤独死ゼロ作戦を考える」 (千葉県知事(堂木暁子(当時))基調演説、野村誠司課長参加)
2007. 8.2	サマーセミナー・タウンミーティング
2007.12.10	フォーラム 2007-「『孤独死ゼロ作戦』5年間の総括」

また、このような情報発信の作用は行政側に向けても強く行われた。表5-1-1で見ると、シンポジウムなどに厚生労働省や県の官僚を参加させており、特に松戸市に「孤独死」実態調査に関する積極的な要請を行い(2002年)、2004年「孤独死」データの公表を導き出したことや<sup>174</sup>、2005年と2006年に2回にわたってなされた厚生労働省への陳情、

<sup>173</sup> 常盤平団地での4ヶ月間の取材期間を経て放送されたドキュメンタリー番組、NHKスペシャル「ひとり団地の一室で」(2005年9月24日放送)は9.5%の高い視聴率を記録し、相当な反響を及ぼした。

<sup>174</sup> 松戸市と警察が協力して公表したこのデータは、常盤平団地の要請を受けて対象を65歳の高齢者では

2007年に厚生労働省で行われた常盤平団地の「孤独死」対応に関する事例報告<sup>175</sup>などは、県や国が「孤独死」問題に着目する契機を提供した側面が大きかったと言える。

実際に常盤平団地の「孤独死」対策は2006年の「松戸市地域福祉計画」および「千葉県高齢者保健福祉計画（2006-2008年度）」の中で紹介されており（中沢 2008a: 27-28）、さらには2007年厚生労働省の「孤立死防止推進事業（孤立死ゼロ・プロジェクト）」につながって<sup>176</sup>、予防形コミュニティづくりに力を尽くすことを提案する厚生労働省の2008年の報告書にも反映されている（厚生労働省 2008c）<sup>177</sup>。

このような情報発信の役割においても一つ注目すべきものは、2004年7月23日に全国最初に設置された「孤独死予防センター」である。明確に「孤独死」問題に焦点を絞って対策を提示する自治体が少ない実情の中で<sup>178</sup>、「孤独死」対策の拠点であると同時に関連情報収集の中核を担当するこの予防センターは、「孤独死」という現象を一つの独立した問題として把握する脈絡においてその意味が深いと言える。これもまた、「孤独死」に焦点を当てている2007年の厚生労働省の動きに常盤平団地の影響が大きかったとみなされる理由の一つとして評価されるものである。

以上のように常盤平団地は、「孤独死」言説が災害地ではなく「日常」という時・空間に位置付けられて、一般大衆だけでなく行政側までも包摂しながら全国的な規模に広がる波長の同心円の真ん中に存在していた。

表5-1-2 常盤平団地の「孤独死」関連主要取材・報道（2005.4～2007.12）

期 日	内 容
2005年9月24日	NHK スペシャル「ひとり団地の一室で」放送
10月13日	ニッポン放送「常盤平団地孤独死の課題」放送
11月28日	テレビ朝日「孤独死ゼロ作戦について」放送
12月14日	FM. NHK 千葉支局 中沢会長出演

なく50歳以上にしている点が特徴である。

<sup>175</sup> 厚生労働省での事例報告は、2007年11月9日「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」と同年12月11日「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議」で行われた（中沢 2008b: 33）。

<sup>176</sup> 2005年、松戸市は常盤平団地の「孤独死ゼロ作戦」をモデル事業に指定して年間50万円の助成金を支援する政策を策定したが、これが2007年「孤立死防止推進事業」という名の下で行われた国による1億7千万円の正式予算編成につながったと見る意見が少なくない（大山 2008: 151）。

<sup>177</sup> それとともに、2008年度には辞書（『広辞苑』第六版）に「孤独死」が掲載されるようになり、特に『現代用語の基礎知識』2008年度版の「孤独死ゼロ・プロジェクト」項目には常盤平団地住民の「孤独死ゼロ作戦」を明示的に言及している（中沢 2008b: 38）。

<sup>178</sup> これに関する原因としては、「孤独死」の実態把握の難しさも重要な理由の一つではあるが、「孤独死予防センター」所長のいう通りに「票につながらないから」という理由も大きいといえる（大山 2008: 155）。

12月17日	コアラテレビ ニュース「地域福祉フォーラム」放送
2006年2月15日	北海道新聞より取材「孤独死ゼロ作戦」について(2/15掲載)
3月1日	読売新聞より取材「孤独死ゼロ作戦」について(3/14掲載)
3月28日	TBS ラジオ取材 3/28の「ふれあい会食会」(4/12放送)
4月10日	共同通信より取材「孤独死」について
4月23日	TBS ラジオ(中村メイコ) 中沢会長
5月8日	東京新聞社へ感想文送付(5月7日付記事について)
5月18日	TBS ラジオ(生島ヒロシのいきいき生活) 中沢会長
6月29日	テレビ朝日(スーパーモーニング) 放送
6月30日	全国民生委員協議会広報紙「ひろば」7月号「孤独死」掲載
7月7日	ワシントンポスト紙より取材(東アジア総局長)
7月12日	共同通信社会部(孤独死関連取材) 中沢会長
8月11日	フジテレビより取材(団地社協理事会 現地取材)
8月22日	厚労省陳情の件事前記者会見(松戸市記者クラブ)
9月20日	ザー・ガーディアン紙より取材
10月17日	TBS テレビ、日本テレビ、読売新聞より取材
11月1日	日本テレビより取材(再取材11月29日)
11月25日	東京新聞より取材
11月30日	雑誌「いきいき」より取材
12月19日	テレビ朝日より取材
2007年1月19日	韓国 MBC テレビ、フジテレビ、TBS より取材
2月9日	韓国 MBC テレビ放送
3月19日	TBS テレビ「みのもんたの朝ズバリ放映」(孤独死ゼロ作戦)
3月30日	月刊「マネジメント」より取材(5/10掲載)
4月10日	千葉日報「高齢者の孤立を防ぐには」掲載
4月15日	TBS テレビ、日本テレビ、コアラテレビより取材
5月27日	コアラテレビより取材
5月31日	朝日新聞(いきいきサロン) 掲載
6月1日	産経新聞より(いきいきサロン・孤独死) 取材(6/22掲載)
6月5日	月刊介護保険より取材(7/25 138号「孤独死」掲載)
6月9日	週刊東洋経済 孤独死防止の記事掲載

6月30日	TBS ラジオ「いきいきサロン」放送
7月3日	読売新聞より取材
7月19日	日本経済新聞より取材
7月20日	テレビ朝日（ニュースステーション）年金と孤独死放送
7月20日	東京新聞（中沢会長インタビュー）掲載
8月4日	中央公論社より孤独死取材
8月7日	ロイター通信より取材
9月12日	テレビ朝日より取材（9/17 放送）
9月21日	毎日放送(NBS)より取材
9月27日	朝日新聞より取材（10/8～6回掲載）

出典：厚生労働省(2007b)「第2回 高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）」の資料3「千葉県松戸市常盤平団地自治会中沢卓美氏資料」により作成

表5-1-3 常盤平団地の「孤独死」関連主要講演・報告（2005.3～2008.3）

期 日	内 容
2005年3月22日	滋賀県社協講演「フォーラム」講師・中沢
5月28日	常盤平団地入居45周年記念 まちづくりシンポジウム
7月23日	第27回「老人福祉問題全国研究会」事例報告・中沢
8月4日	佐倉市社協「孤独死ゼロ作戦」事例研究報告・中沢
9月14日	千葉県社協「17年度市町村社協相談事業研究協議会」報告
10月2日	みさと団地講演会「孤独死ゼロ作戦に挑む」講師・中沢
10月20日	船橋市自連協・船橋市社協講演「孤独死ゼロ作戦に挑む」講師・中沢
12月17日	松戸市社協「孤独死ゼロ作戦地域福祉フォーラム」実践報告・中沢
2006年1月28日	葛飾区NPO ワーカーズコープ講演「孤独死ゼロ作戦」講師・中沢
1月29日	藤心地区 講演「孤独死ゼロ作戦」講師・中沢
6月25日	第11回常盤平団地福祉フェア
7月28日	松戸市の市長説明（厚労省陳情件、事前報告）中沢
8月3日	市内県立高校教諭研修会 講師・中沢
8月28日	世田谷区社協「地区社協の立ち上げについて」講演会
10月4日	江戸川大学総合福祉専門学校「孤独死関連」講演・中沢
10月27日	新宿区「孤独死シンポジウム」パネリスト・中沢

11月13日	滋賀県大津市社協「孤独死ゼロ作戦」実践・事例講演会
12月2日	日本住宅会議シンポジウム 報告・中沢
12月13日	千代田区「第4回都民児協連合会高齢福祉部会」講演・中沢
2007年2月19日	NPO 法人 LP ガス IT 推進協議会 報告・中沢
3月6日	北九州市若松区社協「事例報告」講師・中沢
8月2日	松戸市社協「タウンミーティング、サマーセミナー」報告・中沢
9月22日	江戸川大学総合福祉専門学校「福祉フォーラム in えどせん」講演
10月17日	船橋市自治会連合会「孤独死の課題と自治会の役割」講演・中沢
10月21日	白井市自治会連合会 講演・中沢
11月7日	神戸市社協・神戸市民協講演 講師・中沢
11月9日	厚生省（社会・援護局主催勉強会）参考人報告・中沢
11月16日	日本女子大学人間社会学部副専攻部会 講演・中沢
11月24日	日本学際会議シンポジウム パネリスト・中沢
12月1日	新宿区「孤独死を考えるシンポジウム」参加
12月21日	淑徳大学「死について」講演・中沢
2008年2月2日	名古屋市シンポジウム パネリスト・中沢
2月16日	北九州市保健福祉局 事例報告・中沢
3月14日	周西公民館「公民館集い講演」講師・中沢
3月29日	愛西市「愛西市孤立死ゼロ・モデル事業」事例報告

出典：厚生労働省(2007b)「第2回 高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議（「孤立死」ゼロを目指して）」の資料3「千葉県松戸市常盤平団地自治会中沢卓美氏資料」により作成

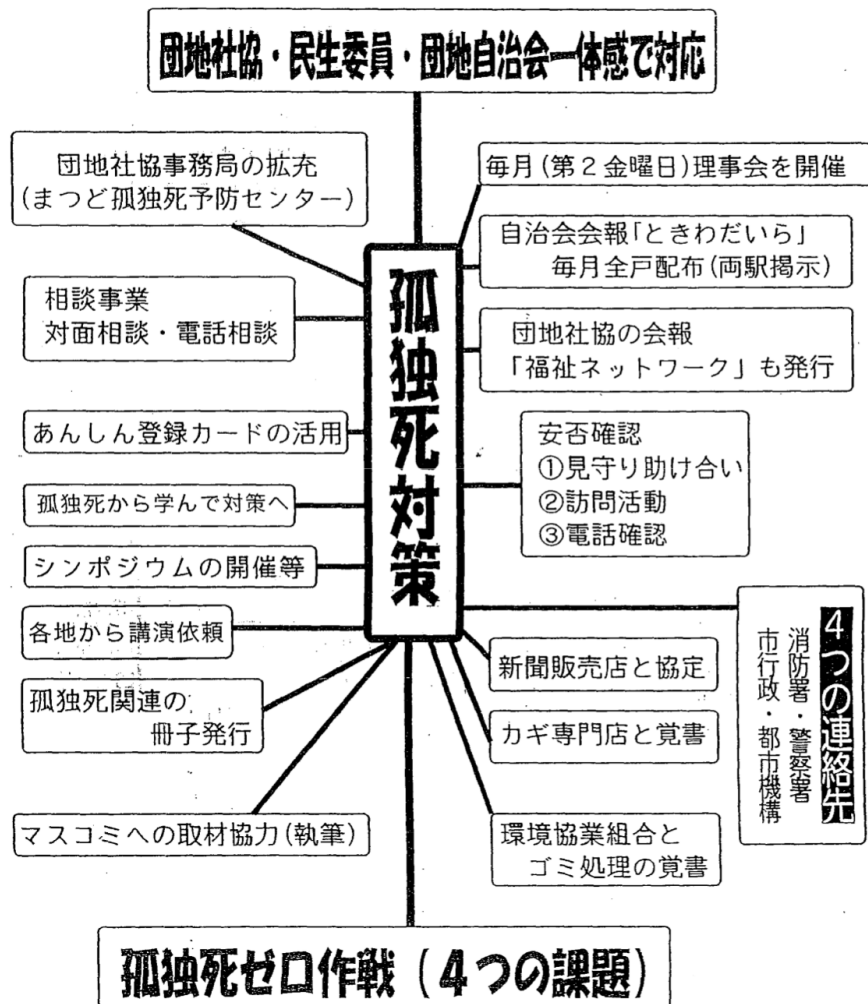
## 第2項 常盤平団地の「孤独死」対策

「孤独死」現象に対する常盤平団地の対応は、団地自治会、地区社会福祉協議会、民生委員といった3つの軸を中心にする緊密な連携を中核に位置づけながら展開されたものであった<sup>179</sup>。常盤平団地で行われている「孤独死」対策の全体的な様相は図5-1-1の通りである。具体的な活動としては、前項で述べた情報発信以外に、「孤独死110番」という緊急通報システム、安心登録カードなどを中心にする見守り体勢構築と「あいさつ運動」、「いきいきサロン」など地域コミュニティの再生・強化をはかる取り組みなどがあげられる。

<sup>179</sup> 2017年4月、団地内に地域包括支援センターができ、これを第4の軸に含めて連携活動をしようとする動きが現在活発に進行している最中である。



# 孤独死対策の関連図



- (1)孤独死を発生させる社会的状況を見極める(4項目)
- (2)孤独死の実態把握(3項目)
- (3)8つの対策(8項目)
- (4)いきいき人生への啓蒙、啓発(12項目)

図5-1-1 常盤平団地の「孤独死」対策の関連図

出典：厚生労働省(2007b)「第2回 高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議(「孤立死」ゼロを目指して)」の資料3「千葉県松戸市常盤平団地自治会中沢卓美氏資料」

「孤独死 110 番」は、緊急時に関係者が連絡し合うシステムとして整備されたもので、自治会長を中心に一元化した通報システムという点で特徴的である。基本的に、何か緊急

事態が発生した場合、自治会長（中沢卓実）へ通報される。通報を受けた自治会長は都市機構の松戸住宅管理センターに連絡し、民生委員や自治会役員によって安否確認が行われる。安否確認結果、対象者が死亡した場合は警察署に連絡をし、生存している場合には消防署に連絡することになる。

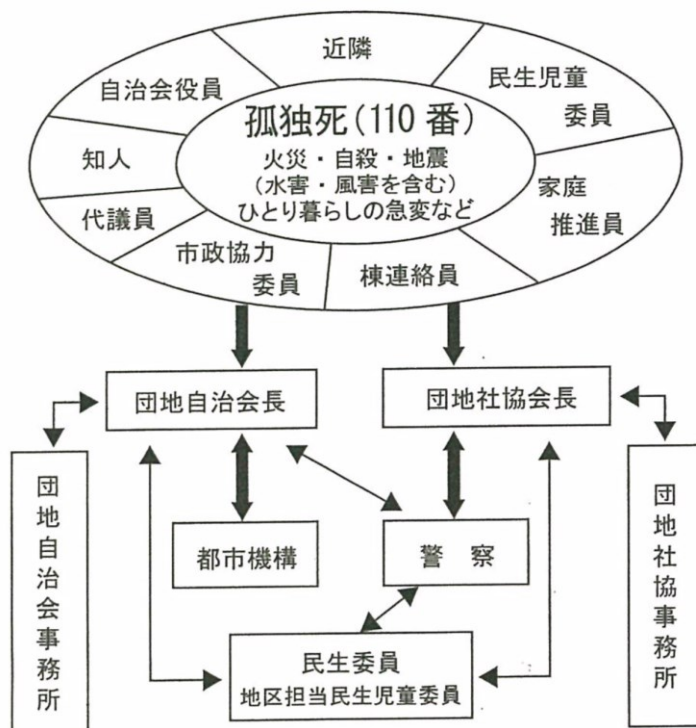


図 5-1-2 常盤平団地の緊急通報体制（連絡網）

出典：高尾(2008)「孤独死の社会学—千葉県常盤平団地の事例を手がかりとして」 p.34.

「安心登録カード」は、「孤独死」（もちろん「孤独死」だけでなく、交通事故なども含めて）が発生した場合、一刻も早く身内の方に連絡ができるようにするための仕組みである。基本的には、希望者のみ対象となり、提出された登録カード（図5-1-3）は団地社協事務所の金庫に保管して管理する。個人情報記されているため、目的外の使用は禁止されている。この「安心登録カード」は、実際に活用される際の有効性のみならず、「安心登録カード」を提出したことで得られる「安心感」の高まりに資することを狙っているものである。



常盤平団地地区社会福祉協議会

登録日平成16年 月 日

団地名

## あんしん登録カード

項目	記入欄			備考欄	
号棟号室	—	街区	号棟	号室	
ふりがな				生年月日	
契約者本人のお名前	男・女			明・大・昭・平	
ふりがな				生年月日	
同居者のお名前	男・女			明・大・昭・平	
本人連絡先	自宅電話	( )	( )		
	携帯電話	( )	( )		
緊急連絡先 (親族又はこの地域にお住まいの友人・知人を記入してください)	①	名前		関係	鍵を預けている人に○をつけてください。 (希望者のみ、ご記入ください。)
		住所			
		電話	( )		
	②	名前		関係	
		住所			
		電話	( )		
	③	名前		関係	
		住所			
		電話	( )		
かかりつけの医師等	医療機関名			主な病名等	
	医師名	( )		血液型 型 (RH+・-)	

※お願いとお知らせ

- あんしん登録カード提出後に記載事項に変更が生じた場合には、その旨をお知らせください。
- この登録カードをコピーして登録者にお渡しします。
- このカードの記載内容は、必要に応じて公団等関係者に提示する場合があります。
- あんしん登録カードに関する連絡先は常盤平団地地区社会福祉協議会（団地社協）  
電話 XXX-XXXX です。

図 5-1-3 常盤平団地の安心登録カード

出典：佐々木&NHK スペシャル取材班 (2007)『ひとり誰にも看取らず-激増する孤独死とその防止策』 p.55.

常盤平団地の「孤独死ゼロ作戦」の一環として2007年4月に開設された「いきいきサロン」は誰でも気軽にお茶を飲みながら会話ができる場所を目的としている。「いきいきサロン」は団地内の中央商店街の空き店舗を借りて運営されており、契約は「社会福祉法人松戸社会福祉協議会」の名義でなされている。都市機構の協力によって「いきいきサロンの

家賃」は通常の半額になっており、その家賃は自治会と団地社協が半分ずつ分けて負担している。基本的に、年中無休で運営されており、有償ボランティアによる世話人の活動を中心としている。

いきいきサロン運営規則	
	いきいきサロン運営の適正化を図るために、この規則を定め、いきいきサロンの魅力づくりに努めることとする
第一条	いきいきサロンは、有償ボランティアの世話人が日々運営に当たることとする。世話人は一日二人体制で担当する。
第二条	運営の適正化を共有し、円滑な運営を図るために、二ヶ月に一回のわりあいで世話人会議を開く。
第三条	世話人会議は団地社協会長が招集する。
第四条	いきいきサロンの運営時間は、原則として午前 11 時から午後 6 時までとする。但し、寒気の季節（11 月から翌年 3 月の間）は午前 11 時から午後 5 時までとする。
第五条	いきいきサロンの入室料は一人 100 円とする。但し 2 階利用の団体については、このほか別途利用料を 300 円とする。
第六条	いきいきサロン内では、禁煙、禁酒とする。また、飲酒を伴う来訪者については退室を求めることができる。
第七条	いきいきサロン内では、来訪者に対して、無料でコーヒー、お茶などを提供する。このほか、弁当などの持ち込みは来訪者の自由とする。
第八条	サロン内では、音楽の演奏など楽しいミニ催しなどを開催できる。
第九条	サロンの運営等に課題が生じた際には、世話人相互で連絡しあい、団地社協理事会で解決の道を示す。
第十条	この運営規則は平成 19 年 11 月 1 日から執行する。

図 5-1-4 常盤平団地のいきいきサロン運営規則

出典：中沢 (2008a) 『常盤平発信 孤独死ゼロ作戦：生きかたは選べる』 p.87.

もちろん、見守りやコミュニティ強化に関連する活動など、常盤平団地で行われた「孤独死」への対応方式は、実は以前から常盤平団地以外にも持続的に試みられてきたものであって、常盤平団地だけの独特な対応とは言い難い<sup>180</sup>。従って、常盤平団地の対応が一つの成功例として語られている現象を見ることにおいて重要なことは、各々の対応プログラ

<sup>180</sup> 例えば、ふれあい・いきいきサロンは 1994 年に全国社会福祉協議会が提案して 1996 年から実施された事業で、2000 年には「生きがい活動支援通所事業」として積極的に推進された。その結果、2001 年には全国的にその数がすでに 19,647 個所に達していた(黒岩 2008: 75)。

ムというよりは、それを実現するための主導的な主体及び客体に対する理解だと考えられる。

### 第3項 「常盤平団地の物語」に内在する特徴(1)：人的要素への強い依存

常盤平団地の「孤独死」への対応において、主軸をなしている団地自治会、地区社会福祉協議会、民生委員の中で最も中心をなす軸は団地自治会である。実際に、常盤平団地自治会は2009年総務大臣表彰を受賞したが、受賞理由は次のようなものであった。即ちその理由は、①「孤独死ゼロ作戦」の全国的普及、②地域コミュニティ再生への「いきいきサロン」の貢献、③48年間続いた自治会報「ときわだいら」のコミュニティ再生・地域づくりにおける貢献であった(清水 2017: 25)。

この常盤平団地の自治会活動を論じる際に欠かせない要素が、まさに中沢卓実という人物である<sup>181</sup>。自治会活動において大きな比重を占めており、強力な影響力を発揮してきた中沢会長がいなかったとしたら、「孤独死ゼロ作戦」も、それ以外の活動も成功させることができなかったという見解には、関係者のほとんどが異論を持たないであろう。しかし、ここで指摘しようとするのは、「その会長がいなかったら本当に成功はできなかったはず」という点である。すなわち、常盤平団地の成功には、とある非人格的で抽象的なシステムではなく、極めて人格的で恣意的な要素がその中核を担っていたのである。

常盤平団地の自治会は、入居開始の2年後の1962年に結成され、2019年現在まで存続している。中沢は自治会の初期メンバーとして活動を開始し、1978年に自治会長に就任して以降、自治会長歴だけで30年以上になっている、文字通りに常盤平団地自治会の生き証人であり、象徴的な人物だと言っても過言ではない。総務大臣表彰の理由にも言及されている自治会報「ときわだいら」は、自治会活動の大きな役割を担当してきたもので、1962年6月に刊行(月1回)をスタートして以降、現在まで絶えずに続いているが、それもまた、中沢の、中沢によるものだとも言える。中沢は1984年54歳で退職するまで産経新聞社で勤務しており、産経新聞社退職後には、船橋市のタウン誌「月刊 my ふなばし」の編集長として務めることになる。自治会報の持続的な刊行ができたのも、その背景には中沢会長の職力の存在が不可欠だったと言える。実際に自治会報「ときわだいら」のほとんどの紙面は中沢本人の記事で埋められる場合が多く<sup>182</sup>、これは2017年現在までも変わりはない。

<sup>181</sup> 黒岩(2009)は地域住民による支援活動の類型を「隣人型」、「互助型」、「支援型」に分けており、自治会・地区社会福祉協議会・民生委員の連携によって行われる常盤平団地の「孤独死ゼロ作戦」を「互助型」の代表的な類型として扱いながら、中沢自治会長のリーダーシップの役割についても論じている。

<sup>182</sup> 自治会報全体の80%に至る記事を中沢が一人で執筆する場合も決して少なくなかった。

さらに、表5-1-3からもわかるように、(大学などを含めた)全国にわたってなされた、「孤独死」への対応に関する講演活動、各種メディアとのインタビュー、著述活動、陳情活動、事例報告など、その全ての活動も中沢によって行われていた。これらは、確かに「自治会長」という肩書きに求められること以上のものである。そして、中沢個人に対する依存はここでとどまらず、「孤独死110番」という緊急通報システムで端的に見られるように、相当な私的プライバシーの犠牲にもつながっている。「孤独死110番」の連絡網において、一次的な連絡番号として指定されているものは、自治会事務室やUR(都市再生機構)、警察署などではなく、自治会長の個人連絡先で、中沢の勤務先である「月刊myふなばし」の編集室電話番号及び夜間のための個人自宅番号までもがそのまま使われていた。

人的要素に対する強い意志と個人的な犠牲を伴う仕組みは、自治会と地区社会福祉協議会、民生委員の一体化という方式の中でもよく示されている。課題の共有や共通の理解が重要だという判断のもとで、中沢が全面に出した方式は各行動主体が複数の役割を兼務することであった。自治会長は地区社会福祉協議会の事務局長を、自治会の他の役員たちも地区社会福祉協議会の理事を兼務しており、地区社会福祉協議会長は団地民生員会長及び自治会の副会長を、孤独死予防センターの所長は民生委員及び団地自治会の役員を、民生委員・児童委員も自治会役員を兼務することが求められた。活動の結果に対する評価とは別に、実際に同一人物が複数の組織の中で活動するこの状況を厳密に言って連携と呼べるかについては疑問が残る。また、果たしてこのような方式で持続的な運営が可能であるのかに対する恐れも否定できない。常盤平団地での自治会活動は単なる自治会活動にとどまらず、様々な役割を同時に果たさなければならないという負担を伴うものになっている。もちろん、その役割を喜んで受け入れる人的資源が存在する限りは成功しつつあるかもしれないが、高齢化及び個人化の深まる現実の中では明るい未来を予測することは難しいというのが事実である。2017年現在でも、自治会長を担っている中沢は相変わらず自治会報の多くの紙面を執筆しながら、様々な活動を続けている。同様に、長い間地区社会福祉協議会長を務めている大嶋愛子も団地自治会の副会長として自治会の福祉部だけでなく、生活部まで担当して活躍している。もちろん、彼/彼女らの卓越な能力や熱意は評価すべきことであるものの、すでに高齢に達している彼/彼女らが相変わらず最前線で活動していることは、彼/彼女らに代わって活動する資源が不在であることを反映するものとも言えるであろう。

#### 第4項 「常盤平団地の物語」に内在する特徴(2)：共通の集団経験による強い住民意識

熱情的で高い執行力を兼備した人物の存在は、確かに「孤独死」に関する対応活動においては、大きなメリットであることは事実である。しかし、単にそのような人的要素が存在することだけでは、常盤平団地の成功物語は説明できないであろう。すなわち、地域住民全体の高まった集合意識の存在がなければ、ただ特定の個人的なカリスマなどによって活動の成功が保障されるとは言い切れないのである。その側面においても常盤平団地は自らの特別な物語を持っていた。

他の多くの旧公団住宅の場合、「賃貸」と「分譲」が混在していたことに比して、常盤平団地の全世帯が賃貸住宅であった点においても、初期の入居者たちの階層的な類似性ととも、ある種の同質性が備わっていたと見ることができる。

表5-1-4 「家賃裁判」以前の常盤平団地と公団間主要争い

時期	内 容
1965	「空室家賃値上げ」反対
1967-1968	水道料金値上げ反対 →一戸あたり 30 円還元成功
1969-1970	公団の家賃値上げ反対署名運動 →値上げ阻止成功
1973-1975	公団の共益費値上げ反対 →値上げ幅縮小成功 公団の家賃値上げ反対署名運動 →値上げ阻止成功
1976-1977	公団の家賃値上げピラに対抗 →「ピラ返上運動」 →値上げ分不払い運動（90%参加） →値上げ幅縮小、敷金徴収中止
1982-1983	水道料金値上げに対する公開質問 生活困窮者への「特別装置拡大」要求

しかし、それ以上に高齢化及び老朽化の進行しつつある中でも、常盤平団地の住民に強い集合意識が存在したのは、その背景に住民同士間に共有された特殊な経験があったからである。それは、家賃値上げに対する団地の戦いと建て替え反対運動で代表されるものであった。

「家賃裁判」、「福祉裁判」として知られている常盤平団地の家賃値上げ反対闘争以前に

も、公団及び松戸市に対抗する自治会の活動はかなりの来歴を持っていたが（表5-1-4参照）、1988年から本格的に展開した訴訟闘争は「裁判」という形を通して住民の結束及び組織化を強化した点で意味深いものであった。

表5-1-5 「家賃裁判」と「福祉裁判」の主要経過

家賃裁判	
1988.12.5	訴状提出(家賃債務不存在確認請求)
1989.2.23	第一回口頭弁論(千葉地裁松戸支部)
1991.10.23	原告・被告和解勧告
1991.11.20~1992.4.30	総5回交渉：決裂
1992.9.4	判決：自治会の敗訴(控訴しない)
福祉裁判	
1993.1.29	訴状提出
1993.4.23	第一回口頭弁論(千葉地裁松戸支部)
1996.4.26	一審敗訴：控訴
1996.9.19	控訴審(東京高裁)
1997.8.7	二審判決：控訴棄却

家賃裁判は中沢が10年ぶりに再び自治会長に就任した1988年12月、中沢外4人が家賃値上げの不当さを訴えながら公団を相手に訴訟を提起することではじまった。これは住民訴訟の形態で展開した全国最初の家賃値上げ反対運動で(結城 2008: 45)、1989年2月の第一回口頭弁論以降ほぼ4年にわたる戦いが続いた。この戦いは、1992年9月の判決によって自治会の敗訴という結果となった。しかし、常盤平団地自治会は、高齢・低所得者などの実態を無視して行われた1991年の公団の家賃値上げに対して「団地生活権」を主張し、再び訴訟を提起(中沢外6人)した。いわゆる「福祉裁判」という名のもとで行われたこの訴訟が1997年2審判決によって再度自治会側の敗訴で終わるまで、長期間にわたる住民訴訟運動は続いた。家賃裁判と福祉裁判は結果的には自治会の敗訴で終わったものの、訴訟の過程で常盤平団地の名前は全国的に知られるようになり、自治会による団地住民との積極的な情報共有などを通じて団地コミュニティが強化されたことも評価されている。

1997年から2000年までの常盤平団地の建て替え反対運動は、先の訴訟とは異なり、最終的に団地自治会の全面的な勝利で終わったものであった。松戸市の1996年「松戸総合計画」と1997年「松戸住宅マスタープラン」に含まれていた団地再建築の計画に反対して起こったこの運動は「空き家問題<sup>183</sup>」とかみ合っ、署名運動、公開質問、他団地と連携し

<sup>183</sup> 建て替えの準備作業のために空き家をそのまま放置することに対して、中沢はこれが結果的に家賃の不



たデモ活動<sup>184</sup>などを通じて活発に展開され、2000年3月13日に自治会と公団側の間に覚書の調印が行われることで一段落がついた。その結果、空き家に対する入居者の新規募集を再開するようになり、建て替えについては全面的に再検討されることが決定された。特に、建て替えによってかつての人間関係が希薄化した事例が珍しくないことを考えると<sup>185</sup>、建て替えの阻止は常盤平団地の強い結束力を維持することにおいても意味深いものである。

このような集団的な経験を通じて育てられた住民間の緊密な集合意識とネットワークは、常盤平団地の「孤独死ゼロ作戦」につながり、その核心的な土台をなすようになったのである。常盤平団地の「孤独死」への対応戦略が成功例的なものとして評価される要因には、自治会長を中心にした、同質的で人格的な関係のもとで結びついた強力な行為主体、そしてそれに呼応する強い連帯感を有する集団が根底に存在していたと言ふべきであろう。

しかし、「常盤平団地の物語」から読み取れるこのような特徴は、近代という時・空間で現れるコミュニティの普遍的な特徴とはほど遠いものである。中沢のような人の存在はどの自治会にも期待できることではないし、常盤平団地のような集団的な経験を保有するコミュニティも決して一般的とは言えない。「コミュニティ再生」に関連する成功物語を求めている「コミュニティ言説」にとって、「常盤平団地の物語」は良い餌食に見えるかもしれない。しかし、「常盤平団地の物語」を見ると、それがコミュニティ再生においては非常に特殊な事例であり、そこでの特殊な成功はむしろ一般的な失敗を浮き彫りにすることが読み取れる。

つまり、「常盤平団地の物語」は、皮肉なことに、「コミュニティ言説」の脆弱性を露呈させていると言えるのである。「常盤平団地の物語」は自分の私的なプライバシーまでも好んで犠牲にしながら行為する強力な人的要素及び強い連帯をもつ集団を前提にしなければ、コミュニティ再生のための実践的な活動の成功が保障できないことを示唆する。言い換えると、「コミュニティのためには、コミュニティが必要である」という皮肉な状況を語っているわけである。

これは、「コミュニティ言説」が常盤平団地のような特殊な物語と結合する場合によく露見させる論理的な矛盾である。そして、そのように結合した「コミュニティ言説」が一般的な対象に適用される場合、そこでは特殊性の不在のため、止むを得ず実践的には虚しくなるしかないのである。したがって、この場合言説が何を言おうとしても、それは実践に

---

当な値上げにつながって住民の被害をもたらすと主張し、公団を相手に「空き家損失補填」を請求（1900万円）するなどの対応をした（大山 2008: 74-75）。

<sup>184</sup> 「船橋市高根台団地」、「光が丘団地」、「草加団地」などと連携した（結城 2008: 50）。

<sup>185</sup> 大山(2008)はこれに関する代表的な例として建て替えられた「都営戸山団地」を常盤平団地と対比して紹介している。

つながらないただの言説としてしか存在することができない。

## 第2節 「無縁社会論」に対する批判的検討

本節では、日本の「孤独死」言説においてのもう一つの代表的な「コミュニティ言説」である「無縁社会論」について検討する。2010年全国的な注目を集めた「無縁社会」という言葉は、2011年の東日本大震災後の「絆」という言葉と絡み合っ一つの「ブーム」とでも言えるような流行現象になっていた。本節では、まずこのような「無縁社会論」の展開を検討し、その言説に内在する構造に関して論じる。そして「無縁社会論」の問題点を検討しながら「コミュニティ言説」に内在する限界点に関して近代性の観点から分析する。

### 第1項 流行現象としての「無縁社会論」の展開

「無縁社会」という用語が、とある社会現象を称する概念として位置づけられるのは、NHKスペシャル「無縁社会～“無縁死”3万2千人の衝撃～」が放映された2010年以降である。2008年から始まった取材班の最初の企画は無縁故死亡者を指す「行旅死亡人」というタイトルであったが、それ以降数十回にわたる会議の末に最終的には「無縁社会」ということに行き着いた。それには、その過程の中で、あるチーフディレクターが「“つながりのない社会”“縁のない社会”。言うなれば『無縁社会』だよな……」と呟いたことがきっかけになっており、いわゆる血縁、地縁、社縁が弱くなっている社会的な状況を意味するものとして用いられた(NHKスペシャル取材班 2010: 1-2; 267)。このようなテーマは2000年代後半、NHKによって持続的に企画・報道され、関心を引いてきたものである。例えば、千葉県常盤平団地の「孤独死」に関する内容を中心にした2005年のNHKスペシャル「ひとり団地の一室で」(2005年9月24日放映)、若年層の問題を扱っていたNHKクローズアップ「助けてと言えないーいま30代に何か」(2009年10月17日放映)と「助けてと言えないー共鳴する30代」(2010年1月21日)などの流れが存在していた。

そのような流れの中で、2010年1月31日にNHKによって放映された「無縁社会～“無縁死”3万2千人の衝撃～」は、「無縁社会」という言葉を公開的に登場させると同時に高い社会的関心を引き起こす始発点になった。取材班は全国市町村全てを対象として調査した結果、「誰にも引き取られない遺体」(取材班はこれを「無縁死」とみなしている)が年間3万2千(2008年時点)に達していることを見せている。そしてこれは、他人との接点を持たずに生活している人の数が急増していることを意味すると、つまり日本社会が「無縁社会」に突入したことを意味すると主張する。NHKの放送は、このような「無縁死」の具

体的な事例として、老齢になって孤独に死を迎えた何人かの人生を追跡する中で、それらの無縁死の背景に置かれているのがまさに「無縁社会」であることを見せようとした。この番組は大きな反響を呼びおこし、2010年4月までの僅か3ヶ月の間に、この番組の内容に関わっているテーマは異なる27本の番組を通じて扱われるようになる(NHKスペシャル取材班 2010: 267)。それだけでなく、「無縁社会」という言葉は2010年の流行語大賞候補のトップ10に入るほど、一つの流行として広がった。NHK取材班が報告している32,000人という数字は、もしそれが紛れもない「無縁死」の数だとしても、2008年の日本全体死亡者数に対して2.8%にすぎないため、これをもって「無縁社会」と呼ぶのは言い過ぎることではないか、という疑問が投げられるのも無理ではない。しかし、少なくとも一般の人々に、「無縁死」ということは他人事ではなく自分にも起こりうることでありと真剣に感じさせた点では、放送の効果は十分であったとも言えよう(慶應義塾大学文学部 2012: 151-152)。

それから始まった、血縁、地縁、社縁の弱体化を特徴とする「無縁社会」に関する爆発的な議論は、関係の喪失および社会的紐帯の不在からくる不安感への認識を主な流れとしながら展開された。そういう中で、2011年に起こった東日本大震災はこのような流れの積極的な推進要因として働きかけるようになる。

東日本大震災発生から4日後である2011年3月15日、俳優である渡辺謙と脚本家・放送作家である小山薫堂を呼びかけ人として開設された「kizuna 311」は、災害の被災者へ応援のメッセージを伝えるためのサイトであった。渡辺謙と小山薫堂はサイトで次のように述べている。

東北地方太平洋沖地震の被害を受けた方々に、心からお見舞いを申し上げます。そして、一刻も早く復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。この被害を目の当たりにして、私たちは、多くの人々がそうであるように、いま、自分に何ができるだろうか?と、考えました。そして、エンターテインメントに携わる人間として、「**自分に出来ること**」を「**全力でしよう**」と、決意しました。地震被害の拡大が伝えられる中でも、秩序ある行動をとる日本人に海外メディアは驚きと共に賞賛し、復興努力を激励する論調が相次いでいます。こうした状況下で、私たちは改めて気づかされたのです。いま、この国にある最高の財産は「絆」である、と。この幸い現状をどう乗り越えていくか、そのカギは人と人との絆[kizuna]にあります。この力で、被災者の方々にとっての光となり得るようなコンテンツをボランティアで作作り、そのコンテンツでさらに新たな「絆」を届けられないか、と考えました。メディアには、それぞれの役割があります。日々報道を続けるマスメディアの切り口とは違った、

私たちならではの視点に立って、災害地にそして世界に、この絆 [kizuna] の力を伝えていきたいのであります。“Tsunami”よりも、“kizuna”という日本語を世界の共通言語にしたい・・・そういう想いで、頑張っています。

(<http://kizuna311.com><sup>186</sup>)

絆という言葉は（人と人との断ち切れない縁を意味するこの言葉は一般的には家族のような一次集団で容易に見出される強い紐帯を指す）2011年の東日本大震災以降日本社会において頻繁に、人々の話題に上ってもはやされる言葉であった<sup>187</sup>。

「kizuna311」以外にも、災害直後「絆プロジェクト」、「絆ネットワーク」などの名をあげる活動が多数現れることなど、2011年の大震災以降「絆」は無縁社会に対する鍵概念として一つのブームを形成するようになる。2011年3月11日に起こった大地震と津波、そして原子力発電所事故といった国家的な災難は、日本国民をして金では買えない、人と人との間の紐帯および結束力の大切さを再認識させる契機になったのである。そしてそのような認識は「絆」という言葉に凝縮され噴出したのである。公益財団法人日本漢字能力検定協会は、毎年年末に、その年の日本社会を代表する漢字を選定し、発表してきたが、実際に2011年の「今年の漢字」として選定されたのがまさに「絆」であった。この「絆」の復活に対する希望は、血縁、地縁、社縁とは無関係でありながらも、強い紐帯感を有する共同体への可能性につながり、無縁社会の問題点を解決することにおいて核を握っているキーワードとして位置づけられるようになる。2011年を前後にして無縁社会およびそれと関連する数多くの書籍が刊行され(表5-2-1参照)、また講演や座談会なども絶えずに行われるようになっており、多様な分野で多くの専門家たちがそれなりの解決策を見出すために声を高めているが、概ね「絆」で代表される人間的な関係の回復の重要性ないしは必要性にはある程度共感していると言える。

<sup>186</sup> <http://www.applewave.co.jp/kizuna/msg.html> から再引用 (2019.6.9 アクセス)。太文字はサイトに掲載されている原文のままである。

<sup>187</sup> 「無縁社会」という言葉と同様に「絆」も東日本大震災以前から注目度を大きくさせてきたものである。例えば、2009年からNHKは「いのちと絆のメッセージ」を募集し、紹介してきており、2010年には「絆はじめよう」といったテーマをあげて、一連の特集番組や番組内のコーナーなどがその例としてあげられる。NHKの「絆はじめよう」サイトには絆に関して次のように乗せられている：「20年後の2030年、日本社会は全世帯の37%あまりが独りで暮らす単身世帯という時代を迎える。世界にも例のない超少子高齢化や格差の拡大、されに都会への一極集中や地方の疲弊。日本社会のさまざまな課題が人々の暮らしを直撃し、絆や支えをなくしたまま生きざるを得ない、いわば『無縁社会』を生み出している。NHKの全国の放送局を通じた取材によって、『家族』『地域』『職場』で当然と思われていた人と人とのつながり、絆が急速に失われている一方で、新しい絆をはぐくもうと前向きな取り組みが各地で始まっていることもわかってきた。日本社会は、なぜ絆を失ってしまったのか。どうすれば新しい絆をつくることができるのか。番組を通じて視聴者の皆様と一緒にこの問題を考えたいと思っています」(香山2012: 17-18)。

表 5-2-1 無縁社会に関連する主要書籍出刊現況 (2011~2012 年)

年度	著者	書名	発行
2011	石田光則	孤立の社会学:無縁社会の処方箋	勁草書房
2011	木村元木(他)	無縁・多縁社会 (データでわかる日本の未来)	洋泉社
2011	橋木俊詔	無縁社会の正体:血縁・地縁・社縁はいかに崩壊したか	PHP
2011	中澤まゆみ	おひとりさまの終活	三省堂
2011	島田裕巳	人はひとりで死ぬ:「無縁社会」を生きるために	日本放送出版協会
2012	全国「餓死」「孤立死」問題調査団	「餓死・孤立死」の頻発を觀よ!	あけび書房
2012	寺久保光良	また、福祉が人を殺した	あけび書房
2012	全日本冠婚葬祭互助協会	無縁社会から有縁社会へ	水曜社
2012	慶應義塾大学文学部	「絆」を考える	慶應義塾大学出版会
2012	山口道弘(編)	無縁介護:単身高齢社会の老い・孤立・貧困	現代書館
2012	矢部武	ひとりで死んでも孤独じゃない:「自立死」先進国アメリカ	新潮社
2012	市川愛	孤独死の作法	ベスト新書
2012	宮本 みち子	若者が無縁化する:仕事・福祉・コミュニティでつなぐ	ちくま書房
2012	中沢卓実(他)	孤独死を防ぐ:支援の実際と政策の動向	ミネルヴァ書房
2012	佐藤良子	命を守る東京都立川市の自治会	廣済堂新書
2012	藤島安之	無縁社会を生きる	幻冬舎

## 第 2 項 「無縁社会論」の内在的構造:「社会的排除」と「親密圏の変容」

「無縁社会論」の流行現象に対する批判的な議論としては、石田(2011)によってなされた分析が代表的なものとして挙げられる。石田は「無縁社会論」の構造、およびそれが有している問題などに関して多くの部分において的確な分析を展開している。

2011 年に出版された石田の著書、『孤立の社会学』は「無縁社会の処方箋」という副題のもとで「孤立」に関する一連の社会学的な研究成果を示している。そこで石田は「無縁社会」の背後に「社会的排除」(つまり、「機能」の問題<sup>188</sup>)と「親密圏の変容」(つまり、「関

<sup>188</sup> もともと政策的用語として生まれた「社会的排除」という言葉は、そのため明確な定義や理論、一貫性の欠如が指摘されることもあるものの、少なくとも「社会的関係」の問題が議論できる概念としては認

係」の問題)という問題が潜んでいることを主張する。石田の表現を借りて言うならば、「社会的排除」とは経済的な貧困が中心的位置を占めていた以前の「排除」とは異なって、多様な排除(多元性)、そしてそれらの一連の連鎖(継時性)を特徴にするものである。すなわち、「非正規などの不安定雇用による労働市場からの排除、劣悪な住環境による住宅及び地域からの排除、家族などの人間関係からの排除、健康問題などの医療からの排除」などはそれぞれが連鎖的につながる連続性を持つものである(石田 2011: 5-7)。そのような中で、流行現象としての「無縁社会」と関わっている「社会的排除」の特徴として石田が強調するものは、「多元性」や「継時性」よりは「越境性」である。「越境性」は排除を規定する境界線が曖昧なものになってしまうことを意味する。不安定な、不幸な「排除」は、特殊な空間での、反対側にいる特殊な人々の状態であったが、そのような区分の基盤はもはや見えなくなる。

つまり、「『無縁社会』の流行は、排除が対岸の火事ではなく、多くの人に降りかかる問題に様相を変えつつあること、それに対する人びとの認識が高まっていること」(石田 2011: 8)を示しているものである。2000年代半ばに「団地の孤独死」が「コミュニティ言説」に結びつくことにおいても、この「越境性」は重要な役割を果たすものであった。つまり、仮設住宅(特殊な状況)から「団地」という空間(普遍的な状況)へ「孤独死」言説の主な空間が移っていくことによって、誰しも「孤独死」と遭遇することができるという可能性およびそれに対する認識の高まりが著しくなったのである。

しかし、石田は「社会的排除」に関する議論が「無縁社会」流行現象についての説明において、部分的な説明しかできないことを指摘する。「社会的排除」の問題に対する議論はこれまで多くの論者によってなされてきたにもかかわらず、「無縁社会」ほどの反響はなかったからである。石田によると、この不足部分に関する説明の核を握っているものは親密圏の変容、つまり「関係」の問題である。越境型の排除が「排除」という言葉ではなく、「無縁」という言葉で表現されることに端的にあらわれるように、排除の問題が人間関係問題の顔になって現れる瞬間、それは人々の心の琴線に触れると同時に不安を喚起する装置として働くことになったのである。

石田の注目している「親密圏の変容」とは、ギデنز(A. Giddens)の「再帰的近代化論(r

---

められている。岩田は社会的排除の一つの特徴として「参加」の欠如をあげながら、次のように述べている。「(社会的排除とは)社会関係が危うくなったり、ときには関係から切断されている、ということである。貧困が、生活に必要なモノやサービスなどの『資源』の不足をその概念のコアとして把握するのに対して、社会的排除は『関係』の不足に着目したものであることが常に強調されている」(岩田 2008: 22-23)。ここで「機能」の問題と表現したのは、「関係」の問題としての社会的排除を否定する意味ではない。「親密圏の変容」が「関係」そのものの性格に関する問題であるに対して、社会的排除は「関係」によって発揮される「機能」を問題とする。そういう意味で「機能」の問題と表現したのである。

eflexive modernization)<sup>189</sup>」に基づいている概念である。かつての血縁、地縁、社縁のような人間関係が個人の意志とは無関係に外側に存在するものであったとすると、近代化および個人化の進展しつつある中で現れる人間関係は個人の自己選択性が拡大した結果生ずる「純粋な関係(pure relationship)」である<sup>190</sup>。人間関係のこのような特性は人間関係に対する個人の自律的な統制が可能であるという感覚を与える。しかし、それとともにこのような人間関係のもつ高い流動性および崩壊可能性は個々人に負担と不安を抱かせることでもある<sup>191</sup>。すなわち、ギデنزの言う純粋な関係は当事者間の関係に異常が生じた瞬間、その関係性そのものが根本的に脅かされることになる関係である(Giddens 1991; 1992)。そして「無縁社会論」は、近代的な人間関係の根元に置かれているこの一連の不安感およびそれに対する回避心理とかみ合って、人々から激しい反応を導き出せるものであった。

### 第3項 「無縁社会論」の問題点と限界

「無縁社会論」に関連して指摘される問題点の一つは社会的排除の隠蔽という問題である。「排除」ではなく「無縁」という表現を用いる語り方は「排除の問題」を「人間関係上の不安」に収束させる手段として機能するようになる。「無縁社会論」の主要議論において使われた言説はほとんどシステムや制度の問題などを指摘しているものの、結局議論の最終段階では人間関係の問題へ議論を誘導する。次の引用文はそのような表現の典型である。

しかし、制度や仕組みだけで無縁社会と立ち向かう事はできない。ひとりひとりが“つながり”を作ろうとするささやかな勇気の積み重ねこそ必要なのかもしれない(NHK スペシャル取材班 2010: 265)。

---

<sup>189</sup> ギデنزの現代的な状況を「存在論的な安定」が崩れ、「実存的な不安」が漸増するものと捉え、その結果現れる「不確実性の回帰」のため、絶えずに「省察」しなければならない事態に人間が丸投げされていることをよく見せている(Giddens 1991; Giddens, Beck and Lash 1994)。

<sup>190</sup> このような近代的な人間関係は個々人の関係への欲求によって維持されるもので、友人関係が典型的な例としてよくあげられる。

<sup>191</sup> バウマン(Z. Bauman)はウィークス(J. Weeks)を引用しながら次のように記している。「集団(コミュニティ)由来の古い物語が本当らしく聞こえないときには、『アイデンティティの物語』への要求が増す。この物語のなかで、『わたしたちは、自分がどこから来たのか、今何者であるのか、どこへ行こうとしているのかについて、自らに語るのである。』…(略)…『古い確実性や忠誠心が奪われるとき、人々は新しい帰属を求め、』『生来の帰属』という古い物語は、深く根づいた制度の難攻不落と見える堅固さによって、日々実証されるものであった。新しいアイデンティティの物語は、それとは明らかに違って、『一人一人が維持しようとし、だれも維持せよと指示しない関係のなかで、信頼や参加が得られるよう取り組まなければならない』という難題を抱えている」(バウマン 2008: 135-136; Weeks 2000: 180, 240-243)。

つまり、これは現在の排除の問題に対する解決を社会には期待しがたいから、個々人が人間関係をしっかりしよう、コミュニティを再生させよう、という議論への偏りを意味する。そしてこのような展開は石田の指摘通りに「自己責任論や人間関係を万能視する議論を助長しかねない」(石田 2011: 21)<sup>192</sup>。

また、「無縁」という現象の原因が「無縁」である、という形の非論理的な言説の展開は言うまでもなく明らかな誤謬であるにもかかわらず、これがごく日常的に行われている点である。

孤独死を防ぐには、その背景にある原因を解決しなければならないが…(略)…見方を変えれば孤独死の原因はただ一つ、「孤独」である。孤独死を解決する方法は、「孤独にさせない」「孤独にならない」この2つに尽きると言うこともできる。そのために重要なのは、月並みではあるがやはり人と人との交わり、コミュニティだ。…(略)…これはいわば対症療法であり、原因を取り除くものではない。だが、高熱が出たら、原因がなんであれ熱を下げなければならない(佐々木・NHK スペシャル取材班 2007: 226-227)。

引用文の最後の文は問題の真相を含蓄して見せている。「孤独死」の原因が「孤独」であると言いながらもこの文に至っては、孤独を除去することが原因を除去することではないと認める。高熱を下げるように、コミュニティの再生を通じて症状を緩和させることが(もしそれが可能であれば)重要なことである点は否定できない。ただし、症状緩和剤が治療剤ではないことと同様に、コミュニティが解決策として扱われてはいけないのである。

「無縁社会論」の問題点として指摘されるもう一つの側面は、人間関係に対する論理的な飛躍という側面である。石田は『無縁社会』についての議論は、人間関係の希薄化と社会的排除を強固に結びつけているため、論理の飛躍を起こしやすい」と指摘する(石田 2011: 23)。結婚できない＝孤独死、といった図式のような飛躍はその典型例である。このような飛躍は、「無縁社会論」のような関係性の貧困を表出する言説が過度の不安を喚起させると

---

<sup>192</sup> 人間関係の喪失に責任を転嫁することに関する石田の批判は次のような記述の中に良く現れている。「もちろん、人間関係の見直しは重要だろう。しかし、そこに問題を焦点化する姿勢は、他方での不足を生み出す。…(略)…高い経済成長力のもと、性別役割分業を基調とした核家族、手厚い福利厚生企業のシステムに下支えられた社会保障システムはすでに破綻している。にもかかわらず、日本の社会保障予算は相変わらず先進国では低水準にとどまり、社会保障制度の改革はいつそうに進まない。社会保障システムを改善することで救われる事例は多いはずだ。そうしことを怠っている国家の責任に目を伏せて、人間関係の喪失を犯人に仕立て上げることは、国家の責任を国民に押しつけることと同様である」(石田 2011: 22-23)。



いう批判ともかかわっているものである。こういう不安の喚起は、他方でコミュニティに対する強制的な動員に向ける点で危険性を内包するものである(松橋 2012)。

しかし、以上のような問題点よりも、「無縁社会論」のような「コミュニティ言説」にはさらに根本的な限界点が存在する。それは近代性そのものと関わっている限界である。

近代性とは確実性の世界から不確実性の世界への移行を内包する。バーガー (P. L. Berger)によると、近代化は「宿命から選択へ」の移行を意味しており、「選択することとは省察すること」を意味することである (Berger 1979)。確実性の保護膜が消えて、自身を囲んでいたすべてのことから遠ざかってしまった個人はどこにおいても確実性を見つけない。したがって、近代的な個人は自分自身の内側に目を向けることになり、その結果「内的な壁 (inner barrier)」 (Simmel 1978: 477) を築き、その中で確実性を探すためにますます自分の内側に沈潜していくことになる。「主観化過程 (subjectivation)」と呼ばれるこの現象 (Gehlen 1980; Berger 1979) はナルシズム的な現代文化 (Lasch 1980) の理由に対する説明にもなるものである<sup>193</sup>。しかし、確実性というものは社会から与えられるものであるため、自分の内面への探索は結局失敗という結果に陥ることになる。この状況は近代人をして、「異邦人<sup>194</sup>」の状態、または「故郷を喪失した状態」 (Berger et. al. 1973: 77) にあると感じさせることになる。このような人間は究極的かつ核心的な精神的要素を持っていないため、不安の状態、根のない状態 (rootlessness)、アノミー状態 (Berger et. al. 1973: 76) に置かれることになる。結局、私は誰であるのかに対する答えのない問いかけを続けながら生きていく近代人は深刻なアイデンティティの危機を経験する。

このような主観化過程が近代的な不確実性に対する近代的な反応だとすると、これとは異なる別の対応、すなわち反近代的 (counter-modernization)、または脱近代的 (de-modernization)<sup>195</sup>な対応も存在している。それらは、個人の主観ではなく外部の共同体的な連帯を通じて確実性を追求しようとする点において、「コミュニティ言説」に関連するものである。前近代的な意味での堅固な集団的紐帯感の回復か (前近代的共同体への回帰)、または新たな形の共同体的な紐帯感の創出か (ポストモダニズム) による対応の相違は存在するものの、重要なことは不確実性と不安 (つまり、近代) から脱して確実性と安定を追求しようとすること (脱・反近代) はコインの両面のようなもので、**それ自体がまさに近代性**

---

<sup>193</sup> 石田が言及している土井(2004; 2008)および森(2000; 2008)の議論もまたこのような主観化および心理主義との関連で理解できるものである(石田 2011:18)。

<sup>194</sup> 「異邦人(stranger)」に関する社会的な議論としては、同名の論文を発表したジンメル(G. Simmel 1950)とシュッツ(A. Schutz 1964)、テリヤキン(E. Triyakian 1973)、レビン(D. Levine 1977)などがあげられる。

<sup>195</sup> ここでの「反近代化(counter-modernization)」および「脱近代化(de-modernization)」といった用語はバーガー(Berger et. al. 1973)の用法に従う。

ということである。近代性および脱近代性に関連して意味深い洞察を見せているバーガーは次のように指摘する。

(前略) …人は近代性に反するものを選ぶことができる。そこで人は近代化のプロセスを操作しようとするであろう。しかしながら、これらの考え方「自体」が近代性—事実上の近代化—そのものなのである。社会発展へのさまざまな経路に関して人間が一つの選択権をもっているという考え方ほど近代的なものはない。(Berger et. al. 1973: 177)

「近代(modern)」という言葉が「まさにいま」、「今日」を意味するラテン語「modo」から由来することを指摘しながら脱近代の意味に関する主張を展開するカリネスク(M. Calinescu 1987)を参考にしてみると、次のように言えるであろう。すなわち、「近代」が時間軸の中で、ある特定の時点を指すものではなく進行しつつある瞬間を意味するならば、我々は常に「近代」に生きていることになり、近代以降近代を否定する動き(脱・反近代)もまた常に「近代」になる。この意味で脱近代(ポストモダニズム)は(時代的な区分ではなく)「問いかけ」の性質を示すものであり、「近代性の持つ複数の顔の中で現実に対して絶えず懐疑する(self-skeptical)」省察的な観点にすぎない(Calinescu 1987: 278-279)<sup>196</sup>。

近代性は初めから秩序と意味、連帯意識の回復された世界への郷愁を持ってきており、言い換えれば近代と反・脱近代は常につながっている過程だと言える(Berger 1979)。すなわち、「コミュニティ言説」が今日の人々の目を引くのは、それ自体近代性という流れの必然的な結果だと言うべきであろう。このような近代化—反(脱)近代化といった矛盾するベクトルの共存という近代性の特性は、石田が指摘するように、「開放感は享受したいが孤立は避けたい」という矛盾する心性を呼び起こす背景にあるものである<sup>197</sup>。

近代性の必然的な帰結であるために、「コミュニティ言説」に用いられている「コミュニ

---

<sup>196</sup> 反近代のおよび脱近代的なベクトルがすべて近代性へ包摂されるという本論文の立場は、もちろん近代以降の新たな社会像を脱近代として把握する立場とは相反することである。また、ギデンズ、ベック(U. Beck)などの再帰的近代化論者たちの主張も、近代と後期近代を区別する傾向を見せている点においては本論文の立場とは一致していない。近代と脱近代(または後期近代)をめぐる議論は非常に深く広い論争史をもつものであり、それに加えて脱近代に関わっている共同体主義の問題まで考慮すると、非常に膨大な作業を要するため、本論文の範囲を超えることだと言わざるをえない。ただし、一つ確実に言えることは、脱近代の主張も後期近代の主張も既に近代性の中に内包されている特徴であることは否定し難い点であり、それが認められる限り本論文で取っている近代性の立場は否定できないことである。

<sup>197</sup> 石田はJGSSなどのデータに基づいた分析を通して、この矛盾する心性が日本人の独特な特徴のように提示しながら、日本特有の生活保障システム(家族中心の生活保障および日本型企業経営など)およびそれとの関係で日本の個人化過程上の特徴をあげて説明している。しかし、実際にこれは日本特有の問題ではなく近代性自体に内在する問題である。

ティ」、「連帯」、「関係」といった概念は近代性の枠の中で慎重に検討しなければならない。

古典的な社会学理論および近代性についての数多くの議論<sup>198</sup>は、近代以前のコミュニティは社会と区分できないものとして存在したものの、近代化の進展によって社会からコミュニティが分離する現象を指摘している。すなわち、近代という空間は、もうこれ以上「関係」と「機能」が一致した状態として経験できない世界を意味するようになったのである。過去の血縁、地縁、社縁といった関係は単に人間関係の機能にとどまるものではなく、個人をして社会に無事に足を踏み入れることができるように全方位的な支援をする担い手であった<sup>199</sup>。つまり、「関係」の中で「社会」は直接体験可能なものであり、従ってそれだけ個人と密着していた。しかし、近代性の展開はそれらの関係を、ギデンズの表現通り、ひたすら純粋な関係だけで機能するようにさせており、従って個人は気にしなくても自然に持つことができた社会との接点を失いやすい（排除されやすい）時代を生きることになったのである。つまり、「無縁社会」は「縁」の喪失というよりは、「縁」が持っていた基本的な「機能」の喪失である。言い換えると、「コミュニティ言説」の基本的前提とみなされる「コミュニティの弱化・喪失（無縁社会）」という概念の本質的な意味は、「人間関係の喪失」ではなく、「関係と機能の断絶」にあると言えよう<sup>200</sup>。

従って、今日の「コミュニティ言説」の中心をなす「関係の回復」は「機能の回復」につながることの難しい内在的な構造を持っているのである。コミュニティの再生およびそれによる関係の回復それ自体は不可能なことでもないし、なおさら非難を受けることでもない<sup>201</sup>。しかし、近代的な状況の下では、それはより緩くて、流動的で、抽象的な形の関係によるものでない限り、達成され難いものであろう。また、何よりも重要なことは、そのようなコミュニティの再生が、「機能」と「関係」が硬く結びついている状態への帰結を意

---

<sup>198</sup> 代表的な議論としては、近代的な連帯に関するデュルケム(E. Durkheim 1984)の議論と、ギデンズ(1991; 1994)、ザイデルフェルト(A. Zijderveld 1970)、ルーマン(N. Luhmann 2007)などの近代性に関する議論、そして共同体に関する議論としてデランティ(G. Delanty 2012)、パウマン(2008)などがあげられる。

<sup>199</sup> すなわち、情緒的な機能だけでなく、経済的機能、教育などの社会化機能、安全保障の機能および今日の「社会保障」という範疇に該当する機能がすべてコミュニティと密着していた。

<sup>200</sup> コミュニティにおける「関係と機能の断絶」に関しては本論文の第6章で議論する。

<sup>201</sup> もちろん、それに関する非難が強くなされてきたことも事実である。その理由に関してパウマンの次のような記述は印象的である。「不安は…(略)…コミュニタリアニズムによって治療できるとされる病気の最大の原因とすれば、コミュニタリアニズムの計画するコミュニティは、それが矯正を約束する状態を悪化させるだけであろう。そしてその際、不安の最大の源泉であった、そして依然そうであり続けている、原子化(atomization)の圧力が、潜在的により強化されることを通して、状態はますます悪化するだろう。この種のコミュニタリアニズムの概念はまた、意見を異にする大勢の人々を配置し、不安に対する決戦を敢行すべき場(コミュニタリアニズム的な意味でのコミュニティ)の構築こそが、安全な選択であることを支持し、是認することにおいて—そして、人々の関心を、今日の不安の主要な源泉からそらすのに加担することにおいて—一罪を犯している」(パウマン 2008: 203)。

味していないという近代的な状況を看過してはならないという点である。過去の共同体への回帰（反近代）を主張することは、それ自体一つの近代的な現象として否定できないものの、それは叶えられないことへの追求で終わってしまう可能性が高いものであり、過去とは異なる新しい共同体を志向（脱近代）する主張は、実現可能性においてはより大きく見えるかもしれないが、例えそれが実現されたとしても、「機能」を排除した「関係」だけの再生にとどまる、いわゆる近代性の壁にぶつかることは避けがたいのである。

### 第3節 小括：「孤独死現象」をめぐる「コミュニティ言説」の脆弱性

本章では、日本の「孤独死現象」における代表的な「コミュニティ言説」である「常盤平団地の物語」と「無縁社会論」について検討した。

2000年代以降「団地の孤独死」に関わる一連の言説において、その始発点であり、核心を占める位置に存在する常盤平団地は「孤独死」と関連する情報及び議論の場を提供する「発信の中心地」としての役割を果たしてきた。常盤平団地は自治会を中心に、シンポジウムの開催、講演活動、そして様々なメディア及び行政当局への積極的な情報発信を図ってきた。

常盤平団地で行われている「孤独死」対策の具体的なプログラムには、常盤平団地のみのユニークな仕組みが存在するわけではない。「孤独死」に対する常盤平団地の対応が成功例として語られることには、具体的なプログラムというよりは、それに参加している主導的な主体の特徴から見る事ができた。つまり「常盤平団地の物語」には、活動への個人的な献身と複数の役割を兼ねる負担もいとわれない人的要素への強い依存と、「家賃裁判」、「福祉裁判」、「建て替え反対運動」などの共通の経験を通じて培われた強い集合意識が内在していた。このような特徴は、「常盤平団地の物語」がコミュニティ再生における非常に特殊な事例であることを意味するものであり、こうした特殊な事例の成功例はむしろ一般的な失敗を浮き彫りにするものでもある。「常盤平団地の物語」は、同質的で人格的な関係のもとで結びついた強力な行為主体とそれに呼応する強い連帯感を持っている集団が前提となっていないと、コミュニティ再生のための実践的な活動の成功が保障できないことを示唆するものであった。

「孤独死」に関連する言説として、本章で検討したもう一つの「コミュニティ言説」である「無縁社会論」は、2010年のNHK番組などを契機として登場し、東日本大震災以降の絆ブームと結びついて、一つの流行現象にまで発現された言説である。「無縁社会論」の内在的な構造の一つとして「社会的排除」が指摘されており、「無縁社会論」と関わっている「社会的排除」は「多元性」、「継時性」、「越境性」をその特徴としていた。この中で「越境性」は、流行現象としての「無縁社会論」を説明するにあたってのより重要な特徴であった。「社会的排除」とともに「無縁社会論」が有するもう一つの内在的な特徴としては「親密圏の変容」が指摘された。近代社会における人間関係の意味を含意するこの概念は、「無縁社会論」が「関係」の問題として語られることにおいて、より核心的な役割を遂げるキーワードになるものであった。

このような「無縁社会論」は、その語り方における「原因」と「結果」に対する同語反

復的な誤謬を犯し、社会的排除の問題を人間関係の問題に置き換えることで排除を隠蔽し、人間関係に関する論理的な飛躍を見せるなどの問題点を露呈していた。しかし「無縁社会論」のような「コミュニティ言説」は、そのような表面的な問題のみならず近代性との関係で根本的な限界点も指摘されうるものであった。コミュニティ及び人間関係に関連する近代性に関わる議論は「関係」と「機能」の断絶という特徴をその核とするものである。「コミュニティ言説」が志向するコミュニティないし「関係」の回復・再構築が実践的な意味を持つためには、「関係」が保障していた「機能」の回復ないし再構築を狙わねばならないのである。しかし、近代的な状況の中では、単に「関係」の回復を叫ぶことだけでは「機能」の回復につながらないという構造的な問題が存在しているのである。

「コミュニティ言説」の基本前提である「コミュニティの弱化・喪失」の問題が単に「関係」の喪失ではなく「関係」と「機能」の断絶、つまり、「機能」を保障してくれることのない「関係」の効力喪失であるとしたら、「コミュニティ言説」の志向すべき内在的な論理は「機能の回復による関係の回復」または「機能の回復を保障できる関係の回復」にならなければならない。しかし、実践的な領域でこの論理を貫徹させるためには、「機能」と「関係」を互いに密着させることのできる強いコミュニティを前提としなければならないのである。その意味で、「コミュニティ言説」は常盤平団地のような物語と（その論理的な矛盾が自明にもかかわらず）生まれつきの親和力を持っているとも言える。結局、「機能」と「関係」の結合が一般的には前提されない近代的な状況は、「コミュニティ言説」をして「関係」から出発して「関係」で全てを終わらせるようなものにしてしまう。これが、「コミュニティ言説」がただの言説として残るしかない理由である。これはまた「無縁社会論」においても同様であって、問題の本質を人間関係の問題に還元させてしまう「無縁社会論」の論理展開は、「コミュニティ言説」としては当たり前の帰結であるとも言えるものである。「機能の回復」（または、排除の問題）を議論に引き込むために「コミュニティ言説」が使える資源は「人間関係」しかないため、システムや制度などの問題に進むように見せながらも結局には人間関係の問題に戻るしかないのである。

## 第6章 福祉問題としての「孤独死現象」とコミュニティ

日本の「孤独死現象」の展開における重要な様相は「コミュニティ言説」を中心として行われている言説展開であった。このような「コミュニティ言説」は「関係」に焦点を置きながらコミュニティの「喪失」とその「回復（再構築）」に関する物語を核心要素とするものであった。しかしここでは、言説が表面的に露呈させている論理的な問題のみならず、近代性との関係に関連した内在的な矛盾も存在した。こうした「コミュニティ言説」において主人公とも言える「コミュニティ」は「孤独死」という問題に対応すべき主体であると同時に、それ自体が問題解決のための治療剤としての役を務めているものであった。しかし「孤独死現象」における「コミュニティ言説」が有している内在的な脆弱性は、このような物語が語っている通りに、「コミュニティ」がこの問題に対応する主体として成功的な結果を導き出せるのかについての疑問を投げかけることになる。果たして今日のコミュニティは「孤独死」という問題における対応主体になれるものなのであろうか。本章はこれに関する議論の端緒を提示しようとする試みである。

「孤独死」が対応されるべきコトガラとして語られるためには、この現象が解決を要する「問題」であるという前提が求められる。今までの本論文での議論は「孤独死」と「孤独死問題」を同一のものとして見なさない立場を取ってきた。したがって本章での議論のためには〔社会的問題として認識される現象としての「孤独死」〕ではなく、「孤独死」が有している「問題」そのものの性格を指摘する必要がある。

そのために、本章ではまず、「福祉」という概念が「社会統合」の概念に基づいて把握され得るモノであることを提示し、「孤独死」が社会統合に対して問題を提起する現象である点で「福祉の問題」としての問題的現象であることを論じる。

それとともに、前章で言及された「関係」と「機能」の断絶に関連するコミュニティの近代的状況についてより詳しく検討し、それを踏まえて「孤独死現象」における対応主体としてのコミュニティの可能性について考える。

### 第1節 福祉と「孤独死現象」

本節で展開しようとする中心的な議論は「孤独死」が有する「問題性」についてである。特に、本節では「社会統合」という側面に基づいて「福祉」の概念を把握し得ることを提

示し、社会の連帯と統合に対して「孤独死」が提起する問題的な性格から、「孤独死」を「福祉問題」として規定する。

## 第1項 「良く統合されている(well-integrated)」状態としての福祉概念

コミュニティ(共同体)を具体的にどう定義するかに関しては、論者の数ほど様々な見方が存在するであろう。しかし、その持つ「複数の人によって構成される生活共同体」としての性格を否定できないとするならば、人類の全歴史にわたるコミュニティの存在を認めざるをえないことになる。おそらく、我々は「福祉」においても同様の言い方を取ることができるであろう。言葉としての「福祉」に関する起源の議論とは別に、「現象」としての福祉は、共同体が存在する以上、共同体から離せない「現象」といえる。共同体の内部で生活することにおいて、(どのような種類であれ)困難さを有する成員の扱い方に関わる関心は(もちろん、その困難さの基準線をどのように引くべきかに関する合意の問題は当該共同体の歴史的、経済的、文化的、政治的な諸環境によって多様な可能性を持っているが)、単に近代的福祉国家の専有物ではなく、原始的共同体を含めて、歴史上いかなる段階にある共同体においても共通のものである。そして、このような関心がまさしく福祉という「現象」の内容を構成する根本的な基盤になる。ここで注目すべき点は、福祉「現象」が人類の全歴史とともに存在してきたという荘厳な歴史性というよりは、それがいつも、そしてどこでも、「集団」(共同体、コミュニティ、社会、国家など、それがいかなる名前と呼ばれるとしても)の関心事であるという点にある。集団が構成員の生活状態に関心を寄せる第一義的な理由は集団の維持及び再生産にある。その意味では、福祉「現象」が必ずしも構成員個人の「幸福」あるいは、とある「善なる意志」のような形で具現される必要はない。集団が困っている構成員を抱え込むほどの資源を保有していない、あるいはそのような負担が集団の維持において脅威になる場合には、その構成員を「異質なモノ」と規定して隔離・排除することがいくらかでも可能であり、実のところ福祉の歴史においてそのような例は珍しくないものである。福祉がいかなる言葉で表現される場合でも—welfare であれ、well-being であれ—そこには価値判断が含まれている。そして、そのような価値判断は特定の個人ではなく集団的な(あるいは社会的な)価値判断を意味する。そのゆえ、何を福祉とみなすか、どこまでを福祉の領域とするのかに関しては、集団の価値体系によって(または政治的なレジームによって)様々であるといえよう。しかし、福祉が、困難な生活の救済、または弱者の救済、最低限度の生活及び最小限の文化的かつ人間的生活の保障を意味しようが、あるいはより一般的で普遍的な意味で、構成員の(量的であれ、質的で



あれ)生活水準の向上を意味しようが、その根底には当該共同体の維持と再生産という目的が置かれているといえる。これを別の言葉でいうならば、当該集団の「統合」への志向を意味するということもできる。「統合」とは、社会(または集団)がその構成員を離脱させないで、その内部に位置づける状態として把握することができる。そのような「統合」という目的は、それ自体、社会(または集団)が福祉「現象」を通じて具現しようとしたモノに違いない。そういう意味で福祉は「良く統合されている(well-integrated)」状態を称する用語として捉えることもできる。

もちろん、特定の福祉プログラムが「統合」に反する機能を果たすときもあることは良く知られている事実である。例えば、階層化や格差の保全は福祉プログラムによって意図されることもあれば、意図とは関係なく結果されることでもある。救貧法的な福祉システムにおける一連のプログラムは、事実上、二重的な階層構造を堅くすることに資する機能を発揮してきたものであり、税制上の優遇措置による多様な給付の中には経済的に劣悪な人々よりも富裕な人々に有利な、逆進的性質の効果を見せる場合が存在する。しかし、そのような福祉プログラムの場合においても、他方では、階層化の安定的な維持を通じて当該社会の「良く区画された統合(well-divided-integration)」の追求という面が存在する<sup>202</sup>。つまり、我々が福祉を「社会統合」という意味脈絡で見るときに、対象になる「社会」をいかなるモノとして見るかによって、発現される現象は非常に多様なモノになれる。

福祉という「現象」の存在とは別に、一つの独立した概念としての「福祉」についての認識は、確かに近代的な出来事である。この点においては、現在我々が「福祉」という範疇の中で扱っている様々な対象—労働、児童、障害、老人、女性、貧困など—の概念と同様に「福祉」概念もまた近代的な産物という面を強く有している。これは近代がもたらした、社会を構成する諸要素の抽象化の帰結とも表現できるであろう。つまり、福祉「現象」は、共同体が構成員の生活問題への「関心」を有していることにとどまることなく、それらの問題に対処できる「機能」的な役割を果たすことを意味する。そのような機能が集団の内部的に完結できる状況においては、福祉「現象」は存在するけれども「福祉」を概念的に独立させる必要性は存在しない。このような状況は、いわゆる近代的な状況の中で維持され難い方向に変貌した。産業化(工業化)の進展、社会的分業の深化及び個人化の増大など、近代性による社会的変化のもとで、集団はその機能的な役割からますます遠

---

<sup>202</sup> これは福祉の対象に関わる「選別主義」と「普遍主義」に対する議論のテーマと関係するが、統合という目標において集団が持つ「構成員の生活に対する関心」は、いわゆる「困っている人々」だけではなく「困っていない構成員一般」いずれにも向けられているものである。その意味で、福祉が選別主義を全面に出している場合においても、その裏面には常にある種の普遍主義的な顔も持たざるを得ない。ただし、この場合でもその普遍性の水準をどのように規定するかに関しては社会的な諸環境によって非常に多様であるというべきであろう。

ざかっている。これが「コミュニティ（共同体）の危機」と言われている現象の核を握っている実態である。近代的な意味における「社会」、「国家」は、構成員の生活世界と密着していたコミュニティ（共同体）から分離され、抽象化された結果現れたものである。福祉「現象」に関わる機能を担当する主体（コミュニティ）が矮小化し、その機能を譲り受けた主体（社会、または国家）との距離が遠くなるに連れて、構成員の生活問題は、特定の集団内部で自然に把握されるものではなく、解決される範疇を超えるようになる。すなわち、抽象化された社会は、「福祉」に対する新しい認識の必要性及びその機能的対応を要求されるのである。言い換えれば、コミュニティは「統合」の問題における主体の資格を失いつつあるのである。そして、これは「統合」そのものが問題性を呈するようになったということをも意味するのである。

## 第2項 連帯と統合に対する警告：「孤独死」の「問題的」側面

第2章で〔社会問題としての「孤独死」〕の实在から見たように、「孤独死現象」は解決すべき「問題」として扱われる現象を内包するものであった。1970年前後の「寝たきり高齢者問題」、「独居高齢者問題」としての实在性を持ちながら発現した「孤独死問題」は、1995年の阪神・淡路大震災以降「貧困問題」、「医療問題」、「住宅問題」、「心理的な孤立問題」など、より多様な社会問題と関連づけられた。それ以降、「仮設住宅での孤独死」、そして2000年代半ばの「団地の孤独死」などの姿および、政策的な対象化の進展を通して、「孤独死問題」は〔社会問題として扱われる实在〕としての具体性を増してきた。

また、第3章の「孤独死現象」の構成要素に関する議論では、「孤独死現象」が社会の人口社会学的な構造変動及び社会心理学的な問題、そして死後処理に関わる様々な実践的な問題とともにコミュニティにおける諸問題を包括していることを述べた。

つまり、「孤独死現象」は主に高齢者福祉、地域福祉などの領域を中心にして扱われる「問題」として現れるものでもあるが、それに限られず、貧困、医療、労働など多彩な問題との関連性を有するものであり、さらには福祉の諸領域を超える社会文化的な問題、意識の問題とも関わっている現象であることを見てきた。

このような「孤独死」と関連する「問題」について、本論文が取ってきた立場は、「孤独死問題」として扱われる「現象」として認識することで一線を引くものであった。つまり、「孤独死問題」は、「孤独死現象」に含まれる一部分としての〔問題として扱われる「孤独死現象」〕が实在するという側面で議論されたものであって、「孤独死が実際に問題である」ということを議論したわけではない。しかし、ここでは本論文で論じてきた「孤独死現象」

のありように関する追加的な結論として「孤独死」の問題性を明示的に表現しようとする。

つまり「**孤独死**」は**問題的な現象**である。

「孤独死」が問題的な現象である最も根本的な理由は、それが「死」と関わっている現象であるからである。定義の可能・不可能にかかわらず、この現象が〔とある姿の「死」〕と関連する現象である点は揺らぎのない事実である。「死」とは、一人間の絶対的な「無化」を意味するコトであり、その存在に終止符を打つ事態である。不可抗力的な自然災害による死であろうが、ごく個人的な悲嘆や挫折による自死であろうが、それは取り返しがない「おわり」を意味する点で、人間存在におけるどうしようもない「問題性」な出来事である。このような問題性は自然な生物学的な死としても例外にはなれない。「死」が有しているこのような根本的な「問題性」から「孤独死」もまた自由にはなれないのである。しかし、「死」の前につけられた「孤独」という修飾語は、それが称する心理の主観性を十分に認めるとしても、「とある関係」の存在なしにそれ自体では生ずることができない「モノ」であるから、「孤独死」という死は社会性から自由ではない。

つまり「**孤独死**」は**社会的な問題**である。

「孤独死現象」は、ある個人の生物学的な死におけるさまざまな側面を含むと同時に（第3章で論じたように）社会的な死と関連している現象であるため、「死」という問題性の前に「社会的」という修飾語がやむを得ずつけられるしかない現象である。すなわち、この「死」は「社会からの絶対的な離脱」であると同時に「社会から離脱した状態」での死でもある。近代社会において、個人主義に嫌疑をかける様々な問題の存在にもかかわらず、個人主義の流れから逆らおうとする試みが成功を収めているとは言い難い。むしろ個人化はますます深化しつつある、現在進行形の現象である。一人で暮らす人々は持続的に増加し続けてきており、またこれからも増加していくことが毎年報告される。一人で生きていくことが普遍的な方式になりつつある状況のなかで、死ぬ瞬間に一人であることが「孤独死」を社会的な問題にさせるということは説得力のある見方ではない。「孤独死」を社会的な問題として捉えようとする議論は、多くの場合「孤独」という主観性を排除しようとした。だが、「孤独」を「孤立」などの言葉もしくは概念に取り替えるとして、それが死につながる道程に置かれている心理的な根底が否定されるわけではない。「孤独」は「ひとりで死ぬ」ことではなく「ひとりで死なざるを得ない」個人の根底で作動する**社会的な心理**である。「ひとりで死なざるを得ない」という事態によって「孤独死現象」は「死」以前の問題であると同時に「死」以後の問題になるのである。「ひとりで死なざるを得ない」人生を生きてきた個人は、その生に対する認知が希薄であったくらいに、その死に対する認知も希薄なものであるからである。社会のなかで、ある構成員の生が認知されない、あるいは

認知されることが拒否されていること、さらには社会からある構成員の退場（死）が認知されないことは、個人的な出来事ではなく社会的な出来事であり、これは（少なくとも表面的には）「普遍的な」人間を構成員として維持されている「社会」という存在においては明らかに問題的な事態である。つまり、「孤独死」という現象は、社会が構成員たちを「良く統合させている状態」に対して問題を唱える事態なのである。そしてまさにそういう点で、前項で提示した「福祉」の概念に照らして表現すると、「**孤独死は福祉の問題である**」。

〔「孤独死」が福祉の問題である〕ということは「福祉」に対する問題提起であり、挑戦でもある。なぜなら、福祉を連帯と統合の問題として捉えるとき、現社会が求めようとする連帯と統合の「ありよう」に対するビジョンが問題視されるからである。近代社会への移行による多元化および個人化は社会統合の像そのものを変化させてきた<sup>203</sup>。同質的な構成員たちを固く囲い込んでいた前近代社会の「社会」という厚い壁は、近代への移行に連れて、多様化し、個別化していく個人を、もはや簡単には一括し難い存在にさせつつある。社会はますます認知し難い抽象的な存在となって行く。このような状況のなかで求められる社会統合の像は、前近代社会のように強い具体性を持って個人を取り巻いているものではないものの、社会的な空間の中で異質な個人を連結する機能を充実することによって、個人が社会的関係の中での安定性を獲得できるようにするものである。社会統合を語るにあたって、一個人を取り囲んでいる社会的境界の壁がどれくらい厚くて、どれくらい高いのかは絶対的なものではない。前近代社会のように個人の背丈をはるかに超える高い壁であることもあれば、現代社会のように一つの線だけが引かれているように見えることもある。重要なことは、その境界を超えず、その内に止まらせることにある。つまり、ある一つの社会が構成員を離脱させずに、自分の内部に成功的に位置づけることができれば、我々はそのような社会に対して「統合」という言葉を付与することが可能であろう。すべてを共有しないことが、必ずしもより弱い統合を意味するという必然性はない。むしろそうしないことによって、以前には、我々と無関係あるいは敵対的であった、つまり物理的、心理的距離が大きく異質であった人々と、自然に社会的関係を維持していくことができるようになったのである。これはまた、個々の構成員の自律的な領域を大幅に制限することがなくても、社会が全体的に統合できる可能性を意味するものでもある。

---

<sup>203</sup> 以下、本項で提示する社会統合の像に関する議論は、近代性の特徴のなかから「抽象性」概念を中心に社会統合と連帯のビジョンを論じた、本研究者の既掲載論文「抽象的現代社会における社会統合の『ありよう』」から借用したものである（議論のより詳しい内容は呉(2019b)を参照）。

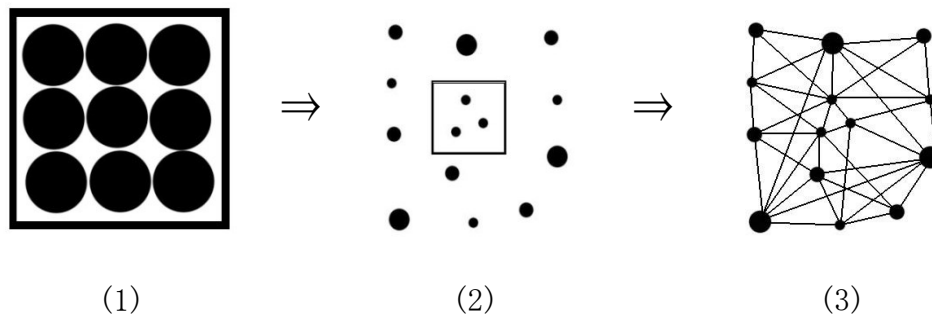


図6-1-1 社会統合像の変化のありよう

出典：呉(2019b: 167)、Kim and Oh (2018: 55)

このような社会統合の「ありよう」を可視的に表現するならば、図6-1-1のような姿で提示できる。近代社会において求められる統合の様相を意味する、図6-1-1の(3)において、福祉の問題はまさに個々人を結びつける実線の問題である。「孤独死」はそのような線が切れた個人の問題である。日本の「孤独死現象」の展開を導いている「コミュニティ言説」は、こういう意味における福祉（問題）との関連では有効なものとは思えない。なぜなら、近代的な社会統合のありようにおいてコミュニティの位置が変貌していることに関する重要な視点が欠如しているからである。前近代的な状況において、コミュニティは社会と固く結び付けられ、関係の問題を超えて統合の機能と、言い換えると福祉の機能と一致していたが(図6-1-1の(1))、近代への移行のなかでコミュニティは社会と分離される。社会が見えない、抽象的なものになって行くのに対して、コミュニティは局地的な領域での、局地的な同質性を囲むものへと縮小される(図6-1-1の(2))。これは次の節により詳しく論じることになる、コミュニティにおける「関係」と「機能」の断絶ないしは分化といった近代的な状況を意味するものである。

## 第2節 近代におけるコミュニティの状況

本節では境界性、同質性、帰属性といったコミュニティの基本的属性について検討した上で、前近代社会から近代社会への移行の中で行われた、コミュニティにおける「関係」と「機能」の断絶ないし分化という近代的状況に関して論じる。

### 第1項 コミュニティの基本属性：境界性、同質性、帰属性

コミュニティに関する膨大な研究物の存在にも関わらず、この用語に対しての合意された明確な定義付けをすることは不可能に近いことである。コミュニティの定義に関する分析を行うにあたってヒラリー(G. A. Hillery)は、すでに1955年の時点で94種のコミュニティ定義を分析対象としていた(もちろん、ヒラリー自身も語っているように、それらの定義が当時のコミュニティ定義の全てを網羅するものではなかった)。それらの定義における基準になったアイデアおよび要素としてヒラリーが分類しているものだけでも22種類に達していた(Hillery 1995: 114-115)。すなわち、コミュニティは、それを対象にする観点によって多様な要素を含むこともあれば、含まないこともある、非常に複雑な概念と言える。したがって、学問的な関心や政治的な立場によって容易に和解できないコミュニティ概念が並存せざるを得ない様相を見せているのである(デランティ 2012)<sup>204</sup>。

多様に存在するコミュニティ概念と関連する属性のすべてをここで論じることはできないものの、最も包括的な意味で言うならば、コミュニティは少なくとも「境界性」、「同質性」、「帰属性」といった属性と不可分の関係にあると言える。

つまり、いかなる形態のコミュニティにおいても、コミュニティが自らを区切るためには何よりも「外側」と「内側」を区分する境界線が必要である。このような境界線は地理的な(あるいは物理的な)ものだけでなく、象徴的なものによっても引かれる。そして、いずれにしても、境界線によって内部に入っている「我々」と外部の「彼(彼女)ら」は区分される。コミュニティのこのような属性は、必然的に、コミュニティが排他的な性質と離れないという性格を示すものである<sup>205</sup>。このようなコミュニティの境界線が維持されるた

<sup>204</sup> デランティはコミュニティに関する著書の中で「社会的・文化的・政治的・テクノロジー的争点」に関連する「容易に和解できない四つの広範な立場」を提示しながらコミュニティ概念の多様性を指摘し、「もしこれらの非常に多様なコミュニティ概念を統一する立場があるとすれば、それは、コミュニティとは帰属に関わるとする見解に他ならない」と述べている(デランティ 2012: 6-7)。

<sup>205</sup> もちろん、このような排他性に反するコミュニティの存在についても様々な主張がなされてきた。デランティが指摘するキリスト教伝統の「普遍的コミュニティ」という概念は「コスモス」という普遍的な秩序を基盤とする、包摂的な性格を持っているコミュニティである。しかし(キリスト教のみならず、

めに、すなわち、コミュニティが持続的に存在するためには、内部的な同質性を維持させる必要がある。コミュニティを構成する構成員は互いに異なる「我々」ではなく、同質な「我々」でなければならない。このような同質性（ないしは同一性）はテンニースの言う理解の共有を基盤とする。バウマンが指摘するように、この理解は（異なる意見を持つ人々によって行われる）合意ではない。コミュニティの内部における共有された理解とは「ここにあり、すでにできあがっていて、使用できる状態にある」ものである（バウマン 2008: 18）。つまり、これは個人が選択したり、創り出したりすることのできるものではなく、全的にコミュニティによって（自然に、自明な姿で、したがってほとんど気づいていないまま）強制されるものである。このような理解がコミュニティの同質性を支える。そしてその理解の基盤の上に形成された同質性はコミュニティ内部における一体感を創り出す<sup>206</sup>。もちろん、コミュニティが要求する同質性は、確かに構成員の自律性と衝突し、それを束縛する。しかし、このような同質性によって結果する一体感は、構成員をして「我々」の中に「属している」という帰属感を与える。互いに理解できる、信頼できる「我々」関係の中で一緒に属していることは、安全で曖昧さのない確実性の領域で生きていくことを意味する。そしてそれこそが、コミュニティが構成員に要求した同質性に対する給付であり、コミュニティ自身が存在し続けるための要件である。

境界性、同質性、帰属性をコミュニティの基本的属性として捉えることは、コミュニティに関連する議論においては全く新しいこともない論議に過ぎないかもしれない。ただし、本論文での議論のために付け加えると、これらの属性がコミュニティにおける「関係」の面に集中する属性であるという点である。コミュニティを論ずるにあたっては、（特に福祉と関わる議論をしようとする場合なら、なおさら）また別の面に注目する必要がある。それは、構成員の間に（偶然的といい、必然的といい）存在すべき「差異」—つまり、人間は完璧に「等しく」にはなれないという自明な事実—に対するコミュニティの処理方式に関わっている。概念的に完璧に同一な人々によって構成されたコミュニティが存在するな

---

普遍的な思想を基盤とする世界宗教において共通に現れる）コスモス的な秩序に基づいている、このようなコミュニティは「人間の社会秩序に対する遠大な批判を前提」としているため、「社会と緊張関係に入ることになり」、「社会をより大きな秩序の名において拒絶する」（デランティ 2012: 21）という意味で相変わらず排他的である。それだけでなく、そのような普遍的な思想が複数で存在しており、普遍性と普遍性がぶつかり合う場合には、どのようなコミュニティよりも激的な排他性が作用する可能性が存在する（これは、しばしば暴力を伴うテロという姿で発現することを、我々は目撃している）。別の見解として、コミュニティがそもそも内部だけでなく外部との関係性を有している点から、コミュニティの開放性に関する主張も存在する（広井 2009b: 24-25）。しかし、「外部につながる」という要素によってコミュニティの境界性が否定されるわけではない。また、それによって外部に対する排他的な区別の意味が消えることもない。

<sup>206</sup> つまり、一体感の結果として共通の理解が発生するのではなく、このような理解が一体感の出発点になるのである（バウマン 2008: 18）。

らば、前述した属性すら事実上要らなくなる。しかし、実際にはそのようなコミュニティは不可能である。コミュニティの同質性に対する要求がいくら徹底して貫徹されたとしても、構成員たちのすべての差異を無化させることはできない。コミュニティの内部には、異なる性別、異なる年齢、身体的な能力の差異、労働能力の差異、場合によっては異なる身分、階級、経済的能力など、自然的な、あるいは社会的な差異が、相対的な多少の差はあるとしても、存在するしかない。コミュニティの境界の内で、同一なメンバーとしての一体感を感じる「関係」が維持されるためには、そのような差異を処理・調整する何らかの仕組みをコミュニティが提供しなければならない。この「差異を処理・調整する何らかの仕組み」をここでは便宜上、「関係」と対比される、コミュニティの「機能」的な面と呼ぶことにする。コミュニティが完璧に自己充足的に良く維持されるということは、コミュニティの持つ「関係」の面と「機能」の面が非常に密接に結びついていることを意味することになる。この場合、両者を分離して認識することは容易ではない。つまり「関係」が直ちに「機能」として作用し、「差異」は大したことではないものとして見なされる。コミュニティに危機が生じるとは、この二つの中でどちらかに亀裂が生じる時である。「関係」の面が成功的に維持されているにもかかわらず、コミュニティが構成員の「差異」を無化させるほどの「機能」的資源を保有していない場合には、それは結局「関係」の破局の種になる。逆に、「関係」の基盤が揺れると、「大したものではなかった」差異がますます存在感を増やして行き、それは「機能」にさらに大きい負担を加える。そして、近代社会におけるコミュニティの状況は、まさにコミュニティのこのような「関係」と「機能」との間で生じる亀裂という側面を露呈しているのである。

## 第2項 コミュニティの近代的状況

個人化および個人主義の進展を欠如しているなかで、「関係」と「機能」が極めて高い強度で密着している状況は、その結合の様相によって二つに分けて考えることができる。「関係」が「機能」に従属してしまう一つの極端には、ニスベット(R. Nisbet)がトータル・コミュニティ(total community)と表現したコミュニティの発現形態が存在する(Nisbet 1953)<sup>207</sup>。この場合、社会ないしは国家が求める全面的な同一化の要求およびそのための「機能」的な諸作用が「関係」に先行して全面に出される。構成員たちの持つ帰属感と

<sup>207</sup> トータル・コミュニティは国家(社会)と一体化したコミュニティ、すなわち有機的な全体としてのコミュニティを指す。ニスベットは全体主義的なイデオロギー(ファシズムや極端なナショナリズムなど)を表現するにあたってこの用語を使用した(Nisbet 1953; デランティ 2012: 30-31)。



一体感はそのような機能的な作用の帰結にすぎない。「個人」という概念が存在する余地を与えない、極端に一体化された状態では、「福祉」問題そのものもまた存在する余地がない。集団を維持するための「機能」的な作用は「福祉」というより単なる「統制」にすぎない。また、「個人」という存在の希薄さは福祉の対象になるべき人々を非可視的な存在にさせて「非人間」へ転落させる可能性が大きい。つまり、コミュニティ維持のための「機能」的な側面が「福祉」とはまったく関係ない仕方で行使される可能性があるのである。この点でトータル・コミュニティは「反福祉」的な性格を内包するものであり、それは福祉主体としてのコミュニティの意味を退色させる。

「関係」と「機能」が密着しているコミュニティ状況におけるもう一つの端には、「関係」の側面に「機能」が従属される形で両者が結合しているものであって、しばしば前近代的なコミュニティのイメージとして想定されるコミュニティ像である。この場合、高い帰属感と一体感が全面に出され、福祉の機能はその「関係」の背後でごく自明に行われる。福祉の対象になる人々は、単にコミュニティの境界線の内存在するという理由だけで「非人間」ではなく「同一の名前を持っている人間」<sup>208</sup>であり、境界が閉鎖的で強力なものであればあるほどコミュニティはさらに強い福祉の主体になる<sup>209</sup>。共同体主義的なビジョンにおいて強く暖かい連帯の代名詞のように見なされるこのような（「伝統的コミュニティ」という名前がよく等置される）コミュニティはノスタルジックなコミュニティ言説が回復したが、まさにそのコミュニティである。テンニース(1927)が有機的連帯をその特徴として論じた「ゲマインシャフト」はこのようなコミュニティに良く符合する像であるといえよう。しかし、このコミュニティもまた福祉における脆弱性を有している。トータル・コミュニティと同様に、「個人」の不在と「集団統合」の高い強度は、概念的に「福祉」の存在の立地を狭める<sup>210</sup>。また、全体社会の立場において、個別のコミュニティが競合的な関係に陥る危険性を常に有していることは、「良く区画された統合状態」がいつでも危険にさらされる可能性を意味する。福祉の主体はあくまでも個別のコミュニティであるため、視点の次元によって福祉主体としてのコミュニティは強力なものとしても、脆弱なものとしても捉えることができるのである<sup>211</sup>。

---

<sup>208</sup> 言うまでもなく、これは普遍的な人間ではなくコミュニティから帰属的に付与された特別な名前を持っている人間である。

<sup>209</sup> そして、コミュニティの境界がより堅固で強く閉ざされていればいるほど、そのコミュニティは「自然」のように自明なものに見なされる。

<sup>210</sup> 二つの類型が共通に見せるこのような側面は「福祉」という概念がなぜ「近代的な」概念であるのかに対する一つの答えを提供するものとも言える。

<sup>211</sup> このような状況は、個人化の低い水準とともに分権的な社会像を特徴にするものである。これは個別構成員のアイデンティティの根底にある集団の強制と、その強制に対する機能的な正当化という面においてはトータル・コミュニティと似ているが、個別構成員が帰属している諸集団（社会）とそれらの集

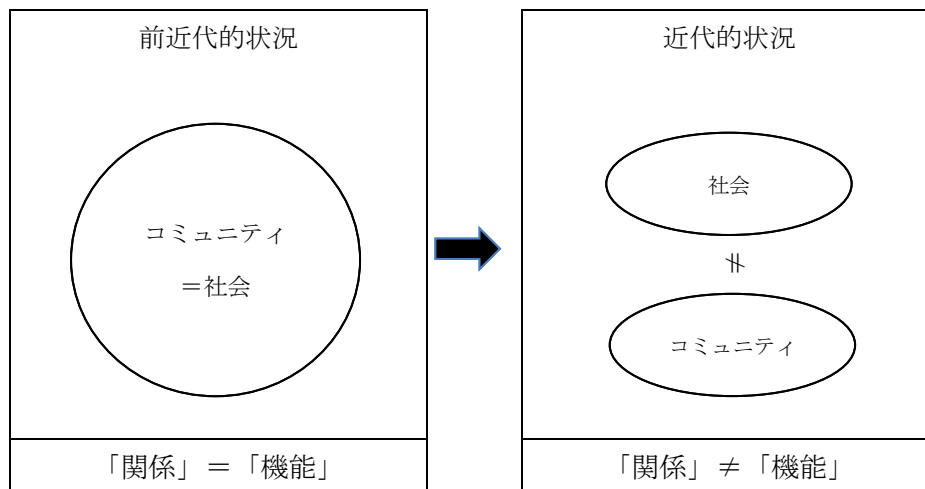


図 6-2-1 コミュニティの近代的状況

コミュニティに対する近代的な認識は、近代の人間の経験する「社会」（ないしは社会関係）に対する反発と関係していることが多い。つまりコミュニティは、近代社会が要求する不安定で冷たい、非直接的でよそよそしい関係とは区別される「暖かい」場所として、「社会」との「対立」を示すものとしてしばしば認識される。コミュニティは、それが回復不可能なものであろうか回復可能なものであろうか、あるいは新たに達成すべき何かであろうか、近代「社会」によって消失ないし破壊されたものに関わっているものとして認識される。すなわち、コミュニティに対する近代的な認識（および言説）は「コミュニティ」と「社会」を断絶しているものとして見ていると言える。しかし、デランティも指摘しているように、コミュニティは最初から社会と対立するものではなかった。古代ギリシャから近代初期に至るまで、「コミュニティは社会の真髄を表すものであり、そのアンチテーゼではない」ものであって、社会は「身近な」ものとして、人々が直接経験可能なものとして、事実上コミュニティと「置き換え可能な」ものであった。つまり、「コミュニティは生活世界という社会的領域、日常生活の生きられた世界を指していた」（デランティ

---

団を包括する、より上位の集合体（国家またはそれに準ずるいっそう包括的な共同体）との密着関係が相対的に弱い社会像をあらわにするものである。個人の属する共同体は「社会」とほとんど同義語として使用できるものの、「国家」のようなものは（力が弱いか存在しないかするため）「社会」と等値ではない。福祉機能は、国家とは区別される個別「社会（共同体）」によってなされるものであり、福祉のための資源もまたこのような主体に集中されている。つまり、福祉機能の対象は、相変わらず家族や集団（特定個人）に当てられているが、福祉の資源が「集団」の水準に集中され、それらの集団が福祉の主体となる。この場合、諸集団を超えて存在する「社会」あるいは（もし存在するとするならば）「国家」は明らかに補完的な性格にとどまるものである。福祉の問題は個別集団の持つ資源、そしてその資源によって発揮される機能に左右される。したがって、集団と集団との関係は競合的になりがちである。もちろん、個別の集団における統合の強度は非常に強力であるものの、これは全体社会の統合という観点では相対的な脆弱性を有することを意味する。

2012:13)のである。コミュニティと社会のこのような関係は、近代性の進展による社会の抽象化のもとで対立的なものに変貌する。すなわち、「社会という概念が次第に直接的な関係を持つ身近さという意味合いを失っていったのに対して、コミュニティという概念はその意味合いを保持した」のである(デランティ 2012: 14; Williams 1976: 65-66)。

先に指摘したように、コミュニティは同質性に基づく一体感と帰属感を提供し、この「関係」の面を維持させるためには「差異」を調整する「機能」を伴わなければならない。しかし、個人化と多元化、及び分化の増大に向かって走っている近代性の中では、調整すべき差異はますます大きくなるばかりであって、コミュニティの自らの能力では負えない事態に至るようになる。コミュニティと社会との分離という現象は、コミュニティの「機能」的な側面がコミュニティから分離することに他ならない。近代的「国家」は、このような機能的な担い手としてコミュニティから分離された「社会」の代表的な様態の一つとも言える。「国家」がコミュニティの「機能」的な側面を完全に代替できるかに関する問題とは別に<sup>212</sup>、このような分離がコミュニティに対して有する意味は極めて明白であると同時に深刻なものであるといえよう。「機能」の分離（あるいは「関係」と「機能」の不一致）はコミュニティが保障する同質性の亀裂を意味し、これはまさにコミュニティが与える安定感と確実性の動揺を意味する。これは「連帯性の欠如」という言葉で表現しても良いであろう。連帯性の動揺（あるいは消失）はコミュニティが前提する「機能」への期待が動揺した結果という側面を持っており、このような側面が不在する場合には仮にコミュニティが存在するとしても、その意味は極めて限定的になるしかない。その意味で、2011年の東日本大震災の被災地におけるコミュニティについて吉原(2013)が用いた「あったけど、なかった」という表現は、近代的なコミュニティ状況の一面とつながっているものとして捉えることもできる。コミュニティの有する基本的な属性が動揺する、こうした状況は近代的な人間の喪失感と不安の源泉になる。「機能による意味の代替」とも表現できる近代的な状況は、コミュニティにおいて機能の不在による事実上の意味喪失を意味する。STEIN(M. R. Stein)は次のように書いている。

---

<sup>212</sup> これに関してデュルケムは非常に否定的な見解を表明していた。彼は、フランス革命以降国家がその過度な機能を受け継ぐようになったものの、それは国家によって果たされないと見ていた。デュルケムは次のように述べる：「国家は、唯一組織化された集合体であるから、個人はそれ以外の集会的な作用をこうむっていない。個人は、もっぱら国家を媒介して社会というものを体験し、社会にたいする依存性を感じとっている。ところが、国家は、個人から疎遠な存在であるから、個人にはよそよそしい断続的な影響をおよぼすにとどまっている。…(略)… 個人をかれ自身の内部から引きだして拘束をくわえるようなものは、その周囲にまったく存在しない。こうした条件のもとでは、個人が自己本位主義(egoism)ないしは無規制(anarchy)にかたむいてしまうことは避けられない。…(略)… 国家は個人を十分つよく包摂するために、みずからを膨張させ、異常拡張させているが、功を奏さず、個々人はたがいになんのむすびつきもなく、あたかも液体分子のように流動している。個人を引きとめ、固定し、組織化する中心的な力はまったくみあたらない」(Durkheim 1979: 389=2015: 500-501)。

コミュニティはますます、なくてもすむものになりつつある。… (略) … 国家の結びつき、地域の結びつき、コミュニティの結びつき、近隣の結びつき、家族の結びつき、そしてついには一貫した自己イメージへの結びつきが継続的に弱まるにつれて、人々の忠誠心の範囲は狭まりつつある(Stein 1960: 329)。

そして、そのように狭まった忠誠心の範囲は、局地的で一時的なものであり、したがって単に多様な忠誠心の中の一つへと転落する。つまり、「機能」の側面の分離によって、コミュニティに「関係」の側面だけが残されると、そうした「関係」はごく狭い範囲のみで通用する限定的なものに縮小されるのである。

### 第3節 「孤独死現象」と対応主体としての「コミュニティ」

前節で論じた「関係」と「機能」の分離というコミュニティの近代的状況と関連して、本節では『ツナガリ』のコミュニティと「機能的ネットワーク」という用語を付与して、近代的コミュニティのこのような2つの側面が有している主要な属性について論じる。そして「孤独死問題」の主要な対応主体としてコミュニティを捉える際に、近代的コミュニティの2つの側面の中で「機能的ネットワーク」が持つ意味について考察する。

#### 第1項 『ツナガリ』のコミュニティと「機能的ネットワーク」

近代的な状況の中で、このように「関係」の属性だけが残っているコミュニティに対して本論文では、(本論文で言った「関係」の側面を意味するために)「つながり」を片仮名で表記して、『ツナガリ』のコミュニティと呼ぶことにする。『ツナガリ』のコミュニティも依然としてコミュニティの主要給付であるアイデンティティの提供に関連している(あるいはそれにしか関われないというのが正確な表現であろう)。近代的なアイデンティティの置かれている多様性と可変性、不確実性といった環境では、そのようなコミュニティが提供するアイデンティティもまた長期的なものにはなれない。コミュニティは長期にわたって同一な価値を強要することはできないし、またコミュニティにそのようなことは求められることもない。自らを区別するためのアイデンティティを維持するため、個人はコミュニティに一時的に携わるだけである。『ツナガリ』のコミュニティの内にいる個人は、あたかも一つの映画を見るために集まっている映画館の観客のような状況に置かれている個人である。つまり、皆同じ映画を見ていることは確かであるものの、個人がそれをどのように受けるか、どのような感想をもちどのような影響をおよぼすかはまったく別の次元の問題である。バウマンが偶像との関連でコミュニティを論じたとき、彼はまさにこのような『ツナガリ』のコミュニティの核心を指摘していた。バウマンによると偶像は、ファンとの関係において「本当のコミュニティなしにコミュニティ経験を生み出す」ものであって、「縛られる不快感なしに、属することの喜びを生み出す」(バウマン2008: 98-99)。ここで発現される一体性は本物らしく感じられるが、それは単にその中に属している人生のごく短い瞬間においてのみそうであり、何よりも本物らしく感じられるだけである。バウマンは次のように記述している。

偶像の周囲に生まれるコミュニティは、すぐに消費される出来合いの即席のコミ

コミュニティであり、使用後は丸ごと捨てられる。… (略) … お祭り気分楽しく消費される限りは、偶像中心のコミュニティは「実物」と区別することが難しい。しかしこちらは、本物と比べて、不快な「しつこさ」も差し出がましきもないことを売り物にしている(バウマン 2008: 99)。

続いてバウマンはそのようなコミュニティが「倫理的責任のネットワークを形成することは断じてなく、したがって、長期の関与をともなうネットワークがそこに形成されることもない」(バウマン 2008: 101)と論じているが、実は「機能」から断絶した『ツナガリ』のコミュニティは、そのようなネットワークを形成する能力がそもそも欠如していたのである。バウマンが適切に指摘したように、この『ツナガリ』のコミュニティの中で発生するきずなは、「人間のきずなが本当に大事になるとき、すなわち人間のきずなによって個人の資力や能力の不足を埋め合わせる必要が生じるときには、雲散霧消する傾向がある」(バウマン 2008: 101)<sup>213</sup>。つまり、そのような不足を埋めることが可能なコミュニティは、そのような「機能」が「関係」に接合されているコミュニティであり、そのようなコミュニティにおいて倫理的な責任のネットワークとタイトな連帯性としてきずなが経験されるのである。このような側面で、『ツナガリ』のコミュニティは福祉機能の主体になるには脆弱性を有している。

福祉国家の登場は、これがいかなる背景を背負っているにせよ、福祉機能に対するコミュニティの失敗を傍証するといえよう。もちろん、コミュニティの機能的失敗が必ずしもコミュニティの消失につながるものではない。本節の冒頭で述べたように、コミュニティは人類の全歴史の中で存在してきており、今も、そしてこれからも存在しつづけるであろう。核心はコミュニティの「関係」の側面と「機能」の側面が分離される現象にある。そして、これは前節で指摘したように、コミュニティと社会との等値関係が途絶えるのと脈をともにすることであった。福祉国家は、もはや機能し難い、コミュニティの(内部的な異質性に対する)統合の「機能」を「社会」に引き渡す図式に関する政治的な表現に他ならない。問題は市場資本主義の肥大化のなかで、このような「国家」がその機能的主体として負担を感じるようになったことである。「国家(社会)」は保護者から調整者に顔を変え、多元的統治という名の下で、引き渡された役割から自ら距離をとっている。このような国家(社会)に何かを期待することは、バウマンの表現を借りて言うならば、「雨乞いの

<sup>213</sup> このようなきずなについてバウマンは「結果に責任を負わないきずな」と表現した。また彼は、これが「テーマパークで提供されるアトラクションのように……『経験』されるべきもの、しかもその場で経験されるべきものであって、家に持ち帰って、毎日の単調な日課で消費すべきものではないのである」と指摘しながら、「祭りのきずな」という表現を使用した(バウマン 2008: 101)。

踊りで早魘が終わるのを期待するのと似たようなもの」(バウマン 2008: 154)かもしれない。コミュニティは、そのような機能的な主体としての役割を担える候補として再び大きく期待されている。実際にその期待が正当なものか否かに対する是非とは別に、国家への機能転嫁であろうが、あるいは、コミュニティへの新たな期待であろうが、いずれにしてもその裏に置かれているのは前節で強調した、コミュニティと社会を対比するものとしてみる「分離」の認識である。

コミュニティが個人主義と対立するものとして捉えられると、コミュニティの「関係」の側面と「機能」の側面も、分離され対立しつつある中でいずれも見えない存在となってしまう。近代的市場資本主義にとって、コミュニティ的な義務は邪魔になるだけであって、実際に近代資本主義の歴史的な展開過程はコミュニティ的義務からの解放の過程を見せるものであった<sup>214</sup>。純粹な資本主義的システムのなかで「コミュニティは、コミュニティの費用を負担する力のある人々全員に逃走をうながす」(バウマン 2008: 83)<sup>215</sup>。市場は福祉の商品化可能な部分だけを担当し、それ以外の部分に対しては手を放す。市場が手放した部分を受け持つコミュニティは存在しないか、あるいはこれを負えない、純粹に「関係」だけが残された『ツナガリ』のコミュニティの形態というものしか残っていない。

しかし、個人主義とコミュニティの両立可能性は、近代社会における新たな連帯と統合に関する主要な観点の一つとして存在してきた。個人主義を基盤とするコミュニティにおいても、「関係」と「機能」の分離は、依然として個人にして『ツナガリ』のコミュニティ以外には選択の余地がないように感じさせる。しかし、より抽象的な次元における集合意識の確立は社会共同体の一員としての感覚を失わないようにする。そしてこのような集合意識は、個別の個人が個別のコミュニティの内を感じる「関係」とは別の次元で提供される「機能」の側面に関わる。すなわち、コミュニティの「機能」的な側面は「関係」から分離されてはいるものの、「関係」と対立的なものではなく、水準を異にして個人の社会共同体への参与に関与するものである。コミュニティの「機能」的な側面は制度化した形態で(もし可視的な形態のコミュニティとしてその実体を見せるものではないとしても)

---

<sup>214</sup> ウェーバーが論じた家計と経営の分離が近代資本主義に及ぼした作用は、この脈絡で非常に意味深いものである。それに関してバウマンは次のように書いている：「家計と経営の分離…(略)…それは、同時に生産者と生計の源の分離を意味した。この二重の作用は、利潤追求や生計維持のための行為を、家族間ならびに隣人間の紐帯が形づくる道徳的かつ情緒的なネットワークから自由にした。…(略)…起業家にとって、家計と経営の分離は、純粹な解放であった。何物にも縛られなくなったいま、その野心にはほとんど限りがなかった。より大きな富につながる道、と理性的に判断されるものを追求する途上であって、この元気と自信に満ちあふれた『何かをやるもの』には、もはやコミュニティ的な義務の概念を考慮に入れる必要はなかった」(バウマン 2008: 43-45)。

<sup>215</sup> これはデンチ(G. Dench 1986:177-201)の議論についてのバウマンの表現である。バウマンがこう書いたのは、新しいコスモポリタニズムにおける成功者に関する議論のなかであったが、これは市場資本主義的システムにおける一般的な特性としてみなしても良いであろう。

社会共同体内の個人をつなぐネットワークとしての作用を果たす。このようなコミュニティの性格に対して本論文では、『ツナガリ』のコミュニティ」に対比する概念的な表現として「機能的ネットワーク」と呼ぶことにする。そして、個人化と抽象化が深化しつつある社会のなかで、福祉機能の主体としてコミュニティがある種の可能性を持つとするならば、その可能性はまさに「機能的ネットワーク」としてのコミュニティの性格に置かれている。なぜなら、個人々の差異（別の言い方で表現すると、個人々が社会内で生きていく際に生じる問題的な要素）を処理かつ調整して社会の安定と統合を図ろうとすることこそが、まさにコミュニティの「機能」的な側面であったからである。

個人主義に基づいている「新しいコミュニティ」への可能性は様々な表現で語られてきた。自然発生的な共同体の解体を代替する「意識的な共同体」として「自立的な個人を基盤にする開かれた性格の共同体」（広井 2006: 146; 2009a: 184）、「多様性に寛容なコミュニティ」（浅川 2008）、「開放的で異質性を重視する包摂するコミュニティ」（三本松 1999: 110）など、「新しいコミュニティ」<sup>216</sup>に関わる表現のなかにはだいたい次のような共通の特徴が求められている。すなわち、①個人を基盤とすること、②強制的ではなく自律的であること、③画一的な同一性ではなく、多様性と異質性を包摂すること、④開放的であること、を共通に内包する。新しいコミュニティ像に対するこれらの期待は、非強制的で多元的な人間結社の空間と関わっている「市民社会」（Walzer 1995）という概念に基づく「新しい公共性（もしくは共同性）」議論の内容とほとんど重なっている。斎藤(2000: viii-ix)は「公共性」という言葉の一般的な主要意味合いとして、「国家に関する公的な(official)もの」、「特定の誰かではなく、すべての人々に関するに共通のもの(common)」、「誰に対しても開かれている(open)」ものを指摘した。「新しい公共性」を説明する表現では、斎藤の言う公共性の意味内容のなかで「共通するもの」と「開かれているもの」という意味が強調されている。共同体主義的な概念ではなく自由主義との両立可能性を主張する山口(2003)の市民社会的公共性（および共同性）<sup>217</sup>、同質的で閉鎖的な自然的公共性に反対しながら異質的で開放的な領域における公共性として田中(2010: 79-80)が主張する「他者性を前提とする共

<sup>216</sup> このような新しいコミュニティ像に関して、日本内における公的な表明の発端として、山口は 1969 年の国民生活審議会調査による『生活の場における人間性の回復』をめざす『コミュニティ』構築の定義をあげている。そこで表明されているコミュニティ像を山口(他)は次のように整理している：「この『コミュニティ』は、『生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人および家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標をもった開放的でしかも構成員互いに信頼感のある集団』であり、これまでの伝統的な地域共同体である町内会とは以下の点で異なるという。①加入単位が世帯ではなく個人であること、②所属は自動的、半強制的ではなく、自主的、選択的、開放的であること、③機能は包括的ではなく、限定的、分化的であること、④組織構成は丸抱え的、単一的ではなく、重層的、交差的であること、⑤加入に伴う責任は全体的ではなく、有限的であること」（山口 2003: 16-17）。

<sup>217</sup> 新しい公共性に関する山口(2003)の議論について「市民社会的公共性（および共同性）」と解釈できることを土場(2006: 129)は主張している。



同性」など、「新しい公共性（もしくは共同性）」は「新しいコミュニティ」と入れ替えても差し支えないほど、類似した表現を取っている。「新しいコミュニティ」議論で見られる考え方は、解体および消滅されたものとして想定される既存の（伝統的な）コミュニティをそのまま復活させるのは不適切で、不可能であると把握する点では注目に値するものの、依然として消滅-回復(模索)という図式のなかで新しいコミュニティの構築に強調点がつけられている面では再考の余地がある。コミュニティの新たな可能性に対する議論はむしろ、本章で「ツナガリ」と「機能的ネットワーク」で表現しているように、コミュニティにおける一種の「分化」現象から把握した方がより適切かもしれない。『ツナガリ』のコミュニティ」と「機能的ネットワーク」が指す主要な属性を整理すると表6-3-1のように提示できる。

表6-3-1 近代的な状況における『ツナガリ』のコミュニティ」と「機能的ネットワーク」

「ツナガリ」のコミュニティ	「機能的ネットワーク」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関係」の側面</li> <li>・直接的(人格的)関係</li> <li>・具体的なアイデンティティ</li> <li>・高い同質性</li> <li>・短期的、局地的統合</li> <li>・多元的</li> <li>・自発的</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「機能」の側面</li> <li>・間接的(非人格的)、抽象的關係</li> <li>・抽象的なアイデンティティ (市民、人間)</li> <li>・低い同質性</li> <li>・長期的、全体的統合</li> <li>・包括的</li> <li>・非自発的</li> </ul>

近代的状況のなかでコミュニティの「関係」の側面のみ残された『ツナガリ』のコミュニティ」は、限定的で狭い範囲の中で具体的なアイデンティティへの欲求を充足させるものである。バウマンが提示したアイドル周辺で生じるコミュニティの状況のように、(特定のアイドルのファンというような)極めて具体的なアイデンティティに基づいて集まった関係は、それが集団性を帯びる瞬間非常に直接的で人格的な関係の性格を持つようになる。もちろん、これはその瞬間、その場所に限られた直接的にして人格的にすぎないものの、少なくともその瞬間、その場所ではそこで要求されるアイデンティティだけが前面に出されてひたすらそれだけが見えるため、高い同質性と統合を見せる。しかし、この場合要求されるアイデンティティはあたかも映画館のチケットのような意味にすぎず、したがってファンというアイデンティティの裏面にいかなる顔を持っていてもそれは問題にはならない。すなわち、このような関係に関与する個々人は基本的に多元的な個人である。個々人

はさまざまな「自分」のなかでたった一つのアイデンティティへの確実性を期待するだけであり、またそれだけを得られる。なお、このような関係への参加および脱退はあくまでも個々人の自律的な判断によるものである。一方で、「機能的ネットワーク」としてのコミュニティの側面はこれとは対照的な特徴を見せる。「関係」の側面が独り歩きをすればするほど、「機能的ネットワーク」はさらに一般的で抽象的な次元で個々人を包括するための作用に取りかかる。全体としての社会の長期的で全体的な統合の機能を果たすためには、具体的で個別的なアイデンティティではなく、包括的で抽象的なアイデンティティを基盤としなければならない。いわゆる市民社会における「市民」というアイデンティティはその典型的な例の一つと言える。このようなアイデンティティを充足させるのは直接的で人格的な関係ではなく、法律の条項のような、間接的で抽象的な方式である。市民権または人権といった概念でその例を見出せるように、このようなアイデンティティへの参与および脱退は自発性の水準が低い、もしくは半強制的でもある。ただし、「機能的ネットワーク」としてのコミュニティが「市民的共同体」または「全体社会共同体」のような表現と等値できるものを指すものではないことに注意する必要がある。つまり、「機能的ネットワーク」としてのコミュニティはコミュニティの一つの種類ではない。「機能的ネットワーク」としてのコミュニティは、『ツナガリ』のコミュニティが放棄する「差異」のなかで、当該社会の統合において「問題」をもたらす恐れのある「差異」に関係する。「機能的ネットワーク」とは、そのような「差異」の調整および除去に関わる機能的な仕組みとのコミュニティの接合のありようを意味する。これは、個々人が社会と結ぶ機能的な関係の一面を指すものであって、特定のコミュニティの代替物ではない。公共性に関わる議論はこのような部分において、コミュニティの可能性についての混乱を呼び起こす。「新しい公共性」において強調される多様性は近代性がもたらした一般的な特性であるため、近代という時空間のなかに存在するいかなるコミュニティにおいても基本属性になる。表6-3-1で、「ツナガリ」と「機能的ネットワーク」に対して各々「多元的」、「包括的」と表現したのは、「関係」の側面においても「機能」の側面においても、参与する個人の次元での多様性は同一であることを意味する。ただし、その多様性がさまざまなコミュニティへ分散された形で存在するのか、機能作用のなかで包括的に扱われるのか、という差があるだけである<sup>218</sup>。新しい公共性に関連する議論は「機能的ネットワーク」としてのコミュニティに正当性を与え、その境界を設定する「方式」への示唆であって、コミュニティの代替物としての

<sup>218</sup> 表6-3-1で提示した「高い同質性」と「低い同質性」という項目も同様の脈絡で理解できる。近代的であろうがなかろうが、新しいものであろうが、コミュニティという名で議論される概念においては、同質性の基盤は否定できない。ただし、「ツナガリ」がある一つの具体的な名前の同質性に基づくとするならば、「機能的ネットワーク」はごく抽象的な名前に基づいているだけである。

位置を占めるものとは言い難い。もちろん、新しい公共性論ないし新しいコミュニティ論が、「公」-「共」-「私」に関連する伝統的な図式において、「公」と「共」におけるある種の区分または重心の変化を指摘している点は意味深い。しかし、その具体的な内容においては再考の余地がある。新しい公共性ないし新しいコミュニティ概念が互いに近い位置に存在していた「公」と「共」の間に距離を取らせるものであったとすれば、「ツナガリ」と「機能的ネットワーク」の概念は「私」に近づいていく「共」から「共」の「機能」が分離する様相を描写する。特に福祉の問題に関連して考えると、個人主義に基づくコミュニティの状況が想定する助けの機能は「共」への期待よりは「公」への期待に近いものになるしかない。これは、福祉の主体になれるコミュニティが存在しないからというよりは、「ツナガリ」的なコミュニティに対して福祉の機能的な期待を持ってないからである。コミュニティは助けを提供することもできる。しかしそれは共助の意味ではなく公助に近い意味である。なぜなら、コミュニティは（福祉の）機能遂行においては「公共性(public)」の領域になり、したがって制度化した機能を前提としなければならないからである。言い換えれば、福祉の対象になる個々人の差異の問題は「ツナガリ」的コミュニティによって「把握（または発見）」されることはできるものの、そのようなコミュニティによって処理、解消されることはない。コミュニティがこのような処理、解消の主体になるためには、処理・解消可能な「機能」の具備が求められるが、それは「機能」と「関係」が分離されている状況では容易ではない。したがって、福祉機能の主体としてのコミュニティが存在するためには、具体的な問題に直面したとき、その問題を解決できる制度化した「機能」と接点を持つ必要がある<sup>219</sup>。「関係」の主体はいつもどおりに依然としてコミュニティである。ただし、「機能」の主体としてのコミュニティは「可能性」として残される。言うまでもなく、重要なポイントはコミュニティに福祉の主体としての可能性が残されている、という点である<sup>220</sup>。

## 第2項 「孤独死現象」と「機能的ネットワーク」としてのコミュニティ

---

<sup>219</sup> 斎藤(2003: 44)が「市民としての連帯は、制度を媒介にした連帯とならざるをえない」と言いながら、「政治的共同体」を説明するとき、彼は、ここで論じている「機能的ネットワーク」の福祉主体としての可能性と非常に近い考え方を仄めかしていた。

<sup>220</sup> 石田(2011: 176)が「関係の危機を直ちに人生の危機に直結させないシステム作り」という表現を用いたのは、福祉主体としての可能性に関連して意味深い。しかし石田がそのようなビジョンに関して代案的な連帯を主張しながら、「同一地域で再生産していくなかで育まれる連帯」(石田 2011: 191)を挙げていることには同意しがたい。なぜなら、石田の言うそのような連帯が不可能であることから問題が始まったからである。

本論文では、日本の「孤独死現象」が展開される特徴として「コミュニティ言説」を中心とする言説展開を論じた。つまり、「孤独死」は社会問題として扱われながらも、関係の喪失および希薄化へその矛先が向けられ、その現象が著しくなっているコミュニティの問題が最も大きく浮き彫りになっていたのだ。したがって、このような「孤独死」問題を解決するにあたって、最重要事項は希薄化し消失されつつある関係を回復することという認識が強く根づいている。そして、それを担うべき中心的な主体は何か、という「問い」において「コミュニティ（特に地域コミュニティ）」は最も頻繁に取り上げられる「答え」になってきた。言い換えれば、日本の「孤独死現象」から見られる「コミュニティ言説」は、コミュニティの新たな有り様に対する模索がそれなりに行われてきたことは事実であっても、コミュニティを回復可能なモノとして捉える言説を主な形としていたと言える。問題は、「孤独死」を見る視点の根底に「関係」の問題が強く根づいていたあまり、このような言説が志向するコミュニティが、前項で提示した『『ツナガリ』のコミュニティ』に向かっていることにある。

人間関係が希薄化し、人と人のつながりが断絶していることが問題であるならば、そういう関係を回復させ、人と人を再び固く結びつけば解決される、という考え方は（問題に対して皮相的ではあるものの）それ自体が全く無効なものでは決してない。コミュニティの再生・復活による「関係」の回復ないし再構築は、「孤独死」という名で発現されている「死」の数を減らすことに寄与できるかもしれないし、少なくともそのような「死」の発見においては強みを持っていると言える。そして、このような方式の「関係」の回復ないし再構築は努力すれば成功できるものでも間違いなく事実である。ここに置かれている一つの問題は、そのような「努力」がどれくらい可能であるのかである。第5章の常盤平団地の事例から見たように、強い献身に堪えられる主体が存在する限りにおいては、そのような努力は成功を収めることができるが、（いちおうそのような主体が現実的に消えつつあるという状況は考慮に入れないとしても）そのような力強い主体が存在するためには、だいたい既にその基盤となる強い連帯に基づいているつながりが前提されなければならないという矛盾が存在する。もう一つの問題は、そのような主体が存在し、彼(彼女)らによる活動が成功を収めたとしても、その成功は限定的である点にある。「孤独死現象」は「死」の前と後において死の当事者が置かれている社会的状況全てを抱え込んでいる現象であった。しかし、このような関係の構築を基盤とするアプローチは「死」という発現現象のみに焦点が当てられがちである。つまり、コミュニティの活性化とその構成員としての関係の密度を高めることは、何か異変が起こったときにそれを適時に発見し「死」の寸前に命を救うことに資する。また、やむを得ず「死」が発生した時にはその「死」が可能な限り

早いうちに発見されるようにすることにも成功的である。だが、いずれにしてもそれらの成功は「孤独死現象」において「死」という側面に限定されたものである。これは第1節で言及したように、「ひとりで死なざるを得ない」事態という側面における成功とは別のものである。

ある個人がひとりで死なざるを得ないことが問題になることとは、裏返して表現すれば、ある個人がひとりで生きていくことに問題を抱えていることと同じ意味である。実際に「孤独死」とみなされる「死」を迎えた人々の生の状況はほとんどこういう点で共通的であった。仕事を失う、あるいは不安定な雇用状態を転々するなかで、経済的に無気力な状態に陥る状況、(身体的または精神的に)健康上の問題を抱えているにもかかわらずそれに対する適切な医療サービスに繋がっていない状況(あるいはそれらの状況の複合的な作用)によって家族をつくれぬ、あるいは離婚などによって家族関係から切り離されてひとりで暮らしていくようになった状態、「孤独死」はそのような生の問題の後にただ死が置かれているだけの状況に付けられた名前にすぎない。すなわち、「死」という現象を消したとしても「生」の問題が解決されることではなく、むしろ「死」を回避したことで「生」の問題は続くことになる。このような「死」を迎える、あるいは、このような「死」の危険性を持つ人々の「生」の問題はコミュニティが解決できる範囲を超えている。より正確にいうならば、コミュニティを通じて再構築しようとする「関係」が解決できる範囲を超えている。

しかし、**それにもかかわらずコミュニティは「孤独死問題」の主要な対応主体**としての可能性を持つ。これは『ツナガリ』のコミュニティではなく、「機能的ネットワーク」としてコミュニティが位置することによって可能である。前項で「機能的ネットワーク」は、社会統合において問題をもたらす恐れがある「差異」を調整したり除去したりするための仕組みとコミュニティとの接合のありようであると論じた。「孤独死」の状況に置かれている個人が生きていくことにおいて抱えている問題は周囲の他の人々によるものではなく、社会が制度を通じて具現しようとする「機能」と関わっている問題である。社会的孤立と表現されようが、社会的排除と表現されようが、その根底には社会内の構成員として当の社会に良くつながっているという感覚の消失がおかれている。「機能的ネットワーク」は個々人に制度的「機能」との接点を認識させ、制度的な支えを受けられるという確信を与えることで、この社会につながっているという感覚を提供することであり、これはまたこの社会で生きていけるという感覚を意味する。もちろん、すべてのコミュニティが「機能的ネットワーク」として位置する必要はないし、またそれは可能でもないであろう。ただし、「孤独死問題」において(ひいては福祉問題において)主体として期待されるコミュニ

ティであれば、「ツナガリ」よりは「機能的ネットワーク」という側面でアプローチすべきである、ということである。ふれあい・いきいきサロンなどのような集いの場を通じて構成員が互いに人間的な関係を深めることも重要ではあるものの、「ひとりで生きていくしかない」諸個人に必要な「機能」的連結の主体としての役割がさらに切実なものである。集いの場で友人が出来、関係の幅を広げていくとしても、家に帰るとひとりである事実には変わりがない。会話の相手がいたとして、生活の問題が直接的に解決されることでもない。関係の断絶は「孤独死現象」の一部ではあるものの、同様に「機能」の断絶もまた「孤独死現象」の中に置かれている。

「孤独死問題」に対する対策の一つとして仕組みられてきた見守りネットワーク構築は、「機能的ネットワーク」という意味で肯定的な事例を提供する。地域住民、自治会のような地縁関係を越えて、市(区)役所、警察署、消防署、郵便局、社会福祉協議会、介護サービス事業者、新聞販売店、牛乳販売店、鍵専門店、水道・電気事業者など、公的機関及び民間事業者などを含むネットワークを通じて見守りの機能を具現しようとする方式は、「関係」を基盤とするよりは権限と責任の所在を明確にするなかでシステム化することに意義がある。松宮(2012)は、このような地縁関係に限定されないネットワークの構築が人との交際を拒否するいわゆるセルフ・ネグレクトの人までも包摂可能な仕組みとして重要であると強調した。厳密に言うと、ここで重要な部分は地縁ではなく関係に限定されない点になるのであろう。「孤独死問題」と関連してコミュニティの「機能的ネットワーク」としての側面は、見守りといった機能に関わる仕組み以外にはあまり具現されていない。前にも言及したように、見守りは「孤独死問題」において「死」の当事者の生の問題に関わる部分は含めないごく限られた対応にすぎない。しかしこのようなアプローチは「孤独死問題」に対する対応主体としてのコミュニティ像に関して重要な示唆点を有するものである。

本章の第1節では、社会の統合に対する問題提起的な事態として、「孤独死」は福祉の問題であると述べた。「ひとりで死なざるを得ない人」または「ひとりで生きていくしかない人」に、「孤独死問題」の主体としてコミュニティが提供できる所属感はなく機能に基づいたものでなければならない。自分が暮らしている地域に対して所属感を持つこととは、その地域で「生きられる」という期待、即ち生の可能性に対する対応に基盤するものである。如何なる人々と暮らすのかではなく、どのように生きていけるかに対する対象としてコミュニティは位置づけられるべきである。コミュニティはそのような脈絡で必要なものであり、このような脈絡で位置するとき、コミュニティは「機能的ネットワーク」の性格を有するものであると言える。近代的な状況で、コミュニティが『ツナガリ』のコミュニティへと縮小しつつあるなかで、個人が「関係」に参加することは社会の中での生

と等値されがたい時代になっている。何故なら、社会の中での生とは、社会につながっているということ、そして社会で生きていけるということの意味するものであり、それは「関係」よりは「機能」の問題になりつつあるからである。「関係」が「生」を保障しないとき諸個人が「関係」から背を向けることは、もしかすると自然な帰結かもしれない。そして、「関係」が「生」を保障しない限り、「関係」への参加が「社会への統合」という意味合いにおいて占める割合はますます低くなるしかない。「孤独死現象」は、「関係」によって個人と社会が媒介された状況が「機能」によって媒介される状況へと変化することが迫られていることを現す現象である。そしてこのような状況では、「孤独死」のような福祉の問題に対応するにあたって『ツナガリ』のコミュニティの役割は極めて限定的なものになる。制度的な紐によって社会内の個々人を繋いでいく「機能的ネットワーク」は、もちろん必ずしもコミュニティを必要とするものではない。個人化が持っている意味には、制度の個人化—社会または社会制度と個人の直接的な連結—が含まれている。しかし、個々の個人が置かれている「個別性」のスペクトルが極めて多様なものになっていくなかで、著しくなる問題はそのような個々人の個別性が制度によって完璧に捕捉されることが難しい点である。コミュニティは「機能的ネットワーク」という側面において、まさにそのような捕捉され難い個別性を制度的な機能へつなぐための役割が期待される主体として、可能性を持っているのである。

#### 第4節 小括:「コミュニティ」の近代的状況と福祉問題としての「孤独死現象」

本章では、「良く統合されている(well-integrated)」状態としての「福祉」概念と、コミュニティの近代的な状況に関する議論に基づいて「孤独死」の「問題性」及び「孤独死」問題対応主体としてのコミュニティの可能性について検討した。

言葉としての「福祉」に関する起源の議論とは別に、「現象」としての福祉は、共同体が存在する以上、共同体から離せない「現象」である。共同体の内部で生活することにおいて困難さを有する成員の扱い方に関わる関心は、歴史上いかなる段階にある共同体においても共通のものである。そして、このような関心がまさしく福祉という「現象」の内容を構成する根本的な基盤になる。福祉「現象」はいつも、そしてどこでも、「集団」の関心事であり、そのような関心の第一の目的は 集団の維持及び再生産にある。「集団」の価値体系によって「福祉」の具体的な姿は様々になり得るものではあるが、その具体的な発現の姿とは関係なしに、「福祉」の根底には当該共同体の「統合」への志向が置かれている。「統合」とは、社会（または集団）がその構成員を離脱させないで、その内部に位置づける状態として把握することができる。そのような「統合」という目的は、それ自体、社会（または集団）が福祉「現象」を通じて具現しようとしたモノに違いない。そういう意味で福祉は「良く統合されている(well-integrated)」状態を称する用語として捉えることもできる。そして、福祉「現象」は、共同体が構成員の生活問題への「関心」を有していることにとどまることなく、それらの問題に対処できる「機能」的な役割を果たすことを意味する。しかし、近代という社会的時・空間の中で集団はその機能的な役割からますます遠ざかっている。これが、「コミュニティ（共同体）の危機」と言われている現象が意味する実体である。

「孤独死」は「死」と関わっている現象である点で根本的に問題的な現象である。「死」とは、一人間の絶対的な「無化」、絶対的な「終わり」を意味するコトであり、その存在に終止符を打つ事態である。そして「孤独死」は単なる「死」ではなく、「孤独」というコトガラを伴う「死」である。「孤独」というコトガラは「とある関係」の存在なしにそれ自体では生ずることができない「モノ」である。それは基本的に「孤独死」が社会的な問題であることを意味する。この「死」は「社会からの絶対的な離脱」であると同時に「社会から離脱した状態」での死でもある。「孤独」は「ひとりで死ぬ」ことではなく「ひとりで死なざるを得ない」個人の根底で作動する社会的な心理である。「ひとりで死なざるを得ない」という事態によって「孤独死現象」は「死」以前の問題であると同時に「死」以後の問題になるのである。社会のなかで、ある構成員の生が認知されない、あるいは認知されるの



が拒否されていること、さらには社会からある構成員の退場（死）が認知されないことは、個人的な出来事ではなく社会的な出来事であり、これは（少なくとも表面的には）「普遍的な」人間を構成員として維持されている「社会」という存在においては明らかに問題的事態である。すなわち、「孤独死」という現象は、社会が構成員たちを「良く統合させている状態」に対して問題を唱える事態なのである。「福祉」概念を、本章で提示した、「良く統合させている状態」として捉えることができるならば、「孤独死」はまさに福祉の問題になるのである。

コミュニティ概念の意味に関する議論を本論文で本格的に展開するのは無理ではあるものの、少なくとも最も包括的な意味で、コミュニティは次のような属性と不可分の関係であるとは言える。つまり、いかなる形態のコミュニティにおいても、コミュニティが自らを区切るためには何よりも「外側」と「内側」を区分する境界線が必要である（境界性）。コミュニティがこのような境界線を維持するために、すなわちコミュニティが持続的に存在するためには、内部的な同質性を維持させる必要がある（同質性）。コミュニティを構成する構成員は互いに異なる「我々」ではなく、同一な「我々」でなければならない。そしてその同質性はコミュニティ内部における一体感を創り出し、構成員をして「我々」の中に「属している」という帰属感を与える（帰属性）。重要な点は、これらの属性がコミュニティにおける「関係」の面に集中する属性であるという点である。コミュニティの同質性に対する要求がいくら徹底して貫徹されたとしても、実在するコミュニティにおいては構成員たちのすべての差異を無化させることはできない。コミュニティの境界の内で、同一なメンバーとしての一体感を感じる「関係」が維持されるためには、そのような差異を処理・調整する何らかの仕組みをコミュニティが提供しなければならない。そして、この「差異を処理・調整する何らかの仕組み」を本章では「関係」と対比される、コミュニティの「機能」的な面と呼ぶことにした。コミュニティが良く維持されるということは、コミュニティの「関係」の面と「機能」の面が非常に密接に結びついていることを意味する。コミュニティに危機が生じるとは、この二つの中でどちらかに亀裂が生じる時である。そして近代社会におけるコミュニティの状況は、まさにコミュニティのこのような「関係」と「機能」との間で生じる亀裂という側面を露呈している。

コミュニティに対する近代的な認識は、近代的人間の経験する「社会」（ないしは社会関係）に対する反発を反映するものであった。つまりコミュニティは、近代社会が要求する不安定で冷たい、非直接的でよそよそしい関係とは区別される「暖かい」場所として、「社会」との「対立」を示すものとしてしばしば認識される。このようなコミュニティに対する近代的な認識（および言説）は「コミュニティ」と「社会」を断絶しているものとして

見ていることを意味する。個人化と多元化、及び分化の増大しつつある近代社会では、調整すべき差異はますます大きくなるばかりであって、コミュニティの自らの能力では手に負えない事態に至るようになる。コミュニティと社会との分離という現象は、コミュニティの「機能」的な側面がコミュニティから分離することに他ならない。「機能」の分離（あるいは「関係」と「機能」の不一致）はコミュニティが保障する同質性の亀裂を意味し、これはまさにコミュニティが与える安定感と確実性の動揺を意味する。これは「連帯性の欠如」という言葉で表現してもよいコトガラである。

このような近代的な状況の中で、「関係」の属性だけが残っているコミュニティに対して本章では『ツナガリ』のコミュニティと呼ぶことにした。これは相変わらずコミュニティの主要給付であるアイデンティティの提供に関連しているものとして重要ではあるものの、近代的なアイデンティティの置かれている多様性と可変性、不確実性といった環境では、そのようなコミュニティが提供するアイデンティティもまた長期的なものにはなれない。つまり、『ツナガリ』のコミュニティは長期の関与を伴う「機能」を果たすことにおいて脆弱性を有しているものである。

コミュニティの「機能」的な側面は制度化した形態で（もし、それが可視的な形態のコミュニティとしてその実体を見せるものではないとしても）社会共同体内の個人をつなぐネットワークとしての作用を果たす。このようなコミュニティの性格を本章では「機能的ネットワーク」と呼ぶことにした。「機能的ネットワーク」としてのコミュニティは、『ツナガリ』のコミュニティが放棄する「差異」のなかで、当該社会の統合において「問題」をもたらす恐れのある「差異」に関係する。「機能的ネットワーク」とは、そのような「差異」の調整および除去に関わる機能的な仕組みとコミュニティとの接合のありようを意味する。

「孤独死」の状況に置かれている個人が生きていくことにおいて抱えている問題は周囲の他の人々によるものではなく、社会が制度を通じて具現しようとする「機能」と関わっている問題である。この問題の根底には、社会内の構成員として当の社会に良くつながっているという感覚の消失が存在している。「機能的ネットワーク」は個人に制度的「機能」との接点を認識させ、制度的な支えを受けられるという確信を与えることで、この社会につながっているという感覚を提供することであり、これはまたこの社会で生きていけるといふ感覚を意味する。「孤独死」は、社会の統合に対する問題提起的な事態として、福祉の問題であると論じた。「ひとりで死なざるを得ない人」または「ひとりで生きていくしかない人」に、「孤独死問題」の主体としてコミュニティが提供できる所属感とは「ひと」ではなく「機能」に基づいたものでなければならない。自分が暮らしている地域に対して所属感

を持つとは、その地域で「生きられる」という期待、即ち生の可能性に対する対応に基盤するものである。近代的な状況で、コミュニティが『ツナガリ』のコミュニティへ縮小しつつあるなかで、個人が「関係」に参加することは社会の中での生と等値されがたい時代になっている。「関係」が「生」の問題を保障しない限り、「関係」への参加が「社会への統合」という意味合いにおいて占める割合はますます低くなるしかない。「孤独死現象」は、個人と社会が「関係」によって媒介された状況が「機能」によって媒介される状況への変化に迫られていることを現す現象である。個々の個人が置かれている「個別性」が多様化すればするほど、そのような個々人の「個別性」が制度によって完璧に捕捉されることは難しくなる。「機能的ネットワーク」としてのコミュニティは、特にこのような捕捉され難い個別性を制度的な機能へつなぐ役割が期待される主体となれるものであり、まさにそのような主体としての可能性を有しているものである。

## 第7章 結論

### 第1節 日本における「孤独死現象」のありよう

日本の「孤独死現象」のありように関する本研究での主要な問いは次のものであった。

- ① 日本の「孤独死現象」が基盤としている「実在」のありようは何であるのか。
- ② 日本の「孤独死現象」に関連している争点および構成要素は何であるのか。
- ③ 日本の「孤独死現象」が展開されるありようの具体的な様相は何であるのか。
- ④ 「孤独死現象」におけるコミュニティという対応主体の意味及び役割と関連する示唆点は何であるのか

これらの問いについて、本研究の議論を通じて提示した主な結果を整理するならば次のようになる。

まず問い①に関連して、[「孤独死」という名で呼ばれるモノ]に関する現象の発現には、[とある姿の「死」]で把握される実在が存在した。「孤独死」の発生件数を直接的に把握可能なデータは存在しないものの、それにもかかわらず「孤独死」と言われる実在が「ある」ことは、何らかの数値を伴って語られていた。その数値が「孤独死」を指すデータとしての的確性を持っているとは言い難いものの、重要な点はそれらの資料が「孤独死」の実態について語っているモノとして「孤独死現象」の中に位置していることであった。「孤独死」と言われる実在が「ある」と語られるもう一つの形態は事例収集による直接的な対象把握である。これは自治体及び研究者たちによる個別研究領域で行われており、地域包括支援センターや民生委員、自治会及び行政役員や関連機関などからの情報収拾からなされるのが一般的であった。

また、[「孤独死」という名で呼ばれているモノ]が発現される現象には「とある問題」という形で認識される現象も含まれていた。これはいわゆる[社会問題としての「孤独死」]というフレームとして存在する現象の実在を意味するものであった。[社会問題としての「孤独死」]という現象の発現は1970年代まで遡ることができた。1970年代の[社会問題としての「孤独死」]は「高齢者問題」の一環として「実在性」を持っているものではあったが、一つの固有のカテゴリとしての「問題性」は明確ではなかった。しかし、1995年に

起こった阪神・淡路大震災を契機に、「孤独死」が再び社会的問題としての実在性を有するようになって以降、「孤独死」は災害と仮設住宅といった明確な時空間的境界線を通して極めて具体的で可視的な「対象」となり、「孤独死」は〔仮設住宅での「孤独死」〕という独立した対象としての実在性を確保するようになった。2000年代に入ってから、〔仮設住宅での「孤独死」〕の代わりに「団地での孤独死」と北九州市での一連の餓死事件などによって「問題としての実在性」が与えられた。特に「団地の孤独死」という実在は、「災害」という特殊な事態に関わっていた「非日常的な状況」での実在性を「日常的」で「普遍的な状況」に引きずり下ろした点で重要な意味を有していた。〔社会的問題としての「孤独死」〕は、もはや〔仮設住宅での「孤独死」〕のような形ではなく、それ自体〔孤独死問題〕という形の実在性を持つようになった。

「孤独死」が政策の明示的な対象になったのは、2007年の「孤立死防止推進事業」の策定からであるものの、「孤独死」に関連する政策的な流れはそれ以前にも存在してきた。しかしその政策的関心は、概ね高齢者を中心にする政策展開の中の一部として位置付けられていた。したがって「孤独死」に関連する具体的な政策的内容は高齢者政策に対する関心の変化に従属的であった。「孤立死防止推進事業」は「コミュニティづくり」という側面に強調点を置きながら、そしてまた「孤独死問題」において「地域福祉」というキーワードを浮き彫りにするものとして「地域福祉活性化事業」（2008年）、「安心生活創造事業」（2009年）、「地域支え合い体制づくり事業」（2011年）などにつながる政策的な流れを見せかけていた。

学問的な関心の対象としての「孤独死」については、1990年代半ば以降本格的に出現する諸研究を通じて確認できた。1990年代後半の「孤独死」研究は、1995年の阪神・淡路大震災を背景として、災害地の仮設住宅での「孤独死現象」を主な対象としており、医学的な関心を中心になされていた。2000年から2005年以前までは「孤独死」研究の出現において小康状態を見せていたが、2000年代半ば以降には、研究論文が持続的に登場しており、研究の内容においても多様化が図られていた。そして本研究で検討した「孤独死」研究は全て例外なく「孤独死」を「社会問題」として捉えていた。

以上のように、〔「孤独死」という名前と呼ばれるモノ〕に関する現象は、〔とある姿の「死」〕として把握される実在が存在しているとともに、「とある問題」、特に〔社会問題としての「孤独死」〕という形で認識される現象としての実在性を持っているものであった。

日本の「孤独死現象」に関連している争点および構成要素に関する問い②については、本論文の第3章で重点的に論じた。「孤独死」はその発現現象においても極めて様々な姿を見せている現象であり、これは「孤独死」という実体を把握するにあたってアプローチ可

能な視覚の多様性にもつながるものであった。そしてこれは「孤独死」に関する厳密な定義付けの困難さを意味するものであって、「孤独死」に関する多様な定義は「孤独死」という同一の現象を称しながらも、その具体的な内容においては一致されない争点を内包していた。「孤独死」に関する多様な定義を検討した結果、「孤独死」を規定するにあたって争点になっている事項として、①死亡場所、②世帯類型、③自殺の扱い方、④生前の状況、⑤看取りの有無、⑥年齢基準、⑦死後経過時間について論じることができた。つまり、これらの事項において既存の「孤独死」定義は互いに相いれない内容を内包していた。

既存の多様な「定義」の内容を考慮して、「孤独死」を暫定的に構成してみると、(a)「一人暮らしで」、(b)「孤独に生き」、(c)「死んだ後」、(d)「誰にも知られずに」、(e)「相当期間放置された後に発見」される、といった5つの項目に関連する要素の組み合わせとして整理することができた。すなわち、「孤独死」は「死」という契機を通して発現するものであるが、「死」の前後、つまり「生」と「死」に関わる社会的意味までも全て含む現象であった。

「孤独死」の発現現象である「死」という要素に関しては、「社会的死」に関連する議論を中心に論じた。「孤独死」という現象は、生物学的死の時点を前後に、二つの社会的死が置かれている事態ともいえる。「孤独死」は、いわゆる社会的関係から孤立した末に、社会的に生きている存在として認知されない事態に至るという意味での、社会的死（の過程）に関わっているといえる。このような社会的死は、明らかに「生物学的死に社会的死が先行する」社会的死である。他方で、「孤独死」は生物学的死が発現される「その」瞬間に完結する現象ではなく、その生物学的死の「発見」という特徴が求められる現象でもある。このような「社会的死」は、生物学的死の後に「発見される」ことによって完了する死であって、「死」という事態の発見によって、初めて当事者が社会的に認知されると同時に完了される死の形をとるのである。

「一人暮らし」という要素は、文字通りの意味で、一次的には「孤独死」を構成する人口社会学的要素に関係する。ここでは、「一人暮らし」という要素を、「暮らす」という形式的な要素ではなく、「ひとり」という意味に、より抽象的な側面に重点をおく、という意味で「ヒトリ性」と表現した。「孤独死」と呼ばれる現象においては多くの場合、物理的な意味であれ関係性の意味であれ、生前における「ひとりで遠く離れている状態」と関連する要素、つまり「ヒトリ性」という表層的要素が置かれているのである。

「孤独に生き」という要素は、「ヒトリ性」という表層的要素の下に置かれている、近代的な個人化と関連する深層的な社会心理学的要素を意味する。「孤独」という問題には、それを個人の主観的な心理状態として捉えても、あるいは個人が置かれている一種の客観的

な状態として捉えても、いずれにしてもそこには、近代社会という社会的状況が個々人に与える心理的な負担が、ある程度関係している。「孤独死」は個人化に関連する近代的意識・文化などに関する社会学的な問いを、その一つの要素として持っている。

「相当期間放置された後に発見」されるという要素は、「孤独死」においてこのような「死」が死んだ当事者の周辺に及ぶ影響と関わっているモノである。遺体が発見された部屋の片付け及び遺品整理、遺体の引受者がいない場合の葬式などの死後処理問題は死後の状況に関連する「孤独死」における表層的要素を構成するものである。

「誰にも知られずに」という要素は、死後の状況に関連する深層的要素として「コミュニティ問題」と関係するモノであった。「孤独死」が発生したことは既にその時点で死亡者個人とは別に死亡者の周辺が問題化される。したがって、「孤独死」の構成要素としての死後処理問題の下には、「死」を（事前に、または事後早い時間のうちに）捕捉できなかったコミュニティと関連する要素が置かれていると言える。

以上のように、「孤独死」は近代社会における社会的なモノとしての「死」という要素を中心に、近代的な個人化を深層的要素とする、「死」以前の個人と関連する要素と、近代的コミュニティ問題を基盤とする、「死」以後の個人の周辺と関連する要素が包括的に関わっている現象である。

日本の「孤独死現象」が展開されるありようの具体的な様相に関する 3 つ目の問いのために、本研究で注目したのは「孤独死」に関わる言説展開であった。「孤独死」言説は「孤独死」に対する認識の次元によって、「個人化言説」、「福祉・制度に関わる言説」、「コミュニティ言説」と分けてみることができた。「個人化言説」とは、現象認識の中心を孤独（孤立）の原因に置きながら、「当事者」、すなわち個人の観点をとる言説を意味するもので、問題の原因及び解決に関して個人の選択（または努力）を強調する言説と論じた。一方で、「福祉・制度に関わる言説」は現象の核を孤独（孤立）の原因に置きながら「当事者」でなく「周辺」の観点到立つ言説で、問題の原因及び結果を社会的なものとして把握し、国家・行政に関わる制度的・政策的問題に結びつかせるものであった。「コミュニティ言説」は、先の二つの言説とは異なって、「孤独」という事柄の帰結（死）を中心に現象を把握する言説で、コミュニティ（人間関係）を中心にする現象認識及び対処を特徴とするものであった。

日本における「孤独死」言説展開の具体的なありようを見るために、朝日新聞で報道された「孤独死」関連記事（2015年までの667件の記事）を分析した。その結果、「福祉・制度に関わる言説」は1970年代から日本の「孤独死」言説において一つの流れとして存在してきており、「個人化言説」も2000年代半ばから目につく言説の一つとして登場してい

ることが確認できた。しかし日本の「孤独死」言説の展開において最も中心的で圧倒的な位置を占めているのは「コミュニティ言説」であった。「コミュニティ言説」は、「孤独死」に関連する記事が登場し始めた時期から、「人間関係」の問題を訴えかける形で発現され、「福祉・制度に関わる言説とともに「孤独死」言説の一形態として位置付けられた。しかし阪神・淡路大震災以降、仮設住宅という環境の中で浮き彫りにされたコミュニティの喪失・不在という状況は「コミュニティ言説」をして「孤独死」言説におけるスタンダードな位置に立つようにした。2000年代に入ってから、「団地の孤独死」が話題にのぼる現象の裏面には、地域コミュニティを中心とする「孤独死」対応に向けられた注目が置かれており、「孤独死」言説においてこれは「コミュニティ言説」をさらに強化させるものであった。このような言説は2011年の東日本大震災を前後にして登場した「無縁社会論」の形を取りながら日本における「孤独死」言説の中心的な位置を固めていた。

これらの結果から分かるように、日本の「孤独死現象」の展開においては、「関係」という側面がその中心軸を担当してきたといえる。そして、それは「コミュニティ言説」という形を通じて典型的に現れている。つまり、「孤独死現象」は「関係」の「喪失」と「回復（再構築）」という物語に収束していく様相を示しており、その中で「孤独死」に対する対応の役割を担う主人公としてコミュニティが位置していた。そしてこれは、本論文の最後の「問い」である、「孤独死」の対応主体としてのコミュニティに関する議論に導いた。

対応主体としてのコミュニティの可能性を論じるためには、まず「機能」という側面で「孤独死」が持っている「問題性」を再構築する必要がある。そのため、「統合」という意味で「福祉」の目的を捉え、「孤独死」がまさに「統合」の問題を投げ掛ける「福祉問題」であることを論じた。「統合」とは、社会がその構成員を離脱させずに、社会の内部に位置付ける状態として把握することができる。そのような「統合」は、社会が福祉を通じて具現しようとするモノにほかならない。そして、福祉は、社会が構成員の生活問題に「関心」を有していることにとどまることなく、それらの問題に対処できる「機能」的な役割を果たすことを意味する。「孤独死」は、「社会からの絶対的な離脱」であると同時に「社会から離脱した状態」での死でもある。すなわち、「孤独死」は、社会が構成員たちを「良く統合させている状態」に対して問題を提起する事態なのである。そのような意味で「孤独死」はまさに福祉の問題である。

このような福祉問題の主体として、コミュニティが如何なる意味を持ち得るのかを論じるためには、コミュニティが近代的な状況の中でどのような特徴を持っているものであるのかを把握する必要がある。コミュニティにおいて、コミュニティの境界の内で、同質的なメンバーとして一体感を感じる「関係」が維持されることは、重要な目標である。こ



のような「関係」の維持は、コミュニティの内部に必然的に存在する差異に対して、それを処理・調整する何らかの仕組みを必要とする。そのような「仕組み」を、コミュニティの「機能」的な面と述べた。コミュニティが良く維持されるということは、コミュニティの「関係」の面と「機能」の面が密接に結びついていることを意味する。しかし、近代社会におけるコミュニティの状況は、「関係」と「機能」との間に生じる断絶および分離を特徴とするものであった。近代的コミュニティにおいて分離された「関係」と「機能」について、本論文では『ツナガリ』のコミュニティと「機能的ネットワーク」に区分して論じた。その中で、「機能」的な側面を意味する、「機能的ネットワーク」としてのコミュニティは、当該社会の統合において「問題」をもたらす、「差異」に関係する。「機能的ネットワーク」とは、そのような「差異」の調整及び除去に関わる機能的な仕組みとコミュニティとの関係を意味する。「孤独死」の状況に置かれている個人が生きていくことにおいて抱えている問題は、周囲の人々によるものではなく、社会が制度を通じて具現しようとする「機能」と関わっている問題である。「機能的ネットワーク」は個々人に制度的「機能」との接点を認識させ、制度的な支えを受けられる、という確信を与えることで、この社会につながっている感覚を提供するものである。そしてこれはこの社会で生きていけるという感覚をも提供するものである。「孤独死現象」の主体としてコミュニティが提供できる所属感とは「ひと」でなく「機能」に基づいたものでなければならない。「関係」が「生」の問題を保障しない限り、「関係」への参加が「社会への統合」という意味合いにおいて占める割合はますます低くなるしかない。「孤独死現象」は、個人と社会が「関係」によって媒介された状況から「機能」によって媒介される状況への変化に迫られていることを現す現象である。その点において、コミュニティは「機能的ネットワーク」として、その役割が期待されると言える。

以上のように、日本の「孤独死現象」は、「孤独死」という名前で語られ、把握される「実在」が存在しており、この「実在」が社会的問題として受け入れられ、政策的な対象として位置するモノとして「実在」し、また学問的な対象としても「実在」する現象である。「孤独死現象」を規定することにおいては、その定義の多様性ほどの様々な論争要素が存在している。そして、「孤独死」は「死」という発現要素を中心にして、生前の諸状況と関連する表層要素（ヒトリ性）及び深層要素（個人化）、また死後の諸状況と関連する表層要素（死後処理問題）及び深層要素（コミュニティ問題）で構成される多次元的な現象である。日本の「孤独死現象」が展開される具体的なありようとしては、言説展開という側面から、「コミュニティ言説」を中心に展開されているという特徴が明らかになった。そして、「孤独死」の対応主体としてのコミュニティは、それが『ツナガリ』のコミュニティにとどまらず、

「機能的ネットワーク」として作動するならば、「孤独死」への対応主体として十分な可能性を有しているものである。

## 第2節 本研究の示唆点と意義

日本の「孤独死現象」展開の中心的な位置を占めている「コミュニティ言説」は、「コミュニティの復活・再構築」が「孤独死」問題の核心的な治療剤のように語っている。そこで語られている「コミュニティ」という言葉についてバウマンは次のように述べた。

言葉には意味がある。しかし、言葉のなかには「語感」をともなうものがある。「コミュニティ」という言葉は、その一つである。それは、よいものだという感じがする。「コミュニティ」が何をさすかはともかくとして、「コミュニティに加わること」や「コミュニティに属すること」は、よいことなのである。…(略)…コミュニティは「温かい」場所であり、居心地よく、快適な場所である。それは、ひどい雨から身を守ってくれる屋根のようなものであり、凍えるほど寒い日に手を暖めてくれる暖炉のようなものである。(バウマン 2008: 7-8)

しかし、本論文の第6章で論じたコミュニティにおける近代的な状況は、「温かく」「居心地よい」コミュニティが「生」の問題を保障してくれないものとなってしまったことを意味した。近代社会への移行のなかで行われたコミュニティと社会の分離という現象は、コミュニティの「機能」的な側面がコミュニティから分離されることを意味する。つまり、近代的な状況のなかでコミュニティは「関係」の側面と「機能」の側面が分離されたまま存在するようになったのである。このような近代的なコミュニティの諸側面について本研究では、各々『「ツナガリ」のコミュニティ』と「機能的ネットワーク」と呼んだ。「孤独死」の状況に置かれている個人において、生きていくための「生」の諸問題は、人とのつながりよりは社会が制度を通じて具現しようとする「機能」とのつながりに関連する問題となって行く。そしてそこには、社会の構成員として当の社会に良くつながっているという感覚の消失が存在していた。「孤独死現象」は、個人と社会が「関係」によって媒介された状況が「機能」によって媒介される状況への変化に迫られていることをあらわにする現象である。「機能的ネットワーク」と表現した近代的なコミュニティの像は「孤独死」問題のような「福祉問題」の主体としてコミュニティの可能性を示唆するものであった。「孤独

死」対策として模索されている見守りネットワーク構築における仕組みや、菅野が「孤独死」に関する著書の中で紹介している「2.5 人称関係<sup>221</sup>」のような概念などは、「機能的ネットワーク」と関連する意味で注目に値するものである。ここでの核心は「関係」においては一定の距離をおきながら「機能」を充実するネットワークへの参加である。

「孤独死」を悲しく悲惨なことがらと見なし、「孤独」をなくして「死」に至らないことを望むことは、正論として心が温かくなるもののように感じられるかもしれない。中下が紹介している、新宿区で開催された「孤立死問題を考えるシンポジウム」でのとある参加者から言われた次のような話は意味深く聞こえる。

そりゃ、孤立死なんてないほうがいいに決まっている。でもさあ、これだけ高齢者が増えて、老若男女問わず、単身世帯の〈おひとりさま〉も増え続けて、家族や地域の繋がりも弱まれば、孤立死は自然発生的に起こってくると思うよ。年をとれば、たいてい身体はどこかは悪くなるんだから、ひとりで暮らしてれば、急にボタンと倒れてそのまま逝ってしまうのは仕方がないことだよ。あんたが「孤立死をなくしたい」と考え、実践していることは、無関心が美德とされている時代で立派だとは思うよ。あんたの言っていることも、ある意味、正論だよ。でもさあ、正論はいつの時代も通らないものだ。(後略) (中下 2013: 66)

「孤独死」の対応主体を『ツナガリ』のコミュニティから求めるならば、「正論」は通らないまま、ただの「温かい」言葉にとどまる。

「孤独死」は近代社会の統合に関して問いを投げかける「問題」である。そして、そういう意味でこれは「福祉」の問題でもある。個人主義が一つの避け難い力になっている現代社会において、「つながり」が自分と同質的な人々の間で生じることはさらに難しくなっていく。バウマンは次のような印象的な表現で語っている。「ドン・ファンは孤独であって、自分に似た人々と一緒にいることでその孤独が解消するわけではない。ドン・ジョバンニが何人集まっても、コミュニティができることはない」(バウマン 2008: 76)。互いに異なっている個々人、ますます大きくなる個別性、そのようなことが一つの定数になってしまった社会。このような社会が統合を維持するための力は、個々人に、あるいはそのような個々人のつながりや絆(つまり「関係」)に依存できないようにする。その力は、より制度的で、より抽象的な次元で結びつける仕組みに依存しなければならない。「機能的ネットワ

---

<sup>221</sup> 菅野(2019)の『超孤独死社会』という著書のなかで紹介されている代理家族に関する事例で、「家族ほど近くもなく、他人ほど遠くもない」関係として「2.5 人称の関係」が語られていた(菅野 2019: 272)。

ーク」という表現が狙っていることはまさにそういう点での示唆であった。

コミュニティと関連する以上の示唆点とともに、本研究が有する意義としては、具体的な実体としての「孤独死」ではなく、「孤独死現象」を扱うものとして、他の研究とは区別される作業である点が指摘できるであろう。「孤独死」研究が本格的に登場して以降、20年以上経った現時点においても、「孤独死とは何であるのか」に対する明確な学術的な議論がなされていないことが実情であった。もちろん、その「問い」に対する「答え」を本研究が明瞭に提示できることではない。しかし、その「問い」に対する解答を探すための議論の場を目指して、現時点における「孤独死」と関連する現象のありようをある程度体系的に整理することには、確かな意味があると判断しており、その意味で本研究はその目的に十分に応えていると考えられる。「孤独死」に関連して蓄積された既存の研究に対する検討及び諸論争点を明確にし、日本の「孤独死現象」の展開における諸様相を分析した本研究での作業は、「孤独死」に関するこれからの社会科学的研究のために意味のある踏み台になるものと考えられる。

### 第3節 本研究の限界および課題

分析的な面において、本研究はいくつかの限界点及び課題を有している。その一つは、日本の「孤独死」言説展開を分析するにあたって、分析の対象を新聞記事に限定している点で結果の一般化において制限的にならざるを得ない点である。本論文で提示している主張の説得力を高めるためには、分析対象の幅を広げる必要があることは確かである。特にメディアに限定せず、より多様な言説の特徴を検討する作業が課題として残されている。

そして、本研究で行われている論証の中には「実証的」というよりは「理論的」な性格のものが多数存在する。もちろんそのような論証の性格は分析対象の性格から採用された部分もあるものの、他方ではそのような「理論的」論証によって過度に抽象的な形の議論としての結果をもたらしたこともまた認めざるを得ない。

また本研究では、日本の「孤独死」言説の「コミュニティ言説中心な性格」を論じているものの、なぜそのような「コミュニティ言説」が「孤独死」言説の中心にならざるを得なかったのかについての分析は扱っていない。「孤独死」が「コミュニティ言説」を中心として語られることには、この現象が社会問題における独自の対象として領域を構築していく過程で、不可避的に選択された戦略的な結果であるかもしれないし、また地域及びコミュニティを中心とする福祉政策の再編と関連する動きから影響を受けた結果である可能性もある。それだけでなく、一つの言説はそれ自体独自の存在するものではなく、他の様々な言説と関連するなかで互いに相互作用する関係に置かれているものとして見るべきである。つまり、「孤独死」言説において「コミュニティ言説」が中心的位置を占めるようになったことには、「孤独死」言説外部の言説展開を総合的に検討して検証する必要がある。「孤独死」とは別に存在する「コミュニティ関連言説」などが「孤独死」言説といかなる相関関係を見せているのかに関する分析が求められるのである。このような、「孤独死」言説における「コミュニティ言説」展開に対する要因分析は、本研究の主張を裏付ける重要な分析になることは確かであるが、分析データの膨大さ及び資料収集の限界などの理由から、本研究においては後続研究を通じて検証すべき課題として残しておくしかなかった。

指摘しておくべきもう一つの限界及び課題は、本研究が「日本」の「孤独死現象」に一応限定している点と関係する。本研究において、日本の「孤独死現象」という表現が意味するものは、本研究で提示する「孤独死現象」のありようが、「孤独死現象」というモノが見せる普遍的な特徴を意味しない可能性があること、そしてまたこれが単に日本で現れる現象の特徴を提示することに制限されることを意味するものである。つまり、そこには普遍的な特徴であることを強く主張できないと同時に日本の特徴であると言い切ることもで

きないという限界が存在する。第4章で韓国の「孤独死現象」との若干の比較を提示してはいるものの、それは単に言説展開上の比較のために行われたものにすぎず、「孤独死現象」が常に言説展開を中心に発現されると断定する根拠は、現時点ではない。また、韓国の場合には「孤独死」という用語及びその使い方が独自の生成されたのではなく、それ自体を日本から受け入れることによって始まったため、場合によって韓国の「孤独死現象」はより上位のカテゴリで区分すると「日本型孤独死現象」の一部として見なすべき現象であるかもしれない。つまり、「孤独死現象」それ自体のありよう及び日本固有の現象としての「孤独死現象」のありようを究明するためには、より広範な比較研究が必要である。特に、「孤独死」と呼べることがらに対して「孤独死」という言葉が与えられていない、あるいは異なる意味合いでこのことがらが認識される諸社会との比較は非常に重要な結論を提供してくれるのであろう。その点で、本研究が制限的な性格を有していることは否定できないものの、それにもかかわらず、「孤独死」に関連する比較研究の必要性及び観点の次元において一つの示唆になる作業である点では、すなわち「孤独死現象」についての研究において要求される課題を提示している作業である点で、その「限界」とともに評価できる余地もまた有していると言えよう。

## 参考文献

### [日本語文献]

- 青柳涼子 (2008) 「孤独死の社会的背景」 中沢卓実・淑徳大学孤独死研究会編『団地と孤独死』中央法規, 79-103.
- 赤星俊一 (2013) 「住民の生命と生活を守る生活保護行政を目指して: 札幌市白石区における姉妹孤立死の事例」『福祉研究』(106): 21-33.
- 浅川達人 (2008) 「多様性に寛容なコミュニティ」『明治学院大学社会学・社会福祉学研究』(129): 163-175.
- 新井康友 (2010) 「一人暮らし高齢者の孤独死の実態に関する一考察: A 県 B ニュータウンを中心に」『中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要』(11): 84-89.
- 新井康友 (2011) 「孤立死事例とその特徴に関する一考察: 近畿圏における地域包括支援センター調査結果を中心に」『人間福祉学会誌』11(1): 9-15.
- 新井康友 (2012) 「行旅死亡人の実態に関する研究: 無縁社会の実相」『人間福祉学会誌』12(1): 67-74.
- 新井康友 (2013) 「奈良県 A 市における B 県営団地住民の生活実態調査: 孤独死予防に向けて」『介護福祉研究』20(1): 28-32.
- 新井康友 (2014) 「孤独死の定義に関する一考察」『社会福祉科学研究』(3): 109-117.
- アリエス, フィリップ (1983) 『死と歴史: 西欧中世から現代へ』伊藤晃・成瀬駒男訳. みすず書房.
- 猪狩尚史・柳澤尚代 (2010) 「自治体の高齢者福祉に携わる保健師の孤独死予防に関する活動の意図とその対応」『日本看護学会論文集 地域看護』(41): 115-118.
- 池田真太郎・樋口秀・中出文平・松川寿也 (2017) 「地方都市における高齢者単独世帯の居住状況と孤独死の実態に関する研究: 新潟県長岡市と新潟市での事例分析」『日本都市計画学会都市計画報告集』(16): 129-134.
- 伊佐秀夫・吉川恵・山地範子・塩川泰子・前西奈緒美・津田明彦・西田倫子・額田勲 (1996) 「孤独死とアルコール依存症の関連性: 仮設住宅での孤独死 65 例の検討から」『兵庫県医師会報』514: 27-30.
- 石田光規 (2011) 『孤立の社会学: 無縁社会の処方箋』勁草書房.
- 市川愛 (2012) 『孤独死の作法』ベスト新書.
- 井土睦雄 (2012) 「福祉権利の分断性と孤立死: 知的障害者・家族の孤立死問題をふまえて」『四天王寺大学大学院研究論集』(7): 19-38.
- 今野あかね・大塚真理子 (2016) 「地域包括支援センターが把握した地域で暮らす高齢者

- の孤立死の類型化：看護職への調査から』『老年看護学』21(1): 28-37.
- 今野裕昭 (2001) 『インナーシティのコミュニティ形成』東信堂.
- 伊豫谷登士翁・斎藤純一・吉原直樹 (2013) 『コミュニティを再考する』平凡社.
- 入井俊昭・岩楯公晴・青木清 (2013) 「法医剖検調査に基づく独居死と精神疾患の関連」『心身健康科学』9(2): 96-102.
- 岩瀬博太郎・柳原三佳 (2007) 『焼かれる前に語れ：司法解剖医が聴いた、哀しき「遺体の声」』WAVE 出版.
- 岩田正美 (2007) 『現代の貧困－ワーキングプア／ホームレス／生活保護』筑摩書房.
- 岩本慶則 (2017) 「市営住宅における単身入居者の孤独死：残された家財道具等の処分について」『マッセ Osaka 研究紀要』(20): 133-144.
- 上田智子・上原英正・加藤佳子・志水暎子・伊藤和子・森扶由彦・木下寿恵・藤原秀子・川角真弓 (2010) 「孤独死(孤立死)の定義と関連する要因の検証及び思想的考究と今後の課題」『名古屋経営短期大学紀要』(51):109-131.
- 上野易弘 (1996) 「震災死と孤独死：阪神・淡路大震災の高齢被災者」『長寿社会研究所・家庭問題研究所研究年報』(2): 11-23.
- 上野易弘 (1998) 「『孤独死』の中のアルコール問題」『日本アルコール・薬物医学会雑誌』33(4): 406-407.
- 上野易弘 (1999) 「震災死と『孤独死』」『都市政策』(96): 34-47.
- 上野易弘・浅野水辺・主田英之・足立順子・龍野嘉紹 (1998) 「震災前後における神戸市内の独居死の比較検討」『神戸大学都市安全研究センター研究報告』(2): 279-284.
- 上野易弘・西村明儒・浅野水辺・主田英之・足立順子・矢田加奈子・龍野嘉紹 (1998) 「震災死と孤独死の死因分析とその法医学的検討」『神戸大学都市安全研究センター研究報告 特別報告』(2): 35-42.
- 上野正彦 (2010) 『監察医が書いた死体の教科書』朝日新聞出版.
- 上畑恵宣 (1999) 「なぜ『路上死』か、公的扶助は無力なのか：大都市における行旅死亡人の語りかけるもの」『同朋大学論叢』(80): 31-52.
- NHK クローズアップ現代取材班 (2010) 『助けてと言えない：いま 30 代に何が』文藝春秋.
- NHK スペシャル取材班 (2010) 『無縁社会：「無縁死」三万二千人の衝撃』文藝春秋.
- エリアス, ノルベルト (1990) 『死にゆく者の孤独』中居実訳. 法政大学出版局.
- 大坂府民生委員児童委員協議会連合会地域福祉部会 (2013) 『「孤立・孤独死」防止対策に向けた市町村民児協取り組み状況調査 調査結果概要』大坂府民生委員児童委員協議会連合会地域福祉部会.
- 大澤資樹 (2006) 「法医学講義 山形県における孤独死実態」『日本警察医学雑誌』1(3):34-37.



- 大山真人 (2008) 『団地が死んでいく』 平凡社.
- 小木曾宏 (2008) 『『孤独死』をめぐる新たな福祉問題』 中沢卓美・淑徳大学孤独死研究会編 『団地と孤独死』 第2部第3章、中央法規.
- 呉獨立 (2017a) 「新聞記事からみる『孤独死』言説: 朝日新聞記事を中心に」 『社会学論集』 (29): 122-137.
- 呉獨立 (2017b) 「コミュニティ言説と孤独死: 『常盤平団地』物語の再考察」 『社会学論集』 (30): 103-118.
- 呉獨立 (2018) 「『孤独死』現象を構成する諸要素に関する考察」 『社会学論集』 (32): 31-45.
- 呉獨立 (2019a) 「韓国における『孤独死』現象及び『孤独死』言説」 『ソシオサイエンス』 (25): 51-68.
- 呉獨立 (2019b) 「抽象的現代社会における社会統合の『ありよう』」 『福祉社会へのアプローチ(久塚純一先生古希祝賀)』 上巻: 149-173. 成文堂.
- 神山智美 (2018) 「墓石および遺骨の扱いに係る一考察: 廃墓石の処理, 散骨および孤独死に係る遺骨の扱いを中心として」 『富大経済論集』 63(3): 253-275.
- 香山リカ (2012) 『絆ストレス: 「つながりたい」という病』 青春出版社.
- 河合克義 (2009) 『大都市のひとり暮らし高齢者と社会的孤立』 法律文化社.
- 川口一美・高尾公矢 (2013) 「団地における孤独死の発生と防止対策に関する考察: 千葉県八千代市A団地の事例を手がかりとして」 『研究紀要』 (24): 17-24.
- 関西総合研究所 (2014) 『孤独死ゼロに向けた地域力向上事業 報告書』 関西総合研究所.
- 菅野久美子 (2019) 『超孤独死社会: 特殊清掃の現場をたどる』 毎日新聞出版.
- 岸恵美子 (2013a) 「孤立死の実態から見た課題と対策」 『Research Bureau 論究』(10): 36-45.
- 岸恵美子 (2013b) 「セルフ・ネグレクトと孤立死」 『高齢者虐待防止研究』 9(1): 22-28.
- 木村元木・窪田順生・小堂敏郎・高橋繁行・山崎徹・渡辺千鶴 (2011) 『無縁・多縁社会 (データでわかる日本の未来)』 洋泉社.
- 久禮義一・平峯潤 (2013) 「孤独死と地方自治体の取り組み: 大阪府池田市、東京都中野区条例を中心に」 『関西外国語大学人権教育思想研究』 (16): 12-33.
- 黒岩亮子 (2007) 「『孤独死』問題をめぐる『つながり』の再構築」 『現代日本人の人間関係』 学文社: 119-120.
- 黒岩亮子 (2008) 「高齢者の『孤立』に対応する福祉政策の変遷」 『社会福祉』 49: 59-77.
- 黒岩亮子 (2009) 「『孤立』支援活動と地域リーダー: 『2つ』の地域を中心」 高橋勇悦・内藤辰美(編) 『地域社会の新しい<共同>とリーダー』 恒星社厚生閣.
- 黒岩亮子 (2010) 「都市高齢者の『孤立』と地域福祉の課題」 『貧困研究』 (4): 88-97.

- 慶應義塾大学文学部 (2012) 『「絆」を考える』慶應義塾大学出版会.
- 厚生省 (1970) 『昭和 45 年版 厚生白書』厚生省.
- 厚生労働省 (2007a) 「第 1 回 高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議 (『孤立死』ゼロを目指して)」(会議資料-平成 19 年 8 月 28 日) 厚生労働省.
- 厚生労働省 (2007b) 「第 2 回 高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議 (『孤立死』ゼロを目指して)」(会議資料-平成 19 年 12 月 11 日) 厚生労働省.
- 厚生労働省 (2008a) 「第 3 回 高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議 (『孤立死』ゼロを目指して)」(会議資料-平成 20 年 2 月 19 日) 厚生労働省.
- 厚生労働省 (2008b) 「第 4 回 高齢者が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議 (『孤立死』ゼロを目指して)」(会議資料-平成 20 年 3 月 18 日) 厚生労働省.
- 厚生労働省 (2008c) 『高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議報告書』厚生労働省.
- 厚生労働省 (2008d) 『これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書』厚生労働省.
- 厚生労働省 (2012a) 『見直しませんか 支援のあり方・あなたのまち: 安心生活を創造するための孤立防止と基盤支援 (安心生活創造事業成果報告書)』厚生労働省.
- 厚生労働省 (2012b) 「第 10 回安心生活創造事業推進検討会」(会議資料-平成 24 年 5 月 28 日) 厚生労働省.
- 厚生労働省 (2013a) 「孤立死防止対策取組事例一覧」厚生労働省.
- 厚生労働省 (2013b) 「孤立死防止対策取組事例の概要」厚生労働省.
- 厚生労働問題研究会 (2004) 『お年寄りの孤独死防止ハンドブックーお年寄りがひとりぼっちで死なないように』財団法人厚生労働問題研究所.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2018) 『日本の世帯数の将来推計 (全国推計) -2015~2040 年』人口問題研究資料第 339 号.
- 小曾根卓 (2016) 「検死からみた孤独死の現状 (特に農村型孤独死について)」『日本プライマリ・ケア連合学会誌』39(4):205-208.
- 小谷みどり (2008) 「自殺と孤独死に対する意識-地域コミュニティ再構築の可能性」『ライフデザインレポート』(185): 4-15.
- 小辻寿規・小林宗之 (2011) 「孤独死報道の歴史」『Core ethics』7:121-130.
- 小山淳子・山中裕子・谷口起代 (2013) 「孤独死の予防を目的とした福島県いわき市等被災地域に住む高齢者の置かれている生活環境の基礎調査 (在宅での生活を支援するサービスの質の向上に関する研究)」『研究助成・事業助成報告書』(24): 315-339.
- 近藤稔和・大島徹 (2001) 「高齢者の自殺、虐待及び孤独死の実態に関する法医病理学的・社会病理学的研究」『豊かな高齢社会の探究調査研究報告書』(9): 20.

- 斎藤純一 (2000) 『公共性』 岩波書店.
- 斉藤千鶴 (2010) 「高齢者を『支え合う』地域見守り活動の課題: 地域見守り活動調査から」 『関西福祉科学大学紀要』 (13): 175-188.
- 斉藤雅茂・岸恵美子・野村祥平 (2016) 「高齢者のセルフ・ネグレクト事例の類型化と孤立死との関連: 地域包括支援センターへの全国調査の二次分析」 『厚生指標』 63(3): 1-7.
- 佐藤良子 (2012) 『命を守る東京都立川市の自治会』 廣済堂新書.
- 坂井昭夫 (2012) 「『無縁社会』考: 経済学の責務と若干の論点」 『高崎経済大学論集』 54: 13-27.
- 坂本俊雄 (2012) 「孤立死防止のための在宅安否確認センサネットワークシステムの開発 (在宅で生活を支援するサービスの質の向上に関する研究)」 『研究助成・事業助成報告書』 (23): 209-231.
- 桜井良彦 (2008) 「孤独死防止に寄与する緊急通報サービス」 『学際研究』 (64): 2189-2193.
- 佐々木とく子 (2007) 「孤独死の大量発生が止まらない」 『中央公論』 2007(11): 173.
- 佐々木とく子・NHK スペシャル取材班 (2007) 『ひとり誰にも看取らず-激増する孤独死とその防止策』 阪急コミュニケーションズ.
- 澤井淳 (2005) 「社会的死と法」 『法社会学』 (62): 110-122.
- 三本松政之 (1999) 「コミュニティと福祉」 藤田弘夫・吉原直樹編 『都市社会学』 有斐閣.
- 澁川紀子 (2014) 「孤立死リスクの高い高齢者への支援のあり方: 世田谷区の孤立死者全数 147 件の傾向を通して」 『せたがや自治政策』 (6): 139-174.
- 清水恵子・塩野寛・上園崇 (2002) 「高齢者の孤独死の死因分析と予防対策: 内外因死, 自殺, 事故死の分析」 『大和証券ヘルス財団研究業績集』 (25): 16-22.
- 島田裕巳 (2011) 『人はひとりで死ぬ: 「無縁社会」を生きるために』 日本放送出版協会.
- 嶋根克己 (2005) 「社会的行為としての死者の追悼」 『法社会学』 (62): 99-109.
- 清水美恵子 (2017) 「常盤平団地自治会の地域ぐるみの取り組み: 孤独死ゼロ作戦」 『住民と自治』 646: 24-27.
- 杉谷憲昭 (2014) 「孤立死防止を目指して: マンションにおける孤立死対策」 『ビル管理の研究と開発』 41(2): 29-38.
- 鈴木忠義 (2009) 「路上死に至る背景: 『行旅死亡人の公告』を通して」 『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』 (11): 71-89.
- 鈴木忠義 (2010) 「『行旅死亡人』とは誰か: 今日における行旅病人及行旅死亡人取扱法」 『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』 (12): 45-59.
- 鈴木忠義 (2011) 「『行旅死亡人』の実相に関する歴史的な分析」 『立教大学コミュニティ福

社学部紀要』(13): 117-130.

社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会 (2010)『「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会」報告書』.

新宿区高齢者保健福祉推進協議会 (2006)「高齢者の孤独死対策について (新宿区高齢者保健福祉推進協議会資料-平成 18 年 11 月 16 日)」.

新村出 (2008)『広辞苑 第 6 版』岩波書店.

ジャンケレヴィッチ, ヴラジミール (1978)『死』仲澤紀雄訳. みすず書房.

全国「餓死」「孤立死」問題調査団 (2012)『「餓死・孤立死」の頻発を觀よ!』あけび書房.

全国社会福祉協議会 (1968)『居宅寝たきり老人実態調査報告書』全国社会福祉協議会.

全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員協議会(編) (1974)『孤独死老人追跡調査報告書』全国社会福祉協議会.

全日本冠婚葬祭互助協会 (2012)『無縁社会から有縁社会へ』水曜社.

総務省統計局 (2017)『平成 27 年国勢調査-世帯構造等基本集計結果』総務省統計局.

福田義也 (2013)『福祉社会学の挑戦: 貧困・介護・癒しから考える』岩波書店.

反町吉秀 (2014)「死後長期間を経過して発見された大阪市内における自宅単身生活者の死亡例『孤立死』例についての記述疫学的検討」『人妻女子大学家政系研究紀要』(50): 15-21.

高江洲敦 (2012)『事件現場清掃人が行く』幻冬舎.

高尾公矢 (2008)「孤独死の社会学: 千葉県常盤平団地の事例をてがかりとして」『社会学論叢』(161): 19-41.

高尾公矢 (2017)「孤独死予備軍への視点: 都市近郊団地の事例を手がかりとして」『政経論叢』85(3・4): 351-384.

高木徹也 (2010)『なぜ人は砂漠で溺死するのか?: 死体の行動分析学』メディアファクトリー.

高田光雄・永野浩子・尾上道雄・内藤宏・松本均・檜谷美恵子・矢田尚子・三浦研 (2012)「見守り・安否確認による"孤立死"予防と地域マネジメント」『都市住宅学』(76): 78-84.

高橋知香子・塩崎賢明・堀田祐三子 (2005)「応急仮設住宅と災害復興公営住宅における孤独死の実態と居住環境に関する研究」『学術講演梗概集. F-1、都市計画、建築経済・住宅問題 2005』: 1513-1514.

橋本俊詔 (2011)『無縁社会の正体: 血縁・地縁・社縁はいかに崩壊したか』PHP.

田中英樹・中野いく子・高橋信幸 (2015)「孤立死を防ぎ、社会的孤立をいかに解消するか: コミュニティソーシャルワーク実践のあり方に関する研究」『社会福祉学』56(2):

101-112.

- 田中重好 (2010)『地域から生まれる公共性』ミネルヴァ書房.
- 田中正人 (2010)「被災市街地の住宅セーフティネットにおける『孤独死』の実態とその背景:応急仮設住宅と復興公営住宅の比較(住宅と福祉の連携,建築社会システム)」『学術講演梗概集. F-1, 都市計画, 建築経済・住宅問題』2010: 1523-1524.
- 田中正人・上野易弘 (2011)「被災市街地の住宅セーフティネットにおける『孤独死』の発生実態とその背景:阪神・淡路大震災の事例を通して」『地域安全学会論文集』(15): 437-444.
- 田中正人・高橋知香子・上野易弘 (2009a)「災害復興公営住宅における『孤独死』の発生実態と居住環境の関係: 阪神・淡路大震災の事例を通して」『日本建築学会計画系論文集』74(642): 1813-1820.
- 田中正人・高橋知香子・上野易弘 (2009b)「被災市街地における住宅セーフティネットの構築に関する研究: 応急仮設住宅・復興公営住宅での『孤独死』の実態を通して」『住宅総合研究財団研究論文集』(36): 363-374.
- 田中正人・高橋知香子・上野易弘 (2010)「応急仮設住宅における『孤独死』の発生実態とその背景-阪神・淡路大震災の事例を通して」『日本建築学会計画系論文集』75(654):1815-1823.
- 田中博子・森實詩乃 (2016)「団地自治会による高齢者の孤独死予防の取り組みに関する一考察」『日本地域看護学会誌』19(1): 48-54.
- 玉置好徳 (2012)「孤立死の予防に関する研究(その1)」『梅花女子大学現代人間学部紀要』(9): 25-39.
- タンストール, ジェレミー (1978)『老いと孤独: 老年者の社会学的研究』光信隆夫訳. 垣内出版.
- 寺久保光良 (2012)『また、福祉が人を殺した』あけび書房.
- テンニース, フェルディナント (1927)『共同社会と利益社会』井森陸平訳. 巖松堂書店.
- デランティ, ジェラード (2012)『コミュニティ: グローバル化と社会理論の変容』山之内靖・伊藤茂訳. NTT 出版.
- 東京都監察医務院 (2010)『東京都 23 区における孤独死の実態』東京都監察医務院.
- 東京都監察医務院 (2013)『東京都 23 区における孤独死統計 (平成 20~23 年): 世帯分類別異状死統計調査』東京都監察医務院.
- 土場学 (2006)「公共性と共同性のあいだ: 公共性の社会学の可能性」『応用社会学研究』(48): 127-138.
- 内閣府 (2008)『平成 20 年版 高齢社会白書』内閣府.
- 内閣府 (2010a)『平成 22 年版 高齢社会白書』内閣府.

- 内閣府 (2010b) 『高齢者の地域におけるライフスタイルに関する調査結果』 内閣府.
- 内閣府 (2011) 『平成 23 年版 高齢社会白書』 内閣府.
- 内閣府 (2012) 『平成 24 年版 高齢社会白書』 内閣府.
- 内閣府 (2015) 『平成 27 年版 高齢社会白書』 内閣府.
- 内閣府 (2017) 『平成 29 年版 高齢社会白書』 内閣府.
- 内閣府 (2018) 『平成 30 年版 高齢社会白書』 内閣府.
- 中沢卓実 (2008a) 『常盤平発信 孤独死ゼロ作戦：生きかたは選べる』 木の泉社.
- 中沢卓実 (2008b) 「常盤平団地が『孤独死ゼロ作戦』に挑む」 中沢卓美・淑徳大学孤独死研究会編『団地と孤独死』 第 1 部第 1 章、中央法規.
- 中沢卓実 (2008c) 「常盤平団地における孤独死ゼロ作戦の取り組み」『学際研究』 (64): 2186-2188.
- 中沢卓実・結城康博(編) (2012) 『孤独死を防ぐ: 支援の実践と政策の動向』 ミネルヴァ書房.
- 中澤まゆみ (2011) 『おひとりさまの終活』 三省堂.
- 中下大樹 (2013) 『あなたならどうする「孤独死」』 三省堂.
- 中庭光彦 (2007) 「孤独死ゼロ運動が問いかけるニュータウンの共助文化：松戸市・常盤平団地の事例から」『多摩ニュータウン研究』 (9): 86-93.
- 中村健人 (2014) 「孤立死に関する一考察: 葬祭の実施・公営住宅の明渡・相続財産管理人の選任について」『自治体学: 自治体学会誌』 28(1): 64-69.
- 中森弘樹 (2011) 「「無縁死」概念の社会的意義-死の社会学におけるその位置づけをめぐって」『社会システム研究』 (14): 157-168.
- 中森弘樹 (2013) 「孤独死の言説からみる死の自己決定の変容：新聞の投書記事の分析」『社会システム研究』 (16): 181-194.
- 西村雄郎 (2011) 「都市における『町』の生成・展開と〈まち〉づくり」『年報村落社会研究』 (47): 49-82.
- 日本少額短期保険協会孤独死対策委員会 (2017) 『第 2 回孤独死現状レポート』 日本少額短期保険協会.
- 日本法医学会 (1994) 「異状死ガイドライン」『日本法医学雑誌』 48(5): 357-358.
- ニッセイ基礎研究所 (2011) 『セルフ・ネグレクトと孤立死に関する実態把握を地域支援のあり方に関する調査研究報告書』 ニッセイ基礎研究所.
- 新田雅子 (2013) 「『孤独死』あるいは『孤立死』に関する福祉社会学的考察: 実践のために」『札幌学院大学人文学会紀要』 (93): 105-125.

- 額田勲 (1999) 『孤独死：被災地神戸で考える人間の復興』 岩波書店.
- 根本治子 (2009) 「孤立した高齢者の死に関する一考察」『花園大学社会福祉学部研究紀要』 (17): 75-92.
- 野尻雅美 (2015) 「高齢者の孤独死と満足死、『一人』と『ひとり』からの考察」『日健医誌』 24(2): 99-102.
- 野村総合研究所 (2013) 『「孤独死」の実態把握のある方に関する調査研究事業 報告書』 野村総合研究所.
- 橋爪真奈美 (2008) 「高齢者の孤独死問題と地域福祉」『医療・福祉研究』 (17): 27-39.
- 原田寛子 (1995) 「徳島県における過去 18 年間の老人自殺および孤独死の統計的考察」『四国大学紀要』 (B)3: 135-153.
- バウマン, ジグムント (2008) 『コミュニティ』 奥井智之訳. 筑摩書房.
- 広井良典 (2006) 『持続可能な福祉社会：「もうひとつの日本」の構想』 ちくま新書.
- 広井良典 (2009a) 『日本の社会保障』 岩波新書.
- 広井良典 (2009b) 『コミュニティを問い直す：つながり・都市・日本社会の未来』 ちくま新書.
- 福川康之・川口一美 (2011) 「孤独死の発生ならびに予防対策の実施状況に関する全国自治体調査」『日本公衛誌』 58(11): 959-966.
- 福島忍 (2013) 「都営住宅における孤独死の不安を抱える一人暮らし高齢者の特性」『日本の地域福祉』 (26): 1-9.
- 藤島安之 (2012) 『無縁社会を生きる』 幻冬舎.
- 古橋エツ子・金川めぐみ・中尾治子 (2011) 「高齢者の孤立死に関する防止対策：和歌山県の実態から」『名古屋経営短期大学紀要』 (52): 129-142.
- 堀崇樹 (2012) 「新聞報道にみる孤独死の動向と問題の所在」『社会学論叢』 (173): 41-60.
- 前原なおみ・川井太加子 (2010) 「地域見守り活動における孤立死の体験と課題」『甲南女子大学研究紀要. 看護学・リハビリテーション学編』 (4): 223-229.
- 舛田ゆづり・田高悦子・臺有桂・糸井和佳・田口理恵・河原智江 (2011) 「住民組織からみた都市部の孤立死予防に向けた見守り活動におけるジレンマと方略に関する記述的研究」『日本公衆衛生雑誌』 58(12): 1040-1048.
- 松澤明美・田宮菜奈子・山本秀樹・山崎健太郎・本澤己代子・宮石智 (2009) 「法医剖検例からみた高齢者死亡の実態と背景要因：いわゆる孤独死対策のために」『厚生学』 56(2): 1-7.
- 松橋達矢 (2012) 「多様化する都市地域社会における『つながり（地縁）』の現在」『社会学論叢』 (173): 9-39.

- 松宮朝 (2012)「高齢者の『関係性の貧困』と『孤独死』・『孤立死』：愛知県愛西市の事例から」『日本都市社会学会年報』2012(30):15-28.
- 松宮朝・新美功・鷺野明美 (2008)「孤独死・孤立死をめぐる地域的対応：愛知県愛西市の事例を中心に」『社会福祉研究』(10): 43-57.
- 松村明(監修) (2006)『大辞林 第三版』小学館.
- 松村直道 (2016)「孤独死問題への対応とネットワーク型コミュニティ活動の可能性」『コミュニティ振興研究：常磐大学コミュニティ振興学部紀要』(22): 67-85.
- 三井康壽 (2015)「阪神・淡路大震災の教訓をどう活かしたか：居住回復過程で孤独死を出さなかった中越大震災」『都市住宅学』(88): 48-53.
- 峯本佳世子 (2010)「被災地における高齢者の孤独死防止と生活支援」『大阪人間科学大学紀要』(9): 171-177.
- 宮本みち子 (2012)『若者が無縁化する：仕事・福祉・コミュニティでつなぐ』ちくま書房.
- 本橋豊・金子善博・藤田幸司 (2011)「高齢者の社会的孤立と自殺、自殺予防対策」『老年精神医学雑誌』22(6): 672-677.
- 森田沙斗武・西克治・古川智之・一杉正仁 (2016)「高齢者孤立死の現状とか背景についての検討」『日本交通科学学会誌』15(3): 38-43.
- 森千香子 (2006)「『施設化』する公営団地」『現代思想』105.
- 矢部武 (2012)『ひとりで死んでも孤独じゃない：「自立死」先進国アメリカ』新潮社.
- 八巻睦子 (2006)「一人暮らし高齢者の社会的排除と支援のあり方：いわゆる『孤独死』問題への支援策を中心に」『生活経営学研究』(41): 16-21.
- 山口光治 (2008)「孤独死の防止に本人の力を」中沢卓実・淑徳大学孤独死研究会編『団地と孤独死』中央法規, 59-76.
- 山口道弘(編) (2012)『無縁介護：単身高齢社会の老い・孤立・貧困』現代書館.
- 山口定 (2003)「新しい公共性を求めて：状況・理念・基準」山口定・佐藤春吉・中島茂樹・小関素明編『新しい公共性』有斐閣.
- 山崎久美子・逸見功 (2017)「孤独死研究の動向と今後の課題」『日本保健医療行動科学会雑誌』32(1): 66-73.
- 山崎久美子・逸見功 (2018)「孤独死防止へ向けた見守り支援受け入れ/拒否に関する一人暮らし高齢者の心理特性の検討」『防衛医科大学校進学課程研究紀要』(41): 59-73.
- 山崎健太郎・田宮菜奈子・松澤明美・伊藤智子・宮石智・梅津和夫・金涌佳雅・福永龍繁 (2009)「独居生活者および死後長時間経過事例にみる高齢者孤立死の疫学的考察と山形県・東京都区部の地域差」『法医学の実際と研究』(52): 227-235.
- 山崎健太郎・羽田俊裕・水野大・倉田理華・塩原理沙・外川加奈子・和賀望造・渡辺ゆみ子・梅津和夫 (2015)「死後長時間経過事例にみる孤独死の疫学的考察：同居家族



が居る場合」『法医学の実際と研究』(58): 223-229.

山田智 (2008) 「民医連による『孤独死実態調査』と『高齢者医療・介護・生活実態調査』  
『いのちとくらし研究所報』(22): 42-29.

湯浅誠 (2007) 『貧困襲来』山吹書店.

結城康博 (2008) 「孤独死対策と団地自治会」中沢卓実・淑徳大学孤独死研究会(編)『団地  
と孤独死』中央法規.

結城康博 (2017) 「孤独死・無縁死にどう向き合うか-求められる『死の社会化』」『都市問題』  
108(7): 62-70.

吉岡尚志 (2011) 「杉並で進む『福祉のまちづくり』: 孤独死のないまちをめざして」『生活  
協同組合研究』(424): 38-45.

ルーマン, ニクラス. (2007) 「インクルージョンとエクスクルージョン」『ポストヒューマン  
の人間論』村上淳一編訳. 東京大学出版会.

鷺野明美・松宮朝 (2011) 「『孤独死』・『孤立死』問題へのアプローチ: 愛知県愛西市の取  
り組みから」『愛知県立大学教育福祉学部論集』(60): 71-81.

#### [英語文献]

Armstrong, David. (1988) "Silence and Truth in Death and Dying". *Social Science and  
Medicine* 24(8): 651-657.

Berger, Peter L. (1973) "Sincerity and Authenticity in Modern Society", *The Public  
Interest* (31): 81-90.

Berger, Peter L. (1979) *The Heretical Imperative: Contemporary Possibilities of  
Religious Affirmation*. Garden City: Anchor Books.

Calinescu, Matei. (1987) *Five Faces of Modernity*. Durham: Duke University Press.

Campbell, John Creighton. (1992) *How Policies Changes: The Japanese Government  
and the Aging Society*, Princeton University Press.

Dench, Geoff. (1986) *Minorities in the Open Society: Prisoners of Ambivalence*. London:  
Routledge and Kegan Paul.

Durkheim, Emile. (1979) *Suicide: A Study in Sociology*. tr. by J. A. Spaulding & G.  
Simpson. New York: The Free Press(=2015. 『自殺論』宮島喬訳. 中央公論新社).

Durkheim, Emile. (1984) *The Division of Labor in Society*. translated by W.D.Halls.  
New York: Free Press.

Gehlen, Arnold. (1980) *Man in the Age of Technology*. New York: Columbia University  
Press.

- Giddens, Anthony. (1991) *Modernity and self-identity: self and society in the late modern age*. Stanford: Stanford University Press.
- Giddens, Anthony. (1992) *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism*. UK: Polity Press.
- Giddens, Anthony, Ulrich Beck and Scott Lash. (1994) *Reflexive modernization: politics, tradition and aesthetics in the modern social order*. Stanford: Stanford University Press.
- Glaser, Barney G., Anselm L. Strauss. (1965) *Awareness of Dying*. Chicago: Aldine(=1988『死のアウェアネス理論と看護：死の認識と終末期ケア』医学書院).
- Goffman, Erving. (1959). *The Presentation of Self in Everyday Life*. Harmondsworth: Penguin(=1974『行為と演技：日常生活における自己呈示』石黒毅訳. 誠信書房).
- Hillery, George. A. (1955) “Definitions of Community: Areas of Agreement”. *Rural Sociology* (20): 111-123.
- IMF (2016) *IMF Country Report No.16/278: Republic of Korea*, International Monetary Fund.
- Kim, Bong Seok and Oh, Dok-Lip (2018) “Individuals Still Need Society, and Society Must Respond to Individuals: Exploration of the Case of Young People in Korea from the Perspective of Emile Durkheim’s Theory of Social Solidarity”. *The Journal of Studies in Contemporary Social Theory* (12): 45-59.
- Krackhardt, David. (1987) “Cognitive Social Structures”. *Social Networks* 9(2): 109-134.
- Lasch, Christopher. (1980) *The Culture of Narcissism*. London: Abacus.
- Levine, Donald. (1977) “Simmel at a Distance: On the History and Systematics of the Sociology of the Strangers”, *Sociological Focus* 10(1): 15-29.
- Marsden, Peter. (1990) “Network Data and Measurement”. *Annual Review of Sociology* (16): 435-463.
- Marx, Karl. (1972) *Manifesto of Communist Party*. Peking: Foreign Languages Press.
- Mellor, Philip A., Chris Shilling. (1993) “Modernity, Self-Identity and the Sequestration of Death”. *Sociology* 27(3): 411-431.
- Mulkay, Michael. (1993) “Social Death in Britain”. David Clark(ed.). *The Sociology of Death*. Blackwell.
- Mulkay, Michael, John Ernst. (1991) “The Changing Profile of Social Death”. *Archives européennes de sociologie*. (32): 172-196.
- Nisbet, Robert. (1953) *The Quest for Community*. Oxford: Oxford Univ. Press.
- OECD (2015) *Health at a Glance 2015: OECD Indicators*, OECD Publishing.
- Schutz, Alfred. (1964) *Collected Papers Vol. II: Studies in Social Theory*. The Hague: Martinus Nijhoff.

- Simmel, Georg. (1950) "The Metropolis and Mental Life" in translated by Kurt Wolff(ed). *The Sociological of Georg Simmel*, New York: Free Press.
- Simmel, Georg. (1978) *The Philosophy of Money*. Translated by Tom Bottomore & David Frisby London: Routledge & Kegan Paul.
- Stein, Maurice R. (1960) *The Eclipse of Community: an Interpretation of American Studies*. Princeton: Princeton Univ. Press.
- Sudnow, David. (1967) *Passing on: The Social Organization of Dying*. Prentice Hall(=1992『病院で作られる死:「死」と「死につつあること」の社会学』岩田啓靖, 志村哲郎, 山田富秋 共訳. せりか書房).
- Sweeting, Helen N., M. L. M. Gilhooly (1992) "Doctor, am I Dead?: A Review of Social Death in Modern Societies". *Omega* 24(4): 251-269.
- Townsend, Peter. (1968) "Isolation, Desolation, and Loneliness" in Henning Friis, Poul Milhøj, Ethel Shanas, Jan Stehouwer, Peter Townsend & Dorothy Wedderburn(eds.). *Old People in Three Industrial Societies*. London: Routledge & Kegan Paul.
- Townsend, Peter. (1970) *The Family Life of Old People: An Inquiry in East London*. Harmondsworth: Penguin.
- Triyakian, Edward. (1973) "Perspective on the Stranger" in Sallie Teselle(ed). *The Rediscovery of Ethnicity*. New York: Harper and Row.
- Walter, Tony. (1994) *The Revival of Death*. New York: Routledge.
- Walzer, Michael. (ed.) (1995) *Toward a Global Civil Society*. New York: Berghahn Books.
- Weber, Max. (1958) "Science as a Vocation" in Gerth and Mills(ed.). *From Max Weber*. New York: Oxford Univ. Press.
- Weeks, Jeffrey. (2000) *Making Sexual History*. Cambridge: Polity Press.
- Williams, Raymond. (1976) *Keywords: A Vocabulary of Culture and Society*. London: Fontana.
- Zijderveld, Anton. (1970) *The Abstract Society: A Cultural Analysis of Our Time*, Harmondsworth: Penguin Books.

[韓国語文献]

- キム・ユンシン (他) (2011) 「独居老人の孤独死予防のための地域連絡網効果性研究」『社会科学研究』(김윤신(외)「독거노인 고독사 예방을 위한 지역연락망의 효과성 연구」『사회과학연구』) 50(2): 143-169.
- クオン・ヒョクナム(2013a) 「高齢化時代の老人孤独死問題に関する倫理的反省」『人文科学研究論叢』(권혁남 「고령화시대 노인고독사 문제에 대한 윤리적 반성」『인문과

학연구논총』) 35: 245-277.

クオン・ヒョクナム(2013b)「孤独死に関する法と倫理的争点：個人の選択か社会的問題か」  
『人文科学研究』(권혁남「고독사에 관한 법과 윤리적 쟁점: 개인의 선택인가 사회적 문제인가?」『인문과학연구』) 38: 463-479.

現代經濟研究院(2016)『青年雇用指標の現況と改善方案』現代經濟研究院(현대경제연구원  
『청년 고용지표의 현황과 개선방안』현대경제연구원).

社会公共研究院(2015)「韓国の老人、なぜ貧困であるのか：国際比較でみる我が国の老後貧困実態」  
『イシュー・ペーパー』(사회공공연구원「한국의 노인, 왜 빈곤한가: 국제비교로 본 우리나라 노후빈곤 실태」『이슈페이퍼』) 2015(5): 1-21.

ソウル市福祉財団(2016)『ソウル市孤独死実態把握及び支援方案研究』ソウル市福祉財団(서울시복지재단  
『서울시 고독사 실태 파악 및 지원방안 연구』서울시복지재단).